

平成13年3月8日広陵町議会

第1回定例会会議録（1日目）

平成13年3月8日広陵町議会第1回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	林田孝一	助役	吉川一郎
収入役	森藤友次郎	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	福祉部長	野村完治
環境部長	山村吉由	ごみ対策室長	和田建三
都市整備部長	竹田健次	水道局長	吉村正勝
教育委員会事務局長	畠山恵俊		
土地開発公社事務局長	真井正幸		
施設管理サービス公社常務理事	大石久義		
施設管理サービス公社課長	堀川季延		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 中 尾 勝

書 記 乾 善 雄 吉 田 英 史

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成13年広陵町議会第1回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:08開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4	議員提出議案第1号 ごみ処理問題解決に向けての決議について
5	報告第1号 広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
6	報告第2号 中央省庁等改革関係法施行法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
7	報告第3号 図書館建築工事請負契約に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
8	報告第4号 真美ヶ丘地区集会所建築工事請負契約に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
9	報告第5号 平成12年度広陵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の報告について
10	報告第6号 広陵町土地開発公社予算について
11	報告第7号 財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算について
12	議案第3号 職員の再任用に関する条例の制定について
13	議案第4号 与楽寺収蔵庫の設置に関する条例の制定について

- 1 4 議案第 5 号 広陵町立児童育成クラブ条例の制定について
- 1 5 議案第 6 号 広陵町総合保健福祉会館設置条例の制定について
- 1 6 議案第 7 号 広陵町職員定数条例の一部を改正することについて
- 1 7 議案第 8 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 1 8 議案第 9 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 1 9 議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
- 2 0 議案第 11 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 2 1 議案第 12 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて
- 2 2 議案第 13 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 2 3 議案第 14 号 物品購入基金条例の一部を改正することについて
- 2 4 議案第 15 号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて
- 2 5 議案第 16 号 広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 2 6 議案第 17 号 広陵町用地取得事業特別会計条例の廃止について
- 2 7 議案第 18 号 広陵町立広陵東幼稚園改築に伴う工事請負契約の締結について
- 2 8 議案第 19 号 平成 12 年度広陵町一般会計補正予算（第 8 号）
- 2 9 議案第 20 号 平成 12 年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 0 議案第 21 号 平成 12 年度広陵町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 1 議案第 22 号 平成 12 年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 2 議案第 23 号 平成 12 年度広陵町墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 3 議案第 24 号 平成 12 年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 4 議案第 25 号 平成 13 年度広陵町一般会計予算
- 3 5 議案第 26 号 平成 13 年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 3 6 議案第 27 号 平成 13 年度広陵町老人保健特別会計予算
- 3 7 議案第 28 号 平成 13 年度広陵町介護保険特別会計予算

- 38 議案第29号 平成13年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 39 議案第30号 平成13年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 40 議案第31号 平成13年度広陵町学校給食特別会計予算
- 41 議案第32号 平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算
- 42 議案第33号 平成13年度広陵町水道事業会計予算

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は過日の議会運営委員会で本日から23日までの16日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から23日までの16日間と決定いたしました。

なお、報告第1号から報告第7号につきましては、委員会の審査を省略して本日議決願いたいと存じます。

議 長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

12番 坂口君

13番 山本悦雄君

に指名いたします。

議 長 次に本日は第1回定例会でございます。町長より平成13年度の施政方針を賜りたいと存じますのでよろしく願いをいたします。町長！

町 長 ただいま議長のお許しを得まして施政方針を朗読させていただきます。

本日、ここに平成13年度予算案をはじめ多数の案件を提出しご審議をお願いするに当たりまして施政方針の一端を申し上げ、議員各位並びに町民皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

最初に、現在町の重要課題となっております現清掃センターの移転問題について一言述べさせていただきます。清掃センターの操業をめぐって馬見南3丁目自治会との争訟については、ご承知のように本年1月11日、裁判所において平成17年6月30日を操業停止の期限とすることで和解が成立いたしました。期限まであと1,575日、新施設建設には大変厳しい期間ではありますが、担当事務局の陣容を一新し、私をはじめ全職員が一丸となって

全精力をかけて邁進する所存でございます。

さて、平成12年2月に工事を始めました総合保健福祉会館がこのほど建物周囲の工事用の防護シートが外され、西に二上・葛城の山並みを臨み、さわやかホールの命名にふさわしい白色を基調にした会館の全貌が姿をあらわしました。6月1日のオープンを前に、5月24日は竣工式を迎えることを決定しております。せっかくの立派な施設が平成12年4月の介護保険制度の施行には間に合わず、大変お待たせいたしました。21世紀の保健・福祉の拠点として皆様のお役に立つ日の秒読みが始まりました。

保健福祉会館の完成間近の声とともに、平成13年度、2001年度が間もなくスタートしようとしています。13年度は私にとって任期3期目最後の年となるわけでございます。その3期目の総仕上げとして、総合保健福祉会館をはじめ、東小学校の改築事業の継続、都市計画道路笠・ハリサキ線の最終段階への整備など、引き続き生活基盤の整備に力を注ぎたいと存じます。

また、一方のソフト事業についても、IT講習をはじめとする数々の情報通信施策、公正で開かれた行政を目指す情報公開制度の実施など、新しい時代、新しい潮流に対応できる体制を確立してまいりたいと考えております。いずれにしても12年度で策定いたしました第3次総合計画で掲げております「ひとづくり」「夢づくり」「まちづくり」の3本柱をもとに広く皆様方の声を集約し、事業を厳選しながら計画の達成を進めてまいり所存でございます。

新世紀、21世紀の我が国経済状況の幕開けはいまだに厳しい状況にあります。しかしながら、数度にわたる国を挙げての景気回復経済推進施策と経済社会構造変革に努めた結果により、平成10年当時の最悪状況は脱したと言われているようでございます。たとえば、企業部門を中心とした緩やかな改善傾向が続けられていることから、今後IT関連施策をはじめとする日本新生緊急基盤事業や、地域経済の本格的回復を図るための臨時経済対策事業などにより、13年度には民需を中心とした成長を続ける姿が定着し、自律的な景気回復軌道をたどるとの見通しがなされています。

そうした中で、地方財政は12年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあり、その借入金残高は13年度末に188兆円に達する見込みとなっております。また今後公債費の一層の増嵩が見込まれるため、将来の財政運営を圧迫することが強く懸念されているところでございます。その一方で、地方分権一括法の施行により地方分権がいよいよ現実の歩みを始めた中で地方財政の役割はますます重要になってきています。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、今後における財政構造改革の必要性を考えると、引

き続き地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革をさらに推進するとともに、主要的事業や歳出の重点化を図り、財政体質の一層の健全化に努めることが急務であると思われま

す。広陵町における平成13年度の予算編成に当たりましては、このような現況を踏まえ、財政の健全性にも配慮し、徹底した経費の効率化を図りながら、本町の課題の優先順位に合わせた事務事業について積極的に取り組むことといたしました。ただ、本町の財政状況でございますが、これまで80%台を保っていたいわゆる経常収支比率が、ついに平成13年度予算では90%に達する見込みとなっております。これは人件費、物件費、公債費、補助費等の経常的な経費に充てる一般財源が町税、地方交付税、地方譲与税等の経常的な一般財源の総額の9割に達したことであり、それだけ財政運営がますます厳しさを増してきたということでございます。こうした状況の中で編成させていただきました平成13年度一般会計予算案の規模は112億1,000万円となり、平成12年度と対比して10億円減のマイナス8.2%の緊縮予算となっております。

それでは歳入から順を追って内容を説明させていただきます。

町税は、景気が自律的回復に向けた動きを続けているものの、依然として厳しい経済状況であります。一層の自主財源の確保を図り、その見込額を計上いたしました。町民税は恒久的減税が継続され、また、中小企業においても大きな景気好転は期待できない状況の中で3,052万円の増収を見込みました。また、固定資産税につきましては、大幅な制度改正もございませんが3,294万円の増となります。この結果、他の税と合わせ町税全体では6,656万円の増収見込みとなっているわけでございます。なお、今年度も恒久的減税による減収分は、地方特例交付金の交付や減税補填債の発行などにより補われることになっております。

一方、事業など特定の目的の財源として国や県から交付される支出金については、地方分権の実施などにより総額で若干の減額になっておりますが、その他の歳入につきましては、受益と負担の原則に基づき現行基準により積算いたしております。

また、町債につきましては、新たに普通交付税から振り替えられた臨時財政対策債に1億6,100万円を計上したほか、継続事業である東小学校改築事業などに所要額を充てておりますが、後年度の財政負担を考慮しての予算編成といたしました。なお、不足する財源につきましては、財政調整基金の留保資金を活用し収支の均衡を図ったところでございます。

次に、これから歳出についての内容をご説明いたします。まずは人件費、公債費、その他

経常経費全般について簡単に申し上げます。人件費、公債費などの義務的経費は年々増加の道をたどっております。ただ、人件費につきましては、人員の抑制、業務の委託などにより合理化を図ってきているところでございます。しかしながら、定年退職の補充や将来的なことを考えると、計画的な職員採用もある程度は必要と考えられます。それによる経費増加をにらみながら、昨年に引き続き少数人員の継続的採用を行いたいと存じます。その他の経常経費につきましても、節減と合理化を図るべく、従来 of 慣行を積極的に見直し、最小の経費で最大の効果を得られる行政運営を行うよう指示しております。

それでは一般会計の各分野における重点施策と諸事業についてその概要をご説明申し上げたいと存じます。

まず総務費関係からでございます。かねてからの準備を進めてまいりました本町の情報公開制度が昨年12月に議決いただきました情報公開条例をもとによいよ4月から施行されます。町民の皆様方には、広報紙の掲載やPR用パンフレットの全戸配布で周知を行い、職員には、事務処理の基本となる手引の冊子をすべての職員に配付するとともに、手引をテキストにした全職員対象の研修会や、制度開始直前の課長級以上の研修会を実施するなど、万全を期してスタートを迎えたいと存じます。なお、13年度予算には、情報公開コーナーの設置、審査会委員報酬、文書管理システム経費などを計上しております。

国を挙げてのIT情報通信技術戦略により、13年度はIT関連施策に積極的に予算を配分しています。まず町民にIT基礎技能の修得をしていただくIT講習の実施については、総数1,180名の規模で行うことによる経費1,404万円を計上し、4月から1年間をかけて幅広く実施することになっております。また職員に対しても、日常のIT技術を事務の効率化と住民サービスに生かすために、1人1台の環境に向けたパソコン配備を行うことの経費として1,046万円を予算化しております。

なお、町行政の基本となる本町の条例、規則がすべて掲載されている分厚い2冊の広陵町例規集につきましても、この機会にデジタル化し、オンラインで結んだパソコンを通じて、どこの部署からも検索、閲覧、印刷などスピーディにできるよう、緊急地域雇用交付金を利用した所要の経費を計上しております。

IT施策は、住民の方にも多くの恩恵を及ぼします。国では平成15年度を目指しコンピューターとカードを利用し、全国どこの市町村からでも住民票の写しが請求できる住民基本台帳ネットワークシステムの構築を計画しておりますが、本町も13年度にその準備経費を計上しております。

次に福祉・医療・保健関係でございます。平成13年度は介護保険制度がスタートいたしましたして2年目を迎えます。12年度はこの制度への移行によって福祉サービスに混乱が生じないように努めてまいりましたが、引き続き13年度も在宅高齢者支援事業として490万円を措置し、支援を受けていた方々が継続してサービスを受けていただけることに力を注ぎたいと考えております。また、冒頭で述べましたように、高齢者、障害者などの方々が自立して生き生きと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を築く拠点として総合保健福祉会館が完成いたしました。これに伴いまして、初度備品として、保健部門では1,400万円、福祉部門では6,000万円、会館の管理運営を社会福祉協議会へ委託する費用として8,900万円を計上しております。

加えて機構を改正し現在の高齢福祉課、福祉課、保険年金課内の介護保険事務をあわせた部門と社会福祉協議会が連携を行える組織にいたします。この組織改革により、住民の皆様方の健康指導管理など系統的な健康づくりの推進を図り、福祉・保健分野のきめ細かなサービスが提供できるよう努めてまいりたいと存じます。

また、12年度で会館近くのゲートボール場コートの整備を終えましたので、13年度ではゲートボール場の上屋建設工事費6,500万円を計上して高齢者の健康と憩いの場として大いに活用願いたいと思うところでございます。

それから児童福祉関係経費でございますが、夕刻時の保育需要への対応を図るため、児童の保護者の求めに応じた延長保育を実施しておりますが、希望者には町内すべての保育所への保育時間を午後7時まで延長するとともに、児童育成クラブの開設時間におきましても午後6時まで延長するなど、保護者の利便性向上と時代への要請に弾力的な対応をいたしたいと考えております。

馬見中地区につきましては、都市基盤整備公団による宅地分譲が近く予定されているため、保育所の新設計画の検討に入り、児童数の的確な把握に努めるとともに、13年度は、まず保育所施設の基本設計を行うための予算を計上させていただきました。

次に衛生費関係でございますが、まず冒頭に申し上げました清掃センターの問題でございますが、現在の清掃センターは平成17年6月30日をもって操業を止めることになっております。このために、新清掃センターの建設場所を決定することが最大の課題となっております。候補地につきましては、平成13年度の地区新役員の改選時期でございますので、新役員が決まり次第、理事者並びに職員が一丸となって今後鋭意交渉をしてまいりたいと存じております。

一方、4月1日からは家電リサイクル法が施行されます。これは家庭から大型ごみとして出されるテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の4品目についてリサイクルし、資源の有効利用を推進するとともに、廃棄物の減量化を図ろうとするものであります。今後、住民の皆様がこれらの品物を廃棄するときは、リサイクル料金と運搬料金を負担しなければならないことになるわけでございます。なお、ごみ減量化対策につきましては、ごみ減量等推進審議会において議論を重ねていただいているところでございます。今後、審議会の中で焦点になりますのは、ごみ指定袋や有料化といったところでございますが、審議会から答申をいただいた後、町の方針を決定いたしたいと考えております。

もう一つの懸案となっておりましたし尿処理施設につきましては、御所市に新設の運びとなりました（仮称）かつらぎ浄化センターが平成12年度から3カ年計画で建設され、平成15年度からの稼働開始を予定されています。ただ、し尿くみ取り業務は、下水道事業の進捗により年々収集量が減少し、業者の経営に大きな影響を与えております。このため、平成12年度に特別措置法に基づく合理化事業計画を国・県と協議をしているところでございます。時期は未定でございますが、今後、そのために予算確保をお願いする所存でございますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に農商工費関係でございます。農業関係でございますが、このたびの地方分権の推進に伴う国からの権限移譲により、里道・水路などの国有財産、いわゆる法定外公共物につきましては譲与手続作業に着手することにいたしました。

米の生産調整における転作につきましては、本町の達成率が奈良県下で引き続き低い位置にあることから、米の価格安定のため、農家の方々の転作に対する再認識を促すとともに、11年度から試験的に導入いたしました景観形成のためのコスモス栽培を13年度も進めるとともに、小麦集団転作の支援につきましても、町独自の助成措置を行ってまいりたいと存じます。このほか農業基盤整備を図るため、寺戸地区圃場整備事業の工事開始や、笠地区のため池環境整備事業の推進を図ることになっております。

これからの商工関係でございますが、地域産業の活性化、特に靴下産業の振興として、提案型地域活性化事業を継続事業とする企画・生産・販売を一体化した業態での補助事業をさらに発展させるために、販路拡大を重点施策とした支援を行いたいと考えておるところでございます。

次に土木費関係でございます。都市基盤整備としての都市計画道路である笠・ハリサキ線と町道百済・赤部線は、用地取得もほとんど終わり本格的な工事に入っておりますが、早期

完成に向けて邁進する所存でございます。四季を通じ町内外の多くの方に親しまれ利用していただいている竹取公園は、全域完成まであとわずかになり、平成13年度は県の馬見丘陵公園と接続する歩道橋の上部工事や休憩施設などの整備に取り組んでまいります。また継続して施工されております高田川の河川改修工事におきましては、地元安部地区からの長年の願望でありました（仮称）新安部橋を新設いたします。なお、道路の維持管理につきましても、引き続き積極的に努めてまいりたいと思っております。

次に消防費関係でございますが、消防施設整備は毎年計画的に進めておりますが、平成13年度におきましても防火水槽の3基の建設を進め、地域の安全確保に努めてまいります。防災関係では、町独自の気象情報を把握するための総合気象システムが設置され、新しく衛星通信を利用した新奈良県防災行政無線システムの設置も12年度内に完了することから、今後はこれらの最新機器を活用しながら、新しい地域防災計画に沿った住民生活の安全の確保、充実を図りたいと存じます。

次に教育関係でございますが、学校教育施設につきましては、従来から将来の広陵町を担う人材の育成を図ることを目的に鋭意施設の計画的な改善を行っているところであります。本年度は、昨年度に引き続き広陵東小学校の全面改築工事を進めるとともに、広陵東幼稚園の改築におきましても、平成12年度予算を繰り越して建設を進めてまいります。なお、完成後は東小学校との隣接性を生かし、幼稚園との交流の場の提供と、さらなる幼児教育の充実を図るため、小学校の附属化を考慮し、広陵東小学校附属幼稚園と改称いたしたく考えております。また、園児数の増加により12年度予算を繰り越しております真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園の園舎増築工事につきましても、8月完成のめどで建設を進めてまいり所存でございます。

次に文化財保護についてでございますが、巢山古墳史跡整備事業で、現在範囲確認のための発掘調査を実施しておりますが、その調査をもとに整備方針を検討しながら整備事業を進めたいと考えております。なお、寺戸遺跡では、圃場整備のための事前発掘調査を実施したいと存じます。教行寺におきましては、平成10年の台風により未曾有の被害を受け、町指定文化財の庫裡も北東に少し傾きました。13年度に改修工事が実施されるに当たり、町といたしましても支援をしてまいりたいと存じます。それから社会教育施設につきましては、生涯学習活動の拠点として公民館等の施設充実を図るため、新築に伴う補助の予算を計上いたしました。以上が平成13年度の一般会計予算に計上しております主な事業の概要でございます。

続きまして特別会計予算案につきましてご説明申し上げたいと存じます。

まず国民健康保険特別会計でございます。国民健康保険は制度発足以来、地域医療の確保と住民の健康維持に大きく貢献したところでございます。しかしながら、急速なる高齢化の進展に伴い、高齢者を構造的に多く抱え、老人医療費を中心とする医療費の増加が年々深刻化しております。一方、少子化による若年被保険者数の減少や経済情勢の悪化などによる負担能力の低下が国保財政を圧迫し続けている状況であります。今後も本格的な少子高齢化社会に向けて、すべての人が安心して良質な医療サービスを受けることができるよう、充実した医療制度の実現が望まれるところでございます。

また、国民健康保険は、地域保険としての機能を果たし、円滑な事業運営を図るため、より一層の保健、医療、福祉などの関係各機関との十分な連携が重要であると考えております。このことから、新年度の予算編成に当たりましては、税収の伸びはあまり望めません状況にある中で、医療費は年々増加傾向をたどっていることを反映したものとして措置させていただきました。まず歳入面では、現行制度の財源確保に努め、歳出面では、できる限り節減に努力し、保険税の収納率の向上、医療費の適正化対策、総合保健指導事業など、保健事業の推進を事業運営の柱として取り組んでまいりたいと考えております。こうして編成された国民健康保険特別会計の予算総額は18億9,045万6,000円でございます。

次に老人保健特別会計についてでございますが、高齢者の医療につきましては、平成13年1月の法改正により、患者の方に負担していただく外来・入院に係る一部負担率の金額が従来の定額負担から原則1割の定率負担に改正されました。しかしながら、高齢化の進行とともに老人医療費は年々増加を示しております。このことから安定した老人保健制度が求められ、現在、高齢者への医療のあり方が広く論議されているところでございます。予算総額は20億6,703万2,000円になっております。

次に介護保険特別会計であります。ご承知のように急激に進む高齢化の傾向に伴い、寝たきりや痴呆などにより介護を必要とする人が年々増加している現状でございます。平成12年4月から介護保険制度がスタートし、1年を経過する間に制度に対する種々の問題が提起され、その都度是正を加えながら現在に至っております。本町におきましては、現在のところ要介護認定事務や介護サービスの提供も順調に進んでいるところでございます。新年度の予算編成に当たりまして、歳入におきましては、介護費用に対しそれぞれの負担割合に応じた必要な財源を見込み計上しております。一方、歳出面では、介護サービスがいつでも、どこでも、だれにでもをモットーにした安心したサービスが提供できるよう、さらなる基盤整

備の充実に努めたいと考えております。そのような予算措置を行ったところでございます。予算として計上した介護サービス事業勘定を除いた総額は8億4,462万3,000円でございます。

次に下水道事業特別会計でございます。下水道は、町民の皆様方の健康で快適な生活環境を確保し、公衆衛生の向上を図る上で必要不可欠な施設であります。下水道の整備を町の重要施策の一つとして積極的に取り組んでいるところでございます。おかげをもちまして下水道を使用できる家庭は、平成13年1月末現在で広陵町全体の88.7%に当たる8,370世帯となりました。平成12年4月からの下水道使用料の改正によりまして、使用者の皆様には新たなご負担をおかけしているところでございますが、今後も宅内の排水設備の設置による公共下水道への接続について早期実現を図ってまいりたいと考えております。平成13年度予算総額は17億3,370万4,000円でございます。

次に墓地事業特別会計でございますが、平成12年度に新たに74区画を造成整備し、公募いたしましたところ55区画について使用者が決定いたしました。今後も需要を的確に把握し、計画的な整備を進めてまいりたいと考えております。平成13年度の予算総額は2,410万3,000円でございます。

次に学校給食特別会計の予算総額は2億1,736万4,000円でございます。

次に新庄町・當麻町・広陵町の介護認定審査会特別会計予算でございます。これは地方自治法の規定に基づく3町における共同設置として、平成11年10月から要介護認定業務を行っております関係経費の予算でございます。平成13年度におきましては、審査・判定の予想件数の合計を年間1,050件と見込んでおります。平成13年度の予算総額は1,562万9,000円となっております。

なお、例年計上している用地取得特別会計予算でございますが、本議会の議案として上程しておりますように、特別会計を設置した所期の目的を達成したとして、平成12年度限りで廃止させていただきたいと存じます。

最後に水道事業会計についてでございます。水道は日常生活を営む上で必要不可欠であり、蛇口をひねればいつでも安全な水が出るのは当たり前であるとともに、よりおいしい水が求められています。本町の水道事業におきましても、より一層の水質向上と安定的な水の供給に向け全力を挙げて取り進んでいるところでございます。

まず予算の概要を申し上げます。収益的収支は、収入総額8億6,445万6,000円、支出総額が9億2,073万3,000円で差し引き5,627万7,000円の収入不足

となり、依然として赤字経営でございます。収入におきましては、その大部分を占める料金収入が1戸当たり1日の使用水量の減少や大口使用から少量使用への移行等により、ほとんど増収を見込めない状況でございます。一方、支出は、有収率の改善に向けた漏水調査費用や安定供給に必要な県営水道受水費用、取水・送水などの整備費用等を計上しております。

次に資本的収支についてでございますが、収入総額が1億7,465万5,000円に對しまして、支出総額が3億8,782万7,000円で差し引き2億1,317万2,000円の不足となっております。主な事業としては、老朽管布設替え等と配水管新設工事費2億円、大野配水場の計装盤更新工事費1,160万円、都市基盤整備公団等からの受託工事費1億890万円等を計上しております。なお、今後も水道事業の経営に当たりましては、安全な水の安定供給に努めるとともに、経費削減に努め財政健全化に向けてさらに努力してまいり所存であります。

以上が平成13年度各会計予算における主要な事業と施策の概要でございました。平成13年度においても、さらに「人を愛し、町を愛する喜びを持ちあえるまちづくり」を進めてまいりたいと存じますので、議員各位におかれましては、慎重にご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、私の平成13年度の施政方針とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

議長 次に日程3番、諸報告に入ります。

ごみ問題特別委員長から委員会審査の報告をいただきます。

ごみ問題特別委員長、青木君、お願いします。

ごみ問題特別委員長 それでは議長のお許しを得ましたので、ごみ問題特別委員会の報告をさせていただきます。

昨年6月議会で設置されましたごみ問題特別委員会の報告をさせていただきます。

現在までに特別委員会を9回にわたって開催したところであり、第5回までの委員会については先の議会でその報告をいたしました。その後の委員会についての報告をさせていただきます。

第6回委員会は昨年12月22日に開催し、裁判官から提示された和解勧告案についてを協議事項としました。各委員からいろいろなご意見が出て、この委員会での内容を踏まえて、最終日に町長が和解案受諾の表明をされたことと思っております。

次に第7回委員会は1月15日に開催し、1月の臨時議会で可決した和解案について、1

月11日和解が成立したことの報告を受けました。また現清掃センターに設置したバグフィルターによるダイオキシン測定結果や、4月から施行される家電リサイクル法についての説明を受けました。

第8回委員会は2月1日付で人事異動があったごみ対策室の新組織について、その事務分掌やメンバーの紹介、意気込みなどについて伺ったところであります。

第9回委員会は2月21日に開催し、新施設候補地の現状や、現在までの委員会の結果を踏まえて町長に対する提言事項についてを協議いたしました。内容については細かい意見まで出たところでありますが、最終的にまとめ上げたものをお手元に配付させていただいております。提言事項は大きく7項目に分けており、読み上げさせていただきます。

- 1、和解案を受け入れたことの責任を十分認識して、新候補地に日参し、全力で推進すること。
- 2、新処理場建設の実現を図るために、ごみ対策室の職員だけでなく全職員が一丸となって取り組む体制をつくること。
- 3、和解事項を実現するためのスケジュールを早急に作成し、それに取り組むこと。
- 4、新処理方法については、より安全性の高いものにするために十分に調査・研究を実施すること。
- 5、ごみの減量対策については、和解に伴い基本計画の見直しも含めその促進を図ること。
- 6、不法投棄の防止対策を強化すること。
- 7、現清掃センターの跡地の有効利用については、財源対策を含め、よく調査・研究をすること。

以上の7項目であります。この提言内容につきましては、次の議員提出議案第1号、ごみ問題解決に向けての決議についてというところで私から提案をさせていただくようになっておりますのでどうかよろしく願いをいたします。

以上簡単であります。ごみ問題特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 はい、ありがとうございました。

次に案件に入りますが、議案の朗読につきましては案件が多数ですので省略します。

議 長 次に日程4番、議員提出議案第1号、ごみ処理問題解決に向けての決議について、青木君から提出され所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

本案につきまして提案趣旨の説明を願います。 青木君！

10番議員 それでは趣旨の説明をさせていただきます。

ごみ処理問題解決に向けての決議。

町長みずから和解案の受諾を決断され、議会も全会一致でこれを承認した以上は、和解の遂行のために新候補地及び周辺地域の同意獲得に誠心誠意取り組むべきであり、よって下記事項を町長に提言します。

- 1 和解案を受け入れたこと責任を十分認識し、新候補地に日参し、全力で推進すること。
- 2 新処理場建設の実現を図るためには、ごみ対策室の職員だけでなく、全職員が一丸となって取り組む体制をつくること。
- 3 和解事項を実現するためのスケジュールを早急に作成し、それに取り組むこと。
- 4 新処理方法については、より安全性の高いものにするために十分に調査・研究を実施すること。
- 5 ごみの減量対策については、和解に伴い基本計画の見直しも含めその促進を図ること。
- 6 不法投棄の防止対策を強化すること。
- 7 現清掃センターの跡地の有効利用については、財源対策を含め、よく調査・研究を行うこと。

以上決議する。

議員諸氏のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 はい、質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 4番議員！

4番議員 特別委員会から提出された決議について、一言委員会の意見及び私自身の意見を述べさせていただきたいと思います。

委員会でこの決議が了解をされました。そして、もちろん賛成の討論です。その中身についてはですね、一番重要な点はやはりこの間、特別委員会が新候補地についての問題、あるいはごみ減量化の問題等を議論してまいりました。そしてその中でも新しい炉についての研究炉について視察したところでもありました。このような前提を踏まえて特別委員会は、町長が裁判の和解案が提案されてきた中で町長自身の姿勢が非常に問題だ、このことが共通認識になったわけでありまして。また裁判の和解案の中身は明らかに町の怠慢を指摘し、その課題を、その問題についての責任を明らかにしたものであったわけでありまして。そういう前提

で特別委員会の委員の諸氏は、この和解案についての認識を各自表明され、多数が和解案受け入れに対する表明をされたわけであります。当然のことであつたし、またこのことによつて議会は焼却施設に対する責任を町長と共有する責任を負うことになったわけであります。もちろん当然のことであります。こういう前提に立って、委員会は当初から継続すべき、委員会はこの解決するまで委員会は継続すべきものという前提に立っていたわけですがけれども、当初からこの3月末をもって一たん委員会を打ち切るということからこの決議を提出することになったということであつたわけであります。

この決議に対してまず1番目の、町長の新候補地に日参し、全力で推進することという点については、特別委員会でもより以上厳しい指摘がされたものであります。町長は口先だけで政治生命をかける、あるいはまた命をかけて、このような言葉で済まされる問題ではない、特別委員会でのほぼ共通した認識になっているものであります。こういう中であつて、新候補地に日参し、全力で推進することという決議案になったわけですがけれども、日参し、全力で推進することの中身は、3番目、和解条項を実現するためのスケジュールを早急に作成し、それに取り組むことと一対になっているものであります。しかし、しかるにこの問題については委員会でも雑談の中であつたわけですがけれども、なめられているのではないか、このような言葉すら出ていました。というのも絶えずこの和解案に対する17年6月30日までの内容については非常に厳しいものだ、厳しいという認識は当然一致しています。しかしそれに全力をつくるための事務方及び町長の決意であるべきスケジュールの作成に対して、委員会での趣旨はつくろうと思えば簡単だという言葉が出てきたものであります。これに対しては特別委員会の委員もとんでもない発言だという認識を持っているものであります。当然和解に沿った解決は町長みずからが率先してやるべき問題であり、このスケジュールを早急に取り組んでこそその方向及びその時期時期の遅れや未解決の問題などが明らかになるものであり、このことはどうしてもつくるものである、早急につくるべきものだということを指摘しているものであります。しかるに現在このスケジュール案ができていますかどうか、もう厳しく問われなければなりませんし、できていますのであれば議会に提出し、その決意を当然この初日に提案すべきものであつたと思います。

また4番目の、より安全性の高いものにするため十分調査・研究を実施すること。これは特別委員会が視察を行った中で、また地元新候補地の認識の前提に立って議論をしてきたものであります。当初町長はRDFの処理施設を提案されました、地元に対して。そしてそれに対する行き詰まりが各方面から指摘され、続いて出てきたものが固形燃料化によるもので

あります。炭化によるものであります。炭化の実態は、つまるところ町が提案した一切焼却しないという論理はこの炭化の提案によって崩れ去っているものだということであります。そしてこのことは当然、いわゆる炭化作用の中での炭化作用に出てくる、いわゆる（2番議員「長いから忘れてもうた。」）ガス等に対する処理は行うことになっているわけであります。現地においてもこのための新たな施設をつくり、そしてより一層安全なものにするという説明があったものでありましたが、このような方法は当然、まず新処理方法については地元の方々の意見も当然のことながら、これは設置の条件が整うまでもなく、町が独自により安全性の高いものをつくる必要があります。そのためには焼却炉の問題、あるいは溶解炉の問題などさまざまな施設があります。最も重要なことは、最も現科学技術の粋を集めた中で安全性の高いものにするのは当然なことながら、将来的にも費用の面などにおいても検討することが必要であり、町は炭化施設だけをもって今後の町の施設という認識を改めるべきだということが前提になっております。このような研究も当然町がなすべき課題の一つであります。

ごみ減量化についても、特別委員会では具体的に各委員から提案がありました。具体的な内容について、真に町がその一つ一つを実施するための案を提案するかといえば委員の中にも不満の声があり、具体的にその対応についてやらないということに対する質問等も出ていたわけであります。このような点についても、減量化に対するより具体的な内容を即検討すべき、または検討し、議会に返すべき姿勢をとるべきであります。またこの点については基本計画の見直しの部分においても、将来の減量化に対する計画案がこの基本計画には反映されていない、そういう点においてもこの計画案に対する見直し等を含めて減量化に進む方向、そして新処理施設の規模に対する認識を一致させていくことが重要だということであります。このような問題に対して町は新体制をとりました。議会委員会の中でも規模縮小ではないのか、このような意見が出され、本来この問題については部長をはじめ町職員全体が現在の候補地に対する到達点及びそれに取り組む姿勢を一層共有しなければ進むものではない、強い意見があったわけであります。そういう点においても、この広陵町全職員が新候補地に対して取り組むべき内容だということも委員会での共通認識になりました。

また、4月から始まる問題に対しての不法投棄の防止対策の強化も必要だということも指摘されています。いわゆるこの決議に対して委員会の提案があったわけですが、この部分にあらわれてきた部分は委員会の中での集約を穏便な形で言葉にしているものだということも認識していただきたいというものであります。その意味においていま決議に対する委

員会の意見及び私自身の私的な意見も含まれていますけれども、この決議の討論の中でつけ加えさせていただいてるわけであります。そういう点においてぜひこの表面に出てきた文書だけではなく、特別委員会で議論された問題を理事者側が認識を持って受け止めていただくことを強く要望いたします。以上です。

議 長 はい、ほかにございませんか。 はい、14番議員、はい、どうぞ。

14番議員 共産党の寺前君は特別委員でもあり、私は一般町民皆さん方からどれだけこの塵芥焼却場の問題に関心を持ち、そして早期の実現を期待されておるかということは、これは特別職3役がやはり一番責任は重いという感じで、町長の施政方針演説にもあったように、徹底的にひとつ全職員が総志を挙げてこれに取り組むということがでございしますが、頭動かん尾動かんというたとえもございすように、ひとつこの和解案におきましても世間ではいろいろと伝わっております。町長が一つも動いてないからこういうような和解案がなったんだというようなことを言われる人も多々あるんでございす。だから今度という今度は決議をされたように早く町民皆さん方に安心のいただくように3役特に力を入れられて、職員を引っ張っていくというだけのやはり行動をしていただくことを切に希望もいたしますし、町民皆さん方に一日も早く安心のしていただくような方法をひとつお願いしておきたいと思っております。以上でございす。

議 長 ほかに討論ございませんか。 はい、3番議員！

3番議員 いま特別委員会の決議がされまして、その前にも委員長の方から報告をされまして、9回精力的に頑張っていた委員の皆さんに対してまして非常にご苦労さまでございまして、またこういう決議を上げていただいたことに対しまして評価はさせていただきたいというふうに思います。ただ、いま賛成の立場で討論をさせていただきますが、今回の事柄につきましては、先ほど町長の方から清掃センター問題は3期目の締めくくりとして頑張っていくんだというふうなことでも言われてたわけですが、今回の町長の任期が実際上7月で切れるということではございすので、締めくくりということではございすしやはりきちっとした結論を出していただきたい、町長の任期の間にきちっとした結論を出していただきたい。一定の道筋までを立てていただくということが本当の責任だというふうに思っておりますので、そここのところの決意というのを本当に命がけと言われて腹くくってと、政治生命をかけたとかいろいろといままでお聞きしてるわけですが、本当にそここのところを、ただ聞いておきますということではなくて道筋というのをきちっと立てていただきたいというのがまず第1点でございす。

それと、いろいろと今回の私も特別委員会の方を傍聴させていただいたわけですが、その中で裁判の資料であるとか新処理施設の問題であるとかということの委員さんの方からいろいろ資料請求がされていったわけですが、裁判との関係があるということもあったかと思いますが、いろんな資料請求がなかなか出されていなかった。また一般に配布されるというのではなくてロッカーの中にかぎをかけた状態の中で置いておかれたような形で、なかなか皆さんに対しての情報の公開ということにならなかったということで、委員の皆さんも非常にいららされていたように私の方からはお見受けしたところもございますので、今後ともこの委員会そのものの継続ということはまだ今後考えていただけるというふうに先ほど委員長の方からも報告をされておりました。今後につきましてはきちんとした資料の提供なりの情報というのはきちんと公開をしていただくようお願いをしたいと思います。

それと先ほどから何度も言われております町長のリーダーシップの問題と、それからタイムスケジュールをやはり早急に出していただくということ、おしりのところは決まってるわけですから本当にタイムスケジュールをきちんと出していただかないことには、町長の方の先ほどの清掃センターの候補地につきましてはということで、役員さんの改選時期ですということだけで言われてたわけですが、そういうところだけでただ役員さんの改選をだけ待っていたのか、それまでの動きはどうだったのかということもなかなか見えてきませんし、町長のリーダーシップということでもなかなか見えてこないのが実情ですので、はっきりとそういうことではさせていただくようお願いをして賛成の討論とさせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 はい、討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議員提出議案第1号を決議することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第1号は決議されました。

なお、念のため本決議分を理事者に送付したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本決議を送付します。

議 長 次に日程5番、報告第1号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは報告第1号の広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

条例の内容といたしましては附則第7条第2項を削除するという内容でございますが、この経緯等につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページでございます。特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律が施行されまして、改正前の法附則第5条第3項のところに市長村民税の配当所得の対象とならない配当所得ということで、明記されておりました証券投資信託の収益の分配について改正後の法附則第2項ただし書きによって措置されるということに改正されて、平成12年5月31日に公布されました。これに伴いまして地方税法の改正が行われ、平成12年11月30日に公布されましたことによりまして町の税条例附則第7条第2項が不要となり削除するものでございます。なお、広陵町においての改正による事務上の取り扱い等には何ら変わりはありませんので申し添えておきます。以上で説明を終わります。

議長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 はい、質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

報告第1号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって報告第1号は承認されました。

議長 次に日程6番、報告第2号、中央省庁等改革関係法施行法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは報告第2号についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧くださいと存じます。中央省庁等改革関係法令の改正があり、平成13年1月6日から施行されるに伴いまして本町の関係条例の整備を行ったものでございます。下水道条例の一部を「排水基準を定める総理府令」となっておりますのを「排水基準を定める省令」に改正するものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

報告第2号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第2号は承認されました。

議 長 次に日程7番、報告第3号、図書館建築工事請負契約に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは報告第3号、図書館建築工事請負契約に係る損害賠償に関する和解契約の専決処分についてご報告申し上げます。

議案書の9ページでございます。本件の事件概要につきましては、平成8年5月から始まりました町立図書館建設工事におきまして、残土処理費用を負担することになりました山中建設株式会社、代表取締役、山中明敏氏が元町職員坂野佳宏係長に対し、費用を200万円水増しさせるため3回にわたり35万円のわいろを送り、それを受けて坂野係長が追加工事費を算定する際にアクティツジの社員に指示し、共通仮設工事費等を約200万円水増しさせて職務上の不正を行ったものでございます。以上の事件内容及び裁判結果を踏まえ、町は山中建設に対し損害賠償金として200万円を請求し、平成12年9月29日に和解契約を交わしました。賠償金については平成12年11月22日に納入されております。この積算金額等につきましては昨年の9月議会の後、全員協議会で多少説明はさせていただいておりますので申し添えておきます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 今回このような事件について、損害賠償の裁判で損害賠償きちっとしてもらおうということについては大変前進面だというふうに認識はしています。しかしこの事件についての町としての真相解明の努力が大変に怠慢であったというふうに言わざるを得ません。裁判中のとき、いままではですね、裁判中だからということで真相究明についても逃げてこられた経緯がございます。いま裁判がきつちりと決着した中でですね、このような事件を繰り返さ

ないためのきっちりとした、どのようにして事件が起きたのか、このような町としての真相究明がどうしても必要でございます。その点について町長、今後どのような対応をなされるのかお聞きしておきたいと思います。

この問題は係長1人で起こせるような事件ではなかったということは明らかであります。また裁判の中でも他の職員の名前が出ていたということもあります。そういう点においてはですね、いまこそですね、この事件の真相究明、町長先頭にすべきであります、町長の見解をお聞きしたいと思います。町長に質問してますけど。

議 長 はい、助役答えてくれますか。(5番議員「町長答弁してください。）」 はい、助役！

助 役 私の方からお答えいたしたいと思います。

この件に関しましては何回も申し上げておるとおりでございます。私どもといたしましてはできる限りの入札の透明化及び検査、あるいはまた監督につきましても非常に厳しい要領をつくりまして対処しているところでございますので、今後も入札の透明化につきましても努めてまいりたいと思っておる次第でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

議 長 はい、ほかに。 5番議員！

5番議員 私は町長の姿勢を質問したわけですから、助役の答弁ではなくして町長から答弁をお願いしたいと思うんです。それで私がいま質問したのは、このような形で金銭的な部分ではですね、裁判の中で決着をつけるということは結構なことですし、入札等の改善についても努力されてきたのも、それも承知していますけれども、ただ事件の経過はどこでどうなってという、そういうね、詳細な経過については裁判中ということで一貫して逃げてこられたんです。ですから、裁判が終わったんだからいまこそどのような流れの中でですね、このような事件が起きたのかを議会にも町民にも明らかにする必要があるということを指摘しているわけですから、この点は町長の強い決意がないとできません。町長の見解をお願いします。

議 長 はい、町長！

町 長 先ほど助役がお答えしたとおりでございますけれども、やはりものを、事件を探究するということはなかなか難しいことであるということをお認めしていただければ、その上に我々その道につきましても素人であるのにもかかわらずこれ以上、既に警察、あるいは検事局、また裁判の上でいろいろと証言され決められたことを私たちが、ずぶの素人がこれ以上探究してもむだではないだろうかなと思います。謙虚に裁判に裁かれた結果を参考に

して、そして今後行政はどうあるべきかということを中心に心がけていかなければいけないと、そのことがいま助役が申し替えてくれたとおりでございます。どうぞご理解をお願いします。

議長 はい、続けて4番議員！

4番議員 この問題はですね、私たち共産党議員団は系統的に取り組んでまいりました。そしていま助役が説明したように一定の入札制度の改善、そしてまたその姿勢についても全員協議会等でも評価してきたものであります。しかし一般質問等でも繰り返しているように、この事件の真相解明は二度と起こさないという町の取り組みを促すためには欠かせないものであります。町長は警察や検察官の仕事として一定終わったのだからそれを参考にしてとおっしゃっていますけれども、これでは事務方が一生懸命に取り組んできたことの意味が町長に伝わっていない。なぜかといえば、一般質問でも繰り返しているように、ではなぜ図書館建設にかかわって資格のない山中建設に対して指名が行われたのか、そして当初の建設に当たっては分離発注を基本とするという前提がいつ崩れていったのか、このようなことをたびたび解明すべき問題として挙げてきたわけであります。しかるに裁判中だといって、その書類やその他不足しておりできない、このような繰り返しであったわけであります。ではいまこの損害賠償に当たって、一つは業者への責任を明確にさせる、これは非常に事務方の努力として私は評価します。町長がこの点に対して真相究明の姿勢と一体となってこそこの損害賠償請求が評価されるにかかわらず、刑事事件に対する認識と行政の責任に対する認識をごっちゃにする、あるいはまたごまかす、このような姿勢をいまだ改められていない。だからいま言ったように明確になる点は、なぜ図書館建設の当初に分離発注を前提としてきたのに途中でそれが変わってこのような事件が発生した人を築いたのか。もう一つ大前提は、議会も反省をした、私自身も反省をしたわけですが、資格のない業者がなぜ指名選定委員会で選定されたのか、このことを再三明らかにするべきだ。そしてその責任をきちっとけじめをつけるべきだと言っているのに、いまだそのことに対しては明らかにされていないではないですか。いまこの損害賠償を請求するに当たって、和解するに当たって、行政が明確にすべき責任は刑事事件ではありません。入札制度の問題については一定前進しており、今後の課題を抱えています。これは本議会においてもこの後に議論をすべき問題です。しかし指名選定委員の責任に対してどういう形で町長がその責任を明確にしてるんですか、なぜ山中建設が指名されたんですか。裁判の中でも職員の名前も挙がっていた状況があります。また実態を調査したときには、この建設に直接かわりがない担当の部課においても、現地に再三赴いてその指導を行っていたということも事実でしょう。そのために私は、職員同士の問題として

追及することが職員みずからできないのであれば、指名選定委員のメンバー全員が責任をとる体制を明確にすべきだ。そしてその原因を明らかにするのは町長だということを再三言ってるわけでしょう。この点についての、いまだ手つかずでしょう。私はこのような、行政が二度と不祥事を起こさない制度の改革をいま行っている最中だということを評価しつつ、原因究明が行われてないということは再び不祥事の根を絶っていないことになっているんだということを改めて指摘し、そのための改善についてどのように認識してるのか町長にお聞きしたいと思います。

議 長 はい、助役答えてください。

助 役 先ほど町長が申しましたように、いわゆる事件に対する責任というのは、刑事訴追によりまして判決が出ました以上、それで終わっているというふうに考えているわけでございます。したがっていろいろなご心配をかけているような事項につきましては既にいろんな方面で改善を加えております。したがって今後二度とそのようなことのないよう尽くしていきたいという思いで、まだこれからも改革しなければならないところがありましたら改善を加えていきたいという決意でおりますので、その辺をよろしくご理解いただきましてひとつこの件につきましてはご理解をいただきたいと、かように思うわけでございます。

議 長 簡潔にしときなはれや、長いがな。 はい、4番議員！

4番議員 簡潔に。改善策については提案をしていたものであります。天の声を排除するためにも何をすべきかといえば、一つは指名選定委員会の議論を明確にさせるための議事録をきちんと備えつけ、そしてその内容については後日情報公開の材料になるようなものとして保存していく、こういう内容を言ってるわけです。もう一つは先ほど言った、2点言いました。図書館建設をめぐって、当初分離発注を旨とする内容を具体的に出されました。なぜ最終盤になってそれが崩れたのか。もう一つは山中建設がなぜ指名に選定されたのか、この点についての解明は今後二度と起こさないという意味からいっても、入札制度の改善とは別個の行政内部の問題だと言ってるわけですから、その点についての改善どうされるのかということを再三述べているわけですから、その前提に立った問題を明確にさせていただきたいと思います。

議 長 はい、助役！

助 役 私といたしましては、できるものはすべて取り上げていきたいというふうに思っているわけでございますので、過去に起きました事件は非常に遺憾であります、今後ひとつ見守っていただきたいと、かように思うわけでございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 はい、質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 5番議員！

5番議員 この議案につきましては、町長の本当にこの事件に対する無責任さが改めて浮き彫りになったと言わざるを得ません。裁判中のときには、先ほども言いましたように繰り返し繰り返しですね、裁判中だからということで情報の提供等していただけなかったし、それを待ってからということではいままで議会に説明してこられたのにもかかわらず、いざその時期になったときにこれで終わったと、刑事訴追で十分なんだということをご自身が言うておられる言葉を否定するものであります。ですからこのような無責任な姿勢を、町長の姿勢を改めていただかない限りですね、今後の中に対して、職員さん等大変努力はしていただいておりますが、大変に不安を覚えざるを得ないという点を指摘し、また一層ですね、この点について引き続き真相究明に努力をしていくのは当然で、努力していただきたいことを加えて指摘しておきます。その上でこの決定、和解につきましては、和解自体につきましてはいままでになくきちっと裁判の中で費用負担を明確にしてきたということについて評価し、賛成をいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

報告第3号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第3号は承認されました。

議 長 次に日程8番、報告第4号、真美ヶ丘地区集会所建築工事請負契約に係る損害賠償額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは説明させていただきます。

議案書の12ページをご覧くださいと思います。本件の事件概要につきましては、真美ヶ丘地区集会所7カ所の建築工事請負契約におきまして、入札参加業者が談合を行い逮捕され刑が確定したことから、町は競売入札妨害罪という不法行為に基づく民法上の損害賠償請求をし、平成12年9月28日及び29日において和解契約を交わしました。

賠償金については予定価格の事前公表をしておらない時期でもございましたので、平成11年度及び12年度における建築工事の落札金額と町が設定する予定価格との差を設計金額に乗じて積算し、それぞれの業者ごとに賠償金を算定いたしております。賠償金総額については379万6,000円でございます。業者名及び業者ごとの賠償請求金額については12ページの1の表に書いておるとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 これも同じくですね、真相究明が十分にされないまま今回の状況になっているわけです。裁判上の問題として決着をしてしまっています。本当にこの集会所の問題につきましても、北3丁目、北5丁目は非常に高い価格での落札になっていまして、そのほかにも幾つもの集会所の建設につきましても全業者の責任の中でこのような状態になったということはわかるんですけども、じゃあどうしてどの程度の価格がどこの集会所でどれだけ被害を受けていたということのきちっとした究明について全くなされていませんし、裁判上の中ではある喫茶店で談合したということも指摘されていますけれども、その点についても広陵町が業者を直接呼んでですね、どこでどうだったのかというようなことを追及をしてですね、広陵町としての毅然とした姿勢を業者に示すことも大変必要なんです。そういう点におきましても本当にこの集会所の問題こそどこでどのようにどうだったのかということが本当に新聞記事以外にほとんど把握できないまま、報告もしていただきましたが、ただ理事者の方も十分に把握されないままにこのような形での処分に至ったというふうに思います。これについてもですね、いまでも工事がいろいろこれからですね、町の工事進めていくわけですから、その中で本当に地元の業者が健全な、また競争をする中で育っていくという観点も含めてですね、この点についても真相究明を徹底的にして、そしてそれを議会、町民に報告する責任が町長にはあります。同じくこの点についても裁判が終わったいま町長の責任で真相究明していただきたい、町長の答弁をお願いします。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 ただいまの松野議員のご質問でございますが、当時の設計金額、あるいはそれに対する予定価格、あるいは落札価格というものがございまして、当時設計金額に対しまして大体95%、実績からいいますと95%の予定価格を町が定めていると。それに対して落札されたわけですが、談合については我々が関知する状況の中ではなかったという中で、実際に落札された価格が予定価格に申しますと99から98、その辺の率で落札されているという状況はこの事件が発覚した中でわかってきたわけでございますが、そのことを改めるために

も予定価格の公表というものを現在させてもらってるわけでございます。この予定価格の公表に対しまして、やはりそれだけ落札金額が、競争原理が働き、もっと下がるんじゃないかというあたりの金額との差額をもって一応それぞれの業者の賠償金として請求をさせていただくと、こういう状況でございます。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 いまの町長に答弁求めたんですが、再度町長の方答弁していただきたいと思います。

いまの説明の中でですね、答弁の中で談合について関知する状況ではなかったということなんですけれども、いまからでもですね、裁判が終わったいまこそですね、どのような形でどこで談合が行われていたのかということ町がきっちりと解明をして把握し、業者を厳しく指導していかないと、いまでも予定価格、あるいは設計価格のひどいのは99.7%ぐらいで落札している実態あるじゃありませんか。こんな曲芸的な落札はやはり疑わしき落札と言わざるを得ない、こんな状態が引き続きあるわけですから、この点については大変今後の問題も含めて重大です。これは町長が腹をくくってやらなければならない問題なんです。ですから町長、この点について再度ですね、これは本当にこれからの重大な問題という認識持っていていただくのかどうかも含めてですね、答弁お願いしたいと思います。

それからこの事件の経過の中でですね、北3丁目と北5丁目については、新聞の記事からいけば正当な入札が行われていたとすれば、金額は定かに覚えていませんけれども、200万あるいは300万でしたか、その程度安く落札できたのではなかったかということも指摘をされていたわけです。そういう点から見るとあまりにも金額も小さいです。そういう部分でもまだまだ本当の真相は全くわかっていないというのが実態であります。それからそのような予定価格ですね、設計価格及び予定価格はどのように見積もられたのかという詳細についても、やはり議会にも報告していただかないとですね、とりわけその二つの集会所については高かったということで当初から不信を指摘しておきましたしですね、その点についてまでもうやむやにされているのが実態です。この重大な問題について町長、責任をとって今後の進め方の問題にも大きくかかわってくるわけですから真相究明すべきです。町長の答弁をお願いします。

議 長 町長！

町 長 先ほどの件と同じように考えておるところでございます。やはりいつどこでだれとだれとがどのような談合をしたかとかいうようなことは、裁判に持ち込まれるまでには警察、あるいは検事局等においていろいろつまびらかに調査されたことだと思うんです。私は検察、

あるいは警察、あるいは裁判判事の決められたことについては信頼性を高く評価しておりますので、恐らく具体的なことが、談合の罪が当事者たちは神妙にこれを受けて、またそれが、その影響が同じ建設業者にも恐らくそういうものが以心伝心で伝えられておろうかと思いませんし、まずやはり業者の認識が大事だと思いますので、これは業者に対しても、また我々理事者にしてもよい一つの体験だということで、二度と、それを生かしてそのようなことのないようにしていきたいと考えております。そういう面でご理解賜りたいと思います。

議長 11番議員！

11番議員 ちょっと12ページの表でございますが、この表でちょっと何か間違っているように思うんですが、これで正しいんでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

代表取締役がちょっと違うように思うんですけど、2社ほど変わってるように思うんです。これでよろしいですか。

議長 はい、環境部長！

環境部長 いま私の担当ではありませんが、当時この仕事をさせていただいておりましたのでお答えをさせていただきます。

ただいま笹井議員さんからご指摘ありましたように確かに2社代表変わっておられます。あえてそれを承知でその当時の代表者ということで、代表者とのいわゆる賠償契約というふうにご理解をいただけたらというふうに思います。現在は確かに代表者は変更されているということも承知しておりますのでご了解願いたいと思います。

議長 はい、11番議員！

11番議員 そしたら変わってるところもありますよ、これ。変わってないこと変わってあること二つに分かれとるように思います。その点をちょっとどちらか一方にしてあったらええと思います。どちらか。前のように。

議長 はい、環境部長！

環境部長 おっしゃるとおりどちらかに整理をすべきということもわかりつつ、交渉、業者の方と交渉をしてる過程で、たとえば小池鉄工さんでしたら息子さんに名前は変わってるんですが、その当時の代表者である私でいいかと、いわゆる個人との契約で賠償をしていただいたという提案がございましたので、それで町はお受けするというのでちょっとあいまいといたしますか、ごちゃ混ぜになっている点は確かにございます。ご了解願いたいと思います。

議長 はい、よろしいか。 はい、4番議員！

4番議員 これも先ほどと同じ問題で松野議員も指摘した部分であります。一番変わったとこ

ろは本当に職員の方々が、いわゆる入札予定価格や設計価格について漏洩するという心配がなくなった。これは本当に職員の方々が喜んでおられることだと思います。予定価格の公表及びまた設計価格の公表によってその心配がなくなった。そのルートを探究されることがなくなった。これは現在大きな変化を生んだところであります。しかしもう一方で、談合をされてるかどうかというのは私自身もわかりませんが、予定価格の公表後、一時期変化がありましたけれども、その後予定価格に近づいた落札価格が続いてる面もあります。詳細をまだ調べていませんけれども、きのうの新聞、朝日新聞ですけれども、ここにあるんですが、横須賀市、役所の常識破るということですね、入札改革で35億円浮く、これは予定価格の事前公表ということですね、35億円浮いてると、こういう記事なんです。こういうようなことを本当は望んでいるわけですが、こういうような問題をどうやって行政が責任を負っていくのか、ここがなければ魂が入らない、こういうことだと思うんです。今回の場合においても、一つはなぜ指名選定委員会が、ダイワハウスが建設するということがわかっているのに、ダイワハウスというのは、これは建設する下請やその他というのは全く指定業者でしかできない。積水もそうですし、このハウス大手についてはすべてマニュアルを持って建設しています。にかかわらずこういう指名をされている、なぜこんな指名になったのか。まして設計については同じ業者がずっとやった。ほとんど設計についてのお金を支払う必要のないような事態を生んでいたわけです。議会はそれを知らなかった。情けない話ですが、その責任はあえて私たち自身は厳しく自己批判をしなきゃならないと思うんですが、こういうような形でなぜ指名されたのか、このところの解決、あるいは真相解明しなければ同じことはまた起こるんだ、このことを言ってるんです。だからこの点での改善全く手つかずです。私はね、この手つかずの理由のところというのを先ほどから考えてたんですが、入札制度とかね、そしてそのオープン性、これは職員の努力によって相当進んだと思うんです。しかし天の声による指名業者の選定やその他の問題、これは服部さんがいみじくも裁判の中で指摘されたんです。亡くなっているので私はあえて服部氏というように言いますが、裁判で天の声があったということ言ってるんですよ。そういう中において現行政の最高責任者は、この引き継いだときには資料をすべて公開されたんです。そして二度と起こさないための真相を明らかにしたんです。しかし肝心なところが結局は抜けていた、だからこの問題が起こってるわけでしょう。だから職員の間でできることについては相当努力された形跡を私は認識しています。十分だとは言いませんよ。しかし議会の中でそういういろんな議論、たびたびたび議論をしました。その中であって改善していただい

たという点は認識できるんです。しかしその業者を選定するに当たって、最もオープンにすべきところの部分は手つかずでしょう。指名選定委員会の中で指名をするんだという責任があるのであれば、その経過がオープンにされることが必要なんです。その部分が手つかずなんです。今回においてもこの指名選定に当たってなぜこうなったのか、あるいは談合の形態はだれかが、今回は、これからはそうじゃないですよ。だれかが中心になって予定価格を聞き出さなければならぬ。それは役場職員から聞くのか、あるいはさらに一層トップに聞くのか設計業者に聞くのか、この道しかないんです。今回のこの中における過程はその点についても不明なんです。だからそういうところをきちんとやりながら、町内業者が積極的に町内の仕事はすべて取るというような体制をとるためにも私はそういうことが必要だと思ってるんです。しかし適正な競争が確保されてなければそのことを言えない。そのためにも、業者の適正な競争を確保するための行政の仕事はまだ道半ばというよりも手つかずの状態があるわけです。そういうところについて改善すべきだと思うんですけども、この点についてのいわゆる損害賠償の請求の価格については前進したというところであえてそれは質問省いておきます。この点に、真相解明についての先ほどの点についてはなぜできないんですか、そういう点をお聞きしたいということと、やはり談合という犯罪があれば罰則も強化して、二度とこういう談合は業者の方々にメリットにならないですよという行政の姿勢が必要だと思うんですけども、その点での改善策というのは考えておられるのかということも聞いておきたいと思います。

議 長 はい、助役！

助 役 いまいみじくも談合ということでお話あったわけですが、このことにつきましては、経過のオープン等は当然何らやっていかなきゃならないということで問題はないとは思いますが、しかし談合をしているかしてないかというのは、これはなかなか難しい問題でありまして、おっしゃるような（4番議員「いまの質問でしたらしてないですよ。」）またそれから次におっしゃってます、多分私も想像しかできませんが、談合のないような入札方法というようなこともいみじくもその中に含んでるんだろうと思いますけども、これもなかなか大変難しい問題でありまして、当然我々はそれに対して取り組んでいるわけですが、なかなか適切な方法がないというのが状況だと思うわけですが。（4番議員「指名選定委員会の問題というようにさっきから限定して言ってるんでしょう。」）だから指名選定委員会といたしましては、そのようなことを排除すべくいろんな方法でやっていることは当然ご存じだろうと思いますが、またそういう談合等の防止に関しましては談合

マニュアル等もつくってございますので、それに基づいて処理をしていくということは既に確認しておりますし、そういう情報がありましたら当然調査をしていくということになるかと思えます。またいままで天の声というようにお話ございましたが、そのようなことは一切ございませんので、それもつけ加えておいていただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 はい、質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 5番議員！

5番議員 この件についてもですね、いまこそきっちりですね、真相を究明し、そして業者を町としてももったときっぱりと指導すべきでありますし、まだまだ改善すべき点も、寺前議員が指摘したように幾つかあるわけにありますから、そういう点について全く誠実な対応が、理事者、町長の誠実な姿勢が見られないことについては大変重大な問題だということを指摘しながら、また一方でこのような形で業者の損害賠償を裁判で勝ち取られたことにつきましては賛成をいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 はい。討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。報告第4号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第4号は承認されました。しばらく休憩いたします。

(P.M. 0 : 08 休憩)

(P.M. 1 : 16 再開)

議 長 それでは休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程9番、報告第5号、平成12年度広陵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 それではご説明申し上げます。

議案書の15ページをご覧くださいと存じます。平成13年度から実施いたしますIT講習会において、講師あるいはインストラクターの確保が早急でございますので、そのた

めに平成12年度において入札及び契約をしましたので、2月15日付で債務負担行為補正の専決処分をいたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい、1番議員！

1番議員 こうしたIT講習、全国どこでもこうした事態によってやられてるところは先行してやられております。広陵町においてはこの4月からやられる予定になっているわけでありまして。先日も広報に計画書等このように出ておりました。これ各自治体の話を聞いたり、また新聞等の様子を見ますと大変希望者が多い。その中で交通整理をするのも大変ではなかろうかと、また反面初めだけ人気があつて最後の方には、広陵町で言われます1,180人の確保がどうなのか、またいま予算書を専決処分しておられますように、講師の問題等含め大変いま人気はありますけれども、最後まで人数がこうしてクリアできるのかという反面心配もあるわけですが、私たちが党の方でも推進した以上、IT講習の希望者を募ってまいりたいなと思つているのであります。そこでですね、このIT講習は先の施政方針、町長の中にもありましたように総数1,180人で行うと、1,404万円と計上したものであります。この計画書の方も町民に送付されてそれなりに理解され、町民の中でも話題になっているところでありまして。それでその中でも高齢者とか婦人層のIT社会の対応策が必要ではないか、働く婦人の人というのは働く婦人の家で募集されてやられるわけですが、高齢者についてまた老人会等にやられるわけですが、そういう方への配慮はどうなのか、もう少し広げてもいいのではないかなと思つてるんです。また子供たちはですね、やはりパソコンを活用した教育環境の整備が各小学校、中学校で着実に進められ、またパソコン整備がされてIT推進の基盤は一応は子供たちには整つてると思つているのであります。また成人層においては企業等においてパソコンを利用した事務などによって自然的に利用する機会は増えてきておるのであります。我が町でも一般家庭でのパソコン普及率はですね、どのような現状でしょうか。あまりにも真美ヶ丘とか、そういう若い層のおられる層はパソコンでいろんな買い物等されてですね、パソコンの普及率が進んでいますけれども、この町内における現状というのは掌握されてるのかどうか。それから一方、行政組織内を見るとITの整備は進んでいるわけでありまして。電算化という形でパソコンの整備も進んでいるようですが、職場の職員の机の上を見ましても、いま雑談の中で話を聞くと大体30%ぐらいにパソコンの配置がされているのではないかな。また庁舎内のLANを整備して行政事務の効率化を図っておられると、また予算の中でも1人に1台のパソコンを整備して、こうした例規集等パソコンによって簡素化してやりたいというような施政方針もありました。しかしその反面、地域

を見ますとですね、いま先ほど述べましたように、じゃあパソコンの普及率はどうなのか、また今年度予算で防災行政無線の整備は整うものですね、特別そのほか行っておらないのではないかというのが現状ではなかろうかと思うのであります。いまこそこのIT革命の波に乗ってですね、行政と地域、住民が一体となってこの施策の推進を図る必要があると思っておりますけれども、今後のこうした計画をこの一発で終わるんじゃなくして、今後も続けていく計画も持っておられるのかどうか、それも含めてお聞きしておきたいと思えます。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 ただいまご指摘ありました高齢者、あるいは障害者の方に対してのIT講習会については、一応一般の方は広報等で募集しておるわけですが、これにつきましては1講座20人と、講師としてはメインの講師を1人、サブ講師として4人を予定しております。高齢者や障害者に対しましては特例講座ということで1講座を10人程度に絞りたいと、そしてメイン講師としては1人、それからサブ講師としては6人を配置したいということで、この講座をどの程度、おっしゃっていただいたように人気があって、募集すればどれだけ受講されるのかちょっとつかみにくいわけですが、かなり他町村の状況を聞きますと殺到しているというような状況を聞いておりますので、この辺のふり分けと申しますのか、受講できない方ができるということに対しての配慮はまた必要になってくるのではないかと、逆の心配もしておるわけでございます。一応61講座を予定しておりますが、そのうちの51講座については契約によりまして、業者等の契約によりまして講師を確保したいと、それ以外の学校等で行われる分につきましては、学校の先生方等講師になっていただくように進めていただいております。

それから家庭での普及率については実際統計をとって調査したわけではございませんが、現在の、先ほど山田議員さんおっしゃっていただいたように、やはり学校でのパソコンに慣れておられる年代の方が家庭におられるところは即購入されてるというような状況がたくさん見られております。それでまた今回のIT講習を機会といたしまして、やはりパソコンに慣れていただければやはり自分で使ってみたいという気持ちが出てくると思えますので、この辺でかなり普及するのではないかというふうに思っておりますので、特に行政として普及の計画等は立てておらないのが現状でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 はい、4番議員！

4番議員 いわゆる契約をする相手方の体制というのは大体どのような相手方、状況になっているのかですね、その辺の把握されてるところについて教えていただきたいと思うんです。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 一応 I T 講習の講師の委託仕様書というものを一応つくり上げております。それで実施の形態、あるいは1講座当たりの、ただいま申し上げましたように受講者と講師の人数という基本的なものを出しております。それから講座数と受講者数の内容、あるいは講習会場等、これらをすべて相手方に仕様書の中で示しまして業者の入札をすると、こういう形でございます。

議 長 はい、4番議員！

4番議員 いま聞きたいのはですね、いわゆる契約の相手方、業者なり個人なりという状況はわからないのですよね、どんな状況に、いわゆる先生となられる方々の状況ですね、その点はどのような形になっているのか、広陵町の行政とかかわる状況、あるいは奈良県全体の状況にかかわってくると思うんですけども、そういうところについて把握されてるところを教えてくださいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 51講座、先ほど申しました51講座につきましては業者に講師派遣をすべて委託すると、こういう内容でございます。(4番議員「1業者に。」)入札によってね、業者を選定したいということでございます。それから残りの10講座等につきましては学校の先生方、あるいは個人的にお申し出のある方もございます。既に講師で行っておられて3月31日をもってやめるんですけども、広陵町の方で雇っていただけませんかというような申し出もございますので、そういう方は大いにご利用させていただきたいというふうに考えております。

議 長 はい、ほかに。 はい、5番議員！

5番議員 いま51講座が業者ということなんですけれども、この業者というのは機種の方の、たとえば機種が選定されましたらそのメーカーがおのずと確定するわけなんですけれども、そのメーカー関連では全くなくして、講座をする専門の業者なのかどうかということと、それからまたいろいろパソコンとかもね、本当に勉強なさってる方も町内にも多々ありますので、町内の人材を生かすという意味です、また大いに今度10講座だけをそういう形じゃなくて枠を広めていっていただきたいなというふうに思います。

それとあと一つは講座の中身なんですけれども、たとえば今度の議案の中にも出てきますけれども、講座、サン・ワーク広陵の方だったら基礎と、それと応用という2ランクの講座になっているようなんですけれども、もう少しそういうランクをですね、突っ込んだところまでも想定されているのかどうかですね、ニーズにこたえていくという部分でいえば幾つかの

そういうランクの講座が要るのかなというふうにも思うんですけども、その点はどのように考えていただいているのか3点お願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 講師につきましては申し出があれば大いに活用させていただきたいというふうに基づ本的には考えております。

それからIT講習会のいま内容のことをおっしゃっていたわけですが、このIT講習会は町が主催して行います分については超初心者ということで、初めて触るような方をむしろ対象にしていますので触って少し慣れていただくという形です。おっしゃってたサン・ワークで行っております講習というのと全然違いますのでよろしくお願いします。

議 長 よろしいか。はい、ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 はい、討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

報告第5号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第5号は承認されました。

議 長 次に日程10番、報告第6号、広陵町都市開発公社予算についてを議題とします。

本件について報告願います。 はい、真井局長！

土地開発公社事務局長 それでは報告第6号、広陵町土地開発公社予算につきましてご説明を申し上げます。なお今回ご報告申し上げます予算は去る2月22日、公社の理事会におきましてご審議をいただきましてご承認をいただいたものでございます。

それでは別冊になっております広陵町土地開発公社予算書の22ページをお開き願いたいと思います。平成13年度の広陵町の土地開発公社の事業計画書でございます。まず事業用資産の取得事業といたしましては、これは町道笠・ハリサキ線の道路の整備事業といたしまして土地取得費で7,820万円を予定しております。そして取得面積は316.43平方メートルでございます。この土地取得費の中には、いわゆる物件の移転補償費を含んでおるものでございます。

23ページですが、事業用資産の売却事業でございます。先ほどの町道笠・ハリサキ線の道路整備事業の土地を売却するわけでございますが、土地売却原価といたしまして7,96

0万7,600円、土地売却収入といたしまして8,050万7,600円を計上しております。売却面積は全く同じものでございますが、土地売却収入はいわゆる土地売却原価に一般管理費と予備費を上乗せした金額でございます。

1ページに戻っていただきまして13年度の土地開発公社の予算、まず収益的収入及び支出でございます。収入といたしまして第1款事業収益8,062万円、ほんで内訳といたしまして第1項事業収益、これは先ほどページ23ページのご説明を申し上げました土地売却収入でございます。それから第2項事業外収益、これは11万3,000円、受取利息と雑収入を計上しておるものでございます。

めくっていただきまして2ページでございます。支出でございます。第1款事業費用8,050万7,000円、内訳といたしまして第1項事業費用8,040万7,000円、これも先ほど申し上げました土地売却原価7,960万7,000円、そこに一般管理費を加えて計上しておるものでございます。それから第2項予備費、これは予備的な費用を計上しておるものでございます。

それから次に資本的収入及び支出でございます。3ページの収入でございますが、第1款資本的収入8,358万2,000円、これは第1項借入金でございますが、これはいわゆる町の方から委託を受けまして用地を先行取得するためのものでございますが、8,358万2,000円を予定しております。それから支出でございます。第1款資本的支出1億6,318万1,000円、ほんで内訳といたしまして第1項事業費8,030万円、これは土地取得費7,820万円と、あとそれに伴います事業管理費を計上しております。それから第2項借入金償還金、これは土地売却収入すべてをですね、その返済金に回すということにしております。それから第3項事業外支出217万4,000円、これはいわゆる借入れを起こしますので、その利息を計上しておるものでございます。第4項予備費20万円、これはいろいろと金利の変動もございますので、必要に応じた金額を計上しておるものでございます。

それからちょっと先ほど申し忘れましたが、資本的収入と支出がいろいろ不足してくるわけで、不足する額7,959万9,000円、これは出てくるわけでございますが、これはいわゆる当年度の損益勘定留保資金というのがございます。これは現金支出を伴わない費用ということでその分で補填していきたいと、そういうふうに考えております。

それから借入金の限度額でございます。4ページにございますが、借入金の限度額は20億円と定めるとなっております。これは昨年度と同額の借入金を予定していると、これは

実際現実にはどうなるかもわかりませんが、最高限度額がそれだというふうでございます。その他いろいろ予算に関する説明書に書いておるわけでございますが、説明は省略をさせていただきたいと思えます。

以上簡単ではございますが、平成13年度の土地開発公社予算の概要の説明を終わりたいと思えます。よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 まず一つはですね、役員体制が変更になっているわけですね。理事長が町長から助役になっているわけなんです、これは改善というふうには受け止めるわけですけども、変更前変更後の役員体制をお願いしたいと思えます。

それからですね、貸借対照表の方で資産の部、12年度と13年度と出していただいているわけなんですけれども、これの事業用資産の内容ですね、教えておいていただきたいと思えます。

それからあとは笠・ハリの方で事業の進捗状況なんですけれども、これでどれぐらいの全部の予定地なんです、どの程度の取得ができることになるのか、その辺のところも教えておいていただきたいと思えます。以上お願いします。

議 長 はい、真井局長！

土地開発公社事務局長 まず1番目の役員の改選でございますが、これはいろいろと前々から県の方からご指摘がありまして、いわゆる双方代理の禁止事項、民法のですね、双方代理の禁止事項に該当するというので、今回町長さんから助役さんに交代していただいたと、そういうことでございます。

それから貸借対照表の事業用資産の公有土地の残高でございます。平成12年度で512万というのがあるわけですが、これはいわゆる11年度に取得いたしました土地がまだ買い戻しをしてもらってないと、そういうことで残ってきております。それから13年度の金額、公有事業用資産ですが819万1,000円余りあるわけですけども、それは13年度で一応買い取ってもらうというのは、13年度で先行取得した分については年度内に買い取っていただく、ただ12年度から繰り越してきます資産は一応予算の中には計上しておりません。これはどういう予定と申しますと、このまま残ってきてそこにいろんな、13年度でいろんな利息とかですな、事務費とかが上乗せなって、それで資産が増えていると、そういうことでございます。

それから笠・ハリサキ線の進捗状況ということでございますが、私の方からは、あまり公社の立場からはですね、その進捗状況のことは詳しくは申し上げられませんが、13年度で買い取りを予定しているのはいわゆる笠・ハリの町道と、それから県道大和高田河合線の取り合い部分の拡幅の用地の部分だけが残ってきておるといふふうに聞いております。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 町長と助役がかわられたということだけですが、あわせてじゃあ新しい役員体制報告しておいていただきたいと思います。

それからですね、13年3月31日付の12年度の貸借対照表の512万4,108円ですね、どこの土地でいつ買った分でどれだけのスペースかと、どういう経過で購入したのかということですね、今年度でいままで持っていましたかなりの大部分これでなくなったんじゃないかなという認識だったものですから、新たにまた500万円という部分が詳しく説明をしておいていただきたいと思います。

それからいま土地が値上げする状況ではないですね、値上がりしていくような状況じゃない中でですね、引き続き1年間持つだけで300万円も資産が増額になっていくというのはちょっと理解できないんですね。ですからいまいろいろと内訳をおっしゃっていただいたわけなんですけれども、どうして300万円もの上乘せになっていくのかですね、数字も踏まえて詳しく説明をしておいていただきたいと思います。

そしてその経過、購入と、それから引き続き残っていくという事態ですね。いま公社の方でこのような塩漬けの土地問題になってきている中で、新たにそういうところを生み出していくということについては大変問題があるということもありますので、その点を指摘して詳細に報告をお願いします。

議 長 はい、真井局長！

土地開発公社事務局長 まず12年度の予定貸借対照表の中で512万という土地の詳しくということでしたけれども、これはいわゆる平成11年度の3月にそのうちの一部を購入いたしました。ほんで精算払いといたしまして、取得についての精算払いなんですけれども、それは平成12年の5月に残りの分を買いまして、ほんで512万残ってきたと、こういうこととございます。それ（5番議員「だからどこの土地で何平米で幾らか。」）平米ちょっといま持っておりませんが48平米だったと思います、はい。（5番議員「どこの土地なんですか。」）ええ、それは名前は申し上げられませんが、いわゆる笠・ハリサキ線の一番戸口ですな、西の入り口の、その土地でございます、はい。それから500数万が800何万、

これ増えとるやないかということでございます。これは先ほど言いましたいろんな金利等が乗ってきております。そういうことで800万余りに乗ってきておった、金利だけじゃありませんけども、ほかの……。 (5番議員「説明聞いたから金額的な内訳を質問してたんです。」)細かいもんはちょっとここには、手持ちは持っておりませんが大筋その金利と、それから事務費を乗ってきたということでございます。(5番議員「そしたら詳細はそしたら後で、いま手元になんだったら資料として出してくださいね。」) はいはい。

議長 よろしいか。 はい、4番議員！

4番議員 だから結局これで全部終わるのか、それともあと建物でいえば現実残ってるの2筆残ってるんですけども、用地買収これで終わるのか。それと残るとしたら何ぼ残るのかというところを聞きたいのと、それと借入先のいわゆる方法ですけれども、金利の安い状況があるんですが、どのような金利で借入れようとしてるのか、この借入れに対してですね、入札などをやるというような形の考えはないのかですね、そのあたりを聞いておきたいと思うんです。現状の認識からいえば利息どれぐらいになってるのかということも含めてお願いしたいと思います。

議長 はい、真井局長！

土地開発公社事務局長 現在、先ほどおっしゃいました2筆ということでございますが、それは1筆でございます。それを2回に分けてお支払いしたと、買ったと、そういうことでございますが、(4番議員「3月31日時点で残るのはどれだけか。」)(14番議員「2年度またがったのでややこしい。」)金利の安い何とかかんとかという話でございますけども、金利はいままで借入れておりましたのは某金融機関から借入れております。市場金利が1.375でしたんけども、昨年12月に改正になりまして、その特典がなくなったということで現在は1.5で借入れを起こしております。それから借入れの入札どうこうということでございますが、現在はいろいろとほかの金融機関にも当たりまして安いところで借入れをしていこうと、借り換えをしていこうという考えは持っております。

議長 はい、4番議員！

4番議員 だからこれで残るのはとにかくどれだけなのかね、いわゆる後用地買収で残るのはどれだけなのかというのを教えていただきたいということと、金利についてはですね、自由化になって以降やはりこちらの体制としても入札による借入れというのは可能になってきたわけで現実にやってるところあるんですけども、そういうような形でいわゆる金融機関を選定していくという方向はないのかあるのかですね、あるいはいままでどおり合い見積もり

のような形をとってやっていくのかというところの問題です。それについては全般の問題もありますので収入役も含めてですね、その辺の考え方お聞かせ願いたいというように思います。何。(5番議員「役員体制。」) 役員の体制、助役以外のメンバーについても報告をしておいていただきたい。

議 長 はい、真井局長！

土地開発公社事務局長 平成13年度末で残ってくるのではないかなというふうなことですけども、一応予算的には残ってくるような状況で計上しておりますが、これはいわゆる事業担当課と話し合いをしまして、早い時期に買い戻していただくということで進めたいと思います。

(4番議員「意図が伝わってないので、事業課の方で残ってるところどうかというのを説明してください。」) それから金利の自由化でいろいろと入札制度を行ったらいんじゃないかなという意見でございますが、先ほども言いましたようにいろいろと各金融機関も当たりまして、できるだけ低い金利の金融機関を探して、ほんで借り換え等を検討していきたいと、そういうふう考えております。

それと役員でございます。この前の理事会で役員が、町長さんが一応理事長から降りていただくということになりました。ほんでかわりまして榎川助役が理事長になっていただきました。あとはこの2月1日に人事異動がございまして、和田前理事が土佐理事に変更になっております。それから山内常務理事にかわりまして竹田常務理事がなっております。そのほか理事を申し上げますと吉村理事、教育長ですね。吉村理事。それから福祉部長の野村理事、それからあと議会の方から中山理事になっていただいております。それから監事といたしまして収入役さん、森藤監事、それから副理事長の吉岡監事、以上理事7名、監事2名でございます。(14番議員「そんなんわかりきったこっちゃ、こんなもん。」) あと残ってるのは、寺前さん。(4番議員「残ってるのと、その入札の問題です。」)(14番議員「言うたれ、収入役でもこんなもん……。」)

議 長 はい、収入役！(14番議員「こんなわれ見たらわかったあんねや、こんなもん。」)

収 入 役 利率、借入利率の金利入札というふうなことでございます。全般的なことということでおっしゃっておられます。これにつきましては平成14年4月からペイオフという形が、これ個人的な形ではなってきます。公共預金、これは担保されないというふうなこともあります。一般的、一般論としては預金をしている、借り入れをするというふうな相関関係もございまして、調査はこれからはする必要があるだろうと、ペイオフにかかってですね。

それと入札云々そのものにつきましては、実際奈良県内では少ないようではないことは、先ほど聞いております。将来的なこういう形にもなるかとは思いますが、先ほど言いましたペイオフのかかわりもありますので、これは十分検討今後していかなければならないものだろうと、このように考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。(14番議員「助役もええがな。」)

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第6号の報告は終わりました。

議 長 次に日程11番、報告第7号、社団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についてを議題とします。

本件について報告願います。 はい、大石常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 それでは報告第7号、平成13年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業計画及び収支予算についてご報告させていただきます。

当サービス公社の事業計画及び収支予算につきましては、去る2月26日の理事会におきましてご承認をいただいたものでございます。別冊になっております平成13年度事業計画及び収支予算書をご覧いただきたいと思っております。

まず1ページ及び2ページをお願いいたします。サービス公社の事業計画。1事業方針でございしますが、公社の寄附行為の目的でもありとおり、本年度におきましても文化・体育等の事業を行うとともに、町・県といった施設等の管理運営を行ってまいりたいと思っております。そして住民の文化向上と体育等の普及振興を図り住民福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

2事業計画の概要でございしますが、・といたしまして公園施設等の管理運営事業、・といたしまして各公共施設の維持管理事業、・竹取公園「ちびっこゲレンデ」の指導管理業務、・文化の向上及び体育等の普及振興事業、・として環境美化活動事業、2ページでございすけれども、・のチップの販売、・の竹工房事業、・の管理運営受託事業、それと・の商標権の利用促進といった事業を行ってまいりたいと思っております。

続きまして収支予算書に移らせていただきます。6ページをお願いいたします。まず収入でございすが、13年度は科目の方が大、中、小といった科目にいたしております。科目、大科目、中科目、本年度予算額の数字のみをご説明いたします。1基本財産運用収入で4万

5, 000円、1の基本財産運用収入で4万5, 000円となっております。2の事業収入では1億2, 982万円の1の受託事業費で1億2, 448万6, 000円、2の自主事業収入で533万4, 000円となっております。

7ページをお願いいたします。3補助金等収入といたしまして4, 600万、町からの補助ということでございます。1の補助金等収入でございますが4, 600万でございます。4の雑収入で356万1, 000円で、1の受取利子で7万4, 000円、2の雑収入で348万7, 000円となっております。

8ページをお願いいたします。当期収入合計（A）でございますが1億7, 942万6, 000円となっております。前期繰越収支差額がゼロということで、収入合計（B）でございますけれども1億7, 942万6, 000円となっております。

続きまして9ページに移らせていただきます。支出でございます。1管理費で3, 647万4, 000円、1の一般管理費で3, 641万3, 000円となっております。10ページをお願いいたします。2の財産管理費でございますけれども6万1, 000円、積立金でございます。2の受託事業費で1億2, 726万5, 000円、1町施設管理費でございますけれども9, 106万2, 000円となっております。11ページをお願いいたします。2県立公園管理費で3, 620万3, 000円となっております。めくっていただきまして12ページをお願いいたします。3の自主事業費でございますけれども1, 176万2, 000円の1の文化、体育等普及振興費で845万2, 000円となっております。13ページの2の竹工房事業で331万円となっております。

4の固定資産取得支出でございますけれども192万5, 000円、1の固定資産購入支出で192万5, 000円となっております。

14ページをお願いいたします。5の特定預金支出といたしまして、これはゼロということでございます。6の予備費といたしまして一応200万予定いたしております。当期支出合計といたしまして（C）でございますけれども1億7, 942万6, 000円となっております。当期支出差額（A）－（C）でございますがゼロと、それから次期繰越収支差額（B）－（C）はいずれもゼロとなっております。

続きまして15ページに移らせていただきます。広陵勤労者総合福祉センター事業計画でございますけれども、本年度も管理運営を受託いたしまして住民の方に喜んでいただける施設づくりに努めてまいりたいと思っております。その1管理運営事業として、施設の利用者とレストラン含めまして約20万ぐらいを見込んでおります。施設等についてはここに掲げ

ておる施設ご覧のとおりでございます。

16ページお願いいたします。2自主事業としては、パソコン教室はじめここに掲げさせていただいております18余りの教室を開催いたしたいと思っております。またその他の催しとしても種々のイベントを開催いたしたいと思っております。

それでは収支予算書についてご説明させていただきます。21ページお願いいたします。まず収入でございます。2事業収入で1億69万4,000円となっております。1の受託事業費ですが6,500万、それから2の自主事業収入で3,569万4,000円となっております。

4の雑収入でございますが243万7,000円、1の受取利子で2万5,000円となっております。22ページをお願いいたします。2の雑収入でございますけれども241万2,000円となっております。

6の特定預金取崩収入といたしまして131万1,000円、2の自主事業積立預金取崩収入でございますが131万1,000円となっております。当期収入合計といたしまして(A)でございますけれども1億444万2,000円、それから前期繰越収支差額ゼロ、収入合計(B)でございますけれども1億444万2,000円となっております。

続きまして23ページお願いいたします。支出でございますが、受託事業費として9,687万3,000円、3のサン・ワーク管理費で9,687万3,000円となっております。

めくっていただきまして24ページお願いいたします。3自主事業費ですが756万9,000円、1の文化、体育等普及振興費で756万9,000円となっております。

5の特定預金支出でゼロ、2の自主事業運用資金積立預金はゼロということでございます。当期支出合計(C)でございますけれども1億444万2,000円、それから当期収入差額(A) - (C)と次期繰越収支差額(B) - (C)でいずれもゼロということになっております。以上が勤労者総合福祉センターの収支予算でございます。

続きまして27ページお願いいたします。ふるさと会館の事業計画でございます。ふるさと会館におきましても、本年度におきましても管理運営を受託いたしまして、目的に沿った住民に親しみ喜んでいただけますような施設として幅広く利用者拡大に努めてまいりたいと思っております。1の管理運営事業の・でございますが、施設はここに掲げてあり、既にご承知していただいております。・の年間利用見込みにつきましては、大ホール等につきましては老人福祉センターが使用されておりますが、お隣に近く

完成されますので大ホール等の利用していただけるようになり利用拡大できるものと思っております。2の宿泊利用につきましては、一部傷んでいるところを修繕もいたしましたので快適な宿泊をしていただけ、わずかながらにも利用者が増えるものと期待もいたしておるところでございます。2の自主事業として教室の開催、また各種の催し等々を行ってまいりたいと思っております。

続きまして31ページをお願いいたします。まず収入でございますが、2事業収入でございます。6,982万6,000円、1の受託事業収入で5,181万円、2の自主事業収入で1,801万6,000円となっております。

4雑収入では423万6,000円、1の受取利子で5,000円、2の雑収入で423万1,000円となっております。

めくっていただきまして32ページ移らせていただきます。当期収入合計(A)でございますが7,406万2,000円、前期繰越収支差額はゼロということで、収入合計(B)でございますが7,406万2,000円となっております。

33ページをお願いいたします。支出でございます。2受託事業費でございますが7,379万6,000円、4のふるさと会館管理費で7,379万6,000円となっております。

34ページをお願いいたします。3自主事業費ですが26万6,000円、1の文化、体育等普及振興費で26万6,000円となっております。当期支出合計(C)といたしまして7,406万2,000円、当期収入差額(A)-(C)、それから次期繰越収支差額(B)-(C)はいずれもゼロということになっております。

続きまして35ページに移らせていただきます。働く婦人の家の事業計画でございます。働く婦人の家におきましても、管理運営を受託いたしまして働く女性や家庭の主婦が健康で充実した生活が営めるよう事業運営を図るとともに各種講座等々を行ってまいりたいと思っております。また今後におきましては、男女共同参画社会の実現を目指しまして福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

41ページをお願いいたします。まず収入でございます。2の事業収入でございますけれども1,538万2,000円、1の受託事業収入で1,269万2,000円、2の自主事業収入で269万円となっております。

4の雑収入ですが3万5,000円、1の受取利子で5,000円、それから2の雑収入で3万円となっております。

めくっていただきまして42ページお願いいたします。当期収入合計(A)といたしまして1,541万7,000円、前期繰越収支差額ゼロということで、収入合計(B)でございますが1,541万7,000円となっております。

43ページですが、支出でございます。2受託事業費といたしまして1,541万7,000円、5働く婦人の家管理費といたしまして1,541万7,000円となっております。

44ページをお願いいたします。当期支出合計(C)といたしまして1,541万7,000円、当期収支差額(A)－(C)、それと次期繰越収支差額(B)－(C)はいずれもゼロということになっております。

次のページからは、ただいま数字ご説明させていただきましたサービス公社、勤労者総合福祉センター、ふるさと会館、働く婦人の家の収支予算書の総括表となっておりますので後ほど目を通していただければと思います。以上で簡単でございますがご説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。簡単に頼みますな。

はい、5番議員！

5番議員 まず議長、許していただきたいんですけども、質問の仕方なんですが、会計が幾つかに分かれておりますので会計ごとで区切らせていただいて2回ずつさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

議 長 はい、どうぞ。

5番議員 ありがとうございます。そしたら分けて質問をさせていただきたいと思います。

まず最初のサービス公社の事業計画の点からお願いしたいんですけども、これの6番目のチップ販売についてどのような形で再資源化できるのかですね、その点の説明をお願いしたいと思います。

それから去年、12年度と13年度と管理する場所がですね、変化があったのかなかったのか、あったのであればどのような部分で変更があったのかという点も、まず基本的な部分でお聞きしておきたいと思います。

それから補助金収入なんですけれども、収入の部分でですね、これが今回ページ数でいいますと明細の、説明書の方で7ページです。公社事務局経費として4,600万円の補助金なんですけれども、これが新たに13年度の収入として計上されてきています。この公社事務局経費という説明なんですけど、これについての根拠ですね、それから金額的な内容ですね、これシルバー補助金というところで1,247万円、13年度の予算書で出ていたと思うん

ですけれども、これだけでは金額的に合わないのでこの点の説明をきちっと詳細にお願いしたいと思います。

それから受託、いつも聞くわけなんですけれども、シルバー人材に委託しますけれども、この委託のあり方なんですけれども、これが委託の算定の出し方ですね、基準、それをどのように算定されているのか説明しておいていただきたいと思います。町の方と県立公園とあるわけなんですけれども、その点と、それからなぜですね、サービス公社を通してシルバーに委託しなければならないのかですね、このような形であればシルバーに直接町の方が委託されてもいいと思うんですけれども、ここに事務的な部分でいろいろな経費が計上されて、それが上乘せになった形ですね、出てきているわけなんですけれども、これについてシルバーの事務的な部分を通さなければいけないという必然性がちょっとわかりませんので、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから12ページでですね、老人ゲートボール大会参加賞ほかという部分で報償費の方が大幅に減額なっているんですけれども、これは高齢者の方の福利厚生という部分も含めまして大変減額になったことが残念に思うわけなんです、この減額になった内容についてなぜまた減額されたのかですね、お願いしたいと思います。

そしてあとシルバー人材センターのですね、賃金といいますか、その点についてはどのような実態になっているのか、去年と比べてはどうなのかということについてもお聞きしたいと思います。そして資料の方でシルバー人材の予算書等出していただきますようにその点もお願いします。以上です。

議 長 はい、堀川課長！

施設管理サービス公社課長 失礼いたします。サービス公社の堀川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

いまご質問いただきましたけれども、1点だけちょっと申しわけございませんけれども5ページの支出の部分なんです、こちらの方のタイトルの中で大、中という項目を款、項と掲げておりますのでひとつ訂正のほどよろしくお聞きしたいと思います。申しわけございません。

それではまず公社予算の方でございまして、まず1点目、チップ販売ということでございまして、こちらにつきましては平成7年に枝葉破砕機という機械を購入いたしておきまして、これによりまして枝、葉、いわゆる剪定された、そういった枝葉の処理をチップ状にいたしまして現在も一応販売はしております。ただPR不足でしてあまり購入され

ておられませんので、少し簡単にお持ち帰りいただけるような袋を用意させていただいて、できましたら1袋幾らかの単価で販売させていただきたいと、かように考えております。再資源ということでもありますので、できましたいわゆる堆肥化されておりますそういったチップにつきましては、冬場におきまして低木の下に置くような作業も行っておりますけれども、各家庭におかれましては何かこういう役立てていただけるような機会も設けてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それと12年度から13年度におきましての管理場所の移行ということでございますけれども、これにつきましては若干予算面で増減見ている部分もございます。たとえば例にとりますと公園なんかでございまして、いわゆる砂場におきます、冬場いてつきまますので、そういった部分の砂の補充、あるいは砂の、どういいますか、回転といいますか、砂をやわらかく処理して、また新たに子供たちの安全確保に努めるというような費用につきましても13年度計上していただいております。あるいは廃川敷なんか、いま申し上げましたように百済の廃川敷でチップ処理の機械を利用してチップしておりますので、その辺の管理体制につきましてはいままで管理課の方から委託金をもらいながら処理しておりましたけれども、これは当然シルバーの自主事業でございますので、そういった部分の費用面は削除させていただいております。等々いろんな課にわたりましての部分で若干そういった増減も加えさせていただきました。

それから3点目の補助金収入ということでございまして、一番最後にご質問いただいておりますシルバーへの委託金ということがなかなか、いわゆる町へ委託願ってる公社の立場と公社からさらにシルバーに委託している予算形態の内容の中で、なかなか数字の関連性におきまして整合性がないというようなこともございますので、13年度につきましては基本的にはシルバーからの見積もりどおりのものをもって町の方に受託させていただくというような形の中で、たとえば昨年度でしたら、12年度でしたら一応シルバーからいただきました見積もり金額にいわゆるサービス公社で抱えております職員の人件費、あるいは一般管理費等におきます経常経費等々を上乗せしまして、12年度でしたら35.6%ほどの比率でしたけれども、そういったものも上乗せしまして平たく各課の方に受託見積もりさせていただいたわけなんですけれども、その辺の透明度と申しますか、なかなか数字の整合性がわかりにくいということもございましたので、13年度につきましてはいわゆるそういう一般会計サイドから補助金としていただきます、繰り出ししていただきますような補助金がある程度固定化させていただいた中で整合性を図ってまいりたいというようなものでござい

ます。補助金の収入の内容につきましては具体的には職員の人件費、これは2,552万5,000円程度なんですけれども、あるいは自主事業の収入と支出の中でどうしてもちょっと不足が生じてまいりますので、その辺642万8,000円という数字ではございますけれども、あるいは予備費や、いま申しあげました一般管理費などの経常経費、13年度につきましてはちょっと事務所の方の移転の費用が多大にかかりますのでその辺を含めまして、あるいはまた公用車等の固定資産の方も買い換えたいという計画も持っております関係で、204万7,000円ということで、合計合わせまして4,600万の補助金ということで12年度と多少性質を変えさせていただいております。またそれだったらなぜシルバーに直ということも話の中ではございますけれども、この辺は町部局と十分今後の方向づけも考えてまいりたいとは思いますが、一応窓口は町におきましても県におきましてもサービス公社ということでございますので、あくまでも100%出資いただいている、町から出資いただいている外郭団体という立場で一応町、あるいは県の会議等でも出席させていただいております。そういった中で当然窓口を公社にしまして、何か問題が生じましたらその責任の範囲の中で対応してまいるといった形態も引き続きとらせていただいておりますのでその辺のこともご理解賜ればと、かように存じます。

それと具体的に12ページということでお話出ましたけれども、この辺の老人における参加記念品ということでございますが、これはここだけの部分ではございませんで、若干科目等の見直しを図らせていただきまして、報償費につきましてはほとんどが、そういった60万すべてがそうなんですけれども、昨年度の予算で見えております町試供品もこの210万4,000円の中に含んでおりまして、これにつきましては23番の原材料費263万5,000円の方に町試供品が移行させていただいた内容でございますので、何ら12年度と方向は変えておりませんのでご了解賜ればと思います。以上でございます。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 そしたらちょっとまた前へ戻りますけれども、事業の中で商標権ということで9番目に書いていますけれども、これについては現在の利用の状況と、また13年度にですね、利用の拡大が見込まれるのかどうかですね、その点お聞きしておきたいと思えます。

それとですね、先ほどの補助金とシルバー人材センターとの関係なんですけれども、結局この公社を経由することによって事務費が上乘せされるというふうに考えざるを得ないなというふうに思えます。これが直接町の方からシルバーの方に委託していただいたならばその分ですね、全部が全部、またその分は委託費に含まれなきゃいけない分も出てくるという

部分はあるんですけども、なぜ直接ですね、いまも今後は町部局とまた考えていくという趣旨の答弁だったかと思えますけれども、経由しなきゃいけない必要がない、どうしても窓口として公社を通さなければいけないということではないというふうに認識してよろしいわけですね。そうであればやはりその点については直接シルバー人材への委託をしていただくと、いただくのが合理的のように思いますので、再度その点は理事者の方の考えをお聞きしておきたいと思えます。

それからですね、それから先ほどの答弁で漏れていたのがシルバーの方の賃金の実態、漏れていましたので再度お願いしたいと思えます。それからその資料を、予算書出していただけるのかどうかも含めてですね、お願いしたいと思えます。

それから自主事業の内容なんですけれども、自主事業の中で赤字といいますか、補填しなきゃいけないというところで624万8,000円、補助金として入れているということだったんですけども、その補助金を多額に入れながら自主事業ですね、どうしても続けていく必要があるのかどうかですね、とりわけ竹工房がそれだけの値打ちがあるのかどうかという部分についてはどのように評価されているのかお聞きしておきたいと思えます。

それからすいません、もう一つちょっと細かいところでは11ページの電気、ガス、水道使用料のところも、これが本年度予算額というところが大きく減額なっているんですけども、こういう光熱水費、あるいはいろいろな通信運搬費等予算が年々かなり変動があるわけなんですけれども、こういう変動はどのように考えたらいいか説明加えといていただきたいと思えます。

議 長 はい、堀川課長！

施設管理サービス公社課長 まず1点目の商標でございますけれども、いま実態といたしましては、いわゆる実費をいただいている部分につきましては1件、いわゆる酒屋さんでございますけれども、酒造業でございますけれども、そちらの方と一応契約させていただいております。またせんだっても郵便局の方から、これは公的機関ということもございますので無料ということではございますけれども、ちょっと預金の払い出し等にゴム印を押すのにこういったシンボルマークを使わせていただきたいというご依頼もちょうだいしております。当然町の役職されておられる方々の名刺なんかにも利用したいと、いわゆる特別職といいますか、非常勤の方ですけども、そういった申請もいただきました。これも大変うちの方でもPR不足かなという思いを持ちながら、よくチラシ等でも同じようなものを見受けられますが、あくまで商標でございますので、勝手に使用されてるような業者さんも一部見受けられるの

かなというふうに、その辺は苦慮いたしておる次第でございます。

それと続きまして再度町とシルバーとの関係でございますけれども、シルバーに直ということの中ではなかなか融通性の持てない部分というのも非常に私個人的には感じておりました、何例か挙げますと、たとえば県道でしたら当然町では予算組めない、県が草刈り等、あるいは剪定等の処理をするのが本来であります。堤防等につきましても12年度かなりの回数を入れて、いわゆる草刈り等を実施しておりますけれども、この辺につきましましてはいわゆる契約外と申してよろしいのでしょうか、単発で出てくるような事業も見受けられております。この辺は直接シルバーということになりましたら賃金形態と申しますか、剪定1人出でいただくことによって8,000円、あるいは草刈り7,000円、あるいは草引き6,000円といったような、日当幾らと決まってるわけではないでしょうけれども、聞いておりますようなそういった金額が如実に契約上支払義務というのが発生してまいります。サービス公社が融通をきかせてるということではないですけれども、やはり幾らかの契約外というような町からの受託事業も抱えながら処理してまいりたい、13年度以降も数字の上におきましてはそういった契約外のものも若干見させていただいておりますので、突発的に発生しますような、住民に迷惑かけないような作業につきましても、いわゆる公社独自で自主事業の一環といいますか、町道におきます泥上げ、いわゆる溝掃除というような部分であったり、そういった部分は自主事業の一環ととらえさせていただきながら、公社独自でやっけるとご理解いただければありがたいかなと思っております。

それと竹工房、自主事業の方でございますけれども、竹工房というのがいまだ今後の人材もなかなか育成できない中で現在に至っているわけでございますけれども、こちらにつきましては町の町おこしという観点からもかぐや姫というのを一つのテーマに、町部局の方でもサミット会議等々でいわゆる竹細工を利用した販売促進といったものも自主事業で挙げておりますけれども、これもインターネット等最近の機械器具を使用しながら販売の拡大には努めてまいりたいと思っておりますけれども、なかなか市場の拡大というのが図ってまいりませんので、できましたら町の試供品というような形でとらえていただいて、また何かの機会にお買いいただけるような機会もつくっていただければありがたいかなと思っております。

それと11ページの光熱水費でありますけれども、これにつきましては、12年度までにつきましてはサービス公社の方で……（14番議員「こんなによろやってもうてんのにやな、えろ文句言うたらあかんで。そんなん勉強不足や。」）（5番議員「ちゃんと聞きや。」）（14番議員「広陵町内ずっと歩いたらな、どのぐらいしっかりやってるかわかんねや。共

産党もな、歩いてないから勉強不足。）」（14番議員「勉強不足……。）」（5番議員「静かに。）」（14番議員「あんたは勉強不足。共産党の勉強不足。）」（4番議員「あんたな、勉強せんとそんなこと言うたらあかんで。）」続けさせていただきますけれども、

（14番議員「勉強。）」（4番議員「勉強してから文句言いなさい。）」（14番議員「勉強不足。こんなもんここに皆書いたるもんわかったるがな。）」11ページの光熱水費。

議長 松本さん。松本さん、次いきましょうか。はい、よろしいか、次いきませ、松本さん。はい、頼みます。

施設管理サービス公社課長 最後にございました、申しわけございません。11ページの光熱水費でございますけれども、これにつきましては12年度、各課におきます光熱水費も公社の方で見えておりました。ただ光熱水費を公社で見るメリット性というのは特にございませんので、これにつきましては13年度、各課の光熱水費として公社の方で持っておりました光熱水費を見ていただいております。ただし西谷・見立山の管理事務所につきましては当然といたしますか、サービス公社の方で管理運営していてもおりますので、こちらの方におきます光熱水費は13年度以降につきましても公社予算の方で見えております関係でこういった予算減、決して減ではございませんので、その辺町予算の方に振り替わったというようなご理解を賜ればと思っております。以上でございます。

議長 はい、ほかに質疑ありませんか。はい、4番議員！（5番議員「待つて、待つて。）」はい、もう一緒に言うてもらいなはれ、寺前さんに。（5番議員「ここだけほんなら。）」（4番議員「ここだけやろ、ここだけ。）」（5番議員「わかりました。）」はい、4番議員！

4番議員 ここだけの部分で、予算書の立て方で改善してもらったところもあるわけですけども、そういう点では、いわゆる歳入のところであれば自主事業のところ詳しくなると、これは利用料という呼び方の変更が出てきたのでこうなってるというように思うんですけども、いわゆる利用料の部分ですね、ここはまだ直接関係ないんで次のときで言いますけれども、このですね、シルバーと、それから具体的な点1点ずつ言っていきます。ここに予算書が出てくる限りですね、やはり一般会計と同じように給与明細書ですね、給与明細書をつけていただきたいというように思うんです。ここに、この中にですね、（5番議員「一番最後、一番最後についてます。）」ついたあんの、そうか。それとですね、それと前回も資料もらってるんですけども、いわゆる各課別のいわゆる受託事業、受託費等についてですね、やはりこれも継続して出していただきたい。でないと予算書との中でいえばこれだけを取り出して見

るといのがですね、なかなか難しいのですね、やはりサービス公社の時点の中でこういう受託費等12年度は出してもらってるわけですから、こういう点も後でいいですから出していただきたいというように思います。

それと今回変わったところでですね、いわゆる受託事業のところへの上乗せが不透明だということで補助金収入という形でやっていただきました。これについてもわかりやすいと思いますけれども、結局この予算書で見ればですね、結局公社事務局経費という形でわからないんですね。やはりこういうところといえば、いま説明をしていただいた13年度の人件費、あるいは自主事業の不足分、あるいは事務所移転等ですね、やはりこういうところについては明細をやっぱりつけていただくということをやっていただきたいというように思うんです。これはなぜかといえば、結局は公社の設立当初からの趣旨、そしてシルバー人材センターがその後生まれた状態、こういう中でですね、公社の役割というのは一体何なのかということになってくるんですね。大幅に公社の役割はシルバー人材センターのところに行くと、ところがまだいまだに受託事業として受けてる部分があるということですね、結局明確にならないんですね。根本的な問題としては私たちが公社について議会で審議できるようにしなきゃならないと、シルバーについてはですね、財団法人だという形で報告もしない、こういう実態についてですね、やはり改めてもらわなきゃならない。なぜかといえば、少なくともシルバーの実態は、いまシルバーと公社の関係、町との関係が議論になったわけですが、日本シルバー云々財団が出している資料はですね、いわゆるシルバーというのは自主事業で運営しなさい、こういう趣旨なんです。だから結局アンケートをとればですね、公共工事を中心としているところが60%、70%というのがあると、ほんで自主運営してシルバーの趣旨に沿ったところは少ない、こういう実態があるんです。だからどこでも、いわゆる町からの受託事業というのを隠すために、いわゆる経由してやってるという実態があるんです。だからこのところの部分というのは、実態がそうなんですから、私たちはやはりシルバーについてもですね、議会できちんと議決、議論できるようなものに最低しなきゃならない。ところが財団法人だからだめだと言ってるけれども、こういう実態で、いわゆる地方分権の時代になり、そしてまた議会が一層町の予算などについてですね、実質上権限を強化していくという流れからいっても逆行する状態になっている、私はそういう点で広陵町においてはシルバーについても公共事業の受託事業が中心になっている限りは、これは何%かという時代はわからないですけども、少なくとも50%以上公共事業が主体だ、受託事業が主体だというような状態の中ではですね、サービス公社と同様に議会に報告すべきだ、私はこ

のように思うんです。こういう点についてこれは理事者側からも聞いておきたい、シルバーについての問題ではないのですよね、聞いておきたいと思います。これは本予算でもいいんですけどもこの場で聞いておきます。

それとやはりこの予算書の中でですね、職員給与とか、あるいはアルバイトとかですね、福利厚生費等が出てるんですけども、それは何人かというのを書いていただきたいんです。結局ここでは委員会で、委員会でも本予算の中でもですね、本当は予算書の中の人件費の部分についてはですね、各課でこれ何人かというのを書くだけ、簡単なんです。消防委員会ではですね、やはりそういう形での予算、そういう形で説明が出てくるんですよ。だからそういうことを少し、もう少しやはりこれは総務部長、新しく着任していただいたわけですから来年度からですね、そういう簡単なことですから、そういう内容については予算説明書の部分を改善するための努力していただきたいと思います。

それといわゆるこの部分でいえば、サミットの参加旅費はこれはどのような内容になっているのかですね、お伺いしておきたいと思うんです。

それと公社とシルバーの関係で竹工房の中で委託料126万出てるんですけども、これはどういう委託料になるのかですね、こういう点についても聞いておきたいと思います。

それから新事務所というのはどこでどういう形になってるのかですね、今年度、いわゆる13年度でやる予定というようにここには載ってるんですけども、これは少なくとも、やはりいままでの町の予算を公社に積み立てていってるというのが実態なわけですからですね、これもきちんとやはり議会での議論を通じた形でやっていく、こういうところが町の議会が何らわからないまま進んでいくということじゃなくて、先ほどの趣旨から言うても形は第三セクター、あるいは財団法人になってるけれども、町予算の重要な審議すべき中身なんだという議会の趣旨も理事者は理解すべきだというように思いますので、形式的な議論を省いてですね、やられるような体制をつくっていただきたいというように思いますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、堀川課長！

施設管理サービス公社課長 まず1点目の各課の費用並びに補助金の根拠は総務課の方に提出いたしておりますので、また後日手元の方に資料として回ると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それとサミットの旅費につきましては、いわゆるサービス公社の職員の方からも町部局からの要請を受けまして、これは12年度も一緒なんですけど、13年度広島、14年度には広

陵へ、また1に戻るというふうなこともお伺いしておりますので、いわゆる同席させていただいた中で、たとえば竹の販売、現地ですね、竹の販売であったり、竹細工の販売であったり、そういったこともサミットの中で展開されておりますし、この辺のミスかぐや姫といった位置づけも果たしてどうなるかもわかりませんが、12年度そういう内容で現地へ参加した職員もおりますので、そういった旅費もこちらの方で、こちらの職員で出の場合の分の予算は手配させていただきました。

それと新事務所につきましては、これもせんだつてのときにはご報告申し上げたようにも思っておりますけれども、グリーンパレス、ふるさと会館の中の1階にございます保健センターが、6月1日さわやかホールの方完成しますので、移転されますので、その跡地を少しリニューアル、いわゆる内壁、床等ですね、リニューアルさせていただいた中へ入るといふように具体的に話の方詰めてまいっておりますので、そう広い面積ではございませんけれども、職員も8名ほどですのでそちらの方に移転してと考えております。一応基本的に積み立てしております平成10年度3,000万、11年度1,700万、そして12年度予算面で370万の積立金を持っておりまして1億5,000万強の積立金ができるわけでございますけれども、13年度予算のとおり利息分しか見ておりません。一応元金としまして5,000万、何か独立した館の中で本旨に戻ってサービス公社の文化、体育の振興を図れるような事業というような、展示室であるとか、何かそういったものも今後検討してまいる時期があればと思っておりますので、いますぐこれをどうのという考えは持っておりません。ただ5,000万というのを一つの凍結資金にさせていただきまして、これは今後将来研究させていただきたいと、かように思っておりますのでご理解賜ればと思います。

それともう1点、竹工房の委託料ということでございますけれども、一応竹工房につきましてはいま現在60歳以上の方々の手によって竹細工をつくっていただいているというのもございますので、この辺も一応賃金ではお1人60未満の方がお手伝いしておりますので、これはシルバーの賃金という一つの科目の中で、女性なんですけれども、措置させていただいておりますけれども、そのほかの中に入っている方々は一応委託料という形態でもって、人件費でございます、シルバーの方々の。そういったことでございますけれども、こちらの方で予算の配慮をさせていただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議 長 はい、助役！

助 役 シルバー人材センターと町との関係、あるいはまたサービス公社との関係というこ

とでございますが、いわゆる先ほどからもおっしゃってるようにサービス公社につきましては、これは出資金2分の1以上の出資ということでございますので、当然議会にご報告申し上げて皆さん方のご理解を得るといのは当然でございますが、シルバー人材センターにつきましてはこれは社団法人で出資はございませんので法律上そのようになってない、したがってシルバーの方でも町に対しましてそのような必要はないという指導を受けておられますので、これは直接県の雇用労政課の指導を受けて、監査もそちらでされているというのが実情でございます。したがって私どもの方で、この前から申し上げてますように補助金の交付を通じてその資料を徴収をしておるという状態でございますので、その辺のご理解を十分していただきたいと、かように思うわけでございます。

議長 はい、4番議員、4番議員！

4番議員 いまの部分ですけれども、結局私先ほど言ったようにシルバーが直接町から受託事業をする形態をなくしていこう、ただこれだけの話なんです。要は社団法人にですね、8,000万も、幾らですか、1億円近くのも、あるいはそれ以上かもわからないですけども、実質上の仕事を町から与えている、こういうような状態のところの部分が議会が全く関与できない。これはですね、県やシルバー、全国のシルバーでもですね、結局社団法人であって、先ほど言ったようにできるだけ公共工事は受けなくて自主的にやる組織になんない、こういう指導を一生懸命してるんですよ、一生懸命、不可能な指導を一生懸命してるんですよ。そのために町との関係を断ちなさいと、だから公社から回ってるわけでしょう。もしこれ受託事業でシルバーが町と契約してみなさいよ、実質上町の外郭団体ですよ、いかに社団法人であろうが。こういう認識を実質的に持たないために至るところで、全国至るところでですね、問題が上がってきてるわけでしょう。私は少なくとも法律の問題を言ってるんじゃないんです。この事実を知っていただいて理事者はですね、議会に対してやはりいわゆる議会外報告でも結構です。きちんとしたそういう報告をして最低サービス公社と同じような議論ができる、そういうものがなぜできないのかということなんです。それは結局、議会を結局軽視してる形になるんですよ。県、国はあくまでもシルバーは社団法人であって自主的に営業してるんだと、だから町から仕事を直接もらうのもできるだけ避けなさいと。全国のシルバーの実態調査のアンケートでもですね、60何%だったと思うんですけども公共工事が多いと、これは改善しなきゃならない部分だと言って、わざわざ言ってるんですよ。そういうようなシルバーの思い込みとですね、あるいはまた県のそういう公共工事についても受けんとやんなさいと言ってるから町とは関係ないですよという言い方と、実態、議会の中で

は実態、シルバーは大部分が町のお金、税金でやってるんですよ。その税金でやってる部分、機密費じゃないんですから、税金でやってる部分の審議が議会できない、こういうのがおかしいんだと言ってるんですよ。だからこれは少なくとも形態をどういう形にするかというのは理事者の方で考えていただいて結構です。全員協議会を開いてこれと同じような形で取り組んでもらう、それも結構でしょう、過渡期としてはですよ。ただ地方分権に移行をしてきている状況の中では、この問題についてもそのような形式論で流していくということは不可能です。これは断言しておきます。こういうことを理事者もきちんと認識をしてどう対応するのかというのを自分の頭で考える時代、こういうことについて再度質問いたします。何らかの形で過渡期の状況の中にあってはですね、シルバーの仕事が税金の、シルバー全体の仕事が50%以上税金で賄われている実態がある限りですね、議会の審議があってもしかるべきだ、法律上は別にしてこのような認識持てないんですか。

議長 はい、助役！

助役 何回も申し上げても同じかと思いますが、いまの現状では私が申し上げたとおりだということでご理解をいただきたい。したがいまして制度が変わりましたら当然そういうことになろうかと思いますが、いまの現状では議会のご審議をいただくということは考えておりませんと、これは私が言うんじゃないくてシルバーの関係でございますが、そういうことでございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。 14番議員！

14番議員 共産党の議員さんはなかなか勉強もしておられますが、(4番議員「そう言うたらええねや、さっき……。’) もう一つここというとこの勉強は、非常に文句言うのが議論だという解釈も私たちは感じるようなご意見が多いので、この施設、管理施設においてはこれ以上、金さえあればどんなこともできますが金には限度がありますし、このくらいの、町をきれいにやっていただいとおったら、これ以上私たち議員は非常に町民皆さんから非常に喜んでおられることをこの議場で伝えておきたいと思います。以上でございます。

議長 しばらく休憩します。3時15分再開します。

(P.M. 2 : 57分休憩)

(P.M. 3 : 17分再開)

議長 それでは休憩を解き再開いたします。

はい、10番議員！

10番議員 長くしゃべりたいねけど能がないから。私ちょっとね、勤労者総合福祉センター

の事業計画のことについてと、ちょっと予算についても質問をさせていただきます。本年も引き続き利用者から選ばれる施設、これは大変結構な字句だなと、こう思っております。実は私昨日もサン・ワークを利用させていただいてる人たちとちょっとお話し合いの機会を持ってたわけでございますので、そのことでちょっと触れさせていただきたいなど、こう思うわけでございます。これは年間利用見込みというの出ております。多目的ホール3万人、年間ね。大体計算したら月2,500人で1日約83名かなと、さっき暗算しましてんけど間違うたるかわかりません。(4番議員「暗算すごいな。」) トレーニングルーム、静かに。トレーニングルームが2万6,000人、これも月2,166人で1日約72名、浴室の4万3,000、これ月3,583人と見越して1日、時間これちょっと、時間はこれちょっと短いね、これね、そういう意味で平均して時間当たり約19名ぐらいの割合になるように私は一応、私の頭ですよってに暗算間違ってるかはわかりませんが、そういうことでございます。そこで予算のことで、予算の中でもいま言うように、21ページでいわゆる事業収入が482万8,000円を増額だろうということで見越しておられるが、そこで受託事業費が、当然こっちの福祉センターができるということもありまして、それは減っていくにおいてもなおそれだけの増を見越しておられる、これは料金改定ということもありまして、その中でそのように立てられたんだと、こう解釈してるわけですが、ということはいわゆる料金改定された中におきましても利用人数は減らないんじゃないかというような一応の強気の読みというのかね、いまの時代かなり厳しい経済情勢の中でそのようなことをなさっているのかな、この1点をお尋ねしたいと、こう思うわけでございます。

それと多目的ホールにおきましてもかなりの、いわゆる3万という形で、これいろんな利用の方法であり、団体さんが主に当然使われているんだと、こう思いますねけど、これ非常に土日なりの混雑は想像以上にかなり、当時、昔グラウンドの野球なりソフトボール全盛のときに非常に抽せんで取り合いしてもめるぐらいに、どつき合いまではいかなくてもね、そのぐらいになったようなことを聞いておりますが、ここもかなり、多目的ホールもそのぐらいによく利用者で繁盛しているということも聞いておりますので、そのことも含めて、いわゆるせっかく選ばれ、利用者が選べる施設づくりという目的でございますので、その中のことも含めまして今後当然そのような大繁盛の中でどういう対応していくのか、事施設の拡充のことも含めましていろいろその辺のご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 はい、堀川課長！

施設管理サービス公社課長 いまいろいろとお話、ご質問という形でいただきましたけれども、15ページの事業計画におきましては、多目的ホールにつきましては12年度、まだ3月ちょっと実績出ておりませんが二万七、八千人、12年度の実績で確保できそうな形でございます。ほとんどいま申し上げていただきましたようなダンス教室として、いわゆるパーティー形式で民間、これは町内外問わずなんですけれども、ご利用が本当にたくさんございます。取り合いになりそうな中のグループでお話し合いいただきながら、本当にスムーズな運営を図っていただくような形で本日までまいつていると、かように思っております。ただトレーニングルームにしましても浴室にしましても、トレーニングルームでしたら大体2万7,000、500人ぐらいの実績という中で、やはり檜原の葛城川にいい体育館もできておりますし、あるいはまた浴室におきましても上牧の虹の湯、あるいは河合の豆山の郷といったような浴槽を抱えた施設もございます。追いかけれながらの職員の奮闘によるたまものだと私自身本当にありがたいなと思っておりますので、なお一層ご理解いただきましてご利用促進に向けましてご理解賜ればと思っております。

また予算につきましても若干料金体制見直しさせていただきましたが、既に3カ月前ということでございますので4月からの予約が既に入っております。この辺も人数的な把握をしますとほぼそう人的には下がってきてはおらないということから、予算的にはこれはあくまで12年の1月から12月までの実績1年間をとったものですが、利用料は昨年度は町収入ということでございましたけれども、3,187万ほどの実績という中で若干抑えぎみの予算にはさせていただいておりますもののこれ以上の収入も見込めるのでは、いまの段階では何ともまだ、これからの予算ということでございますけれども、かなり思っているよりはご利用の方落ち込みもしておりませんし、ありがたい話だというふうに理解させていただいておりますので、その辺ご理解賜ればと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

議 長 はい、10番議員！

10番議員 大いに頑張ってくださいと、こう思うわけでございます。というのはね、この施設、ある意味ではかなり繁盛する一つのいわゆる利用者が多いという原因はあるわけですね。というのは上牧なり、先ほどちょっと課長おっしゃるようなところでライバルと言われるのか、そやけどほとんどそれはね、保養関係という名前で、風呂なら風呂だけというような形をとられて、利用者のサイドからの価値観ですけどね。ところがサン・ワークにおけば、学び、鍛え、いわゆる楽しむという人間の本能の形もかなり表現されていってる

など思うわけで、そういう意味で（4番議員「値上げしたらあかんと言われたやろ。」）その意味、やかましい、ちょっと静かに。議長になったんかいなそういうことでそのように利用者の側に立って、選ばれたという感覚は私は自信を持っていただけたらいいと思います。ということはね、役所の仕事は、事業は非常に大きな第三セクターはかなり大変なことになってることも事実でございます。分不相応な大変なる、そういうような施設がマイナスになったということもなっているわけでございます。分相応になるいわゆるニーズをできるだけ引き込んでいく施設の運営を、それをソフトもハードも含めてやる、このことの実績を役所内のいろんな、いわゆる本庁における住民サービスにも学んでいただくように、そのような形でやっていただけていくと思いますから、その意味ではいい手本を自分たちが作り上げた一つの手本を大事に、または遊離のしないように、利用者から見て遊離しないように、おごらずという形で、それでそれを波及として各広陵町の行政にも反映していただきたいと、こう思うわけでございますので、これは答弁は結構ですから、その意味でよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 それではまず運営方法の見直しと再認識という部分で、今回は相乗効果を引き出せる運営方法を確立するということなんですけれども、去年とは全面受託するというところで変わったところがですね、管理運営、この点の考え方ももう少しわかりやすくご説明いただきたいと思います。

それから施設運営協議会の方の協議事項の内容なんですけれども、講座の何をするかとか、そういう点についてだけの協議内容なのか、また利用料等についても協議するのか確認をしておきたいと思います。

それから収入の方なんですけれども、21ページですね、ここで自主事業積立金取崩収入なんですけれども、これは去年、おととしと蓄積していた部分の積立金の取り崩しなんですけど、どういうときにですね、取り崩し、またどういうときに積み立てていくのか、予算の中で考えるに当たってですね、その結果としての残高を繰り越すというのは理解できるんですけども、この取り崩し、積立金ですね、基本的な考え方ですね、今回は初めて取り崩すことになるわけなんですけれども、その運用についてきちっとご説明いただきたいと思います。

それから多分残高ゼロになっているかと思うんですけども、積立金の残高、どういう状況になるのかということもお願いしたいと思います。

それから収入の方で一番大きいのが受託事業収入なんですけれども、これが運営委託料ということで6,500万、去年は自主事業収入ということで計上されていなかったですから9,100万から6,500万に減額にはなっているわけなんですけれども、この委託料の積算根拠をお願いしたいと思います。もしここでちょっと細かい数字でしたら資料として出させていただいても結構かと思います。以上お願いします。

議 長 はい、堀川課長！

施設管理サービス公社課長 まず運営方法、事業計画の中で一応本年度予算の委託料あたりにも掲げておりますが、これはサン・ワークだけではございませんで、ふるさと会館の方もあわせてでございますけれども、いわゆるコンピューター管理によりますいわゆる顧客管理と申しますか、そういった部分でもう少し上層を目指しながら、何か個人管理がしやすいように、あるいはまた将来的には館同士での空き室での管理体系もとれるような形を目指しながら、もう少し現在、将来にマッチしたような運営も図ってまいりたいという意味も含めさせていただきます。

また運営協議会の内容としましては、上半期、下半期の講座内容、あるいはアンケート調査をとらせていただいた結果、住民の皆さんから、いわゆるご利用者の皆さんからご指摘いただきました点等を披露させていただきながら、また改善を目指すに向けていろんなアドバイス等委員さんの方からちょうだいしておりますので、この場をおかりして申し上げたいと思います。

それと取り崩しでございますけれども、基本的にこれは2月の26日、来年度予算ということで理事会で諮らせていただきましたけれども、基本的には積み立ては13年度以降しないというような話の中で、従前より積み立ててまいっております内容を、いわゆる自主事業に充当させていただきたいと、かように思っておりますので、具体的に申し上げますと本年度でしたら、いわゆる自主事業収入の中で新たに利用料、これは施設利用料でございますけれども、手数料等見ておりますが、こういった内容の中でいわゆる講座に係る部分、いわゆる手数料であったり売上収入、あるいは受講料、材料費等でございますけれども、あるいは雑入でコピーをとったりというような部分もでございますけれども、それらの収入から自主事業に対する割合でこの数字131万1,000円不足しますので、13年度これを不足分として取り崩しさせていただいて充当させていただけたらと、かように思っております。この辺は見解いろいろあろうかと思うんですけれども、講座募集に当たりましては受講料、材料費だけではございませんで、いわゆるそれを講師料に払うということではなくチラシをまいた

り、あるいは広報の折り込みをつくってみたり、そのほかにもいろんな見えない部分での費用もございますので、どれをもって自主事業ということも、この辺もご理解賜ればと思いますのでよろしくお願いします。

ちょっと残高ですが、ちょっと調べさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。（5番議員「受託事業収入の積算根拠。補助金の。」）はい、補助金につきましては、基本的には先ほどサービス公社の方の補助金も申し上げましたけれども、サン・ワーク広陵、いわゆる勤労者総合福祉センター、あるいはふるさと会館、両館につきましては、基本的な繰出基準としましてはやはり職員人件費という面がございますので、たとえば例にとりまして勤総で6,500万の運営委託料ちょうだいすることになりますけれども、この辺につきましては職員人件費で3,295万1,000円、あと賄い切れない不足分ということで3,200万、この辺も財政と協議の中では今回3,204万9,000円ということで6,500万につながるわけなんですけれども、ある程度固定化したいというふうな協議の内容もございますので、できるだけ3,000万前後の数字で自主運営を図っていける、人件費以外としまして不足分をその程度に抑えられるように努力もしてまいりたいと、今後かように思っておりますのでその辺も、そういう考え方に立つ初年度でもございますので、また執行状況を見ながら財政当局とも協議してまいりたいと思っております。これはふるさと会館につきましても同様でございます。以上でございます。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 そしたらこの後の予算書もふるさと会館等ありますが、サン・ワーク広陵とあわせまして管理委託料の明細をですね、資料として出しといていただきたいと思います。

それからですね、あと一つ職員さんの方なんですけれども、職員給料の方とアルバイト賃金の関係なんです、職員給料の方はどんどん去年、おとしから比べましてかなり減っているわけですね。それからアルバイトの方が当初640、一昨年は642万円だったのが13年度は1,330万6,000円と大変大幅にね、アルバイトの方が増えているわけなんです。この体制、職員さん、あるいはアルバイトの方で仕事をなさっていく体制がですね、やはりどういう、実態としてね、常に職員さん、時間でいえば夜までやりますから、職員さんも交代で勤務されると思うんですけれども、どの時間でもやっぱり責任のとれる立場の方の勤務というのはどうしても欠かせないわけなんですけれども、それが1人体制になっているのか2人体制になっているのかも含めてですね、何か問題が起きたときにきちっと対応で

きるような職員の勤務体制になっているかどうかという点についてお聞きをしておきたいと思います。

それからアルバイトの方が大変増えているわけなんですけれども、経費節減の意味でこのような雇用形態なさってるのかなというふうには思うんですけれども、やはりいま不景気の中で働く場が大変厳しくなっている中では、若い人たちがちゃんと身分保障のある中で働けることができる、そういう雇用形態も拡大していくことが社会的に必要なのではなかろうかと思うわけなんですけれども、このような中で職員さんを減らしてアルバイトをなさっていくことについての考え方をお聞きしておきたいと思います。

それからアルバイト何人で職員さん何人で、ここのサン・ワーク広陵ですね、それとアルバイトの賃金、そして採用の状況と、ちょっとその辺詳しく教えておいていただきたいと思います。

議 長 はい、堀川課長！

施設管理サービス公社課長 サン・ワークにおけますいわゆる人件費ということでございますけれども、これはあくまでも当初予算の比較の数字でございます、昨年度おります、サン・ワークに予算化しております男子1名、女子1名は事務局へ引き揚げた形になっております。もう少し名前を挙げて詳しく申し上げますと、古瀬局長が配置されるであろうと思っておりました12年度当初が、局長のかわりに私、町の費用で人件費いただいておりますので参りまして、去るかわりに中川という職員、サン・ワークから事務所の方へ引き揚げました。また1月におきましては村上という女子職員を事務局等に引き揚げておりますので、それらは当然12年度当初には人件費、いわゆる職員給として見ておいた職員でございますけれども、それらを引き揚げました関係で本年度の予算の給与、職手、福利厚生費等におきましては若干増減ということになっております。また総枠13人の体制で、いわゆる正規職員とアルバイトというセットで早出、遅出の構成を見ておりますので、必ずその場所には正規職員、責任の持てる人材をいわゆる組織の中で措置しておりますのが実態でございます。ですから13年度4月当初正規4人でございますので、アルバイト9名で13名で出発したいという予算を見ております。以上でよろしいでしょうか。(4番議員「アルバイトの賃金。」)

アルバイト賃金はここにあります1,330万……。 (4番議員「1人当たり、1人当たりが時間でいくのか。」) 1年目が750円から790円までの中で、時間当たり。1年を超えた職員におきましては最高850円までの、いわゆる土日の夜であったり、そういうふうなちょっと格差をつけさせていただいておりますので。以上でございます。(4番議員「1点

だけ簡単に、1点。）」

議 長 ちょっと待ったって。(4番議員「2回目。)」松本さんも言うてはんねけど。ええか。 はい、14番議員！

14番議員 いろいろ意見出てますが、この仕事は一番予算の範囲内でやるということは非常に難しい。しかし本当にきれいに町をやっていただいて、本当に町民皆さんからそういう喜びの声を聞いておるといことなり、ここで感謝を申し上げたいと思います。しかし最後の9番の商標権でございますが、これ町長の、大体町長の意見が多々、一番多いと思いますが、この商標権の取得したその効果というものがどういうふうにあらわれてあるか、ひとつ町長から説明をお願いしたいと思います。以上です。(1番議員「終わってるの違うの。)」

(4番議員「終わってまっせ。)」(4番議員「議長、構へんけどな、答えても構へんねんけどな、議長。終わったるけどな、答えても構へんで、我々は何も言わへんで。)」(1番議員「また、またそない許したらおまえまたそない言うやろう。)」(4番議員「そなんずっと許してるよって構へんよ。)」

議 長 どうします。(5番議員「いいな、自由自在で。)」 はい、町長！

町 長 なかなか意匠登録とか、そういうようなものの商品にそれだけの価値をつけて売れるものではございませんので、私の案じてたことは、商標とか特許とかいうようなものは、工業取得権というのは守るためにね、大体あるんですよ。売るために特許取ったったり意匠登録取ったたら高う売れると、かぐや姫のマーク売っておったら竹細工一つでも高く売れるというものではないんで、広陵町のかぐや姫というものを侵害されないように、心ない人が竹取物語を商売に使うたり、またかぐや姫を、商標が取ってなかったとしたら自由奔放に使われるわけですね。そのことによって広陵町からかぐや姫を発信してるものに傷つけられるというおそれがありますので、それを傷つけられないためにも守ってるということの利害の方がしていただきやすいんではないかと思うんです。そういう一般事業、商売で工業取得権を取って、そしてそれをブランドとしてね、ブランドつければ同じ品物でも高く買い求められていくというようなものではございませんので、まねしたり、あるいはそれを乱用されたりしないように権利を取って守ってるというふうに理解していただいたら結構かと思しますので、その点ひとつよろしくご理解頼みます。(14番議員「よろしい。)」

議 長 はい。 はい、4番議員！

4番議員 1点だけ。委託料で各種保守点検という中身でですね、どういう中身なのかということと、この中に、私は先ほどからシルバーの活用というのを否定してるわけではないんで

すよ。国はシルバーが公共工事を、公共費用を使うのを極力抑えて自主事業しなさいと、国が言ってるけれどもそれは不可能だというように私は思ってます。そういう中での理事者側の議会への対応を質問をしたわけですね、私はこういう中においてもシルバーに委託できる部分があるんじゃないかということからの質問ですね、この保守点検の中身どういふふうになってるのか、シルバーは公共事業を使うについてもですね、安く発注しているわけですから大いに活用していくことは当然のことです。重ねてその点は指摘しておきたいと思いますのでこの点1点聞いておきたいと思います。

それからこれは答弁結構ですけれども、人件費、一般会計に占める人件費というのはここにある公社、あるいはまたシルバーも一般会計から出ている委託金の中身であるわけですから、人件費にかかわる問題というのは一般会計だけを見ることはできないということも指摘しておきたいと思います。これは答弁結構です。

議 長 はい、堀川課長！

施設管理サービス公社課長 委託料の内容でございますが、ご指摘いただきました常駐の管理業務ということで、これもシルバーの方に委託している部分は確かにございます。清掃業務、あるいは番台、剪定等でございますけれども、その割合が大きく占めております600万余りでございます。1,100万の中でいわゆる半分以上はその費用でございます。あとは施設にかかわる消防設備点検、あるいは貯水槽の点検、空調、自動ドア等々の委託料となっております。

もう1点、先ほど後ほどということで申し上げましたけれども、こちらの方の積立金でございますけれども、いわゆる11年度末で403万となっております。なお12年度中積立金として当初予算でも見ておりましたので、これも決算ベースでは70万余り出てくるのではないかなということで、いわゆる12年度末予測としましては470万前後の積立金ということになります。いわゆるこの中で取り崩してまいりたいと考えておりますのであわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 はい、3番議員！

3番議員 先ほどちょっと松野さんの方からも言われたんですけども、3番目の施設運営協議会の実施されるということなんですけども、この協議の内容と、それから協議の人に対しての費用というのは出てないんですけども、それはどういうふうな形で、雑費か何かの方で処理されてるのか、そこのとちよつと1点だけお聞きしておきたいと思ひます。

議 長 はい、堀川課長！

施設管理サービス公社課長 この協議会の委員さんは広陵町長が委嘱するという事で、例規集の特別職の報酬の中で年額1万8,000円ということで計上されております。これは働く婦人の家につきましても委員さんについて同等でございます。（4番議員「一般会計から。」）当然町が委嘱するという意味でございますので、町の条例にのっとって支出しておりますので、産業振興課の一般会計の予算の方で計上なされております。またこれの委員さんの活動に伴うものも一般会計の方で措置されておりますので、うちは一応庶務をつかさどるのが従来の産業振興課の方から、121ページに計上されてるようですので再確認していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それと内容は先ほど申し上げましたようにいわゆる講座を主にしまして、上半期、下半期どういう講座をどういう内容でやっていくかということにつきましてのご報告並びに計画案、それと皆様方からちょうだいしますいろんなアンケートの中で、施設の管理上こうしてほしいああしてほしいというような要望も披露させていただいて、何か改善、お知恵を拝借しながらやっていくというような方法をとっております。そういった会議といいますか、協議会ということでご理解賜ればと思います。

議長 ほかに質疑ございませんか。まだ、それそんで四つなつたあん違うけ。はい、ありますな。 はい、5番議員！

5番議員 そしたらふるさと会館について少しだけお聞きしておきます。先ほど言いましたように受託事業収入の部分での委託金については資料でお願いしておきたいと思っております。それからですね、ここの中で、事業の中でですね、カラオケ発表会と、あと企業説明会、エアランド、竹工房、バーゲンとかあるわけなんですけれども、この催しものなんですけれども、カラオケぐらいしか、ここではそういう利用いうか、グループの利用がないわけなんでしょうか。そのカラオケ大会というのは主催がふるさと会館、どこなんでしょうか、ふるさと会館なんですか。そのカラオケ大会にだけ賄い費がついていますので、それでもう少しいろんな活動がふるさと会館でもなされていると思いますし、その辺のバランスの中でどうなのかなというふうに思ったわけなんですけれども、ちょっとその辺、食糧費のところ、カラオケ大会賄いで12万なってますね。その全体の中での位置づけ含めてご説明だけしといていただきたいと思っております。

それからアルバイトの方は何人おられるのか、職員さんとの人員配置もお願いしておきたいと思っております。

議長 はい、堀川課長！

施設管理サービス公社課長 一応ふるさと会館と働く婦人の家という予算がございまして、ふるさと会館自体はほとんどが宿泊業務、あるいは大ホールのいわゆる貸し館業務ということで、自主的運営はいままではほとんどやってないのが現状です。ただいろんな事業の中で何かやはり自主事業をということで、カラオケ大会というのを今回初めて試みとして出しております。これはふるさと会館での運用ということで、あと自主グループはすべて働く婦人の家としての講座を受講された方、あるいはまたそれ以外の方々の20数団体の自主グループを構成されている事後使用と、並びに13年度でも講座いろいろ計画しております方々の利用ということですので若干内容は違っております。(5番議員「カラオケ主催がだれ、町。」) 一応ふるさと会館ということで、1点は大ホール等をまた6月以降に隣のさわやかホールに移られるということもありますので、大ホール等は一応予算いただきながら、リニューアルというカリフォルムさせていただく中で、ちょっとほかに見にくいかもわかりませんが、1回映画会というようなことも計画させていただいたら、これはふるさと会館の方なんですけれども、少しまたお客さんを取り戻したいという意味もあるんですけれども、そういった意味も含めましてふるさと会館としての顧客というのも、そういった意味で考えております。

あと人員でございましてけれども、ふるさと会館の方は正規職員2名と現在アルバイト2名、去年の年度途中で1名退職されてますので、来年4月からはもう1名の補充ということで正規2名プラスアルバイト3名ということの構成の中でやってまいりたいと思っておりますし、なお働く婦人の家にも正規2名職員がおりますので、いま現在6名から7名のスタッフで早出、遅出の構成で回していきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 はい、3番議員！

3番議員 特に働く婦人の家の方のことでお伺いしたい、ふるさと会館の働く婦人の家、一緒やろ。(4番議員「違う違う違う。」)(5番議員「ふるさと会館……。」) ふるさと会館だけの話。別でいいんですか、そしたら働く婦人の家とふるさと会館とは別でということ。一応働く婦人の家の方はやるわけですね。

議 長 言うとかんなはれ、はい。

3番議員 よろしいんですか、一緒に。

議 長 どうぞ。

3番議員 働く婦人の家の方ちょっとお聞きしたいんですけれども、いままで働く婦人の家の方は、特に自主事業でやっておられた方につきましては、費用というのかからない状態で

ずっとやっておられたわけですね。ところが今度から料金の改正に伴いまして、働く婦人の家のサークルでやっておられた方も半額料金を徴収されるということで、非常に自主グループでやっておられた方が困っておられるということでね、いままでより以上に会費を徴収しなければいけないのか、実際には使えないんじゃないだろうかというふうな声も上がってきているという状態なわけですが、それともう一つは、ここの働く婦人の家につきましては管理規則というんですか、使用規則が今度一部手直しをされましたですね。それにつきまして、いままで今後自主グループということで登録を受け付けるのは教室を終了したところから発足した自主グループに限るというふうな形に規定をされたというふうに聞いているわけですが、それはなぜなのかということと、何かいままで使用しておられた方が非常に利用できにくくなってきているということにつきましてね、どういうふうにお考えなのかお聞きしたいというふうに思います。

議 長 はい、堀川課長！

施設管理サービス公社課長 いまお尋ねの件につきましては規則ではございませんで、要領と申しますか要綱と申しますか、いわゆる内規で自主グループの会議の中でお諮りしたものでございます。いままでから継続して自主グループということで来ておりましたけれども、当初5年が再登録できるということで、また5年という登録の仕方、一般利用はこれだけの料金を払いながら、何か特権のように無料で10年も引きずってこられてると、果たしてこれが趣旨に沿うものなのかどうか、今後も制度上ずっと無料で引きずるとするのは、ましてやサービス公社に移行して、やはり少しは自主財源の確保という意味合いも踏まえながらご協力をお願いということで申し出たものでございます。そのとき十二分にこちら側も説明したつもりではございますけれども、5割というのはあくまでの条例の方で改正、12月に改正していただきましたので、この分につきましては公社としてもどうのこうのということではございませんけれども、運用の中でやはりだれでもかれでも5割の特権というのはおかしいんじゃないかなと、それは一般利用客が利用すればいい話でありますので、私たちがグループを組んで正規の料金を払いながら、料理室をお借りしたいとおっしゃる方もおられますし、何か登録すれば半額になる、いままででしたら無料だと、何かそれを特権のように思われているのはどうなのかなという思いもありましたもので、やはり講座として当然幾らか、何年かは働く婦人の家の立場でその講座も支援するのが女性働く婦人の家という趣旨に沿うものだという理解から、一応若干年度も切らせていただく中で5割、あくまでも講座終了されたグループのみというふうな話し方を、協力依頼をさせていただいたので、特に大きな異論

もございませんでしたので、一応自主グループの皆様方にはそのようにお諮りして承認得たものだという理解させていただいております。町が付随するような規則でも何でもございませんので、あくまで要綱的な部分というご理解賜ればと思っております。(5番議員「もう一つだけやから、もうちょっとだけ。」)(13番議員「4時やでもう。」)(14番議員「もうええやないか。」)(5番議員「簡単、簡単。」)

議 長 はい、5番議員！

5番議員 簡単に一つだけお聞きしたいと思います。

いま値上げの中です、大変苦情が出てるといいますか、大きな問題になっているなどというふうに私の方も聞いています。そういう利用者にかかわる部分で働く婦人の家運営委員会の方なんですけれども、ここには自主グループの方も参加されてるわけですね。こういうところでですね、やっぱりその使用料等に関してもですね、やはり相談をしていただきたい、これが当然ではないかと思うんです。講座の項目だけね、相談するのは片手落ちです。ですからその点について改善をお願いしておきたいと思いますがご答弁お願いします。

そしたら今回はこれで終わりますが、資料の方は引き続いてですね、委託料について資料で出しといていただきたいと思います。以上。

議 長 よろしいのか。答えはよろしいねんな。(5番議員「いやいや、答弁はお願いしたい。検討していただきたい、答弁お願い。」) もう一遍そこから言うて。(5番議員「答弁いただきたいということで答弁お願いします。」) はい、堀川課長！

施設管理サービス公社課長 いわゆる運営委員会の方でもということですよ。それはお諮りはしております。自主グループを先に会議開かせていただきまして、その結果を委員会の方にも報告をさせていただきました。(5番議員「報告じゃなくてその意見を反映させるという意味での。利用者の意見、利用者の意見をやっぱり反映させていくという方向でね、了解いか、そういうのがないままに進めるのはおかしいから。」) 一応自主グループを開いて、そのときにいろんなご意見賜ったことはそういう委員会にも、これは町長が委嘱された団体でもございますので、そこで披露はさせていただきましたけれども、自主グループの会議の中ではそういった反発の思い切ったお話はいただいておりますので、いろいろ当然切れるようなグループからは少しご意見も賜りましたけれども、うちの方はご了解いただきたいということで話終わっておるんですけれども。

5番議員 わかりました、はい。

議 長 はい、ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑はないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第7号の報告は終わりました。

議長 次に日程12番、議案第3号、職員の再任用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案の説明に入ります前に資料をいろいろと新旧の改正案と現行の資料をお渡ししておりますので、後ほどまたご覧になっていただきたいと思いますのでよろしく願います。

それでは議案第3号、職員の再任用に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の19ページでございます。職員の再任用に関する条例の制定の趣旨については、本格的な高齢社会に対応し、高齢者の知識、経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改正にあわせ60歳代前半の生活を雇用と年金の連携によって支えていくことが課題となっております。地方公務員についても60歳定年制を維持しつつ、高齢職員の雇用を促進するため60歳代前半に公務内において働く意欲と能力のある者を再任用することができる制度であります。

条例の主な内容といたしまして、定年退職者及び条例第2条で規定する定年退職者に準ずる者を従前の勤務実績等に基づいて選考し、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができることになっております。任期の更新については第3条の定めにより、あらかじめ職員の同意を得て1年を超えない範囲内で更新することができるようになっております。任期の末日については、その職員が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前となっております。平成6年改正の年金の弾力化措置により、たとえば昭和16年4月2日から昭和18年4月1日生まれの者については61歳から年金の満額支給となっておりますので、それぞれの生年月日によって支給年齢が段階的に定められておりますので、任期の末日に関する特例としてページの20ページ左側の第2条の表の左の欄に掲げる区分により任期の末日を定めております。給与及び勤務時間等については、国家公務員に準じて条例で定めております。以上で説明を終わります。

議長 次に日程13番、議案第4号、与楽寺収蔵庫の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 議案第4号、与楽寺収蔵庫の設置に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。第1条で、この条例は奈良県文化財保護条例に基づき、広瀬区所有の奈良県指定文化財木造十一面観音立像等を保存する施設として設置すると、このようになっております。これは与楽寺木造十一面観音立像と附属品が平成9年に奈良県指定文化財となりました。学術的に高い評価を得ており、近い時期に国指定文化財となるべきものとして注目されております。これらの価値あるものは当然大事に保存すべきものであり、また国指定文化財の指定条件としても管理団体を明確にするとともに保存体制の強化を図ることとされております。それらの諸要件を満たすために設置するものでございます。

第2条は名称と位置、第3条では管理運営の委託、第4条では委任をうたっているところでございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 次に日程14番、議案第5号、広陵町立児童育成クラブ条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。福祉部長！

福祉部長 恐れ入ります。24ページをお願い申し上げます。24ページでございます。ご承知いただいておりますように本町の児童育成クラブ事業につきましては昭和63年7月の15日ですが、実施要綱を制定いたしまして、その後継続的に改正を行って実施してまいったと、こういうところでございます。ご承知いただいておりますように平成10年4月1日に児童福祉法が改正されまして、この事業につきましても法制化、施行されたところでございます。そういう意味からも、本町におきましてもご承知のように新年度から新設の専用施設2カ所ですね、定員を増やして放課後児童の健全育成の円滑な運営を図ってまいりたい、こういうところから今回要綱を条例で明確に位置づけたものでございます。

まず第1条では設置の目的、第2条では名称と位置ということでございます。その中で先ほど申し上げましたように、初めのあすなろ児童育成クラブと最後のもくせい児童育成クラブがそれぞれ学校、小学校の敷地内の専用施設で定員を25名から50名に増員して4月1日から実施をしたい、こういうものでございます。

次の3条でございますが、この児童育成クラブに入園できる該当者の資格ということでございます。

次のページの第4条でございます。従前からの要綱の保育料をここに改めて規定し、今年

度試行的に希望者には時間延長しておりましたのを明確に希望者には夕方6時まで時間延長を行うというものでございます。先ほども申し上げましたように施行は今年の4月1日からということでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長 次に日程15番、議案第6号、広陵町総合保健福祉会館設置条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。福祉部長！

福祉部長 恐れ入ります。26ページをお願いいたします。26ページでございます。町長の施政方針にもございましたように、総合保健福祉会館が今月末に完成をいたしまして6月1日オープンいたします。それに伴いまして現行の広陵町の老人福祉センターの設置条例、それと広陵町保健センターの設置条例を廃止いたします。そして新たにここに提出いたしております広陵町総合保健福祉会館設置条例を制定いたしまして6月1日から施行をすると、こういうものでございます。この会館は高齢者、障害者などの方々が自立して生き生きと生活をしていただき、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を築いていこうという拠点のものでございます。

それでは条文の第1条につきましては会館の設置目的、それから第2条では名称と位置、それから第3条では事業、第4条でございます。この会館には次の・から次ページの・までですね、号の施設の置く旨を規定しております。

それから第5条でございます。以下は使用できる範囲ということで許可及び取り消しなどうたっております。

そして次ページの第8条でございます。デイサービスセンターの利用料金ということで書いてございます。

続いて第9条で、管理を町の社会福祉協議会へ委託いたしますよと、そして第10条でございます。その施設の利用の料金も町の社会福祉協議会が収納するという旨で規定してございます。

次ページをお願いいたしたいと思います。次の28ページでは別表1で、老人福祉センターの3階のうちひまわり荘として各部屋の利用料金、時間、時期をグリーンパレス及び勤総との料金等のバランスを考えまして設定をいたしておるところでございます。また別表2につきましては、デイサービスを行いますので、その料金の基準にのっとりましてここに決めさせていただいてるということでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。終わります。

議 長 次に日程16番、議案第7号、広陵町職員定数条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第7号についてご説明申し上げたいと思います。

別冊の職員定数条例改正案比較増減表というのをご覧いただければよく内容がおわかりいただけると思います。議案書の30ページでございますが、平成12年4月1日から3年間の期限つき採用をいたしました幼稚園教諭11人、それから保育士8人の合計19人について、職員定数条例内に定めた数に含めるという県の市町村課の指導により今回改正させていただくものでございます。平成13年2月1日現在では、条例定数294人に対して、先ほど申しました期限つき職員を含め職員数の合計は293人でございますが、定数内ではございますが、平成13年4月1日現在において正職員9人と期限つき幼稚園教諭4人を採用する予定でございますので、条例定数を超えることは明らかでございます。そこで職員定数条例に含める期限つき職員の保育士と幼稚園教諭の数の上限を定めるとともに、定数内での調整として教育委員会事務局職員数を10人から13人に、水道局の職員のうち吏員については16人を13人に改正いたしました。以上で説明を終わります。

議 長 次に日程17番、議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 はい、総務部長！

総務部長 それでは議案第8号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

議案書の32ページからでございます。職員の再任用に関する条例に基づき、再任用された者のうち地方公務員法第28条の5第1項に規定する再任用短時間勤務職員の勤務時間及び休暇に関して規定するもので、第2条第2項においては、勤務時間を1週間当たり16時間から32時間の範囲内で定めることとなっております。第3条第1項では、週休日を日曜日及び土曜日以外の月曜日から金曜日の5日間において設けることができることになっております。第3条第2項では、勤務時間の割り振りを1週間ごとの期間について1日8時間を超えない範囲内で割り振ることになっております。第4条第2項では、週休日の日数を4週間ごとの期間につき8日以上と規定されております。第12条第1項第1号においては、年次休暇については勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定めることになっております。第19条については、再任用短時間勤務職員は本格的な業務に従事する職員で

あり、以上述べてまいりました取り扱いとなりますので、おのずと臨時または非常勤の職員と違うことから再任用短時間勤務職員を除外するものであります。また第2条から第8条の規定においても除外するものであります。以上で説明を終わります。

議長 次に日程18番、議案第9号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第9号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて簡単にご説明申し上げます。

議案書の34ページでございます。再任用短時間勤務職員については職員と同様の本格的な職務に従事することとしており、育児のための部分休業を与えることができた条例の一部改正でございます。以上で説明を終わります。

議長 次に日程19番、議案第10号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第10号についてご説明申し上げます。

議案の36ページをご覧くださいと存じます。非常勤の特別職の報酬につきましては過去10年間据え置いてきた状況がございます。今回長年据え置いた状況の中で県内の市町村及び北葛郡内の動向を調査し、郡内最高報酬額より低いものについて必要部分の改正をしたものであります。別に別とじでお渡ししております中で新旧対照表で現行と改正案を書いてありますが、朗読させていただきますと、2番の教育委員会の委員長については現行が2万5,000円を3万円に、その他の委員については2万円を2万3,000円、3番目の選挙管理委員会の委員の委員長を1万円から1万1,500円に、その他の委員については8,000円から9,000円に、監査委員については1万2,000円を1万3,500円、5番の農業委員会の委員の会長については2万5,000円を3万円に、副会長については2万1,000円を2万5,000円に、その他の委員については1万8,000円を2万2,000円、6番目の固定資産評価審査会委員会の委員については8,000円を9,000円に、7番目の社会教育委員については1万8,000円を2万円に。資料でございますが、めくっていただきますと消防団でございますが、消防団のその他の団員というところで6万円を7万円に、それから11番から15番までの選挙にかかわります選挙長、あるいは投票管理者、開票管理者等につきましては法に基づきました改正をさせていただいたと

いうこととございます。それからその次めくってもらいますと26番の体育指導委員、これにつきましては5,500円を6,000円に、それから防災会議の委員は6,000円を8,000円に、それから32番の公民館運営審議会の委員を1万8,000円を2万円に、35番の社会教育指導員の13万円を16万円、以上の部分だけを改正しております。その他につきましては今回も据え置くことといたしておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 次に日程20番、議案第11号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第11号について説明させていただきます。

特別職の給与につきましては、経済情勢の実態にかんがみ、平成11年4月1日から現在まで2年間の長期にわたり、町長については10%、助役については5%、収入役については3%の減額を実施してまいりました。現在なお、経済情勢はいまなお厳しい状況ではありますが、一方では多少の回復の兆しも見え始めております。当分の間という期間に対してのけじめをつける意味においても、2年の長期にわたり減額措置を実施してまいりましたが、今回附則第7項中「当分の間、特別職の職員の給料月額を」を「平成11年4月1日から平成13年3月31日までの期間に係る特別職の職員の給料月額を」に改め、減額措置を廃止するものでございます。よろしくお願い申し上げます。以上で議案説明とさせていただきます。

議長 次に日程21番、議案第12号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第12号の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の41ページでございます。教育長の給与については、常勤の特別職と同様に経済情勢の実態にかんがみ、平成11年4月1日から現在まで3%の減額を実施してまいりました。先ほどの議案説明と内容は同じでございます。減額措置を3月31日をもって廃止することとございますのでよろしくお願い申し上げます。以上で議案説明とさせていただきます。

議長 次に日程22番、議案第13号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

ることについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第13号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

議案書の43ページからでございます。再任用職員の給料月額につきましては第4条第9項に、その職員が所属する職務の級に応じた額とすることを規定しております。給料月額につきましては、45ページの左の表の下段に再任用職員の給料ということで1級から9級まで規定しております。第4条の2の規定は再任用短時間勤務職員の給料月額を定めております。たとえば1級に該当し、週につき30時間の勤務をする再任用短時間勤務職員の給料月額の算出でございますが、別表1の一番下の欄に15万3,400円という給料月額がございますが、これを職員の1週の勤務時間40時間で割っていただいて、その者が勤務する30時間を乗じた額が給料月額となるわけでございますので、これを積算いたしますと11万5,050円ということになります。

次に第8条の2においては、再任用短時間勤務職員の通勤手当の減額を規定しております。国においては、10日以上勤務した場合は全額支給、10日以下の場合は半額とする方針が一応出されております。

第10条の3においては時間外勤務手当の支給を規定しております。正規の時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでは100分の100を支給するということになっております。

第15条第3項においては期末手当の支給率を規定しており、3月にあつては100分の30、職員の場合は100分の55、6月にあつては100分の70、職員にあつては100分の145、12月にあつては100分の90、職員にあつては100分の160を支給することになっております。

第16条第2項第1号及び第2号においては勤勉手当の支給率を規定しており、6月にあつては100分の30、職員にあつては100分の60、12月にあつては100分の30、職員の場合は100分の55を支給することとなっております。

第17条の2を第17条の3とし、新たに17条の2において、再任用職員については扶養手当及び住居手当については除外することを規定しております。以上で説明を終わります。

議長 次に日程23番、議案第14号、物品購買基金条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第14号をご説明申し上げます。

議案書の47ページでございます。現在まで事務用消耗品等の経費削減のため、物品購買基金において一括購入を実施してまいりました。さらに経費の削減を目指して限度額を120万円から300万円に増額するものでございます。以上で説明を終わります。

議長 次に日程24番、議案第15号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 ごみ対策室長！

ごみ対策室長 それでは皆様のお手元の中にカラー刷りの家電リサイクル法が始まりますよというのと、そして家電リサイクル法4月1日施行というチラシが配られてると思います。これは3月1日号の広報と一緒に各家庭に配っていただいたわけでございますが、家電リサイクル法というのは、正式には特定家庭用品再商品化法という法律でございますが、これはちょっとチラシを見ながらの説明とさせていただきます。これに関連しての条例改正でございますので、これをまず説明しなければ理解しにくいと、こういうふうに思います。それでこれを見ますと洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫という4品目につきましてリサイクルをいたしまして資源として活用すると、あわせて廃棄物の減量化を図ろうというのが法律の趣旨でございます。それぞれ消費者、小売店、そしてメーカーがそれぞれの役割の分担をするというのが趣旨でございます。

それでちょっと中の方に入っていきますと、まずそれでは四角の1番と書いておりますが、それをどういうふうにして処分、廃棄していくのかという方法でございますが、この4品目につきましてそれを過去に買った小売店、または同じ種類の製品を買い換えるときは小売店に引き渡してくださいと、こういうふうになっております。ちょっと図面も書いております。そして右の方にリサイクル料金というのを書いておりますが、これは郵便局で、いわゆる管理表と言ってありますが、通称リサイクル料金でございます。これを買っていただきましてそれを小売店に冷蔵庫であれば冷蔵庫と一緒にお渡しすると、こういうことでございます。それからその下に運搬料金未確定という形で、ちょっと今回のチラシの中では未確定という形になっておりますが、この運搬料金はここにございますように小売店から指定場所に運ぶ料金でございます。これが3,000円という形で決められる、決められておるものでございます。それから次の下の方にそれぞれ過去に買った小売店が廃業とか、あるいは引き取ってもらえないと、遠方のために引き取ってもらえないと、こういうような事例を挙げており

ますが、その説明は省略をさせていただきます。またよろしく見ていただいたらと思います。

それでその裏には家電リサイクル法が4月1日施行になりました関係で、それぞれの町内の小売店、電器の小売店8社ございますが、この方々にご協力願いましてそれぞれ清掃センターと連絡をとり合いながら各家庭の4品目につきまして引き取りに行っていただくと、こういうものでございまして、それぞれその下にはメーカーごとに、また指定場所ごとに運ばれると、こういうシステムになっておるわけでございます。

それで本題に戻りまして今回の条例改正でございまして、いままでは一般廃棄物のごみ直接搬入する場合は2,000円、個別収集する場合は4,000円という形になっておりましたものを今回これに関連する形で、いわゆる直接搬入する場合は3,000円、そしてこれはリサイクルできるものでございまして、リサイクルできないものにつきましては6,000円、そして個別収集する場合はそれぞれ1,000円ずつアップすると、こういうものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 次に日程25番、議案第16号、広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 それでは議案の第16号の広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてという改正でございまして、先ほど議案の13号でご説明ありました。この改正は町職員に準ずるための改正であるという内容でございますので、一応内容の説明は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

議 長 次に日程26番、議案第17号、広陵町用地取得事業特別会計条例の廃止についてを議題とします。

本案について説明願います。 はい、都市整備部長！

都市整備部長 議案第17号につきましてご説明申し上げます。

議案書の53ページをご覧ください。広陵町用地取得事業特別会計条例を廃止する条例でございまして、用地取得事業特別会計が平成8年度に用地国債の交付決定を受けた都市公園用地の先行取得した用地を次年度以降4年間で一般会計にすべて買い戻され、平成12年度で終了したものであるものでございます。特別会計の役割は終わりましたので廃止させていただきます。なお、今後用地先行取得の必要が生じた場合は特別会計の設置を再度お願いしたいと思います。以上でご説明終わります。よろしく願いいたします。

議 長 次に日程 27 番、議案第 18 号、広陵町立広陵東幼稚園改築に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第 18 号の広陵町立広陵東幼稚園改築工事に伴う工事請負契約についてご説明申し上げます。

議案書の 54 ページでございます。広陵東幼稚園改築工事につきましては、新たに広陵東小学校の北東の位置に敷地面積 1,462.96 平方メートルに鉄筋コンクリート 2 階建て、建築延べ面積 918.5 平方メートルで保育室 3 室、遊戯室 1 室、図書室 1 室、職員室、倉庫、便所等を備えた園舎を建築するものでございます。広陵町建設工事請負業者選定要領に基づきまして、県内大手のうちより経審点数 1,000 点以上及び特定建設業の許可を有するもので工事实績等を勘案した中で、村本建設株式会社、株式会社鍛冶田工務店、株式会社中尾組、松塚建設株式会社、山上組株式会社、三和建設株式会社の 6 社と、町内においては経審点数 800 点以上で特定建設業の許可を有するもので株式会社川西建工社の 7 社を指名いたしました。平成 13 年の 2 月 7 日、現場説明を行い、2 月 21 日に入札を実施いたしました。入札結果につきましては 1 億 9,845 万円で村本建設株式会社が落札しております。それぞれの業者の入札結果は皆さん方のお手元の方に競争入札証書を配らせていただいておりますが、再度ご説明申し上げます。

それぞれの業者の入札結果を申し上げます。入札価格につきましては消費税抜き価格でございます。株式会社川西建工社 1 億 8,980 万円、村本建設株式会社 1 億 8,900 万円、株式会社鍛冶田工務店 1 億 9,000 万円、株式会社中尾組 1 億 9,100 万円、松塚建設株式会社 1 億 9,000 万円、三和建設株式会社 1 億 9,000 万円、株式会社山上組 1 億 9,100 万円となっております。以上の結果、最低入札価格で村本建設株式会社が落札しております。

設計金額及び入札予定価格については次のとおりでございます。設計金額は 2 億 3 億 1 億 7 万 4,000 円で、これは税抜きの価格でございます。入札予定価格につきましては税込みで 2 億 2 億 6 万 5 千 0 円でございます。請負率につきましては、設計価格に対しては 93.02%、入札予定価格に対しては 97.92% の結果となっております。なお、この本工事につきましの完成期限については平成 14 年の 3 月 20 日となっております。以上で説明を終わります。

議 長 次に日程 28 番、議案第 19 号、平成 12 年度広陵町一般会計補正予算（第 8 号）

を議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第19号、平成12年広陵町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,873万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を126億437万6,000円とするものでございます。

それでは歳出の方からご説明申し上げたいと思います。恐れ入りますが67ページの方をご覧いただきたいと思います。67ページの総務費ですが、一般管理費の地域活性化補助金の返還金につきましては、集会所等の談合事件にかかわります賠償金を除きまして、所定の算出により平成8年度分80万円と9年度分40万円の合わせて120万円を返還するものでございます。

財産管理費につきましては、基金への積立金及び利子計算による減額等を実施しております。

その下の公平委員会費につきましては、事務局の移管によります3人の報酬及び前事務局新庄町への返還金を計上しております。

次に民生費ですが、老人福祉費の電算委託料については、平成14年1月1日に施行されます訪問通所系サービスと短期入所系サービスの支給限度額一本化に向けてのシステムの改造費用に係る経費でございます。その他委託料の減額及び備品購入費、扶助費の減額については対象人員の減によるものでございます。国庫負担金の返還につきましては、平成11年度超過交付に係ります返還金です。

次に68ページの老人福祉センター費につきましては、平成12年度開催予定の敬寿会を取りやめたための減額でございます。

総合福祉会館建設費の減額については執行残額でございます。69ページの公有財産購入費につきましては、議案書の中で59ページに第4表の債務負担行為補正で明記しております真美北保育園用地の取得のための公団との確約としての100万円を計上しております。

次に衛生費につきましては、交付税の確定によります国保中央病院組合負担金の減額でございます。

次に70ページの役務費につきましては、アンケート調査を当初予定の全世帯から1,200世帯を対象として実施したことによります減額でございます。

その下の葛城清掃事務組合負担金につきましては精算による確定額でございます。

その下の訴訟行為委任事務委託料につきましては、裁判終結に伴います弁護士費用に係ります精算でございます。調査等委託料につきましては、候補地の同意が得られなかったために実施できなかった環境アセスメント等の減額をするものでございます。

次に土木費については、笠・ハリサキ線整備事業において実施いたしました文化財発掘調査に係ります費用の精算でございます。71ページの古寺町道新設工事設計委託料につきましても、候補地の同意が得られなかったため減額するものでございます。中将橋のかけ替え工事負担金の減額につきましては、奈良県との間で交わしております受委託契約に基づきまして確定いたしました金額の執行残でございます。

次に72ページの水洗便所改造助成金及び下水道促進事業特別補助金については、見込件数の減によるものでございます。

続いて73ページの消防費の中での香芝・広陵消防組合負担金の減額につきましては、人働分の人件費に係る負担金の減額でございます。防火水槽の設置工事費につきましては当初予定が3基でしたが、2地区において用地確保ができないため設置することができず減額するものでございます。

次に教育費でございますが、対象人員の減によります扶助費の減額と小学校改築工事の契約金額の確定による減額をしております。

続いて74ページの公有財産購入費でございますが、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園の増築いたしました園舎の取得費を計上しております。

次に戻っていただきまして62ページの歳入でございますが、町税については最終的に個人分に対する徴収率が98%以上確保できるという見通しの中で増額計上しております。一方法人分につきましては、景気低迷の影響を反映して徴収率も落ち込んでおり減額となっております。

地方交付税については、経済対策の一環として追加交付の予定の中で増額しております。

続いて63ページ、分担金及び国庫支出金等につきましては、各事業費に対する最終の見込みを計上しております。そのうちの教育費国庫負担金につきましては、当初国庫補助金の中で歳入を見込んでおりましたが、最終金額を振り替えしたものでございます。国庫支出金につきましては、保険者数の規模に応じて補助されます支給限度額の一本化開発事業補助金を計上しております。

次に県支出金については、各事業に対する最終の精算による補正でございます。

65ページの寄附金については、開発負担金で平成12年度を最終として廃止の予定でござ

ございます。

基金の繰入金については、所定の地方債補正をさせていただきまして最終財源調整のため

所要の補正をさせていただいたものでございます。

最後に58ページの繰越明許費でございますが、社会福祉費の中では歳出予算の中で支給限度額の一本化事業ということで説明しております事業に係ります繰越明許費でございます。

それから衛生費につきましては、審議会の意見聴取後にごみ処理実施計画等の作成予定でございます。

都市計画費の竹取公園整備事業につきましては、借地の駐車場に係る文化財発掘調査のため事業が遅れております。

社会福祉費の町史編集事業ですが、多量の資料等町史編集委員会の委員長の死去によりまして、校正及び編集に手間取り印刷が遅れておりましたが、一般の方々の申し込みを受け付ける段階となりまして、5月24日の総合保健福祉会館のオープン時には披露できる予定でございます。以上で簡単でございますが、平成12年度の補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。

議 長 お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により午後6時まで延長いたします。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 はい、ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は午後6時まで延長することに決定しました。

議 長 次に日程29番、議案第20号、平成12年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明願います。福祉部長！

福祉部長 それでは恐れ入ります。78ページをお願いいたします。78ページでございます。まず歳入でございますけれども、次ページでございます歳出の一般被保険者の療養給付費1,639万8,000円を組んでおります。その財源として歳入では保険税で483万1,000円と次の国庫負担金で40%分655万9,000円、残りを一番下でございます繰越金2,194万8,000円のうち500万8,000円というのを見てございます。

それから同じく歳出でございますが、高額療養費で1,694万円を見てございます。それにつきましては繰越金で先ほど500万8,000円を持ってきておりますが、その残り

の1, 694万円を高額療養費の歳出で充てております。

それから退職被保険者等の療養給付費、歳出でございますけれども1, 324万5, 000円ということでございます。これにつきましても療養給付費交付金で財源を全部充当しております。

それでは80ページでございます。歳入の方の財源を申し上げましたけれども、歳出の方で80ページでございます。療養諸費の一般被保険者療養給付費でございます。当初6, 478人の年間1人当たり11万5, 300円を見ておりました。それがいまの最終見込みでは6, 522人の年間1人当たり11万7, 800円となる見込みを立てております。そのために1, 639万8, 000円を見ております。

次の退職被保険者等につきましても、当初900人の年間1人当たり21万1, 000円を見ておりましたが930人の年間1人当たり22万5, 000円となる予想でございますして1, 324万5, 000円を補正させていただくと、こういうものでございます。

続きまして次ページをお願い申し上げます。それから高額療養費でございます。当初850件が920件となる予想をしておりますので、それで1, 694万円を補正させていただくと、こういうものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 次に日程30番、議案第21号、平成12年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について説明願います。 福祉部長！

福祉部長 恐れ入ります。86ページでございます。86ページ、歳出でございます。当初予算で医療費のうちですね、介護保険へ移行しない、移行しない老人保健での費用額ですね、すなわち公費の3割分全額と老人病院公費5割の15%、合わせまして17億8, 488万4, 000円を措置しておりました。補正前の額となっておりますね。残る老人病院の公費5割の85%分と老健施設療養費の医療費100%分でございますが、合わせまして2億3, 700万8, 000円は介護保険に移行するものということで見えてございました。それが結果的に55%ですね、1億3, 035万5, 000円が介護に移行いたしました。そうしますと残ります45%分1億665万3, 000円と、それから被保険者数の増によります受診件数の増分6, 407万2, 000円、合わせまして今回の補正が1億7, 072万5, 000円をお願いすると、こういうものでございます。

歳入は前ページでございますけれども、ご承知いただいておりますように支払基金では7

0%、国庫負担金で20%、それから町及び県でそれぞれ5%というものを負担すると、こういうものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。終わります。

議長 次に日程31番、議案第22号、平成12年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 それでは議案の第22号についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが93ページをお願いしたいと思います。93ページの歳出でございますが、まず一般管理費といたしまして流域の下水道の維持管理市町村負担金100万円の減額でございます。当初の見込水量より使用水量が減ったという内容の減額でございます。

続きまして3款の流域下水道事業費でございますが、これにつきましては大和川の流域下水道事業負担金は事業費の確定によります精算ということでございます。

続きまして94ページの公債費でございますが、当初予算を立てた時点では3%という内容で予定しておりましたが、実質2%で済んだということで546万5,000円の減額でございます。

恐れ入ります。91ページへお戻りいただきたいと思っております。歳入でございますが、下水道の使用料につきましては1,340万円の減額でございます。これにつきましては当初見込みよりも使用水量の減ということで減額をお願いするものでございます。

次の下水道の手数料でございますが、排水設備の指定工事店の手数料が5店舗、責任技術者の更新手数料が3件増えたということで14万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして下段の町債、下水道債でございますが、これは流域下水道の事業債で最終事業費の確定によります増額ということでございます。調整でございます。

続きまして92ページをお願いしたいと思います。最後に雑入でございますが、消費税の還付金39万6,000円と雑入のマンホールの移設工事は県の土木、土庫川の改修に、南郷地内でございまして、土庫川の改修に伴います移設補償ということで71万9,000円を予定しております。以上で歳入歳出予算の合わせまして322万円の補正予算をお願いするものでございます。よろしくをお願いしたいと思います。

議長 次に日程32番、議案第23号、平成12年度広陵町墓地事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明願います。 環境部長！

環境部長 議案書の95ページをお願いいたします。720万9,000円を減額補正いたし

まして、予算総額を7,891万9,000円と定めるものでございます。

補正の内容でございますが、議案書の98ページをお願いいたしたいと思います。墓地使用料を本年度整備いたしました74区画分計上いたしておりましたが、55区画の決定にとどまりましたので1,991万円を減額し、整備工事の不用額を差し引きいたしまして一般会計から1,270万1,000円を繰り入れていただくものでございます。

議案書の99ページをお願いいたしたいと思います。墓地整備事業費の工事請負費に720万9,000円の不用額が生じたので減額補正するものでございます。

公債費は墓地使用料の減額に伴う財源振り替えでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に日程33番、議案第24号、平成12年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明願います。福祉部長！

福祉部長 それでは104ページ、最後のページでございます。今回の補正でございますが、国の全額補助によります介護保険広域化等支援事業の中でさらなる事務の合理化に機械類等の購入補助を受け実施いたすものでございます。

内容につきましては、現在機械処理できない主治医の意見書と訪問調査特記事項を機械で読み取りまして電話回線で送ろうと、こういうものでございます。これによりまして審査会当日の午前中の資料の作成とか、職員のそれのための手間、またあるいは資料が早くできる、見やすくなる等メリットがございますので実施をしまいたい、かようなものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。終わります。

議長 しばらく休憩いたします。午後5時10分再開。

(P.M. 4:57 休憩)

(P.M. 5:12 再開)

議長 それでは休憩を解き再開します。

議長 次に日程34番、議案第25号、平成13年度広陵町一般会計予算を議題とします。

本案について説明願います。総務部長！

総務部長 それでは議案第25号、平成13年度広陵町一般会計予算についてご説明申し上げたいと思います。

別冊の予算書をご覧いただきたいと思います。平成13年度の予算総額につきましては112億1,000万円で、前年度に比較してマイナス8.2%、金額にして10億円の減額

予算となっております。なお主要事業につきましては3月定例資料の4ページから6ページまでの一覧表で明記しておりますので、恐れ入りますが後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは歳入予算から説明させていただきます。歳入については景気回復に向けて多少の動きが見え始めておりますが、依然として厳しい経済状況であり一層の自主財源の確保を図りその見込額を計上させていただきました。

初めに14ページの町民税でございますが、恒久的減税の継続と中小企業の大きな景気好転は期待できない状況ではありますが、3,051万6,000円の増収を見込んでおります。なお、今年度においても恒久的減税による減収分については地方特例交付金や減税補填債により補われることとなっております。

続いて16ページの利子割交付金についてでございますが、郵便局の定額預金の満期分が多少残っておりますので、今年度においては3,000万円の減額の予算となっております。

18ページの地方交付税につきましては、国勢調査の人口及び特別交付税を含め1億3,000万円の増額予算となっております。

20ページ以降につきましては、現行の基準により積算させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。国庫支出金及び県支出金につきましても、現行補助基準に基づき積算させていただいております。

36ページの基金の繰入金でございますが、不足する財源についてそれぞれ基金からの繰り入れを行ったものでございます。

40ページの下段の減税補填債から42ページの町債につきましては13億8,250万円の減額予算となっております。以上簡単ですが、歳入予算の概略説明とさせていただきます。続いて44ページ以降の歳出予算についてご説明させていただきます。

46ページの総務費関係でございますが、4月1日から実施いたします情報公開における審議会委員の5名の報酬及び町民の方々への周知に関する経費等を計上しております。

49ページ、委託料、3行目ですが、例規集データベース化業務委託料につきましては、広陵町例規集をデジタル化し、オンラインで結んで、どこの部署からでも検索、閲覧、印刷がスピーディーにできるよう緊急地域雇用交付金を活用して実施する予算を計上しております。

飛ばしまして53ページの箸尾駅前駐車場管制機器保守委託料につきましては、平成12年度においてはサービスにより保守管理をお願いしておりましたが、今年度新たに計上したものでございます。報償費の男女共同参画社会啓発講師謝礼につきましては、県の女性セン

ターの稼働セミナーと協賛して研修会を実施したいと考えております。

次に59ページのチャイルドシート購入補助金でございますが、1人当たり5,000円で600人分の予算を計上しております。平成12年度実績につきましては、現在まで689人の方々に交付しております。その下のかぐや姫まつりについての予算でございますが、従来実行委員会において事業計画及び予算案を審議し開催いたしておりましたが、会計経理の内容等より明確にするため町予算に本年度から組み入れております。

公平委員会費につきましては、事務局の移管によります予算の計上でございます。

60ページのIT講習会費につきましては1,180人の受講を目標に所要の経費を計上しております。なお、報告第5号で説明いたしましたように講師及びインストラクターの確保のため専決処分をしております。

67ページの住民基本台帳ネットワークシステム委託料につきましては、国におきまして平成15年度を目標にコンピューターとカードを利用して、全国からどこからでも住民票の写しが請求できるようにシステムの構築を計画されており、そのための準備に要する経費を計上しております。

68ページからの選挙費につきましては、7月に予定されております参議院議員選挙及び町長選挙におけます所要の経費を計上しております。

77ページの補助金でございますが、新たに更生保護婦人会に対する活動補助金を計上しております。

それから79ページの社会福祉法人等利用者負担額減免措置助成事業補助金等でございますが、低所得者を対象とした所要の経費を計上しております。

83ページの総合福祉会館運営費委託料につきましては、社会福祉協議会に委託する経費を計上しております。

85ページのゲートボール場建設費につきましては、昨年度に続きまして屋根の設置工事を計上しております。

それから91ページの馬見中地区保育園新築工事基本設計委託料につきましては、保育園児の増加に対処するため馬見中2丁目8番6号の用地に新しく保育園を建築するための基本設計料を計上しております。

次に衛生費については107ページの塵芥処理場の委託料でございますが、現在の清掃センターにおきましてごみ処理に係る経費を例年どおり計上いたしております。し尿処理費につきましては、葛城清掃事務組合の負担金の増額と合理化計画に基づきます補填金を計上して

おります。

続いて108ページの資源化工場建設費につきましては、候補地の同意を得て建設するための努力を続けてまいりたいと存じます。建設の事前に必要とします環境アセスメントや用地測量費を計上いたしております。

次に111ページの農商工費でございますが、非常勤特別職の報酬額の改正によります多少の増額予算を計上しております。

113ページの水田農業経営確立対策事業と申しますのが、緊急生産調整推進対策事業という名称が変更されたものでございますのでよろしく申し上げます。

115ページでございます工事請負費につきましては、地元要望を踏まえ説明に記載しております事業工事を実施したいと考えております。

それから121ページの靴下100周年祭事業補助金につきましては、商工会とともに実施いたします事業に対する補助金として計上いたしております。販路の拡大を目的としております。施設管理サービス公社管理運営費補助金については、従来から人件費及び事務費等の経常経費を委託料に含んで公社へ支出してございましたが今年度から分離し、補助金として交付することといたしております。

工事請負費及び用地取得費につきましては、讃岐神社を含みます文化歴史ゾーンの拠点整備のため、駐車場用地の確保と擁壁等の整備費を計上しております。

123ページの勤労者総合福祉センター及びふるさと会館運営委託料については、使用料等の収入を差し引いた額をもって積算しておりますので前年度より減額予算となっております。ふるさと会館改修工事につきましては、保健センターの後にサービス公社の事務所を移転するため所要の改修費用を計上しております。

次に土木費につきましては127ページ、道路新設改良費の工事請負費の中で都市基盤整備としての都市計画道路笠・ハリサキ線と町道百済・赤部線の早期完成を目指し所要の経費を計上させていただいております。

129ページの負担金につきましては、河川改修の工事に伴います新安部橋の新設負担金等を計上しております。

135ページの竹取公園整備工事費につきましては、北エリアの橋梁の上部工事及び広場の園路整備工事並びにエレベーターの設置工事費等を予定しております。

次に139ページの消防費でございますが、防火水槽の設置については用地の確定次第、大字百済地区で2カ所、大字中で1カ所の設置予定をいたしております。

141ページの災害用備蓄備品につきましては本年度も継続して購入の予定をしております。

次に教育費でございますが、学校において子供の悩みを聞いたり、遊び相手として親しまれてきましたふれあいフレンドの事業につきましては、本年12月31日をもって終了いたすことになっております。

151ページの東小学校改築工事につきましては、前年度に引き続き実施いたしたいと考えております。あわせて初年度備品の購入費についても計上させていただいております。

先に議案審議いただきました東幼稚園改築工事についても予定の開園に十分配慮してまいりたいと考えております。

続いて中学校費、小学校費及び幼稚園費につきましては所要の額を計上いたしております。

165ページの図書購入費につきましては、学校の協力図書の購入についても合わせて配慮したいと考えております。

169ページの公民館・集会所整備補助金については、大字安部と百済において新築の予定をされておりますので規定の補助金を計上しております。報償費については、歴史資料館の建設計画に対します視察等を計画しておりますので所要の経費を計上いたしております。

171ページの巢山古墳史跡整備については、前年度に引き続き発掘調査及び雑木、竹等の伐採を予定いたしております。

176ページの公債費については1億876万4,000円の増額予算となっております。

180ページ以降は附属資料でございますので説明を省略させていただきたいと思っております。

それから先ほど寺前議員の方から、予算科目に対します人件費等の人数を説明欄に入れていただくというようなご提案がございましたが、今回出しておりますので口頭で言わせてもらいます。

まず45ページの議会費でございますが、この人件費は4名でございます。それから総務費の47ページ、予算書の47ページでございますが、これの総務費の一般管理費では3役を含みまして40人、それから続いて税務総務費、61ページでございます。61ページの人件費については16名、それから65ページの戸籍住民基本台帳費でございますが、これについては8名、それから67ページの選挙管理委員会費につきましては2名、それから続いて75ページの民生費の中の社会福祉総務費でございますが、これについては16名、それから同じく民生費の国民年金費、81ページでございます。これは6人でございます。それから85ページの児童福祉総務費につきましては4名、それから89ページの保育所費に

つきましては26名、それから93ページの母子生活支援施設費ですか、これにつきましては4名、それから97ページ、衛生費の保健衛生総務費でございますが、これにつきましては14名、それから同じく衛生費の清掃総務費、103ページでございます。これにつきましては12名、それから資源化工場建設費、109ページでございます。これにつきましては8名、それから農商工費、111ページでございます。これにつきましては2名、農業委員会費でございます。同じく農商工費、113ページの農業総務費では2名、それから同じく農商工費でございます。115ページの農地費、これについては1名、それから119ページの商工振興費でございます。これについては5名、それから125ページの土木費の土木総務費、これにつきましては7名、それから同じく土木費でございますが、道路橋梁新設改良費、127ページでございます。これについては1名、それから131ページの都市計画総務費で5名、それから133ページ、公園新設費でございますが、これについては2名、それから教育費の事務局費、これについては11名、143ページで11名でございます。事務局費でございます。それから続いて学校管理費、145ページでございます。これについては5名、それから同じく学校管理、151ページでございます。これについては教育長を含みまして7名、それから155ページ、幼稚園管理費、これにつきましては36名、それから159ページ、社会教育総務費では1名、それから163ページ、図書館費でございますが、これについては9名でございます。それから165ページ、公民館費につきましては6名、それから169ページの文化財保護費でございますが、これについては2名、それから171ページの保健体育総務費でございますが、これについては3名と、以上一般会計の中で見ております総人数は265人ということです。この中に3役の分と教育長の分も含んでいるということで、一般職員については262人ということになりますので、後ろの表と合わせていただいたら結構かと思えます。

それから特別会計につきましてはそれぞれ予算書の後につけておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 次に日程35番、議案第26号、平成13年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 福祉部長！

福祉部長 それでは198ページをお願いいたします。これにつきましては去る2月20日の国民健康保険運営協議会におきましてご承認をいただいております。それでは主なものにつきましてご説明を申し上げます。

最初に歳入でございます。国民健康保険税の基礎的な数値であります。医療給付費分では一般被保険者8,550人、3,600世帯、退職被保険者で980人、439世帯、また介護納付金分では一般被保険者、退職被保険者等を合わせまして3,310人でございます。2,355世帯を見込んでおります。それで現行の税率で、ご承知のように医療給付費分では53万円、それから介護納付金分では7万円ということでございまして、それによりまして賦課額を積算計上させていただいたものでございます。

それから次の国庫負担金の事務費負担金でございます。介護保険の第2号被保険者に係ります事務経費の負担額ということでございます。それから次の療養給付費等負担金でございますが、医療費と老人保健医療費の拠出金及び介護納付金の国の負担分で、内訳は一般保険給付費分で3億4,768万2,000円、それから老人保健医療費拠出金で2億1,175万9,000円、介護納付金で4,172万4,000円となっております。

次のページでございます。次の国庫補助金でございますけれども、普通・特別財政調整交付金とも所要額を見させてもらっております。

続きまして療養給付費交付金でございます。社会保険の診療報酬支払基金から退職者に係る保険給付費の交付額であります。

それから次の県補助金でございますが、福祉医療の助成事業を実施することによりまして国庫負担金が減額されます。その減額の2分の1を県が負担する額と、こういうものでございます。

それから次ページをお願いします。共同事業交付金でございます、真ん中の。80万円以上の高額医療につきまして、各保険者間で再保険事業として国保連合会から交付を受ける見込額ということでございます。

次の一般会計繰入金につきましては、ご承知のように一定のルールに基づいた額を見させていただいております。

次のページでございます。諸収入につきましてはそれぞれ収納額を計上させていただいております。

次に208ページをお願いしたいと思います。歳出でございます。初めに総務管理費では事務処理に伴います電算処理の委託料、それから医療費適正化対策としてのレセプト点検に要します費用を見ております。

それから次ページでございます。療養諸費の療養給付費でございますが、一般被保険者で過去3年間平均医療費の8%、それから退職被保険者等で9%の増を見ております。また療

養費におきましても、一般・退職とも4%増を見込んだ医療費を計上させていただいておるところでございます。次の高額療養費につきましても4%増での計上とさせていただいております。

次に214ページでございます。老人保健拠出金でございますけれども、老人の加入率が21.4%、拠出金も税収の48%を占めるような状況になってきてございます。平成12年4月から介護保険制度が実施され、医療費は先ほども申し上げましたように減少するものと思っておりましたけれども、本年度予算では平成11年分の精算額の9,138万6,000円、13年度の概算分で4億6,790万3,000円の計5億5,928万9,000円と、対前年度比予算の約22%という大幅な増を見させていただいておるところでございます。

次に介護納付金でございます。国保加入者のうち第2号被保険者3,217人と見込んでおります。費用額で翌々年度に精算と、こういうものでございます。

最後に次のページでございます。保健施設費でございますけれども、総合健康指導事業、人間ドッグの助成をはじめ健康づくり啓発事業の費用ということで見させていただいております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。終わります。

議 長 次に日程36番、議案第27号、平成13年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 福祉部長！

福祉部長 それでは228ページをお願いいたします。228ページでございます。まず歳入でございます。先の補正予算でもご説明申し上げましたように、それぞれの医療費に係ります所定の負担をもつての財源ということでございますのでご了承いただきたいと思います。

続きまして232ページ、歳出の方でございます。232ページ、まず総務管理費でございますが、事務経費、それから共同電算、レセプト点検の委託料ということで、次に本会計の大部分を占めます医療諸費の医療給付費につきましては、過去2年間の医療費の5%増と、さらに本年1月改正になりました一部負担金の見直しで約3%の減と見込みまして、1人当たり医療費を国保加入者で65万7,000円の2,050人、社会保険加入者で66万円の1,010人、また医療費支給費でございますが、これははり・灸、整骨コルセットなどの費用などがございます。医療給付費と同様を見込み、1人当たり国保加入者で1万400円、社保加入者で1万1,600円、なお老人高額医療費で年間120人程度を見込んでおります。

最後に審査支払手数料でございます。対象者数の増に伴います受診件数の増で、国保対象者で月3,500件の1件115円60銭、社保対象者で月1,700件の1件118円20銭を見させてもらっております。

次に次ページの予防費を計上いたしております。以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。終わります。

議 長 次に日程37番、議案第28号、平成13年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 福祉部長！

福祉部長 それでは246ページをお願い申し上げます。246ページ、まず歳入でございますが、初めの介護保険料で平成12年度において、12年度から14年度の3年間におけます介護費用の見込総額に対しまして、基準額月額2,842円と既に決定なっておることはご承知いただいております。それで新年度におけます保険料の所得段階別人数でございますが、第1段階で52人、第2段階で948人、第3段階で2,272人、第4段階で675人、第5段階で381人の計4,328人を見込んでおります。そのうち年金から天引きして納めていただく特別徴収者は約8割ですね、3,462人、普通徴収者は残る2割、866人と見込んでおるところでございます。なお保険料は、ご承知いただいておりますように国の特別対策といたしましてことしの9月までですね、半額減免措置となっておりますのでございます。

次に国庫負担金でございます。介護給付費用から利用者の一部負担を差し引きました20%を国が負担するという額でございます。

次のページをお願いいたします。上の国庫補助金の中の調整交付金でございます。本来はご承知の5%ということでございますが、本町の場合、先にもご説明申し上げましたように後期の高齢者率ですね、75歳以上の方ですが、これが低いと、それからまた第1号、65歳以上の被保険者の所得水準が全国平均に比べまして高い水準と、こういうことで算定率が4.51%ということでございます。これに基づいての計算ということでさせていただいております。次の事務費交付金でございます。要介護、要支援認定に係ります事務費用の2分の1の額でございます。

続きまして支払基金の交付金でございます。第2号被保険者、40歳から64歳の方の介護分の負担としまして、各医療保険者が介護納付金として支払診療基金に納付し、その基金から介護給付費用の33%を受ける額と、こういう額でございます。

それから次の県負担金でございますが、介護給付費用の12.5%を受ける額でございます。

次のページでございます。真ん中の一般会計繰入金でございます。介護給付費繰入金では県負担金と同様12.5%を町から、次の職員給与費等繰入金でございますが、一般事務経費から国庫負担分を差し引いた額と、3町の介護認定審査会特別会計によります人件費相当分でございます。続きまして介護保険円滑導入基金繰入金でございますが、国の特別対策によります介護保険料の減額分、次の基金繰入金でございますが、中期財政運営による基金でございます。

次のページでございます。諸収入でございますが、それぞれの収入額を見させていただいております。

それでは続きまして254ページ、歳出でございます。まず初めの総務管理費では事務経費と連合会の負担金、それから次の介護認定審査会費では認定審査に要します費用額、それから次のページ、趣旨普及費でございます。介護保険の推進のためのリーフレット、パンフレット費用、それから介護サービス等諸費から、260ページですね、ずっとめくっていただきますと260ページの高額介護サービス費等までは、介護認定を受けられた方でそれぞれのサービスの組み合わせをしていただきまして、介護サービスを受けるための必要な費用をそれぞれ措置させていただいてると、こういうものでございます。介護費用の見込みにつきましては、申し上げます。要支援で100人、要介護1で163人、要介護2で72人、要介護3で45人、要介護4で28人、要介護5で21人の方が利用限度額いっぱい利用されたものとみなしまして、また施設サービス利用者も86人と見込み、総額8億967万1,000円を計上させていただいております。

262ページでございます。財政安定化基金拠出金でございます。3年間の標準給付費の0.5%を拠出することになっております。第1号被保険者の予定収納額が実質収納額を下回った場合、この基金から貸し付けを受けると、こういうものでございます。

それから続きまして保健福祉事業費でございます。栄養教室、料理教室、介護教室などの授業を行いまして、寝たきり等の防止をはじめ、介護が必要になっても軽く済むようにすることで将来の介護費用の抑制、また保険料の負担を軽くするという目的で実施するものでございます。

最後に264ページ、次のページでございます。繰出金でございます。3町介護認定審査会特別会計に本町の負担額でございます。

それから続きまして272ページをお願いいたします。272ページ、介護サービス事業勘定でございます。これが本町が居宅事業者として事業所指定を受けまして、特に難しい件、また依頼があればということで、ケアプラン作成で要介護で2人、要支援で1人を見込んだ歳入とし、それに歳出ではそれに伴います需用費と費用を見ておるものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。終わります。

議 長 お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により午後6時30分まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は午後6時30分まで延長することに決定しました。何遍もですいません。

議 長 次に日程38番、議案第29号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 それでは議案第29号の平成13年度広陵町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

ページ279ページをお願いいたします。まず下水道事業の13年度の概要につきまして、下水道の整備につきましては公共及び特環で約5,500メートル余りの管渠の延長を予定しております。平成13年2月20日現在におきましては、広陵町全体でございますが、使用開始世帯が6,875世帯、水洗化率にいたしまして82%となっております。ちなみに在来地区の水洗化率でございますが64.4%になりました。それでは平成13年度の予算の主なものについてご説明いたしますので、292ページ、93ページの歳出をお願いしたいと思います。

それでは一般管理費の主な委託料におきましては、下水道の使用料業務委託で1,208万円を計上いたしております。次に下段にございます流域下水道維持管理市町村負担金につきましては1億5,534万5,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、一般排水で1億4,700万、中間排水で147万4,000円、特定排水で686万9,000円ということで計上いたしております。一番下でございます水道事業会計に対する負担金、これは私の給料の分を負担いただくものでございます。

次に294、295ページをお願いしたいと思います。それでは公共下水道の建設費につきましては、管渠の布設に伴います測量設計委託料で2,000万円、工事請負といたしま

して2億7,250万、延長といたしまして約2,640メートルを予定いたしております。工事に伴います区域の水道管の移設補償といたしまして4,300万を計上いたしております。

次に296、97ページをお願いいたします。特定環境保全公共下水道建設費につきましては、管渠の布設に伴いますこれも測量設計委託料で4,100万円でございます。それと工事請負費といたしまして3億300万円を予定し、工事延長といたしまして約2,910メートルを予定いたしております。工事に伴います区域の水道管移設補償といたしまして5,300万を計上いたしております。

次に下段の流域の下水道事業費につきましては大和川の流域下水道事業負担金、内訳といたしまして第1処理区では1,538万8,000円、第2の処理区に1,455万3,000円を予定いたしております。

次に298、299ページをお願いいたします。公債費の元金及び利子につきましては償還元金が3億795万円と利子が3億8,933万8,000円を予定いたしております。以上が歳出の主な内容でございます。

恐れ入りますが288ページへお戻りいただきたいと思っております。歳入の主なものについてご説明を申し上げます。下水道の使用料金でございますが、本年度は2億3,626万1,000円を予定いたしております。

次の下水道の手数料でございますが、前年度同様で排水設備の指定店で5店、それと責任技術者の更新登録で5人を見込んで12万5,000円を予定いたしております。

次に国庫支出金でございますが2億5,000万円を予定しております。内訳といたしましては公共下水道の補助金として1億円、特定環境保全公共下水道建設補助金で1億5,000万円を予定いたしております。

一番下の一般会計の繰入金では7億3,062万1,000円を見込んでおります。

次に290ページ、291ページをお願いしたいと思います。町債につきましては公共下水道債で4億6,720万円、流域の下水道債で2,990万円を予定いたしております。公共下水道の建設事業債の内訳でございますが、公共では2億2,770万、特環では2億6,940万円、下段の流域下水道事業債では第1処理区で1,518万6,000円、第2処理区に1,475万4,000円を予定いたしております。

次の諸収入でございます。105万円、これにつきましては管路のしゅんせつ工事、香芝市から受けるものでございます。

雑入につきましては、平成12年度の決算額に対します消費税の還付金1,854万7,000円を見込んでいるものでございます。平成13年度の下水道事業会計につきましては、歳入歳出それぞれ17億3,370万4,000円となっております。以上で説明終わります。よろしくお願いたします。

議長 次に日程39番、議案第30号、平成13年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 環境部長！

環境部長 議案第30号、平成13年度広陵町墓地事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず初めに歳入でございます。310ページをお願いいたします。上段の墓地使用料でございますが、墓地管理料といたしまして1区画5,000円、988区画分、494万円を計上いたしております。それから永代使用料につきましては1区画97万円、5区画分の485万円を計上しております。合計で979万円でございます。

それから繰入金でございますが、一般会計からは1,431万円の繰り入れをしていただくものでございます。

次に歳出312ページをお願いしたいと思います。1款の墓地管理費でございますが、町営石塚霊園の管理費といたしまして、職員1名の人件費と事務費並びにサービス公社に対します管理委託料を含め1,275万3,000円を計上しております。13年度は新たな墓地整備の予定はございません。

2款の公債費でございますが、墓地用地取得事業費として借り入れました起債の償還金で元金1,056万4,000円、次のページでございますが、利子で78万6,000円を計上いたしております。

319ページをご覧いただきたいと思います。平成13年度末の未償還元金が527万円となる見込みでございます。したがって平成14年度に償還を終了する予定でございます。以上、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2,410万3,000円となっております。以上簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしくお願申し上げます。

議長 次に日程40番、議案第31号、平成13年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 議案第31号、平成13年度学校給食特別会計予算についてご説明申し

上げます。

予算に関する説明書の326ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入につきましては、保護者からの負担金といたしまして月額3,700円の11カ月分として1億105万8,000円、それから一般会計からの繰入金として1億990万6,000円、雑入として給食費教職員負担金として638万9,000円で合計2億1,736万4,000円でございます。

次に歳出でございますが、328ページをお願いいたします。主なものでは給食調理員19名分の給料、職員手当、共済費等の人件費で8,570万6,000円、それからパート調理員4人分の賃金267万2,000円、また給食賄材料費として181回分で1億1,992万2,000円で合計2億1,736万4,000円を計上いたしております。以上で説明終わります。

議長 次に日程41番、議案第32号、平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。福祉部長！

福祉部長 それでは340ページでございます。340ページ、まず歳出でございます。予算総額1,562万9,000円の内訳でございます。総務費の一般管理費では3町の介護認定審査会に要します人件費、事務費など組んでございます。次の介護認定審査会費では委員報酬、費用弁償などの費用を見ております。

それから前ページへ戻っていただきますと歳入でございます。その財源といたしまして3町の均等割額それぞれ343万5,666円、それから審査件数割額でございます。1,050人分で新庄町330人、31%の164万9,820円でございます。當麻町290人、28%の149万160円、本町でございます430人、41%の218万2,020円、均等割額と審査件数割額の合計額をそれぞれ負担すると、こういうものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長 次に日程42番、議案第33号、平成13年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について説明願います。水道局長！

水道局長 大変お疲れだと思いますが、もうしばらくご辛抱いただきたいと思います。それでは平成13年度の広陵町水道事業会計につきましてご説明いたします。

それでは349ページをお願いいたします。3条、4条予算の収入及び支出の主なものを

申し上げます。それではまず3条予算の収入でございますが、水道事業の根幹であります給水収益では、前年度当初対比で6万7,000立米の増で420万立米で、その内訳は県水で283万立米、68%、自己水が137万立米で32%、有収率が90%の378万立米に売価立米当たり205円35銭で積算いたしまして7億7,622万3,000円を見込んでおります。次に受託工事収益では、下水道課高田土木の土庫川改修に伴います仮設工事、建設課、教育委員会、総務課等の受託事業で5,950万円を計上いたしております。その他の営業収益では、負担金では消火栓の維持管理負担630万4,000円、手数料では設計竣工検査450件分と指定給水装置工事の指定5件分、それと下水道使用料徴収事務手数料で1,255万4,000円を計上いたしております。

次に営業外収益では定期・普通預金の利息、また他会計の補助金では真美ヶ丘の配水場内の建物敷地の一部の貸付料等、また私の給料の負担も計上いたしております。

続きまして349ページから350ページでございますが、の支出でございますが、原水及び浄水費の手数料で毎月原水、浄水全項目、監視項目等の水質検査手数料で287万2,000円を計上しておるわけでございます。続きまして修繕料では、1号から3号の送水ポンプの整備、新子の井戸の取水ポンプの整備のほか4件等で1,667万2,000円を予定いたしております。受水費では県水トン当たり145円の2,830立米の消費税で4億3,086万7,000円を計上いたしております。

続きまして配水及び給水費の委託料では、配水管の漏水調査委託料に500万、水道メーターの定期的取り替え費用といたしまして今年度は六道山、馬見中の2丁目、3丁目、5丁目、南、弁財天、大場で183万1,000円を予定いたしております。また修繕費では配水管の維持漏水修理等で800万、メーターボックスの取り替えで128万3,000円、真美ヶ丘の配水場の2号、3号の配水ポンプの整備に304万5,000円、定期取替分のメーター代として719万2,000円を計上いたしております。

次に受託工事費につきまして設計委託料で2,000万円、工事費で下水道、建設課、総務課、教育委員会、高田土木、合計5,435万の受託工事を予定いたしております。以上が3条予算の収入支出の主な内容でございます。その結果、3条予算で不足します5,627万7,000円につきましては欠損金となるわけでございます。

それでは続きまして351ページの4条予算の主なものをご説明いたしたいと思っております。まず収入につきましては、工事負担金で開発に伴います施設分担金50件分で1,207万5,000円、給水分担金225件で5,439万円、都市基盤整備公団所有地の中1丁目、

北3丁目、南2丁目の3カ所の受託工事を予定いたしております。

次に352ページの支出でございますが、配水施設費で設計委託料で2,000万、管路台帳の修正業務委託で200万を予定しております。工事負担金では3億3,037万6,000円を予定いたしました。主なものといたしまして配水管の布設及び配水管替工事12カ所を予定し2億円を予定しているものでございます。それと大野の配水場の計装盤の取り替えに1,167万6,000円を予定いたしております。

続いて固定資産の購入費では、新設のメーター178万1,000円を計上し、浄水場施設費では土庫川改修に伴います車庫、材料用倉庫の建て替えと道路進入路の舗装等で900万を予定いたしております。以上が4条予算の収入支出の主な内容でございますが、その結果、4条予算において不足いたします2億1,317万2,000円につきましては、過年度の損益勘定留保資金で補填するものであります。

その他地方公営企業施行令第17条の2で定められております関係書類を添付しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案熟読のため3月9日から12日までの4日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって3月9日から12日までの4日間は休会といたします。

3月13日は本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日は長時間ご苦労さんでございました。

これにて散会いたします。

(P.M. 6 : 14 散会)

平成13年3月13日広陵町議会

第1回定例会会議録（2日目）

平成13年3月13日広陵町議会第1回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	林田孝一	助役	吉川一郎
収入役	森藤友次郎	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	福祉部長	野村完治
環境部長	山村吉由	ごみ対策室長	和田建三
都市整備部長	竹田健次	水道局長	吉村正勝
教育委員会事務局長	畠山恵俊		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 中尾勝

書記 乾 善 雄 吉 田 英 史

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10 : 02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第3号 職員の再任用に関する条例の制定について
2	議案第4号 与楽寺収蔵庫の設置に関する条例の制定について
3	議案第5号 広陵町立児童育成クラブ条例の制定について
4	議案第6号 広陵町総合保健福祉会館設置条例の制定について
5	議案第7号 広陵町職員定数条例の一部を改正することについて
6	議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
7	議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
8	議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
9	議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
10	議案第12号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて
11	議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
12	議案第14号 物品購入基金条例の一部を改正することについて
13	議案第15号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて
14	議案第16号 広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
15	議案第17号 広陵町用地取得事業特別会計条例の廃止について
16	議案第18号 広陵町立広陵東幼稚園改築に伴う工事請負契約の締結について
17	議案第19号 平成12年度広陵町一般会計補正予算(第8号)
18	議案第20号 平成12年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 19 議案第21号 平成12年度広陵町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 20 議案第22号 平成12年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 21 議案第23号 平成12年度広陵町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 22 議案第24号 平成12年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 23 議案第25号 平成13年度広陵町一般会計予算
- 24 議案第26号 平成13年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 25 議案第27号 平成13年度広陵町老人保健特別会計予算
- 26 議案第28号 平成13年度広陵町介護保険特別会計予算
- 27 議案第29号 平成13年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 28 議案第30号 平成13年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 29 議案第31号 平成13年度広陵町学校給食特別会計予算
- 30 議案第32号 平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算
- 31 議案第33号 平成13年度広陵町水道事業会計予算
- 32 一般質問

議長 まず日程1番、議案第3号、職員の再任用に関する条例の制定ついてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい、3番議員！

3番議員 この条例に対してですね、該当する方々というのか、どれぐらいの雇用の人数的なものというのが考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。それから具体的にどういう職にというふうな具体案がありましたら、それもあわせてお聞きしたいと思います。

議長 はい、総務部長！

総務部長 具体的に該当する人数ということになりますと、現在の退職60歳という年限で計算しておりますが、平成13年度に退職される方が2人、14年度では1人、15年度では5人、16年度で4人、17年度で1人、18年度で2人、19年度で8人、20年度で12人、21年度で9人、22年度で11人、23年度で7人、24年度で10人、25年度で10人、26年度で19人、27年度で11人、28年度で14人、29年度で9人、30年度で3人と、このあたりまで出しておりますが、これが大体の予定でございます。これ以外に退職される方も当然おられるでしょうし、勸奨を受けて退職される方もおられるとい

うこととなりますが、この方々の退職された後の再任用による職種、職種と申しますか仕事ですが、いわゆる専門的な技能、あるいは専門的な知識を有しているという方の場合であれば、その現在退職直前におられた職のどこへ配置したいという基本的な考えは持っておりますけれども、全体的に考えましたときにどの職にというところまでは具体的に考えておりませんので。

議 長 はい、3番議員！

3番議員 そうしたら今回の条例が定められても、いま当面それに該当する方ということはおられるということですか、おられないということ、ちょっとそっち。おられます。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 条例の規定に基づいて退職された方がこの条例によって再任用されるということで、今後これから該当する方が出てこられるということでございます。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑をこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、議案第4号、与楽寺収蔵庫の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 この管理の状況はどのようになるのかちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 この収蔵庫の管理のことでございますが、管理団体としては広陵町でございますが、その管理について委託することができるというところから、このことにつきましては広瀬区と協議中でございます。門の開閉等、また見学者のいろんな説明等広瀬区に委託するところで現在協議中でございます。

議 長 はい、4番議員！

4番議員 予算措置的なところでまだその部分というのがちょっとわからなかったわけなんですけれども、いわゆる協議中の中でのですね、やはり費用等の提案、どのような運営を主体と

してやるのかによって費用等も変わってきますしですね、そういう点の中身まで話し込んでいまやっているのか、それとも補正予算でこの点について処理していくことになるのかですねお聞きしたいと思います。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 建物はでき上がっておりますが、それに伴う塀等の問題、それから管理費、電気代等との問題、それから除草等の問題、その他いろいろにつきまして現在協議中でございます。フェンスにするか、あるいはブロック塀にするかというところも現在議論の最中でございますので、そこらが煮詰まった段階で補正予算でお願いいたしたいなど、このように思っているところでございます。終わります。

議 長 はい、ほかに。 1 番議員！

1 番議員 この与楽寺については、私の地元でもございますので関心もあるところであります。建物はでき上がっております。この9月にこの十一面観音立像が返ってくるというように聞いております。そしてこうした条例設置ができるわけでありましてけれども、いままで事務局の話によると広瀬区で何回か話し合いは持たれたわけですが、そうしたメンバー、また向こう側の村としてはどういうメンバー、そして教育委員会としてはどのようなメンバーが過去何回この協議されておるのかということも教えていただきたいと思っております。それからその中で設置条例をつくるのにどのような話が内容として出ておるのかということもひとつ教えていただければなと思っております。まず初めにその点お願いしたいと思います。

議 長 はい、事務局長！

教育委員会事務局長 過去から協議があったところでございますが、明確に把握いたしておりますのは2月の5日でございます。広瀬区の総代さん4名、保存会3名、教育委員会としては谷原課長それから名倉係長等が参加いたしたところでございます。

それからもう1点ちょっと聞き落とししましたので、(1 番議員「話した中身はどのような話、協議。’) ここでこのときの話の中身ですが、収蔵庫の管理契約は広陵町と広瀬で行うが、実質的な日常管理、見学者の対応は与楽寺及び保存会と広瀬区が行うということでございます。それから収蔵庫周辺の除草管理は地元で行うが、収蔵庫は広陵町の施設であると。町の土地に建設されているのだから補助金等をお願いしたいということは広瀬区からの要望でございます。その他ブロック塀を建ててほしいというふうに広瀬区はおっしゃっておりますが、大事な十一面観音立像を保存する収蔵庫については風通し等を考えてフェンス等がいいのではないかという専門家の意見を踏まえつつその協議もいたしているところでございます。その

他、フェンス等をしますと生垣等をし美観を大切にするとか、あるいは西側には水田があるので日照も関係があるのでいろんな面で植栽も考えていこうとか、そういうふうないろんな問題が話をされたところでございます。

議 長 はい、1番議員！

1番議員 協議の中にはいろいろな話も出たと思います。特にやはり一番難しいのはですね、やはり盗難に遭うのが一番この管理上難しいのではないかと。小さいものですからすぐ持ち運びできる。もちろん管理上、きちっとした話を聞きますと固定してですね、持っていけないような管理はするとはおっしゃっているわけですがけれども、やはりそうした盗難に遭う管理が本当に難しいのではないかと。またいま事務局長の話にありましたように、いま堂は建ちましたけれども、周りの塀と本当に形としてはまだ整っていないのではないかと、そういうことについても今後教育委員会ときちっとしていただけたらと思いますけれども、その点も早急にですね、やはり9月に戻ってきてこういう計画ができるわけですから、そういうことをよろしくお願ひしたいと思います。

それから十一面観音については仏像なのか文化財、文化財として言うならば拝観料、お金は取ろうとしておられるのか、もらおうとしておられるのか、その点はどうでしょうか。もしもそういう拝観料としてこの入った浄財といいますか、そういうものはどこへ会計上行くのか、そういうことも教えていただきたいと思っています。

それからこの収蔵庫についてのトータルいろいろ電気代、いろんな温度調整等難しい面もあるのではないかなと思います、そうした電気、経費的にはどのぐらいかかるのかお伺ひしておきたいと思っています。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 現在までの協議の経緯の中では、広瀬区が拝観料を見学者に対して1人当たり100円から200円程度徴収したいとおっしゃっておりますが、この拝観料の問題についてそれをどうように法的に合致した会計処理をするかどうかということについては、まだ現在研究中でございます。ただ、拝観料は取っていきいたいというふうに広瀬区はおっしゃっているところでございます。

それから電気代が幾らかかるのかというところでございますが、このことについてはちょっといま把握いたしておりませんので、また後ほど報告をさせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ちょっと私感じたことやねけども、言葉統一したいと思います。これは教育委員会事務局長、よろらくじと読むのと違いますのか、よろらくじやなしによろらくじ。

教育委員会事務局長 よららくじということをお願いいたします。私、よろらくじ、よろらくじと申し上げておりましたが、よろらくじということで訂正をさせていただきます。

議 長 それと観音りつぞうと言うてはるけども、これも観音りゅうぞう、統一してもろうて。これからいろいろ出てくると思うさかい。そうだな。
ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程第3番、議案第5号、広陵町立児童育成クラブ条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 13番議員！

13番議員 条例をつくっていただいたわけですけども、これ多分規則の方で入っているんじゃないかと思うんですけどね、夏休み等休みですね、冬休み、夏休み等その辺の休みのときの開始時間が何時からかということと、それからいまは小学校3年生までということになっておりますけれども、これを高学年、4年生とかそういうところへ広げていかれる計画はあるのかないのか、その2点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 まず1点目の夏休みの保育時間でございます。午前9時から午後6時と、こういうことでございます。

それから2点目の高学といいますか4年生から6年生までですね、これの実施はということでございます。以前にも議員さんからご質問をいただいたようには思います。そのときもお答えはさせていただいておりますように、いまのところはまだ考えておりません。といいますのは、これで一応教育委員会のご協力のもとに2カ所ですね、学校の敷地の方へということとさせていただきます。まだ、いいますと、真美第一小学校区の方も残ってございます。また東小学校区の方も残ってございますので、その辺を教育委員会、また町の財政当局

とも詰めまして早急にまた考えてまいりたいと。その後になるのではないかなと、こういうふうにいまのところは思っております。以上でございます。

議 長 はい、13番議員！

13番議員 それは規則の方で定められておりますねんね、その時間というのは。

それと夏休みの件ですねけど、これは両親が共働きの家を対象ということでございます。9時からということでございますねけれど、やはり通常の小学生がいつもの時間に登校するぐらいの時間から何らかの形で対応するべきではないかと。と申しますのは、9時といいましたら、両親が普通学校へ行くのやったら7時半か8時前と。その時間に送り出してかぎを閉めて出ていくと。そしたら9時から始まるやつをその時間に子供を送り出すか、あるいは子供にかぎを持たせて、子供がかぎを閉めて行くというような形になりますので、ひとつこの辺大変難しい問題はあろうかとは思いますが、もうちょっとやはり心のこもったと申しますか、せつかくここまでやられておるんですから、その辺もうちょっと工夫をお願いできたらなと思っておりますねけど、この点ひとつご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 おっしゃっていただくことはよくわかりますねけれども、これにつきましては、指導員さんのやはり就労時間、また雇用の人数等いろいろと問題がございます。それでお願いしておりますのは、ほとんどの方はご婦人なんです、独身の方じゃなくして。だからあまり朝早く、また夜遅くということになりますと、なかなかその辺のローテーションの組み方、また来ていただく雇用の関係がございます。しかしおっしゃることもよくわかりますので、今後は検討してまいりたい、かように思っております。以上です。

議 長 ほかにございませんか。 はい、4番議員！

4番議員 児童育成クラブ、結局法制化になってですね、こういう条例が出てきたということですね、この問題を考えるときに、やはり少子高齢化の問題というのはもっと深く考えなければならぬのではないかと、このように思うんです。そういう観点から立つと、実際の運用されているところについては非常に問題点が多いんです。一つは、1年から3年生までのおおむね10歳未満ということですが、たとえば家におばあさんやおじいさんがおってもこれはだめだというように現実にはなっているわけなんです。だから要は本当におじいさん、おばあさんが入院しててですね、見舞い、付き添いに行ったりいろいろという実情があっても、これは厳格にこの点の指導をされているようです。やはり特に第1点目は低学年の子供についてですね、少子高齢化に対応して親がどのように考えているのか、こういう

点も真剣に考えていただかなければならないと思います。そういう点ではこの規則、条例の中でもですね、両親またはこれにかわる者がいたら保護者としてですね、扱うというようになっているんです。この点の具体的な運用で非常に問題が既に発生しているし、現実困っておられる家庭もあるわけですが、弾力的な運用というのがなぜできないのかですね、その点をお聞かせ願いたいと思います。

それとやはりいま出た質問の中で夏休みについて、保育園等について時間的対応はできてるわけなんです。しかし育成クラブなりこのような指導員が問題としてなるところというのは、具体的にやはり大問題になってきます。要は先ほど言ったように両親が昼間常に労働等により不在のためなんです。なのになぜ9時からとなるんですか、不可能ですよ、これは。だから1点目に言いましたように、いま現在両親が勤めている。それでも少なくとも保護者にかわるおじいさん、おばあさんがいれば厳格に解釈しているんです、これも問題だと。もう一つは、それを厳格に解釈していて学童保育に預けるとなればだれもない家庭なんですよ。これ9時から預からないということはどういう体制になるんですか、自己矛盾でしょう。こういうところについてですね、やはり真剣にこの条例を制定するに当たっての具体的な検討の問題、私これでそれはだめですと言われたんですから。こういうようなところの問題というのはもっと正確に検討してですね、ご答弁願いたいと思うんです。これはいま言った指摘のところというのは深刻な問題です。

それと少子高齢化に対応して5年、6年の子供でもですね、問題児として本当に家庭で困っておられる家庭がいるんです。こういうところについてはやはりこの解釈を厳格にするのではなく、町長が必要と認めるというこの部分をですね、もっと生かしていただく。これは特に必要です。そういう3点についてやはりご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 まずおっしゃっていただいております入園の条件でございます。議員さんは入園を拒否されたというようなことでおっしゃっていただいております。私の方は、よくその家庭の事情をお聞かせいただいて、先ほどおっしゃっていただいたように家族の方で病気とか、また療養関係で付き添いなり、またご不在の場合もございます、実際ね。だからそういう場合につきましては、私の方は対応してまいりたいと、これは思っております。また以前から対応しておると、私はそう思っております。

それから山本議員さんもおっしゃっていただきました夏休みですか、もっと早くからということでございます。それも一面わかりますけれども、先ほど議員さんにもお答えさせてい

いただきましたようなこともございます。また夏休みということになりますと、児童がね、やはり家庭である程度家族ということもまた大事な面もあろうかと思えます。それは今後の課題かと、かように思っておるところでございます。

それからもう1点、何かおっしゃっていただきましたか。(13番議員「高齢者、4、5、6歳の問題というのね、少子高齢化の問題で。’)その問題につきましてはさっきの山本議員さんにもお答えさせていただきましたように今後の課題であらうということで考えております。以上でございます。

議 長 はい、4番議員!

4番議員 たとえば病気で入院、おばあさんが入院している場合というのは、それは可能だというように聞いています。しかし入院していても付き添いが必要ない場合ですね、結局、おばあさんが1人いる、こういう解釈になるんですね。これは相当厳格に解釈されているんですけども、こういうところの問題というのは柔軟に対応するというようないまの説明でいいわけですね。これは私が直接対応したところの経験なんで、そういう点柔軟に対応するというのであれば結構ですけども。

それともう一つは、さらに踏み込んでですね、保護者としてはやっぱり確かに50歳、55歳、60歳のおばあさんが家におられるという場合とですね、70歳あるいは65歳以上のおばあさん、70歳のおばあさんというのではですね、かなり違うんですね。子供のそういう対応の仕方というのは。親は少なくともいわゆる学童保育ができて学童保育の水準が高まってくればですね、やはり昔のかぎっ子というような解釈、概念は全くないわけですから、子供を育てていくという観点から学童保育に預けるとかいうところは非常に多く出ています。全国的にもこの中身の充実はいま格段の差をもってですね、進んできている内容なんです。こういう点からいって、やはりこの学童保育の充実を図るという観点からこの運営方針を具体的に改めていく、こういう検討がまず必要だと思うんですけども、それについての検討をしていただけるのかどうか、ひとつ再度お願いします。

それと9時については、これはやはり解釈上、どうしようもないんですね。親7時に出る、あるいは家庭の事情で遅れさせて送っていらっしゃる方たくさんおられます。そういうところはいいんです、まだ。だけでも共稼ぎのところというのは、内職に行っておられるところは対応できるんですよ。しかし勤めておられるところというのはこれは難しいんです、9時というのは、夏休み。だからこれは先ほど労働条件、雇用の問題で大変だと言いましたけれども、学童保育を条例で設置するというのであれば、その対応を含めて考えていくのが

当然ではないかというように思うんですけども、そういうようなところも含めてですね、前向きに積極的に考えていただけるのかどうか再度確認しておきたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 先ほどから早朝の9時という争点でございます。9時から保育をやりますので、そ
のご家庭の児童さんの地域にもよりますけれども、それでしたら8時半過ぎぐらいには当然
家を出られる方がほぼ多いのではないかなと、こう思いますし、また保育士も指導員もです
ね、その前には来ておりますので、その辺で対応してまいりたいと。これは先ほども言いま
したように今後の課題であろうかなと、かように思っております。

それから先の件につきましては、先ほども申し上げましたようにいろいろな問題もあろう
かと思えますけれども、それも今後いろいろ検討してまいりたいと、かように思っておる
ところでございます。以上でございます。

議 長 ほかにございませんか。 5番議員！

5番議員 詳細は総務委員会の方で質問させていただきますが、3条の2と、それから5条に
ついて町長の裁量の範囲内ですので町長にお聞きいたします。いま高齢者のおじいちゃん、
おばあちゃんの場合はどうするのかという問題等も質疑で出ていたわけなんですけれども、
それとあわせてですね、家に親、保護者とかまたおじいさん、おばあさんがおられたとし
ても、家で仕事をなさっていて、子供に目が行き届かないという場合も大変学童保育を必要と
されています。私も相談受けたケースでは、おじいさん、おばあさん家におられるんですけ
れども、そのおじいさん、おばあさんも家で仕事をなさっているもので、やはり小さい子供を
十分に見ることができないから学童保育に入れてほしいという、このような希望されて
いる方もおられましたが、この場合も拒否されました。そういう場合についてですね、やは
り家庭で見られないという基本的な要望を十分にいろいろなさまざまな家庭によってはさま
ざまな状況があるわけですから、そういう状況を幅広くですね、町長が受け入れるというこ
とを判断していただくのは当然だと思いますが、その点について町長のお考えをお聞きし
ておきたいと思います。具体的にいえば、そういうおじいさん、おばあさん年取って病気で寝
ていなくても十分に面倒見れないという場合のケースは、町長どのように判断されるのか。
それからまた家庭で仕事についていて十分に保護者がいようと子供の面倒見れないという
場合は、町長どのようにご判断していただけるのか、具体的な例として2点、ご答弁をお願
いしたいと思います。

また5条につきましては保育料は町長が特別の事由があると認めるときは減免することが

できるとあります。この場合もですね、どの程度の基準でお考えになっておられるのかですね、減免。そしてとりわけですね、両親が仕事をなさる家庭の問題におきまして、これは具体的な場合ではないんですけれども、たとえば事業がうまくいなくて、たとえば事業の借金などを抱えて両親がどうしても仕事に行かなければならないと。そういう場合、収入は一定あったとしてもやっぱり家計は苦しいわけですから、そういう場合の減免というのは当然必要になってくると思うんですが、そういう減免について町長の基本的なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長 はい、福祉部長、かわってお願いします。(5番議員「町長の裁量の範囲だから町長にお聞きします。」) 助役、答えてくれますか。

助 役 ちょっと先にお断りしておきたいと思います。条例とかそういうものはすべて町長の責任において制定するものですから、当然町長がどうすると書くのは当然でございますので、それを町長に全部問うということもどうかと思います。当然部長がかわって答えるということでご了解をいただきたいと思います。以上です。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 それではお答えを申し上げたいと、かように思います。第3条の関係でございます。先ほどからご質問いただいておりますように働いておられる方で不在の場合、また病気の場合、また療養されている場合、いろいろそのケース、ケースによりまして判断をよく事情をお聞きして判断をして対応してまいりたいと、かように思っておるところでございます。まず子供さんはこう言うたら何ですやろうけども、まで家庭でね、両親が見てあげるのが一番ベターなことだと思います。しかしそれがね、おっしゃるようないろんなね、事情でそれは見られない場合について私の方が児童育成クラブということでお預かりをしてその間見させていただくということとさせていただきますということとはご承知いただいているところでございます。

それから第5条の減免の問題でございます。これにつきましては災害ということで私の方は考えておるところでございますので、議員さんがおっしゃっていただいていることにつきましては対応はいかしかねますので、よろしくご了解をお願い申し上げたいと、かように思います。以上です。

議 長 質問だけね。 はい、5番議員！

5番議員 いま町長に質問しましたけれども、基本的にももちろんそういう位置づけは部長の裁量権の部分についても認識していますけれども、やはりですね、最高責任者としてのお立場

ですから、ですから町長がやはりこういう枠について柔軟にですね、対応するように部長にお願いしているとか、そういうことは言えるんじゃないんですか。それがまた部長の責任の裁量権をもっともっと広げて、もっとやりやすくする、そして町民の皆さんも喜ばれるような柔軟な対応になるわけですから、私は具体的なことも言いましたけれども、やはり町長のそういう姿勢を明らかにしていただきたいと思って質問いたしました。再度町長がそのようなお考えあればぜひ答弁していただきたいというふうに思います。

それからいまでですね、家庭で両親が面倒見るのが一番ベターなんだという発言でしたけれども、大変時代錯誤の内容です。というのはですね、やはり女性であっても当然生き方の一つとして職業に生きがいを持って働くのは当たり前であります。そしていま一層ですね、女性も男女雇用均等法の中で対等に働いていくということが保障されつつある中でですね、そうしたらお母さんが働いておられる家庭の子供はかわいそうだ、かわいそうだから面倒を見てやるんだということになります。とんでもない話でございます。この点について部長、再度どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいとしたいと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 私は決してご婦人の立場とか、また就労の問題、少子高齢化で異議を申しているのではございません。子供さんはやはり家庭で両親が見られるのが一番やはりベターではないか。しかしそれができないところがたくさんございます。だからそれについて行政がお手伝いできるところはいろいろやり、またいまおっしゃるように子供さんが少ない時代でご家庭のご婦人が社会進出をされておりますので、やはりそれを促進しお助けをしていく一助としてやはりこういう施策を町もいろいろやっているから、決して議員さんがおっしゃるようなそういうことではございませんので、どうぞ私の言葉足らずな面はあったかもしれませんが、決してそうではございませんので、その辺よろしくお願いを申し上げたいと、かように思います。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 1 番議員！

1 番議員 先ほどの山本議員、また寺前議員の発言、質疑を聞いていまして、まず一つ感じることはですね、先ほど福祉部長は指導者の就労は婦人であり、その雇用の関係もあるので夏休みについても9時から6時になったというような答弁があったと思うんですね。やはりその見方ですね。やはり就労者は婦人であるからそれに合わせて9時にした、そういう見方ではないか。またこの目的はやはり児童育成クラブですので、そうした家庭の人をたくさん就労に、両親が仕事に行かれていますので、そうした形の人を面倒見ようというような法律、

条例ですので、もう少し目線を変えてですね、やはり子供たち、その家庭に合うような、その時間帯の考慮があってもいいのではないかと。9時、それを8時という話もありました。また8時半というのものもあるでしょうし、その辺もですね、いまもう少し考えていただければなどと思っています。

それから夏休みの9時から6時の間ですが、この雇用する就労する人は婦人層、これはそういう資格を持った方がもちろんおられると思いますけれども、その中身を教えていただきたいと思っています。

そして夏休みであるならば、やはり平時の1学期、2学期、3学期なれば給食等もあるんですが、こうしたいわゆるお昼のお弁当についてはどうなるのかということも教えていただきたいと思っています。

それからこの五つの育成クラブですが、幾ら何人ぐらい予定をされておられるのか。そして各クラブごとにですね、幾らぐらいの予算かかるのか、その数値をつかんでおられれば教えていただきたいと思っています。以上です。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 まず1点目の子供さんといいますか、ご家庭に合った保育ということでございます。私の方は決して指導員さんの目線から見てるんじゃないんですね。ただ指導員さんをお願いするときに、なかなか朝のたとえば仮に言いましたら7時からとか8時からとかいうことになりますと、なかなかお願いするのが難しい面が多々あるわけでございます。6時といいましても、夜夕方ですけれども、夏の日の高いときと、また冬場の日が早く暮れるときといろいろございますので、その辺のところでは先ほどもお答え申し上げましたように今後の問題であろうかと、かように思っておるところでございます。

それから資格を持っている人が当たっているかということでございます。はい、これは皆保育士なり幼稚園教諭なりの資格を持っている方がしていただいているということでございます。

それから昼食はどうかということですが、昼食につきましては、各自持ってきていただくということでございます。つけ加えますと、給食をするということになりましたら、これは保育所、小学校でご承知のように、とてもそれぞれのクラブの園では対応することは現実的には難しいということをご理解いただけたらと思います。

それから予定者でございます。予定者につきましては、町内5クラブございますけれども、平成13年度の申込者は全部で90人というところでございます。それぞれの園によって違

いますが、そのうち5園のうちで5時から5時半までは33人希望いただいておりますので、それから5時半から6時まではいまのところ8人ということでいただいております。

それから費用関係でございますが、大体1,400万近く賃金だけでもかかってまいります。そのうち県の方で400万余りということでございますので、あとは町のあれでかかってまいりと思います。はっきりしたことは出しておりますけど、ちょっと資料が手元にすぐ見当たりませんので、また後ほどでもお答えを申し上げたいと、かように思います。

議 長 はい、1番議員！

1番議員 いま8時から、9時から6時の話もいろいろありました。保育所の募集をするときのようになかなか難しいというようにいまお答えもありましたけどね、やはりいま民間です、やはり駅前保育24時間とかそういうのはですね、もう大変厳しい労働条件の中でこうした人材を確保しているんですね。だからその辺のやはり公務員という目線です、ある面では遠慮されているのではないかと、雇用するのに。そちらの方の雇用者に合わせたような時間帯を組んでおられるのではないかと、というような、ひとつ気になるところであります。もう少しやはりこうした時代の流れもあります。ですからそうした雇用者を採用するときも、やはり厳しい条件と、8時からやりますよと、8時間やりますよというようなこちらの姿勢があればですね、向こうもそのような気持ちでこうした保育士、指導者になってもらえるのではないかと、ということもつけ加えておきたいなと思っています。先ほどの山本議員のお答えにありましたように、これから考えてみたいというような答弁もありましたので、どうぞ前向きにですね、お答えいただければと思います。

それから特に夏休み、女性の方がほとんど100%がこうした指導者になられるわけですが、私たちいま公明党の方ではですね、全国でこうした教育問題についての対話をしているとですね、こういう声があるんですね。たとえば教員の幼稚園実習で感じたのは、お父さんのいない子は男性の保育者に親父を感じて懐いてくると。いまの保育園に高い高いとか、ひげをじょりじょりしてあげられる男の保育者が必要ではないのか、こういうことでもあります。それから幼稚園などで母子家庭の子にとっては、男性の先生がお父さんのモデル、父子家庭の子には女の先生がお母さんのモデルであると。その面からも幼稚園や保育所の先生が全部女性ではなく男性の先生を大いに養成する施設をつくる必要があるのではないかと、これは教員経験者の女性であります。それからもう一つは、男性の保育士がいればよいと思う。だが運営費に含まれる人件費だけで給料を出す現状では、男性保育士が家庭を持って生

活するのは難しい。逆にこちら側がやっつけられるかという不安になる。保育所の園長先生。このような声もあるわけです。こういう児童クラブについてもこれが当てはまるのではないかと。女性だけじゃなくして男性を雇用するのにも費用的にも大変でしょうけれども、どうかその辺も考慮していただきながら運営に当たっていただきたいなと思うのであります。以上です。

議 長 福祉部長！

福祉部長 おっしゃっていただいたことは、先ほど議員さん等にお答えさせていただいておりますように、今後考えてまいりたいなと、かように思っております。

それから1点、保留させていただきました費用額でございます。11年度でちょっとご勘弁いただけますか。それでしたら1,308万円ほど要っております。そのうちの県の補助が405万円ほどでございます。それから保護者負担が同額ぐらいでございます。それから500万程度が町から持ち出しをしていると、こういうところでございます。以上でございます。

議 長 松野さん何か抜けてましたんか。

5番議員 町長に質問したのが指名していただけなかったんですすみません、お願いします。答弁できないのかどうなのか、したくない、拒否されるのか。

議 長 もう一遍助役、答えてくれますか。 はい、町長！

町 長 先ほど福祉部長が答えたとおりでございますが、いろいろとケース・バイ・ケースの事情がそれぞれご家庭、またご父兄にはあろうかと思えます。また一般的なこととしては部長を中心にして正しく公正にやっていただいておりますので、また特別な事情がありましたら、そのときには部長から町長に対してのまた指導なり相談なりが要請されますので、そのときには一緒に汗を流しながら英知を絞っていきたいと、いってるような状態でございますので、ひとつその点またよく心がけてまいりますので、またよろしく願いしときます。

議 長 ほかに質問ありませんか。 3番議員！

3番議員 先ほどからずっと時間的なことで今後の課題だということとずっと答弁をされてるわけですがけれども、今回のこの条例は4月1日から施行されるという条例がいま提案されているわけですね。今後の課題というのは4月の1日までに内容的には整備されるというふうにご考えさせていただいたらよろしいのか。特に先ほどから言われている9時からの保育の時間ということでは言われているわけですがけれども、そのことにつきましてはいま町長の方は部長の方から特別な事情がある場合とか、いろんな状況の中では汗を流してやっていくという

ふうなことも言われておりますのでですね、具体的にそういうことに対しては前向きに考えていただけるのかなというふうには思うわけですが、それにつきまして4月1日までに整理をされるというふうに考えていいのかどうか、ちょっと最後にお聞きしたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 4月1日施行後ですね、やってみてまたいろいろとおっしゃっていただいたことについても考えてまいりたい。とにかく4月1日からはこれでやっていきたい、かように思っておるところでございます。

議 長 ほかに質問ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第6号、広陵町総合保健福祉会館設置条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 では具体的に条例の部分でお聞きしたいと思います、第5条なんですけれども、使用者の問題です。2項の障害者交流室のうち視聴覚室及び談話室を使用できる者は障害者等とその同伴者とするということなんですけれども、これは障害者の方が一緒でないと利用できないということですね。対象は同伴者であればだれでもいいということなんです、ちょっと確認だけ。

それから3番目なんです、ボランティア室を使用できる者はボランティア団体とする。登録されたボランティア団体とするということになってはいますけれども、これは個人ですね、時間の空いたときにちょっとボランティアでお手伝いしたいという、そういう場合もですね、受け入れるべきではないかと思いますが、それもですね、登録されたボランティア団体とするということについては、なぜそのような規制を入れなければいけないのかですね、考え方をお聞きしておきたいと思います。

それから同じく5項の会議室を使用できる者は広陵町、社協及び関係福祉機関等とするということなんですけれども、この点もですね、幅広く会議室を利用することはできないのか

ですね、いろいろ施設はあるわけなんですけれども、各種施設もかなり混んでいるという状態もありますので、この使用についての幅についてお聞きしておきたいと思います。

それから9条なんですけれども、総合会館の管理は町社協に委託するという事なんですけれども、この社協の方に委託するに当たってですね、社協の運営、経営状態といいますか、収支等も含めてですね、委託するにはかなりのまた予算で出てきますけれども、町の税金を使うわけですから、議会の方にも明らかにしていくのは当然だと思いますが、その点について収支の明細等議会の方に資料いただけるのかどうかという点と、それからですね、社協の方がちょっと経理の部分だとかいろんな法的な部分で変更があったと思いますが、その変更の点についてどういう部分に変更になったのかということを確認しておきたいと思います。

それから老人福祉センターの利用料金なんですけれども、老人福祉センターは基本的にやはり平日の午後5時から9時までという部分と、それから土、日、祝日なんですけれども、この部分について高齢者の方とか障害者の方が使われる率が高いと思うんですが、そうするとやはり料金の設定が実態に合っていない、高額ではないかというふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えいただいているのかお聞きしたいと思います。そういう利用についてですね、こういう障害者の会とか、またあるいは高齢者のそういうサークルとかについては利用料金を免除することができるのであれば、それはそれでちょっとはっきりと教えといていただきたいなというふうに思います。以上お願いします。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 まずおっしゃっていただいております第5条の2項の関係でございます。障害者等ということでございます。障害者の方には難病のほかに患者の方もございますし、またこの障害者交流室につきましては一般の方と障害をお持ちの方がいろいろと情報交換、またいろんなお話をさせていただくということで、障害者の方と一般の方もさせていただくような方法でとってございます。

それから3項のボランティアについて個人はどうかと、こういうことでおっしゃっていただいております。ご承知いただいておりますように、ボランティアのいま各種団体は10団体ほど登録していただいているようでございます。この方たちのやはり場ということで当初から設けさせていただいております。この方たちの代表者の方を近く寄っていただきまして、この室の使用等についていろいろとご説明し、ご意見も伺うということのようでございますので、ほか個人の方がということになりますと、なかなかそれを使っていただくようないまのところあれは出てこないのではないか。だから代表者の方々の一度責任者の方に寄っ

ていただいたそのいろんなご意見をお聞かせいただいて、その後運営をやっていった中で、またいろいろと改善するべきものは改善をしてみたいなど、かように思っておるところでございます。

それから会議室を使用できる者ということでございます。これにつきましては、まず施設についてはそれぞれその施設の設置目的がございます。だからあそこにつきましては一応保健福祉というところの拠点というところとなっておりますので、一般の方を無料でですね、会議室等を使っていただくということはひとつご遠慮いただきたい。あその会議室につきましては、やはり町それから町の行政機関、町の福祉団体、また町が補助しております補助団体といいますか、そういう方たちがやはり使っていただくということでいまのところ考えておるところでございます。

それから社協に委託するというところで資料請求もいただいております。資料がお手元の方へ2回目の分が出てるのではないかなと思いますので、それを見ていただきましたらと思います。なお、申しておきますけれども、当初ですのでいろいろと内容については他町村の状況も聞き、一応予算は立てておりますけれども、実際運営してみた結果で精算をすると、こういうことをご理解をいただいたら結構かと思います。

それから別表の老人福祉センターということでございます。これは3階の大広間ですね。それとそれから教育娯楽室ですか、その部屋をひまわり荘としてご利用いただく料金を設定させていただいております。なお、この料金につきましては先の議会で出ました勤総、それからグリーンパレスの料金と均衡をとっております。

それとおっしゃっていただいた障害者等の方々の3階の使用等につきましては、私の方は各種そういう福祉団体から年にたとえば総会なり、1回、2回というところで使わせていただきたいということはすべての団体に、福祉団体ですよ、全部お言葉をかけました結果、三つほどの団体がお申し出をいただきましたんで、平生の各大字の老人クラブの方ご利用の支障にならない範囲で結構だということでございますので、そのときはご利用いただくということで了解はさせていただいております。以上でございます。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 福祉団体の方で三つほどの部分で無料にしていくということについては大変結構だと思いますが、日常的なサークル活動も含めてですね、やはりそういう方の負担は軽減していくのが当然だと思いますので。総会とかそういうときだけでしょ、いまの答弁は。最後の方の福祉団体三つほどの申し出があつて、総会とかには使っていただくということでしたね。

それについては総会等にはいいけれども、その福祉団体が日常的にお集まりになる場合に、日曜日に行事が多いですから日曜日に交流室が使えなければ障害者の会の方でもひまわり荘を使うしかないわけですから、そういう場合はせっかくある施設が大変生かされないということになりますので、そういう場合にはやはり無料にすべきだというふうに思うんです。その点について障害者交流室との開館時間との整合性の問題の中でどのようにしていただけるのかということ再度お聞きしたいと思います。

それからですね、デイサービスが始まっていくわけなんですけれども、現在介護保険の方でもまたお聞きしようと思っはいるんですけれども、ほかの大和園等近隣でいまデイサービスを皆さん受けておられるわけなんですけれども、そういう方が今度広陵町のデイサービスへということになりますと、また民間のそういう施設の方への影響も出てくるわけですね。そういう点については、どのような話し合いでなさっておられるのか。当然ですね、せっかくつくる総合福祉会館ですから、広陵町の方々がこの総合保健福祉会館を大いに利用されていくのは当然ですし、そうあらねばならないというふうに思っているわけなんですけれども、その辺では今度この管理運営の社協の部分の範囲なんですけれども、社協がそういうデイサービスも全面的に収支も含めて管理運営するということになりますと、黒字赤字の経営上の整合性の問題も矛盾も大きくなっていくわけなんですけれども、この点についてはどのような見通しを持っておられるのかですね、収支については社協管理委託の部分についてはちょっといま資料ないので全然私も理解できない部分あるんです。デイサービスとかそういう部分すべて収支がですね、社協がやっていくことになるわけだというふうに認識を前提にしていま質問をさせていただいているわけなんですけれども、そうしますと社協自体がですね、やはり独立採算的なことが求められていく状況が出てくるわけなんですけれども、そういう点において利用者が少ないと経営的な面でも問題が出てくるということについてどのようにお考えなのかということが一つですね。

それからそういう民間の施設との話し合いはですね、どのような状況で話し合いなさっておられるのかですね。悪くいえば引き抜くようなことになるわけですから、その点についての話し合いをお聞きしておきたいというふうに思うんです。

それからですね、ちょっと話があちこち質問が飛んで悪いですけども、ひまわり荘の利用について、ずっと以前から問題点として指摘させていただいていますのが食事ですね。ひまわり荘、ほかの施設との整合性という中で今度からじゃないですけども、いまこの福祉センターの方もここに入る食堂の方から食事をとることが前提というふうに言われているわけな

んですけれども、これは条例の中では位置づけられない内容なんではないでしょうか。だから

ら条例では位置づけられない内容をですね、規則の中でされているのかですね、どういう部分でですね、ここに併設される食堂からそういう食事をとらなきゃいけないという根拠ですね、をお聞きしたいと思います。本当に一番利用しにくい部分は、やはりささやかにみんなが集まって懇談しようというときに金額が大変大きくなって使いにくいというのがあちこちで聞かれていますので、やはりこれは全館共通の問題としてもやはり改善をしていただかなきゃいけない大変大きな問題だと思いますので、再度その規則等の観点からもご答弁をお願いしたいと思います。

それからボランティアの問題なんですけれども、ボランティアの本来の趣旨についてですね、こういう登録された団体に限定されると大変疑問に思うわけです。登録された団体の方と相談してということなんですけれども、それは町の仕事の一部を請け負ってもらうような状態が生まれるのではないかということが大変懸念されます。要するにボランティアの方が何日に何人来られるということ当てにした仕事を設定されるわけですね。これは行政の仕事の一部を肩がわりさせるということにしかならなくて、本来のボランティアの精神からはかけ離れた状態になるというふうに思います。ヨーロッパの方ではスウェーデンとかでなされているのは、そこにボランティアの方の希望を聞いてですね、それをうまく回転させていくそういう専門の方をね、置いておられるケースが幾つかあるというふうに聞いているわけなんですけれども、日本でもそういう形でされている自治体があったということを記憶しています。そういう点についてですね、やはりきょう時間が空いたから何かボランティアでお手伝いしたいという形で来られた方も含めてですね、本当にボランティアの精神を生かしていくという点について改善していただく点であろうかと思いますが、再度このボランティアの精神とここの福祉会館の中での仕事の位置づけですね、どのようになさっているのかですね、お聞きしたいと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 まず1点目の福祉団体の日常的に使うということでございます。これは4階に各部屋がございます。そこを役場、それから町の行政機関、それから町の福祉団体、それから補助団体、こういう方々に使っていただこうと。これ無料ですよ、もちろんね、使っていただく。3階の和室のちょうど老人福祉センターの畳の部屋ですね、これにつきましては先ほども申し上げましたように私の方の福祉団体の三つの団体の方が年にそれぞれ1回ないし2

回を無料で使わせてほしいと、こういうお申し出がございましたんで、それは各大字の老人クラブの方がご承知のように利用していただいております。その障害等にならない範囲で使っていただいたら結構ですということでお答えは申し上げます。

それからデイサービスということでございます。社協の青い鳥が6月1日からすれば、民間を圧迫するのではないかと、こういうことをおっしゃっていただいておりますけれども、まず大和園にお願いしましたときに、大和園の方はほかの市も受けておるのでいまのところ需要に対する供給は1週間に1回しかできませんのでということで話し合いのもとにさせていただいた。それに対する撤廃をということで、この3月からですか、させていただいております。その当ても申し上げますように、この会館ができますと、ほぼ住民の方のご要望におこたえするようなことができると、こういうことでございます。そうしますと、民間を圧迫するのではないかと、こういうことをおっしゃっておられますけれど、相矛盾する面もあるかと思えます。しかし民間の町内の方はそうですけれども、近隣の方へ社会福祉協議会の青い鳥ですね、これがデイサービスをするにつきましてはやはり実習ということで大和園をはじめ近隣のそういう特別養護老人ホームの方へ研修を現在お願いしに行っているところでございます。返事は聞いておりませんが、電話等のあれでは快くしていただけるということをお聞きしております。

それから社協の経営で赤字が出ればということでございます。町から会館の建物の管理運営を委託する費用は一応他町村の状況も見まして概算13年度組ませていただいております。それはあくまでも十分節約をいただいて館の運営に支障なくいただいて、その後余れば返していただく、不足すればいろいろ協議してまた追加しなければならないかと、こう思いますけれども、それ以外のデイサービスを含めまして町からいろいろ委託している事業もございます。その辺のところは赤字が出るかどうかにつきましては、いま社会福祉協議会の方でいろいろと予算等も立てておられるようでございます。この3月末ぐらいが理事評議委員会があるようでございますので、その辺でわかるのではないかなと、かように思っております。

それから会館に入っていただきますレストランのことでございます。これにつきましてはやはりどの団体であろうとも、どのそういう食事の経営者であろうとも、やはりある程度の採算ですか、それはやはり見られて入られるのは当然でございます。だから以前もやっておりましたように今回引き続き入っていただくレストランにつきまして入るについての条件ということで、ひまわり荘と利用いただく住民の方についてはすべてレストランから食事を提供する、それ以外の持ち込み、また外部からとることはやはりしませんという条件のもとに

レストランと契約をさせていただくということでございます。そうでないとレストランの経営が圧迫し、やっぱり入られる方がなかなか採算性で無理だということは考えられると思います。

それからボランティア団体ということでございます。決してボランティア室をそれぞれのボランティアの団体をご利用いただくのは決して町が行政上、来ていただいたからその方を利用してとか、またその方をどうこうしてということではございません。一つのその団体、ボランティアの団体がそれぞれいろいろその中で活動される、また会議等また調整される、そういう場の提供でございますので、どうぞその辺をご理解いただきたい、かように思います。以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 全体のイメージがちょっとまだわからないんですよ。たとえば社協に委託すると。そしてその収支については社協の予算で今年度の中身でわかってくるということなどですね、町の委託料、ここに明細いただいている中身から見てですね、運営委託料から見てですよ、結局社協に委託した状況の全トータルというのはどうなのかという問題をですね、たとえば手数料については社協が収納するというようになっているわけですね。デイサービスについては多分青い鳥が経営するということですからそれが賄うということになってるんだろうと思うんですけども、そういう全体の中でそうしたら収支についてですね、いま社協に任せてわからないというようなことになってくると、委託料の積算する根拠についてもですね、結局それもどういう形で出しているのかなというのが出てこないんですよ。たとえば先ほどから出てる日曜日の利用、4階とかですね、これは日曜日にはできないというように前のときにおっしゃってましたね。日曜日の利用はできないと、4階などはですね、全員協議会の中ではそういうことおっしゃってなかったですか。夜はできないということでしたかね。だから要はそういう社協に委託するという全体像がですね、たとえば具体的にこの中でですよ、委託料についてはこの明細をもらっていると。そうしたら会館の維持管理全般で4,200万かかるんですね。この4,200万の部分に社協が管理していくということになってくるわけですから、そういう中身についての問題もどういう形で議会で議論するのか、審議するのも見えてこないんです。要は社協に、これはサービス公社とも同じような状況ですけども、新たに社協が相当な町の負担というか実行分を持っていくと。いままでは社協の福祉の部分と、あるいは補助金やその他の委託の部分で明細だけははっきりわかってたわけなんですよ。ところがこういう総合福祉会館での全体像というのが大きくなっていくので、社協

自身の収支決算の問題と絡んでですね、一般会計から出す予算の状況はどうかということ、先ほどから説明もあって、先ほどから説明もあっててもですね、本当にわからないんです。総合福祉会館の全体像というのが社協とかかわってどうなっていくのかと、あるいは利用の形態、この条例に書かれている問題の中で利用の形態についても実際に全員協議会で議論したところと私の間違えた点、日曜日も使えるということらしいですけれども、そういうことも具体的に出てこないわけですね。たとえば日曜勤務の場合の状況もですね、この中で職員の人件費2名、パート1名でなるところは不足するわけですから、いままでの社協に委託していた部分との関連でどういう形になっているのかとかですね、そんな問題も一向具体的に出てこないんですよ。だから総合福祉会館では当然報償費で人件費はないわけですから委託料に全部回ってしまっているわけですからですね、それについても職員2名、パート1名でこれやっていくのかというようなことになってしまうんです。そんな状況を踏まえた予算の執行状況、だから簡単にいえば利用料の収支もですね、当然予算の中で把握、一応の予想を立てた把握はですね、これは必要不可欠のことですから。それも先ほどの話でしたら、社協がいま議論しているのもまだ赤字になるかどうか分からないという引き続きの部分と連結するわけですから、ここで議論できないと。そういうことではですね、実際に議会の議論にたえないわけですよ。だから本当に設置条例をつくっていろいろ出てきているけれども、全体のイメージ像が出てこない。そういう点についてももう少しですね、わかりやすく説明をしていただきたい。特に社協と総合福祉会館の委託料と、そして社協自身の予算上における人件費等と町との関係、そういうもろもろについてお願いをしたい。

日曜日も開館するというのであればですね、それに伴う状況もかなり大きな変化を生み、利用しやすくなると思うんですけれども、そうすれば年間の空いているところの部分について一層一般市民もですね、利用できるような状況が生まれてくるんですね。それを条例ではですね、すべてくくってしまっていると。あとはひまわり荘だけが従前に残ってくるだけなわけですからですね、設置目的に合うのは当然の話なんですけれども、そういう設置目的に合った、なお有効利用する視点というのをどのように絵をかいておられるのか。いわゆるこの条例のデイサービス、障害者交流ボランティア室、保健センター、老人福祉センターという以外の利用の問題を言ってるわけですけども、そういう要は有効利用するための活用する方法というのをどのように考えておられるのか。こういう問題も出てくるわけなんです。だから要はそこまで議論をされて、この使用目的の中で議論をされて本当にこの20億、あ

るいはもっと以上をかけて行っているこの予算の範囲の中です、一般町民も期待を寄せているこの総合福祉会館の利用形態を煮詰めていただくことが必要だと思うんですけれども、その点について議論をされていたことがあれば教えていただきたい。社協とそれから総合福祉会館の委託料との関係。社協の収支の問題というのはここに条例で設置された利用料についてはどうなるのかということも当然この設置時点の中で予想されなければならないのに、先ほどの話では赤字が出るかどうか、社協自体の理事会を持たないとわからない、こういうような状況ではですね、議会で議論するにたえない予算説明になっているということをおっしゃるので、その点も含めて説明をお願いしておきたいと思います。

それから予算書で議論すればいい話なんですけれども、備品購入費で7,400万新たに設置されているわけです。これはこの条例との関係です、この場で聞いておきますけれども、備品の購入に関してですね、業者のいろんな動きが既に広がっている。当然間際まで来ているというように思うわけですが、そういう備品購入に対する町の方針、どういう形で備品購入の方針を立てられているのか、これは福祉用具の問題、業界、そしてまた一般文具の業界、あるいはまたさらにその他の購入、部類に分けていけばですよ、状態いろいろあるわけですね。そういう状況の中の備品購入のいわゆる方針をどのように立てられているのか。そしてこれは当然入札制度の中での物品購入の中での問題であるわけですが、そういう地元との関係等も含めてですね、やはり具体的な購入方針というのは必要だと思います。そしてそれは契約に基づくものであるけれども、地元を優遇する問題とかその他いろいろ議論はなされているだろうと思いますので、その点についてもお伺いをしておきたいというように思います。

議長 はい、教えてください。福祉部長！

福祉部長 まず会館の使用の件なんですけれども、以前の全員協議会でもお話は申し上げたと思います。といいますのは、それぞれその目的によりましてまず日ですね、それから時間等を決めてございます。1点申し上げますと4階の会議室につきましては、年末年始ですね、12月の29日から1月3日までは休みといたしまして、あとすべて午前9時から午後9時まで使うということで予定をいたしております。これはこの使用者は先ほど申し上げました町、それから行政の機関の方、また町の福祉団体、それから町の補助団体、こういう方について使っていただくと。これはただし、その担当者が来て準備等をすると、こういうことです。だから私の方は一切それは手伝いには行きません。そういうことをいたしますと、やはりそれぞれ人件費等かかりますのでそれはいたしません。

それから障害者交流室につきましても月曜日から土曜日まで祝日は除きますけれども、午前9時30分から午後9時までボランティア室もいただいておりますので、月曜日から金曜日まで祝日を除きます午前9時から午後5時まで。レストランにつきましては、いまのところ聞いておりますのは12月31日と1月1日ぐらいは休むかもわかりませんが、あとは年中営業しないと採算がとれないだろうということで、私の方も思っておりますということで経営者の方からは聞いております。時間的にはやはり11時ごろから9時までですけれども、料理の関係で8時半ごろになればオーダーストップをされると、こういうようなことで聞いておるところでございます。

それから社協へ委託するというところでございます。まず委託料は平成12年度までは、はっきりした金額は私も失礼で申しわけございませんが、1,000万円程度はいままでの老人福祉センターありました、その会館の経常経費ですね、それについて委託をしておりました。今回新しく会館ができますので、その会館の経常経費ですね、それにつきまして8,937万6,000円ということで予算にもございますが、それでお願いを町から社協と協議をしましてお願いをしていると。その内訳はそこにそれぞれ簡単にですけれども書いておるとおりでございます。委託料はご承知のようにこういう建物を建てますとどの市町村もどこも皆一緒です。清掃とか自家発とか空調設備、それからろ過、それから温水器の補修、それから貯水ポンプ、ボイラー、エレベーター、警備保障、館内の清掃、それから外部電話等、こういう部分の通常の建物に要るものでございます、委託料は。そういうことでそこに明細を出させていただいているようにさせていただいていると。その後、町からお願いしている分は何も変わっておりません。以前もお願いしておりますように、また予算でも出てまいりますけれども、障害者の方のホームヘルプ事業、それから訪問介護員の派遣、安否の確認ですね。それからまた自立者への派遣、機能回復事業、それから手話通訳、それから今回が新しく4月からですね、民生児童委員協議会の方の事務局を現在の福祉課から社会福祉協議会へお願いする。それから老人クラブ関係ですね。老人クラブ、団体、それから趣味の会がございまして。これの事務局の方をお願いする。だから町長も当初から申しておりますように、あそこを保健福祉の会館の拠点としてやっていく。だんだんそういうふうに移していくんだと、こういうことでございます。だから私の方は決して向こうが社協の方でご無理を言うてるわけでもございません。いま言いました管理運営につきましても十分社協の方と話し合いをし、当初これだけの運営委託料でお願いしたいと。なお、先ほども言いますように、当然だれが見ましても過不足は生じる場合はございます、概算ですので。不足すれば協議をして

出さなければいけないし、余れば当然町の方へ返していただくと、こういうことでございます。（4番議員「それがいまわからないから質問してるんです。」）だからそれはそこへ申し上げているように、簡単ですけどそれぞれ人件費、需用費、役務費、委託料ということで項目を出させていただいてます。そこへお手元へ届いているかどうかちょっと私の確認はいたしておりませんが、そういうことでございます。

それからもう一つ、後で出てくるということで会館の備品関係でございます。これにつきましては、福祉備品はご承知いただいておりますように平成12年度で保健センターも、それから会館の分も交付税算入となりますので予算組みをして、すべて執行をさせていただいたと。終わっております。あとは電気関係ですね、電気の備品関係、それから事務関係ですね。机、いすとかそういうのございますね。ちり箱から細かいもんからたくさんございます。それから設備、応接セットとかそういう備品関係ですね、大まかに分けますと、そういうもんで組みさせていただいて（4番議員「老人福祉のとかそういうのはないの。車いすとかそういうのは。」）それは社協で持っている分でございます。（4番議員「この7,400万の中には入っていないの、それ。」）7,400万、この備品ですか。それは関係ございません。なぜそういう備品がどうなんですか。ただ、私の方は、この備品の中に入っているのは社協の方へ車を2台か3台は持っていかないけませんので、その分は見ておりますけれども、あとはいま申し上げましたそういうものでございます。

その入札等でございますけれども、これはやはりご承知のように期間も予算通ってからではたくさんないということをご承知いただいているとおりでと思います。やはりケース・バイ・ケースによりまして、地元もちろんですけども、県内等の大手業者等もやはり入ってくると、こういうように思っていたら結構かなと、こういうふうに思います。以上です。

議 長 はい、4番議員！

4番議員 一つわかったことというか、そうしたらたとえば老人福祉センターについては予算上は廃目になるわけですから、そこにおった職員というのはおらなくなるわけですね。ということは社協で職員を採用するという事なんですか。たとえばケースワーカー、登録ヘルパーやその他は現在社協で管理をされているわけですけども、いわゆる老人福祉センターやその他、この予算書を見ればですね、職員2人とパート1人の人件費だけしか出てないんですよ。そしたらあと社協で何をしてどうするかというのは議会では全くわからないんですか。これから見ればですね、そんな人を採用する予定もないというような見方で私は見てた

んですよ。となると、社協が今度は人を雇うということなのかですね、それともそれは当然ないと思うんですけども、老人福祉センターの人がだれもおらなくなると。で、老人福祉についてここでやるということになるわけですからですね、その辺の関係とかをお聞きしたいわけなんです。それも含めて、たとえば青い鳥についても具体的にデイサービスをやる場合に青い鳥にすべてを任すから収支決算は町は関係ないと、だから要は社協に1億余りのこれは剰余金というんですか、積立金というんですか、ある金も活用した中でやっていくというようなことになるのかね。そうなってくると結局、シルバー人材センターやサービス公社と同じように、建物を建ててこの議会ではいまやっている議論にたえるような話をいま教えてもらっているんですか、私が言っていることが間違いであれば、簡単明瞭なんです。要は老人福祉センターの予算科目は廃案になったと。その他の人員についてはこの2名と管理ヘルパーだけでやると。ヘルパーの方々とあるいはボランティアだけでやるということなのかですね、そうと違うのであれば、この予算書における議論というのは、まずそれ聞きたいんですけど、それは私は勘違いしているわけなんですか。社協で人を雇うということが前提になっているのかどうかだけちょっと、もともとの説明にないのですよね、確認しておきたいんですよ。社協で人を雇うわけ、それともそれとは僕は全く勘違いしてるわけ。

福祉部長 社協で人を雇います。この前も社協の広報等に載ってましたよ。

4番議員 そしたらさっきの話、これだけの、ということは、社協の収支決算というのは大問題なんですよ。それもここに出てこないで、だからですよ、だから1億余りの金が左右してくるというような形になるのかですよ、それと備品についても7,400万というのは事務と電気、あるいはソファとか机とかその他だけだと。そうしたら車いすとかその他いわゆる福祉関連器具というのはもう社協で購入すると。それは12年度の予算の中で終わっているということですね。

福祉部長 違います。

4番議員 予算はどこにあるんですか、そういう予算。

議長 はい、福祉部長答えてくれますか。

福祉部長 まず老人福祉センターの予算は廃案、ご承知いただいております。それから事務については社協の方へお願いするということですので、いま現在高齢福祉課でやって、その事務を担当しております職員がおります。しかしこれは私が人事権を持っているわけじゃございませんので、通常やはりそちらの方へ社協の方へ行って、社協の方でその事務をやるというように私の方は思っております。これは人件費でそこへ出したらいいわけですね。まずそ

ういうふうに思っておるところでございます。(4番議員「委託事務と違うやんか、それやったら。」) だからその事務については向こうへ委託しますけれども、委託するについては向こうも人員等がありませんので、いま町の職員が行ってるのと同じように、やはり職員を持っていかなければ、その事務は無理でしょうということを申し上げているわけですね。事業費とともにやはり人を持っていかなければならないだろうと、こう思っております。

それからあと社協の方の経営の件ですけれども、これはまず採用は先ほども申し上げましたように社協の紙面ですね、ございますね、社協だよりですか、あそこの方でも募集されております。今回青い鳥をするについてそういう資格を持った方何人ほど採用しますのでどうぞ応募してくださいと。試験もし面接もしてやりますよということが載っておりました。それからまた登録ホームヘルパーですか、方も2級以上の方、どうぞ募集しますので申し込んでください。試験もし採用するなりさせていただきますということでこの前も載っておりました。だから青い鳥というのは社協の一つの事業所なんですね。だから当然そこで収支採算をとるようにするのが当たり前と違いますか。そのために職員を採用し、いろんな設備を整え、それで収入を見込みやっていくのが当然だろうと、こう思います。ただ、町の方から委託します館の委託ですね、館全体の委託の費用はこれは当然町でやるか社協でお願いするかだけですので社協の方へお願いするためにその費用を持っていったるわけですね。それから先ほど言いましたいろんないままでお願いしてました事業ですね、老人ホームヘルパーとかそれから訪問介護とか、そういうものについては従前どおり、これは町の方からその事業費についてはお願いしますと、こういうことですね。それから老人クラブだけがいままで町で予算を組んでおりました。もちろん趣味の会もですけれども、その事業費は当然そちらへ全額持っていきますね。そこへプラス職員を持っていかなければ老人クラブの場合はだめだろうと、こう思っております。(4番議員「高齢福祉課はわかったんね、老人福祉センターの廃目というのがわからなかった。」) だから老人福祉センターの中の老人のクラブと、それから趣味の会の事業費は当然いままで高齢福祉課で組んでました。その費用は全部社協へ持っていきますとともに、やっておりました職員を社協へ持っていかなければならないだろうと、こう思ってるわけですね。民生委員は事業費だけさえ持っていきましたら、そう何といいいますか、後は職員で何ぼか人件費も見やんないけませんけれども、人件費でたとえば1人分じゃなくして仮に半人分だったら半人分ということでね、事業費とともにやっぱり持っていかなければならないだろうと、費用としてですよ、そういうふうには思っております。あとはおっしゃっていただくのはすべて社協はそういう事業所でございますので、事業所の中でい

ろんな人を雇い、またいろんな事業を行う中の設備備品等は当然社協で整えて、収支採算の合うように考えておられると私は申し上げていると、こういうところでございます。

議長 はい、4番議員！

4番議員 青い鳥の問題についてですね、老人福祉センターの問題とかちょっとわからん問題ありますけれども、要は廃案にしているけれども、従前と同じような関係で社協との関係がタイプが生まれてくると。高齢福祉課はここへ入ると、従前と同じように入ってくると。後で聞きますわ、多分そういう認識したんですけれども、青い鳥についてですね、そうしたらたとえば事業所、青い鳥の経営をやる場合に、要は普通のところであれば結局は建設費からその他いわゆる固定費が作用してくるんですね。ところが青い鳥については全くそれが作用しないと。その場合の事業についてですね、たとえば民間との関係でいえば全く違う状況生まれてくるんですね。そういうようなものについての比較、これは運営についてですね、いわゆる赤字か黒字かという問題が出てくるわけなんですけれども、計算の仕方がないんですね、これは。そういう問題も含めてこの青い鳥についての活動状況というのは、町はどのように考えておられるんですか。だから要はその総合福祉会館全体の問題も含めた結局建設を税金でして、今度社協が入って、社協がサービスを開始して、そして社協のサービス開始の中には民間と同様のサービスと福祉施策として持ってる面と、そういう二つがあると。その二つの中で今後民間としての活動する場を、状況のものというのはどんな関係になるのかというのが、たとえば使用料については要らないとかそういうもんで、この条例で見たらそうなるんでわからない部分も出てくるんです。だからそういう問題というのは町が本当に全般の福祉を推進していくのに民間との関係でどうのような位置づけを持ってやろうしているのかですね、そんなことについての議論もされているのかどうか、老人福祉センター一つとっても廃案にされてですね、そうしたら廃案にせんでもいままでどおりすればいいんですよ。すればそのとおり管理運営だけは社協に渡すと。あと行政施策については従前と同じようになるんだということがわかるんですけれども、要はそういう形にならないで職員はそこへ入っていくけれども、それが消えてしまう、一つ消えるというような状況があるんで、疑問が疑問を私自身が呼んだわけなんですけれども、全体像としてはわかりましたけども、そうしたら青い鳥一つにとってどうなのかという問題だけに絞って聞いておきたいと思います。

議長 はい、福祉部長！

福祉部長 まず先ほどの1点目は福祉課がどうのこうのおっしゃってます。いま現在の福祉課で持っております民生児童委員協議会の事務で（4番議員「それはわかりました。」）すよね、

そちらへ社協へお願いする、人件費もある程度含めてですね、これをそこでやっていただく。といいますのは、当初に申し上げておりますようにあそこを保健福祉の拠点ということで社会福祉協議会の方へ今後とも福祉の面については全面的に移していくと。社協でそういう福祉関係はやると、こういうことのご理解をいただかないとかみ合わないのではないかなと、こう思います。特にご承知のようにもう市あたりはすべてそういう福祉団体等については市の社会福祉協議会でいろいろされておられます。町もやはりあそこをせっかく総合保健福祉会館という拠点を建てていただきましたんで、福祉関係の方については今後とも社会福祉協議会の方へ話し合いをし、そちらへ事務を移していくと、これが町の基本的な面でございます。

それから青い鳥ということでおっしゃっていただいています。これはおっしゃるように、確かに民間でしたら敷地、土地から建物から中の備品からすべて要ります。それに対する減価償却等もおっしゃっているように要ることは承知しております。しかし、社協の場合は、おっしゃったその分は要りません。私の方ももらうことは考えておりません。だからデイサービスを行いますと1人当たり幾らという費用は決まっております。そういたしますと、あと要るのは人件費だけが要るわけですね、そのお方にかかわった場合。そうしますと当然収入は一般よりはたくさんございますね、経費がえろうかかりませんので。だからその辺のところでは先ほどのいろんな車いすとかの備品も買われますやろうし、またそれ以外のね、社協の人も雇われていくところで収支とんとんになるようにほかの事業ともあわせて考えておられるというところでご理解をいただいたらと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:50 休憩)

(P.M. 1:18 再開)

議 長 それでは休憩を解き再開します。

次に日程5番、議案第7号、広陵町職員定数条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員！

3番議員 今回の人員増に関しまして、この内容ですね、特に一般職員の方の162人を170名、8名増員ということになってます。教育委員会の方も6名の増ということになっているわけですがけれども、どこの課にどういう配置と、それとその必要性についてお聞きしたいと思います。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 ただいまの件につきましては議案説明のときに申し上げております内容でございますが、平成12年から3年間の契約ということで保育士8人とそれから幼稚園教諭11人の期限職員を採用しております。これを定数条例内に含めるという県の指導がありましたので、この分を含めると現在では293名ということで、定数内にはなるわけですが、これが平成13年の4月1日現在で新しい職員をまた採用しますので、内定しておりますので、この職員を含めてくると当然もうオーバーするというので、今回改正させてもらうたという状況です。資料をお渡しております比較増減表というのを初めの方に資料をお渡し、議案の説明の資料なんですけど、このここに表で町長部局の職員のところプラス8、それから教育委員会と水道の方でプラス3とマイナス3と、これは相殺になってるわけですが、あと教育委員会の所属する教員の数で15というのがプラスになってます。この分がいわゆる期限つき職員の数だというふうに解釈していただいたら結構かと思えます。

議 長 はい、3番議員！

3番議員 そうしたらちょっと念のためにお聞きしておくわけですが、待遇的に変わるということはないわけですね。町の職員の方の数に含めたということで、条例的に処遇というんですか、そういうことで変わるということはないわけですね。いままでの保育の方の言われた方等の整合性というんですか、そういうのは全然変わらないわけですね。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 現在の正職員あるいは正保育士と申しますか正幼稚園教諭との整合性というのは何ら変わりはありません。

議 長 はい、続いて4番議員！

4番議員 広陵町の規模でいうと地方交付税算入、あるいは標準いわゆる比例標準自治体等いろいろ職員の規模の採用人員というのが適正規模というのがあろうと思うんですけども、

広陵町でいえばどういうところを適正規模というように考えておられるのかですね。一つは保育園の数が多く、あるいは本町の人口的な問題もある、そういうもろもろあると思いますけれども、そういうことを勘案して広陵町の人口規模からいうとどれぐらいの職員が適正なのかという考え方を持っておられるかどうか聞いておきたいと思います。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 類似団体の比較という人数で単純に比較しますと、広陵町の場合はかなり、かなりというより十四、五名ぐらいは多いというのは認識しておるわけですが、質問の中でおっしゃっていただいたように幼稚園数、あるいは保育園数等外郭の施設が多いということも一つの要因であろうというふうには考えております。ただ、今回職員の定数を増やさせていただくというのは、いわゆる臨時の職員で対応してきた分が過去には多々あったわけです。幼稚園教諭、あるいは保育園の保育士を臨時職員という待遇でしてきたというのを、やはり継続して雇うということがやはり子供たちにとっても必要であるということで、一応3年という期限を定めての職員の採用と。これは本採用の職員と何ら変わらないと申しますか、ほとんど勤勉手当等がないだけで、あとの期末手当等も支給しますので、この辺の待遇の改善を考えた中で採用しているということで、常にやはり類似団体の規模等については一応気にはかけて採用していくというふうの方針を立てております。

議 長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議案第9号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。 4番議員！

4番議員 先ほどのいわゆる少子高齢化の中で男女ともに子育ての重要性というのが増えているわけです。そしてまた労働人口の減少というのはおのずと女性の社会進出を促している。法律自体が促しているという側面があります。そういう点からいうと、従来考えられているように子供は母親が育てるのがいいと、こういう考え方というのはいま一般論としてもその意義自体が変わってきている。それは当然考え方はいろいろあるでしょうけれども、社会資本としての認識は変わっているんだというところはですね、やはり一致させていく必要があるというふうに思うんです。そういう点からいうと、この育児休業ができた背景というのもですね、男女平等社会の実現、こういう問題も前提にあります。そういう中からお聞きしますけれども、本当にたとえばこの育児休業でですね、女性が当然に育児にかかわらなきゃならない、もちろん法律自体が違いますけれども、というような考え方ですね、職員を指導するということはあり得ないと思いますけれども、その点の認識は一致させたいと思います。その点ひとつ聞いておきたい。

もう一つは、ここに奈良新聞、3月7日の奈良新聞があるんですが、天理市が職員支援の条例案ということで1日2時間を育児や介護に充てる、こういうような条例案を出しているわけなんですけれども、いま育児休暇との関連性からいえばですね、やはり子育てに公共団体等が民間に率先してですね、模範を示していく、こういうことが特に求められています。そういう意味で65歳年金制という問題からですね、60から65歳までの雇用の再任用というのは民間になかなかできない部分を促していく役割を公共団体が担っているわけで、その法律がいま出てきたわけです。そういう点からいうと、こういう育児休業に関する考え方についてですね、やはり一歩進めて介護やまた子育て支援のための職員の子育てを支援していく、こういうような条例も当然視野に入る内容だというように思うわけですが、その点についてどのようにお考えなのか聞いておきたい思います。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 総体的な問題からお答えいたしたいと思います。職員が勤務している中で、いわゆる結婚されて子供さんができる、あるいは夫婦の間の子育てについては、おっしゃるとおり

育児休業を与えて、やはり子育てに専念していただくということは当然のことだと思います。ただ、この条例に関していわゆる再任用した場合の職員についての育児休業は認められるということであって、おっしゃっている介護休暇とか、1日2時間の育児のための休暇であるとかいうのは、一応再任用の職員としては少し考えにくい点があるんじゃないかと。介護は別でございますが、その辺の認識の違いがちょっとあるように思いますので、総体的にはおっしゃるように子育てというのはやはり子供は資源でございますので、男女平等の中でやはり社会進出が女性にも与えられた時代の中では、やはり子供は男が育てようが女が育てようがこれは同じことだと思いますので、そういう法律に基づいた休暇等は当然与えていくべきだと、かように考えてます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程8番、議案第10号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員！

3番議員 ちょっとお伺いしたいわけですが、この間の説明のときに県内の最高の人に並べたというふうな、郡内ですか、県内じゃない郡内ですか。郡内の最高のところに並べたということでお聞きしたわけですが、そうしたらいままでは広陵町はどれぐらいの水準のところにあつたのかということですね。

それから今回改定されてないところに対しましては、郡内の現在最高のところにあるというふうな認識をさせていただいていいのかどうか、そういうことをまずお聞きしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 今回改正させていただいたものは一応基準として郡内の最高額を参考にさせていただいたということで、最高額にすべて持っていったという意味ではないわけですが、広陵町はいままでの状況の中でやはり10年間という長い間据え置いてきたということで、かなり

やはり他町村におきましてはそれぞれ5年ごと、あるいは3年ごとに見直されている場合もありますし、その辺の開きが出てきたということで、この状況の中でやはり見直すべきだという考えを持って、一応どれを基準にしようかという中で、やはり郡内の状況を参考にしたい。県内であればもっと高くなりますんで、市を含んできますんで、それのところまで近づけるとするのはちょっと至難のわざだということで、今回郡内のもんを参考にして改正させていただいた。

それから改正しなかった分については、やはりこれぐらいの金額が郡内においても最高に近い金額でもあるし妥当であろうと。だから今回は改正を見送ろうという考えで、一部だけを改正させていただいたという状況でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 3番議員！

3番議員 先ほどの質問の中で、いままでの水準がどれぐらいだったのかということとはわかりませんか。

議 長 総務部長！

総務部長 水準とおっしゃられますと、どういうふうな答え方がいいんですか。

3番議員 低かったのかどうかですね。

総務部長 やはり低い、非常に低いという部分もありますし、かなり中から上ぐらいにあるという部分もあるし、事細かに言いますともものすごくなりますんで、一応低い部分をめどに改正させていただいたということです。

議 長 よろしいか。 はい、4番議員！

4番議員 この値上げによって予算の増減、もちろん増える部分というのは幾らになるのかですね。

それといまの現状からいっても非常に町民の目は厳しいものがあるわけなんですけど、非常勤の委員の方々からの要望というのがあったのかどうか。またそれとともにですね、議員の兼職の部分というのも影響するわけなんです。奈良新聞等では議員の兼職の分に対する批判の記事も見られているわけですけども、そういう点、扱いを別にしていくと、そういうような特例を設置しているところというのはないのかどうか。あるいはまたそういうような考え方に基づいてですね、兼職の部分についての削減を図っていくということは可能だと思うわけですが、そういうような考え方はないのかどうかお聞きしておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 まず予算が幾らというご質問でございますが、そこまではちょっと積算しておりま

せん。上がった部分の差額との部分の計算になりますので、予算上は上がった金額を想定して人数を掛けて報酬ということで出していますんで、それとまたちょっと違う数字になりますので、これはちょっと積算しておりません。(4番議員「委員会で。)」わかりました。委員会の方でそれでは増額分だけをどれぐらいになるかということでご報告させていただきます。

それから議員の兼職云々の話ですが、議員であってもやはりこの特別職の部分を議員であるがゆえの特別職の職についていただいているという部分もありますので、議員であるがゆえにこの中の職につけないというような条例の云々の、制定の云々という話がございますが、その辺までは考えておりませんので。

議 長 4番議員！

4番議員 ちょっと違ってですね、議員の兼職の部分について、議員が同等の、たとえば監査委員、農業委員というのはもちろん同等の金額をもらおうと。その部分について、いわゆる非常勤の兼職議員についてはですね、金額を減らすというその条例を制定するというのも可能だと思うんですけども、そういうような中で改正するような意見というのはないのかですね、その辺をお聞きしたかったというのと、それと委員会にですね、比較された比較検討の資料をですね、これはもう調べられていることだと思いますんで提出しておいていただきたいと思います。以上です。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 議員の議員であるがゆえに報酬を減額するかどうかという話ですが、議員さんであっても、たとえば農業委員会であれば農業委員の一人ということでございますんで、議員であるがために減額をするという考えはございません。

議 長 ほかに質問ありませんか。 5番議員！

5番議員 1点だけお聞きしておきたいんですけども、この特別職という形で位置づける場合は、どういう場合に位置づけるのか。ほかの団体でですね、こういう位置づけなされていないところありますね。介護保険の計画策定委員だとか、また障害者の方の計画策定委員等々ですね、いろいろな形で住民の皆さん、あるいはいろんな方々の団体としてあるわけなんですけれども、その違いについてはどのような部分で特別職に位置づけておられるのか、その基準をお聞きしておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 条例の中で規定しているわけですが、町の諮問機関の委員さんとかいう場合に特別職の報酬等条例で定めて規定させていただいております。それ以外の一つの委員会とか、あ

るいは検討委員会とかいうような場合には一応予算内での報償費ですか、報償費的なもので措置をさせていただいているということでございます。

議長 はい、5番議員！

5番議員 やはり特別職という形で位置づけされますと、やっぱりその委員会の重みと申しますか、継続性とかそういうのがあるのではないかなというふうに条例の中で明確にされる中であるんじゃないかというふうに思うんです。検討委員会とか計画策定委員会であれば一時期なものであるのかなというふうに思うわけですけども、その点はそれでいいのかわかるかな、確認しておきたいと思えます。

議長 総務部長！

総務部長 おっしゃっていただくようにそういう認識で結構かと思えます。

議長 ほかには質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程9番、議案第11号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 この引き下げのときにはですね、経済事情を勘案してですね、引き下げをされたというように記憶しているわけですけども、その当時よりも一層経済的な状況はですね、厳しいものがあるというふうに思うんですけども、そういう認識に立てば、これの引き上げというのは論理的に矛盾を起すのではないかなというふうに思いますが、その点どのようにお考えになったのか。

議長 はい、総務部長！

総務部長 おっしゃるとおり経済情勢は決してよくないと認識してます。ただ、この条例の問題点と申しますか、当分の間というふうに規定されて減額措置をしてきたということに、この当分の間という認識が私たちは一応2年というのは長いのではないかと。やはり当分の間というのは半年か1年以内が当分の間であったのではないだろうかということから、いま値

上げというふうにおっしゃっていただいたんですが、値上げでは決してございません。元へ戻すということでございますので、その辺だけはちょっと認識をちゃんとしておいていただきたいというふうに思います。ただ、当分の間というのは期限がないということになりますので、この期限の解釈をやはり2年という期限の長いということで、やはりこの時点で戻すべきではないかということで条例提案をさせていただいたと、こういうことでございます。

議 長 4番議員！

4番議員 ただですね、やはりこの引き下げの理由にはやっぱり経済的事情というのが大きくあったわけですから、今回の引き上げというのは、当分の間を2年というのは長いから定めたという点についてはですね、町長自身の問題、あるいは助役自身の問題であるわけですが、この点どのようにお考えなのかですね、これは当事者の方々の意見を聞いておきたいというふうに思うんです。というのも結局その引き下げのときの理由から改善点は何もない、むしろ厳しい状況になっている。広陵町の財政事情も一層厳しい状況になっているという点からいうとですね、これはもう一度考える必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、当事者の方の意見を聞きたいと思います。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 当事者ではございませんが、やはり経済情勢が悪いから当分の間という理由づけにはなったわけですが、この経済情勢がいつ好転するのか見通しもつかないという状況の中で、このまま続けていいものかという逆のやっぱり発想のもとに、やはり状況として2年間という状況が長いという判断を下しておりますので、この状況はよくなるのかよくなるのか、この先は私も全然わかりませんが、やはりこの期間を減額措置をしたというのは妥当であろうというふうに考えています。

議 長 よろしいか。ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程10番、議案第12号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 1 1 番、議案第 1 3 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 1 2 番、議案第 1 4 号、物品購買基金条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3 番議員！

3 番議員 これはいままでの 1 2 0 万を 3 0 0 万円ということなんですけれども、どういう効果を意図されてこういうふう増額されたのかをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 この基金を設立いたしました趣旨としては、やはり事務用の消耗品、職員が使いまわす事務用の消耗品を各課で、当時は各課予算を組んで購入していたと。と申しますとやはり高くつくということで一括購入を基金を設けてするというのがこの基金の発足した理由でございます。それから以後、どんどん事務用備品をやはりかなり増えてきているということで、この金額の範囲を 3 0 0 万円に増額していただいて、その中で購入をしていって、なお一層の経費の節減を図りたいというのが趣旨でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程13番、議案第15号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 今回新たな形で出てきてるわけなんですけど、これの回収した分をですね、指定取引場所に持ち込まなきゃいけないということなんですけれども、この指定取引場所は広陵町でどこになるのかですね、二つのグループあるとも聞いてますが、まずその点をお聞きしたいと思います。

それから今回は奈良県内全体としまして収集して指定業者まで持っていくと、そういう運搬料金が3,000円に一律にするということで決められたように聞いているわけなんですけれども、この3,000円の決められた根拠ですね。どういう積算で決められたのかお聞きしたいと思います。

それからこの家電リサイクル法の基本的な考え方なんですけれども、このような形、消費者がすべてリサイクル費用を負担しなければいけないという状況になっています。こういうことになると、企業の責任、製造者が自分たちでつくった責任はどのようになっていくのか、本当に企業責任があいまいになっていると思うんですね。たとえばペットボトルなんですけれども、ペットボトルは自治体を中心となって分別収集しているところなんですけれども、これで企業の方はペットボトルに対してこれは税負担等々もかかって大変だから減らそうという努力をしたかという、そういうのは全く逆の数字が出ているわけですね。ペットボトルの回収率はどんどん増えているわけなんですけれども、しかしペットボトルの生産量は97年度と99年度を比べましても、はるかに上回っているのが実態なんです。そういう点でいえば、今回のリサイクル法が何のためにつくられたのかということが大変疑問になってきます。この点についてはどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

それから小売店なんですけれども、大手のスーパーとか大手の部分ではまだまとめて搬入

すればいいわけなんですけれども、小さい小売店では1台、2台数台でね、その拠点のところまで持っていくということは大変な小売店にとってのデメリット、負担にもつながっていくわけなんですけれども、こういう点について東京の方では専門のというか、業界で家電リサイクル地区協議会を設置して担当の収集運搬業者が小売店の部分を回収するという部分と家電受付センターで受け付けたものを合わせてその中間集積場まで運ぶ方式でかなり小売店の負担、あるいは消費者の負担を軽減しているということを聞いているわけなんですけれども、この点についてもやはり行政の方で提起しながらですね、小売店の負担、消費者の負担を軽減していくことは必要ではないかと思いますが、そういう点についてどのようにお考えいただいているのかお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、大変心配、問題点として指摘されているのが不法投棄の問題ですね。これは本当にこれだけ高いとですね、テレビなんかだったら安いのだったら3万円前後からあるわけですから、それに買い換えるときに6,000円も7,000円もかかるとなれば、やっぱり不法投棄が出てくるのは当然ではないかと思います。そうすると、またそれを回収するのに大変重大な問題が生じます。この不法投棄に対していまからですね、対応を考えていただくのは当然なんですけど、どう考えておられるかお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、低所得の方ですね。これは一律に買い換えのとき等にかえられるわけですから、低所得の方、生活保護の方などにも大変負担の重い料金になってくるわけなんですけど、こういう低所得の方に対する減免制度も必要だというふうに思うわけですが、その点についてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

それからもう一つが、リサイクルに回せるものはいいいけれども、リサイクルに回せないでそれが広陵町で引き取るのが大部分になってくると思うんですけれども、そういうのは本当のごみとして処分されるという中でですね、リサイクル品と同じだけの費用を徴収するということは実態とは大きく食い違ってくると思うんですけれども、その点についてどのようにお考えなのかお聞きしておきたいと思います。以上お願いします。

議 長 はい、ごみ対策室長！

ごみ対策室長 まず最初の指定場所についてでございますが、最初の資料としてお渡しさせていただきましたとおり、メーカーごとにAグループとBグループに分かれておりまして、それぞれ佐川急便とそして日本通運という2カ所、二つの会社合わせまして合計四つの指定場所になるわけでございますが、この指定場所へそれぞれお持ちしていただくと、こういう形でございます。したがって、広陵町では町内にはこの指定場所はございませんのでひと

つよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから運搬料の3,000円でございますが、これの根拠でございますが、一応指定場所へ運ぶためのいわゆる料金ということで決めさせていただきましたが、近隣の市町村とかそこらあたりで調整いたしまして、ほぼ県内は3,000円になるというふうになっております。

それからそれぞれリサイクル法が施行なりました、それぞれ消費者あるいは会社等がどういふ責任を持つておるのかというのは、この前の最初の日にお配りさせていただきましたこのカラー刷りの家電リサイクル法が始まりますよと、こういうところに挙げさせていただいております。消費者、そして会社、そして小売業者がそれぞれ分担して責任を持つて対応していこうというのがこの家電リサイクル法の趣旨でございますので、ひとつよろしくそれぞれ責任分担が明示されておりますので、よろしくご理解お願ひいたしたいと思ひます。

それから小さい店につきましては、運搬料なんかが負担になるのではないかと、こういうようなご質問でございますが、最初に渡しましたチラシの中で、広陵町では8件の小売業者の会がございまして、それぞれご協力を願って、これの小売店についても協力の体制で了解をいただいております。そういった点で特に快く引取業務にも協力していただいておりますので、これが負担になるというところまではいっておらないというふうに解釈をいたしております。

それから不法投棄の件でございますが、確かにいま申されましたように不法投棄が増えるのではないかと、こういうようなところもある程度想定はいたしております。今後一層これらの監視体制といいますか、そういった点を十分に目を配っていきたいというふうになっております。

それから低所得者に対する、特に条例上での取り決めはございませんので、よろしくお願ひします。

それからいわゆるリサイクルできないものにつきましては、直接搬入される場合は6,000円いただくわけでございますが、これはいわゆるリサイクルできるものとできないものとの差をつけますと、この条例上の適用で悪くいえば悪用されるというようなこともございますので、平等性といいますかそういったリサイクルできるものとできないものとのバランスをとるためにこういう料金を設定させていただきましたので、ひとつご了解よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議 長 5 番議員！

5番議員 では2回目の質問をさせていただきます。企業責任という部分におきまして、言うたらお金の費用負担の部分でいえば全面的にというか大きな部分でですね、消費者の負担になっているのが実情ではないかと思えます。ヨーロッパの方ではメーカーに対する製造責任を法律で徹底しておりますので、このようなリサイクル費用を消費者に負担させることはいけないと、費用を取ってはいけないということでそういう法律があるわけなんですけれども、こういう点でいえば日本の法律は企業責任をとっているというふうには言いがたいというふうに思えます。そういう点で質問しておりますので再度お願いしたいと思えます。こういう点については本当に行政も一緒になって消費者、住民と一緒に企業責任を追及していく立場に立っていただきたいというふうに思えます。

それからですね、3,000円の根拠なんですね。先ほどちょっと質問しました場所がね、どこにあるのかということもあわせてお聞きしたかったんです。というのは、3,000円運搬料要るということは相当遠くまで運搬するのかなというふうに思うんですけれども、そういう部分で運搬料の3,000円が適切かどうかですね、いまの答弁では判断できませんので、再度そういう部分での積算根拠と、どこへこの広陵町の場合は持ち込むのかという点についてお聞きしたいと思えます。

それから不法投棄については想定しているということで監視体制強めるということなんです、監視体制を強めるというだけで解決はほとんどされないですね。この点についてはやはりね、とりわけですね、リサイクルできないもの、広陵町が主に扱うものについてはやはり無料にしていってこそ不法投棄が防げるというふうに思うんです。リサイクルできるものはそれなりの4,000幾らという部分についてはやむを得ない部分もあるのかもしれませんが、それを是認した上で仮定しましても、なおかつこの点を改善しなければ不法投棄は大変に増えるということはあまりにも明白です。その点について再度お聞きしたいと思います。やはりリサイクルできないものについては従来どおりの形で町が責任を持って処理すべきであります。

それと公的な土地にね、捨てられた場合は回収してもらえますけれども、民間の土地に捨てられた場合はなかなか回収していただけなかった、いままでの実例で言いますとそういう実態です。そうしたら適当に捨てられたら捨てられただけ損ですね。そして捨てられて拾った人は焼却場へ持っていったら7,000円とかお金要るということになったらとんでもない話なんです。そういう私有地に捨てられた場合、どうやって対応していただけるのかははっきりしといてください。

それからですね、低所得の方の問題ですが、やはりこれは6,000円、7,000円という大変な負担については軽減していく方向がいま議論の俎上に乗ってきていると思いますので、この点については実際の実態の生活を配慮いただいでですね、検討していただきたいと思います。これはまた委員会の方で議論していただいたら結構です。以上の点で再度答弁をお願いします。

議 長 はい、ごみ対策室長！

ごみ対策室長 まず最初の企業責任の件でございますが、消費者に責任が偏っているんじゃないかと、こういうようなご質問を外国の例を出してしていただいでおるわけでございますが、いまこの家電リサイクル法が施行なりまして、やはり企業責任もおいおいその負担が重なってくると、こういうふうに我々も思っております。すぐにはそういう形にはなかなかなりにくい日本の長い間の社会の経過がございますので、おいおいそういうような形になってくるだろうとは思いますが、当面はそういった形でまずこのスタートが切られたというふうにご理解願いたいと思います。

それから3,000円の根拠、またどこへ持ち込みをするのかと、こういうことでございますが、これはたとえばAグループ、松下電器の製品でありましたならば高田の佐川急便が近くであろうかというふうに思っております。それでたとえば製品によりまして違うわけでございますが、日立であればこれはBグループになるわけでございますが、櫃原市の日本通運の櫃原支店と、こういったところへ持ち込みをしていただくと、こういう形になるわけでございます。

3,000円のいわゆる根拠でございますが、これはほぼ3,000円に近隣の市町村もなるというふうに思っておりますが、ほとんどは人件費あるいは諸経費等に充てられるというふうに思っております。3,000円、1台を運びますと恐らく赤字というんですか、日当にはならないかもわかりませんが、何台か積み込みまして業者の方では採算を合わせていただけるというふうに思っております。

それからいわゆるリサイクルできないものにつきましては、この6,000円は無料にすべしじゃないかと、こういうようなご質問でございます。あえてこういう形でリサイクルできないものにつきましては6,000円の値段を設定させていただいております。といたしますのは、これの条例のいわゆる抜け道といいますか、そういった点を悪用という言葉は悪いですが、抜け道をうまく利用されまして大量に清掃センターへ持ち込まれると、こういうような場合も想定されますので、こういった形の料金設定をさせていただいているということ

でご理解をお願いしたいと思います。

それからいわゆる民間の個人のいわゆる敷地への不法投棄でございますが、これはひとつ我々町の方もパトロール等は十分いたしますが、やはり個人の所有者の管理責任といいますか、管理も十分していただければならないと、こういうふうにも思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。以上でございます。（5番議員「田んぼ全部フェンスしなあかん、畑も。」）それはもう個人で守ってもらわんと。（5番議員「それはあかんわ。」）

議 長 はい、環境部長！

環境部長 不法投棄の対策についていま和田室長の方が申しあげましたように、民間の土地の取り扱いについてはいま室長の方が申しあげたとおりなんです、行政としてやはり不法投棄を防止するやはりPR、啓蒙、それからパトロール等を強化するというので、現在高田警察とも協議を進めております。ただ、全町隈なく監視の目を行き届かせるというわけにはまいたしませんので、不法投棄をいたしますと5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金という、この1,000万円以下の罰金という点を重く受け止めていただいて、住民の方々が不法投棄されないように行政もそのように努めてまいりたいというふうに思います。

議 長 はい、1番議員！

1番議員 いま不法投棄の問題が出ております。やはり一番心配する家電リサイクル法ができてますね、やはりこうした料金を取る、そういう関係で不法投棄が増える、これは当然我々も心配しているところであります。特に我々の地域堤防でですね、本当にほかすのにはもってこいの場所であります。ほかしてすぐ逃げるといふ。それはもうタイヤ等ですね、大変多い地域であります。議長の地域もそうだと思いますが、それを含めてこの家電リサイクル法については本当に目を配らせていただきたいなと思うのです。

その前にですね、やはりこの家電リサイクル法はどうしてこうした法律ができたかという中身をですね、もう少し町民の方々に徹底していただくなれば、こうしたリサイクル法が生きてくるのではないかなと思っているんです。電通のリサーチのグリーンコンシューマーの環境意識調査ではですね、環境保全のためなら消費の価格がいまより上がっても我慢できますかという、こうしたアンケートをですね、1993年には55%だったのが1997年には72%、少しずつ意識が高まってきてるんですね。やはり環境のためだったらこうした少しの単価の上に上乗せしても、こうしたリサイクルをやってほしいというこうした意識が年々広がっているのが実態なんであります。私はこの家電リサイクル法はですね、やはりその中身をもっと住民に徹底する必要があるのではないかなと。不法投棄をやめておきましょう、

やったら罰金ですよと、それも一つのルールとして結構なことですけども、私はこの家電リサイクル法は一人一人の方にリサイクルは大切ですよと、大事ですよと、こういう処理の仕組みの中に乗せていきましょうと。いわゆるこの四つですね、この家電リサイクル法の四つの製品はですね、その中からとってですね、またリサイクル、そういうリサイクル法が成立したわけですから、その中身をやはり町民の方々に徹底していただく。そしてその思いがあって初めてこうした動く法律でありますから、それが大事だと思い、流れの中で生まれてきたものですから、それだけにこうした趣旨を徹底することが不法投棄を防ぐ根本的な方法ではないかなと思っておりますので、その点も含めて。いま一般論で環境部長、不法投棄について高田警察等との話がありましたけれども、それも含めて、いま私が言いましたこの家電リサイクル法の中身をもっと徹底していただければですね、町民の皆様もリサイクル法を理解し、この条例も理解していただけるのではないかと思いますので、その点についてお願いしたいと思っています。

議 長 はい、環境部長！

環境部長 ただいま議員がおっしゃいましたことはまことにもっともなことだと思います。住民の方々のリサイクルに対する意識を高めていただくということで、このリサイクルの根本は資源を大切にしよう、この地球環境をよくしようという発想から生まれております。ただ、まだリサイクルの各制度がまだようやく始まったばかりで、リサイクルに対する住民の皆さんの意識はまだ十分ではないというふうにも考えておりますので、そのあたりいろいろな機会を通じまして、各地区からはごみ減量推進員の方々も出ていただいております。また区長の皆さん方にも、自治会長の皆さん方にもまたその点を十分説明をしてご協力をお願いしてまいりたいというふうに考えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程14番、議案第16号、広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程15番、議案第17号、広陵町用地取得事業特別会計条例の廃止についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程16番、議案第18号、広陵町立広陵東幼稚園改築に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 質問させていただきます。現在もらった平成12年度工事請負契約書の中にですね、この中身も広陵町立広陵東幼稚園改築工事と、村本建設が予定価格2億2,066万500円を1億9,845万円で請け負ったと、こういうのが書かれているわけなんですけど、一つは予定価格の公表によって職員の負担が全くなくなったと。これは議会初日に説明した問題ですので省かせていただきます。もう一つは、この工事請負報告書を見てみますと、残念ながらですね、契約金額が99.6あるいは99%の状態が続いているわけなんです。これはどのように理解するのかという点でいえば、やはり指名されている業者の状態、これは委員会で提出してほしいと思うんですけども、指名されている業者の状況によって変わってくる場合もあろうと思います。もう一つは談合の疑惑がどうしても否定できない。このような指摘がなされるべきだというふうに思うんです。もちろん証拠がないし、これが談合しているということも言えない。ところがこういうような実態が続く限り、町はその理解は談

合疑惑が強いということを意識せざるを得ないというように思うわけです。このような状況を改善させていく、そしてこれを日常的に幾らやっても業者の談合があるんだという、こういうあきらめはとんでもない話ですから、そのための努力をまずやるべきだというように思うわけですがけれども、その点についてですね、まず第1点、どのようにお考えなのかを聞いておきたいと思います。

初日に紹介したように、ちょうどその日の朝日新聞ですけれども、横須賀市は役所の常識を破るということで入札改革で35億円浮かせた。これはここに書いているのはですね、談合情報が相次いだため、市長が一般競争入札の導入を指示し98年度から施行した。対象工事を広げながら翌年度には条件つき一般競争入札を全面導入し、一定条件さえ満たせばだれでも入札に参加できるようにした。事務量が増えたものをインターネット上のホームページに入札情報を掲示したり、業者からの質問をファクスに限定する、あるいはまた入札の云々とかいろいろあるんですけど、これは委員会で行いたいと思います。こういうような改善を絶えずやっている。あるいはまたその他のところでも例がありますので委員会で行いますけれども、こういう入札の制度改革は引き続いて重要だと思いますけれども、その点をお聞きしたい。

それと初日に指摘したように、その一環としてやはり指名選定委員会の選定の作業をオープンにしていく。オープンにするのは不都合なものがあるのかどうかを含めてお聞きしたいと思います。そういうような中身からですね、私はこの競争を促進させる重要性というのは何かといえば、やはり何といても市価よりも高くなる公共工事の仕組みが問題だと。これは委員会でも絶えず言ってきた問題であります。

ここにダイヤモンドという経済雑誌があります。最新号ですけれども、3月17日号ですけれども、この中にですね、公共工事の発注者は国の外郭団体が発行する積算資料や建設物価などを利用し各工事の設計価格を積算する。そこに担当者の忖意は入らず公共工事の積算に大きなぶれは生じない。だが根本的な問題が隠されている。積算資料や建設物価にはそれぞれの工事に関連する諸資材や各種工事の単価などが掲載されているが、それらはいずれも業界側の販売希望価格なのである。こういうように書いてある。一般の商取引では競争原理が働き、希望価格を下回る安い価格で取引されているにもかかわらず、役所が発注する設計単価は業者の希望価格そのままで見積もられているため市価よりもかなり高くなるんだと。こういうことなんですね。こういうような状況の認識というのは委員会でもたびたび議論してきたわけですがけれども、こういう認識に基づいて本当に国、県の問題は別に置いていただ

きたい。広陵町で不祥事が生じた後の改革が進んで、この実態の認識を理事者はしているのか。しているとすれば、予定価格の公表まで踏み切った後、どのような改善策を考えておられるのか、私は1点を指摘しました。その他理事者において考えられてることがあるのかどうか。そういうことがなければ、この入札制度の改善は幕を引けないというように思いますけれども、この談合疑惑に対する問題はどうかということをお聞きしたいと思います。もちろん重ねて言うておきますけど、この請負締結の中身が97.何%というのが談合があったかどうかはわかりません。しかしたびたびの入札の流れからいえば、そのような疑いを持たざるを得ない状況が生まれているのではないかとということもありますので、疑いを持たざるを得ない認識というのを持っておられるかどうか、これも3点目で聞いておきたいと思います。以上です。

議 長 総務部長！

総務部長 一番最初におっしゃっていただいた指名業者の状況の資料というのは、その各工事の入札の参加した業者の資料を出せということですか。（4番議員「それはまた後で言います。」）

談合疑惑という点で改善するとか、理事者は認識を持っているのかということをご質問いただいているわけですが、談合疑惑がある場合は当然処罰されますので、談合疑惑はないものという感覚で現在は来ております。

それから予定価格を事前公表したことによって99%あるいは98.何%という落札価格になって、その参加した業者間の開きが1万あるいは10万単位の場合もありますが、そういう結果が出ているということですが、これは予定価格を公表することによって、やはり理事者側の思惑の価格を設定しているということで、工事の内容等をすべて勘案した中で予定価格を定めていて公表しておりますので、それに対して業者が入札をしてくるということで、当然落札しようという意識が働けば働くほど予定価格に高い価格が落札価格になってくるといのは結果として出てくるわけで、談合ということには結びつかないと私はそういうふうに考えております。

それから選定委員会をオープンにということで、これは情報公開制度が4月1日からありますので、この辺での情報が得られるということで請求していただいたら結構かと思えます。

それから市価より高いという金額のことでございますが、これは一応おっしゃっていただいたように積算資料に基づいて経費等も勘案した中で自治体が設計する場合は決まった価格というものは積算の単価になりますので、これは当然出てきます。ただ、市価で落札される

場合は、個人的にその業者との交渉がございまして、やはり低いという結果は当然出てくるのではないかという認識は私も持っております。以上これで答弁終わります。

議長 4番議員！

4番議員 一つは談合疑惑があれば罰せられるという認識ですが、談合疑惑だけでは罰せられないんです。だから要は談合があるかないかというところがわからないので罰せられない。そういう点がまず1点です。疑惑だけではだめなんですね。私たちは疑惑があるのではないかということ指摘しているわけですから、そういう点のこの請負契約の一覧表を見てくださいとですね、99%ぴったりになっているんですね。これはもし競争原理が働けば、当然取りたいという業者は予定価格よりもさらに引き下げていく、当たり前話なんです。ここにも載っておるんですが、おもしろい、先ほど本の中で。愛知県のトンネル工事で新聞紙上に載りました。こういう中である業者が予定価格きっちりの金額を入れている。落札するもんだと思ってたら談合破りがあって別の業者が入ったと。ところがそこから話がややこしくなってきた丸投げになって、予定価格を入れた業者が実質仕事をしたような形で孫請に渡して、その業者がもうけたと、3億何ぼもうけたと。こういう不可解な実態が新聞紙上に載ったわけですね。そういうことからいうと、予定価格の設定というのは当然国は設計価格と予定価格というのは同じものだという認識に立っていますが、既にその事態も変わってきています。そういう点でそれは委員会で議論したいと思います。国の資料も出ていますのでやります。ただ、まず疑惑がないものと思っているという点の認識はやっぱり改めていただきたい。というのは疑惑があるか、疑惑というだけでは犯罪にならないわけですから、これは罰せられない。しかし疑惑がないという認識であれば、その99.9%の落札価格というのは競争原理が働いてないというのは当然の常識ですから、そういう内容は先ほどの朝日新聞でも載ってるし、各地で予定価格の公表後の適正な競争についてどうかということ盛んにやっておられるわけですから、そのための先進的な例を含めて研究をされているのかどうか。このままでよいということ認識してないと思いますので、その点での改善の余地が当然委員会で指摘してますけどあるわけですが、理事者としては考えてないのか。この点について再度聞いておきたいと思います。

それから私はこういう実態を踏まえて地元業者が本当に仕事をしなきゃならない、当然地元業者に仕事を与えていく、そのためには町民から見て適切な値段で競争原理が働いている、こういうことが前提でなければですね、地元業者に入れられないわけでしょう。そういう点からいっても、この内容を改善するためにも地元業者がこのような99%台の入札を繰り返

していけば、私は他の自治体でやっているように地元業者優先の原則は外されて、すべて一般競争入札になっても仕方ない事態が生じる。私はそれは地元業者がみずから首を絞めることになるのではないかと、こういう心配をするわけですから、町がもし業者の心配をそういう意味でしていただけるのであれば、適正な競争をするための制度改善は必要だということに思うんです。

それと最後にこれも委員会で問題なんですけど指摘をして答弁をいただきたいと思います。他の私たちの議員もされると思いますので。この今度の入札ではですね、地元業者としては川西建工社が入っています。そしてこれは経点を町外県内大手については1,000点以上、町内業者については800点以上ということで選定したわけです。これは客観的な選定の資料だと思います。しかしなぜ1,000点にしたのか、なぜ800点にしたのか、これはたとえば750点、780点の業者があるとすれば、700点を経点の基準にすれば3社ほど入るかわからない。こういうような問題になるわけなんです。だから要はなぜ800点ということがわかっているから川西建工社、町内業者1社を入れるために設定してるわけですから、なぜこのような設定の基準になったのかということをお聞きしておきたい。そして私は少なくともそういうような点で競争原理を働かせるということであれば、町内業者もこの中に入れればいいわけではないでしょうか。これをきちんとやらなければならない。

それともう1点、これは重大な問題で確認をしておきたいと思いますが、このように指名業者に選定された中で、下請関係を絶対に認めない、このことをきっちりとしていたかなければ、この指名の中に談合疑惑が働く余地がある、このような実態になることがあり得るわけですから、この本会議において指名された業者間の仕事のつながりについては一切禁止する、当然のことだと思いますから入札の透明性をみずから町が高めるという原則の問題ですから、その点も確認をしておきたいと思います。以上です。

議 長 総務部長！

総務部長 入札の疑惑の問題を先ほどからおっしゃっていただいているわけですが、私先ほど申し上げた状況の中で判断しておりますので、よろしくお願ひします。

それからこの制度を改善していくということについては、こういうことがあってはならないこととございますので、これについてはもちろん研究を進めていきたいというふうにお願ひしております。

それからなぜその1,000点以上、あるいはなぜ800点以上というふうにおっしゃっておられるわけですが、どこでそれでは線を引くのかという問題の話になりますので、これ

やはり業者の実績、いわゆる工事实績等、それから経審の点数というものに対しての我々信頼性もございますので、その辺の基準で一応線を引かさせていただいたということで、ただ1社を入れるために800点にしたとか、そういうふうなお疑いのご質問でございました。それはお改めいただきたいと私は思います。

それから指名業者の中での下請でございますが、この点についてはやはり現場説明の中でもやっぱり担当者が説明しておりますので、これは恐らくないというふうに私は確認はしておりますが、ないと、絶対あつてはならないことだというふうに認識はしています。以上です。

議 長 ほかにございませんか。 5番！

5番議員 そういう疑いは改めてほしいという答弁だったんですけれども、この経審の点数ですね、そうしたら町内の業者すべてこの会社は何点ということを公表していただければ私たちはそういう部分について疑惑を指摘することはありませんのでよろしく願いいたしたいと思えます。

それからですね、下請の関連なんですけれども、村本建設今回落札したわけなんですけれども、これの下請についてはどのような下請業者の指名ですか。今度公表していくことになるんですね、法律変わって来年からですか、下請業者も全部公表していくことになると思うんですけれども、実態いま把握されているのかどうかですね。把握されていたらその下請の実態をお聞きしておきたいというふうに思います。

それからですね、経審の点数つけるときの項目ですね、ちょっと教えておいてほしいと思うんですが、よろしくお願ひします。

それから県内の大手ということでは何社程度ですね、登録されているか、その点も含めてお願ひしたいと思えます。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 経審点数の公表とかいう問題をおっしゃっていただいたわけですが、ご存じのように公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というものが施行されますので、この時点では対象が250万以上の工事は一応工事の名称、場所、期間、種別、概要、入札の方法、入札時期等をやはり公表しなくてはならないということで、発注の見通しの公表というものが一つはございます。いつごろどんな工事を町は発注するんだということをまず公表しなさいと。それから二つ目といたしましては、同じく250万以上の公共工事でございますが、町としてのやはり指名をした業者の参加の資格、これはランクでございますが、ラン

クの公表、あるいは指名業者、入札金額、落札者、落札金額、これは一応公表済みでございますが、あと指名基準というものが寺前議員が何遍もおっしゃっておるわけですが、そういう選定委員会における指名の基準をどれをもってこの業者にしたかということもこれからやはり公表していかなくてはならないというふうになっておりますので、選定委員会においても議論を戦わせているところでございます。

それから経審の点数のつけ方というのは、私ちょっとわかりませんので、これは県の資料の方をいただいてその中でやっております。

それから町内においての800点以上という経審点数がついておりますのは川西建工社だけです。あとの業者、エス・アイ、中川、ササイ、泊業者さんおられますが、これはそれぞれの経審点数が出ておりますので、県の方では見れると思いますので、一応いま公表は避けたいと思います。以上です。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 かなり今度入札等に関する法律が変わりまして、透明性が高まるというふうに法律の改正には期待しているところでございますが、そしてこのような疑惑、談合を防ぐためにはやはり業者が一堂に会する機会を少なくするということが一つあります。そしてこれは自治体によっては取り組んでいるところも幾つかあるんですけども、現場説明会、現説をしないうで郵送で入札といいますか、するという方法をとっているところもあるんですね。だから現説はあえてしなくてもいいのではないかと思うんです。それぞれ場所さえ指定しておけば、それぞれの企業が見に行く。そして説明書等はきちっと事前に申し込みの業者にはかなり詳細な説明をつけて郵送しておくということも一つの方法なんです。これは前にも言ったかもしれませんが、総務委員会の方の視察で羽島へ行きましたときに現説はしないということとで一定の改善をし、また成果を上げていました。それとですね、やはり入札の業者の選定委員会の中には町の職員さんだけでなく一般の民間の方も加わっていると、こういう改善もされておりました。そういう中で下水道工事等ですね、かなり落札率が低くて、驚異的な記録を出したというふうに、いまちょっと資料を持ってきておりませんが、60%台だったのではないかというふうに、間違っているかもしれませんが、記憶しているんですけども、そういう形で業者が一堂に会する機会を少なくし、現在は郵送手段が優れておりますので、郵送手段大いに使ってですね、また第三者的な立場の民間の人の監視を入れていくという改善をぜひ検討していただきたいと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

議 長 総務部長！

総務部長 ただいまおっしゃっていただいた現説の件でございますが、この点につきましては現場説明をなくす方向で現在検討しています。それは現説をなくしまして仕様書の閲覧をしてもらうということに切り替えていこうというふうにもう一応結論は出ております。それから工事内訳書の開示、いわゆる単価と金額を隠して内容を公表するという内容ですね。それから見積書の内訳を充実したいと、入札の際のいわゆる添付の書類の中に工事の設計の見積りをつけてくれということになってますので、項目を大項目に変えて入札をしてもらうというふうに改善をしたいと。それから法律が変わりますので、この法律の変わった趣旨を業者を一応集まっておきまして説明会を開催したいというふうに現在は予定しておりますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかに。 はい、13番議員！

13番議員 先ほどから入札疑惑という言葉で、疑惑というのが正しいのかどうかわかりませんねけど、たとえば言いましたら、広陵町で最近の大きな工事、いまやっておりますもうじき完成します福祉センター、北小学校の改築工事、西小学校の改築工事、そしていま東小学校の新築工事ですか、これ小学校の工事、これすべて村本建設が落札しておるわけなんですね。その落札価格というのが予定価格の大体97から98、これは通常一般的な感覚からいいますとね、非常に不自然なんですね。通常、たとえば言いますとね、村本が第1回どっかの一つをやったと、落としたと。そうしたらそのときの結果が、言うたらこれまた村本が落としたと。それが97か98であったということはこれは情報は伝わっているはずなんですね。大体村本がそのぐらいでいくんじゃないかと本当に取ろうとすれば、その下ぎりぎりのところをもう一つぐっていくというのが自然なんです。ただ、疑惑という面については、これ証拠、証拠が出ましたらこれ刑事責任になります。だから僕思うのはね、これいま建築業界とか土木業界というのは、やはりいま非常に規制緩和、いろんな問題、あるいは自由競争の時代になっているときにまだ護送船団方式でやってるようなおそれがある。やはりこれは町としてもね、やはり不自然だという考え方に立って物事を進めていかないとね、これでいいんだという考え方であつたら僕はだめだと思うんですね。やはりそれはその業界自身がまたいづれおかしなつぶされるというか、いづれ本当の競争をしなくてはならないところへ突っ込んでいくことは日本のこれからの経済情勢としては間違いないと思うんです。だからやはりそういう方向にやはり誘導するように努力しなくてはならないんじゃないかと。これひとつ助役、どうお考えかひとつその辺のこの見解についてちょっとお聞かせ願ったらと思うんですけどね。

議 長 はい、助役！

助 役 いろいろいまおっしゃっていることよくわかるわけですが、我々はやはり良心的に従ってやってもらっているという解釈をいたしておるわけですが、おっしゃることも私は十分認識いたしております。したがって、何かいい方法がないかということで常に考えておるわけですが、なかなかこれが一番いいというのがないというのが現状でございます、あちこちでやられております試行を十分見きわめてこれからも対処していきたいと。私どもの体制にいたしましてもかなり限度があることでございますので、そればかりにかかっているというわけにもまいりませんので、時間との関係がかなり強く働いておるといっても現状でございますので、その辺もご理解いただきたいと思っております。今後とも改善に向かっては日々努力をいたしておりますので、先ほど総務部長も申しましたように透明化の問題、それからいまおっしゃっていただきましたとにかく安く、やはり入札していただけるというような環境をつくりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程17番、議案第19号、平成12年度広陵町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 63ページのですね、支給限度額一本化開発事業補助金という内容のものが出てるんですけども、これについてお伺いしたいのと、それから65ページの開発負担金が出ているわけですが、これは廃止の方向だという説明がありました。これについてもですね、なぜ廃止するのかという点。本予算、一般会計予算にもかかわりますが、この場でも確認をしながらですね、この問題について議論を深めたいというように思います。

それから今年度の剰余金はですね、補正で繰越金として11年度の分が出ているわけですが、今年度の見通しについて一般会計では繰越金の部分、予算化されていたわけですがけれど

も、全体の見通しはどのようになっているのかということの説明をお願いしたいというように思います。以上です。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 それでは63ページの支給限度額の一本化開発事業補助金というところでございます。これは新聞紙上も出ておりましたが、利用いただいている方の利便性や選択制の向上を図るという観点から訪問、通所サービスと短期入所サービスの支給限度額につきまして、平成14年の1月から一本化を図りまして、同じ支給限度額の中でいずれのサービスも利用できるようにということから、この電算システムの改善が必要でございます。それで国の市町村規模の区分によりまして補助金が参ります。残り309万円になりますけれども、これにつきましては一般会計で措置をお願いいたしまして、平成13年度へ繰越明許させていただいて事業を完成し、14年1月からやっていきたい、こういうものの費用の歳入分でございます。よろしく願いいたします。

議 長 はい、都市整備部長！

都市整備部長 65ページの開発負担金の件につきまして廃止の傾向がどういういきさつかどうかという状況のご質問だと思います。一応新年度13年度は負担金の新年度予算要求はしていない状況でありまして、これは国や県の方の行政指導の中で、行き過ぎな指導に対する撤廃を言われてきておるわけでございます。そうした中で、あくまでも指導要綱の中で、条例化やなしに指導要綱の中で指導に基づいて応分の公共公益施設に影響を及ぼすものについての開発負担金いわゆる協力金というような形できょうまで来たわけでございます。そこで奈良県下を調べた結果、平成12年度末から13年度にかけて18団体が廃止され、北葛でも北葛担当課長会議の中でも13年度からほぼほとんど足並みをそろえて廃止していこうやないか。さるかわりに指導要綱は撤廃するんじやなしに開発指導の中で環境を重要視した緑豊かな都市づくりの中で環境に重視した内容の指導事項はそのまま残させていただこうという形で新年度からそういう形で考えさせていただいている状況でございます。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 繰越金の剰余金ですが、補正でしておりますが、当初予算の2億というものを一般会計では一応見込んでおりますが、この2億は多少増額できるんじやないかというふうに見通ししております。それからほかの特別会計について、私ちょっと資料持ってませんので一般会計だけお答えしときます。

議 長 はい、4番議員！

4 番議員 開発負担金の問題ですけれども、これは指導要綱の中で設定した時代からのですね、趣旨と現在においても全く変わらない性格を持っています。というのは水道では施設負担金を取ります、新しく引いた場合。そしてまたごみあるいはまた学校、その他公共施設がその人数によって増えていく、こういうようなところからですね、開発に伴う一部負担については業者にやってもらおうと、こういう趣旨だったわけですから、現在においても全然変わっていないし、結局これを規制緩和という政府の一環でですね、廃止させるような行政指導を行うというのは、地方分権制度の趣旨、あるいは行政の国、県の考え方からいっても全く逆のものになっていると指摘せざるを得ないわけですが、その点についてはですね、助役、町長、この重要な問題はですね、町の考えとして議論をされたものと思いますけれども、どのように考えておられるのか、まず1点。

それと地方分権制度の中で一般質問等でも行うわけですけれども、自主財源をつくっていくという点では国の行革審においても自由な立場で自治体にお任せする、このような方向が打ち出されているんです。もちろん地方交付税や補助金を廃止した後の話ですけれども。そういう中であってですね、このような開発負担金というのは指導要綱でおれば違法あるいは適法、いろんな判例が出てきたわけですけれども、条例化することによってこれは当然財源の一部になるわけでありますから、いまここで廃止をするというのはそういう方向からいってもおかしいのではないかと。結局はいまの政府、自公保のこのような横暴なですね、自治体いじめにつながる内容ではないかというように考えますが、その点についての問題もご答弁願いたい。これは事務的な方向で、それでは13年度の開発負担金を例年どおり予算化するとすればどれほどの予算を念頭に入れておくのか。あるいはことしの分についてこの最終結論は出てますけれども、明細をどのように把握されているのかも教えておいていただきたい。いま出なければ総務委員会を出していただきたい。これはそれで結構です。だから理事者にあってその2点についてはですね、部長ではなく、この方向転換は重要な町の施策になっているわけですから理事者からの明確な答弁をお願いしたいというように思います。

議 長 助役！

助 役 開発負担金につきましては、前々からいろいろと言われてきたということは、先ほご質問の中でおっしゃっているとおりでございます。その中ではやはりどういう根拠で要綱で取れるのかと、こういう問題が1点ありました。もちろん裁判になったケースもございませう。それといま一つはやはりいまの経済情勢の中でそういう条例化してまで負担金を取るということになりましたら、やはり景気をよくするという面のこともございませう。そう

いう点からいいまして、やはりかなり開発者の負担になるということも事実でございます。
また、先ほどからお話ございましたように当初の目的といいますか、町の負担金をもらいましてそれをいわゆる利便施設等に振り向けていくという当初の目的がございますが、それにつきましてもほぼ目的は達成したんじゃないかと、かように思うわけでございますので、この際、廃止を考えていきたいと。これは先ほども説明しておりますように周辺の市町村とできるだけ歩調を合わせてやりましょうというふうに考えておるわけでございますので、その点もあわせてご理解をいただきたいと思っております。

議 長 はい、都市整備部長！

都市整備部長 平成12年度の負担金の件数につきまして申し上げます。共同住宅が6件ございました、件数がね。貸し店舗が3件、分譲住宅が11件、分譲マンション中層のね、それが1件、貸し倉庫ということで配送センター1件、計そんでございまして、件数は。

4番議員 来年度の分についてもし取るとすれば予想は、委員会で言うてくれはったら、予算取りで。取るとすればや。町長かわれば取るかわからへんもん。そんな事務的な作業はせんなん、それを言うてんねで。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 しばらく休憩いたします。

(P.M. 2 : 56 休憩)

(P.M. 3 : 12 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

総務部長！

総務部長 議案第10号の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例のご質問の中で非常勤の特別職の改正をしたことによつてどれだけの金額が上がるんかという質問でございましたが、これにつきましては総額で319万4,000円でございます。以上で報告を終わります。

議 長 次に日程18番、議案第20号、平成12年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 今回の補正の中で医療費の伸びという形で出てきてるわけなんですけれども、この国保のですね、歳入の方も課税分の徴収が増額になっているわけなんですけれども、今回国保税が徴収されない、要するに滞納の方については介護保険と連動してくる大変な事態になってくるわけなんですけれども、そういう中で介護保険サービスに影響を及ぼすと、いまの時点でのですね、そういう滞納状況になっておられる方は何名程度と把握されているのかお聞きしたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 それでは2月末ですね、この状況を持っておりますのでご報告を申し上げたい、かように思います。第2号被保険者の方の医療部分でございます、これにつきましては一般分で79.72%でございます。それからその介護分につきましては78.37%でございます。それから退職者の方の医療分につきましては86.53%でございます。その介護分につきましては84.52%でございます。それから第1号被保険者ですね、65歳以上の方でございます。特別徴収はご承知のように年金から引きますのでこれは100%ですね。それから普通徴収の方ですね、この方につきまして現在76.33%と、こういう状況でございます。以上です。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 人数でいえば1号被保険者ですね、何人なるのかということ、人数で教えていただきたいと思います。また2号の方も人数で教えていただきたいと思うんですけれども、一番すぐに問題になるのが1号被保険者の方の滞納の方なんです。もうご高齢の方ですから、介護保険を緊急に使わなければいけない事態になる場合は十二分に想定されるわけなんですけれども、そういう人に対して滞納があるからということでペナルティが科せられるということは、本当に介護サービス、行政の責任を放棄するものであるというふうに言わざるを得ないわけです。その点について滞納の方に対して広陵町として何人の方が滞納で、どのような対応をしていただけるのかですね、行政の住民に対する生存権を保障する立場の方からどのように対応していただけるのかお聞きしておきたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 平成12年度はたしか4,175名と全体でお話を申し上げたいと思います。それ

の80%は特別徴収ですね、あとの20%分が普通徴収と、計算は申しわけございませんが、していただけたらわかると思います。

それから影響ということでございますが、私の方も国保だけではなく、こういう経済情勢になってまいっております。町民税はじめね、固定資産税、町の税金の方、また国民健康保険税、介護保険の方につきましてもやはりそういう面では影響はしてくるというように思っておりますし、また当初徴収率ですか、94.5ぐらいで見ましたかね、大変低う見過ぎじゃないかということでお叱りといいますか、ご意見をお聞きしたようにも思っております。さらに徴収には力を入れてまいりたいと思いますけれども、そういう経済情勢の影響は当然幾らかはあるだろうと、こういうふうにも思っておるところでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程19番、議案第21号、平成12年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程20番、議案第22号、平成12年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 長 5番議員!

5 番議員 今回下水道使用料の減額の補正になっていますけれども、これは水道の利用が見込みよりも少なかった、皆さんが節水されたという結果でこうなっているわけなんですけれども、この下水道の使用料の方から見ますと、平成11年度から12年度に対する伸び、一般的な伸びになると思うんですけれども、その伸びが平成12年度の中でどのような変化があるかということの部分を引きますと、本当に水道が使われた量が非常に節水されているという数字が出てくるんです。だから純粋にたとえば下水道の中で値上げの中で増えた予算というのはわずかな数字しか増えていないと思うんですね。値上げによる増収分は、私の方で一方向的に計算しましたが、大体1,000万を切るという状況になると思うんです。この計算は先ほど言いましたように平成11年度の利用の伸びですね、12%伸びてるんですね。それで平成12年度も普通であれば12%ぐらい伸びるんであろうというふうに計算しまして、その上で今回の減額補正の中でどれだけ増収になったかという部分を計算してみました。そうしますと、本当にこの値上げという部分がですね、住民の負担になり、そしてこの下水道会計も大きく改善することができないという結果につながってくると思うんです。ですから今後の下水道会計の健全化のためには、やはり下水道料金の値上げで対応することは解決にはなっていないというふうに思うわけですが、その点についてどのようにお考えかお聞きしておきたいと思います。

議 長 はい、水道局長！

水道局長 お答えいたします。平成12年の4月1日から下水道料金を全体で平均の約23%の値上げをさせていただきました。議員がおっしゃってますように、このいま現在の状況を見ますと、水道料金にしてもしかりで、やはり節水という一つの皆さん住民の方の節水意欲、あるいは節水型の電気器具いわゆる洗濯機等が普及いたしておりまして、やはり水道料金も下水道料金も両方もらっているご家庭につきましては、やはりそういう節水意欲が高まっているなど、こういう実感も持っております。しかしこれからやはりまだ広陵町全体で施政方針でもありましたように84%ですか、普及率がですね、そういう面から見ますと、やはりこの補助金のついでにどんどんやはり区域の認定をして、事業認可をもらっている区域につきましては早く工事をやはりやっていき、あわせていつも問題になっております接続率ですね、そういう面も上げていかなければ、おっしゃっているように料金のこういう見直しをまたしなければならぬような時期が来ると、私はこのように思っておりますが、現在のところではやはり12年度で23%の料金を改正させていただいたことから考えますと、このような状態ではまだまだやはり事業にも着手していかなければならないようなところが

まだたくさん残っておりますので、料金についてはいまのところはそういうことは考えておりません。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程 21 番、議案第 23 号、平成 12 年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5 番議員!

5 番議員 今回墓地整備工事の減額補正なんですが、区画の方が 22 区画残ったという説明を受けていますが、この減額の 720 万 9,000 円なんですけれども、工事費が 22 区画分の工事費だろうと思うんですけれども、この事業の進め方がどうなっているかちょっとお聞きしておきたいんですが、区画を募集しますね、何区画ということで。その時点ではまだ墓地の整備工事はされていないんですか。整備を 77 区画した上で、それで募集をして販売するのか、ちょっとその点まず一つお聞きしておきたいと思います。

議長 環境部長!

環境部長 まず希望をとって必要な区画を工事するというのではなしに、工事区画をあらかじめ 74 区画とれるという部分をもう先に工事を施工いたしまして、それを募集をして販売をすると。その結果、22 区画残ったということで、歳入の方の使用料で永代使用料の方を減額をさせていただいております。この工事費の減額につきましては、工事の手法が植栽工事一部省略した部分もございますので、そういった形での不用額が生じたということで、22 区画分が余ったというわけではございません。

議長 はい、5 番議員!

5 番議員 当初予算から見ますと 1 区画の工事費がですね、純粹に工事費として計算しますと、当初予算 2,610 万円ですから 74 区画で割りますと 35 万 2,000 円になるんですが、今回の墓地の整備工事の減額の部分について 720 万 9,000 円減額されていますから、これを 22 区画で割ると 32 万 7,000 円なんです。ですから大体工事の、わかっ

てるんですよ、額と同じぐらいになるので、だから聞いたんですが、だから外のね、植栽とかそういうのに工事今回しなかったからということなんです、それだけの費用をね、植栽の方に要るのかどうかという部分が逆にですね、疑問になってくるんです。全部売れた時点でじゃあ植栽を全部してそれで700万のまた新たな補正を組んでいくということに順序としてはいまの説明でいえばなるんだらうと思うんですけども、そういうことですね。これは全くそうしたら区画の関係なくして残ったという部分ですか。そうであれば工事費から見ても、墓地の販売の値段、1基幾らでしたか、非常に高い販売価格になっているというふうに思うんですけども、この墓地会計で利益を生むということは公共事業の性格からして反することですから、このあたりのですね、正確な積算が求められる、墓地価格に反映するですね、その墓地価格が本当に適切なのかどうかという部分が大変重要な問題になってくるわけですけども、その点ではですね、そしたら販売価格の積算の根拠をですね、明確に逆にしておいていただきたいというふうに思います。

議 長 環境部長！

環境部長 工事はその施工する場所によって工事の方法がおのずと変わってまいります。現在、平成12年度で施工いたしました箇所は、東の端の斜面の近く、一番端っこに当たりますので、その法面を整備して景観をよくするという植栽工事も含めて当初予算を編成しております。入札の結果、不用額を生じた部分と、その植栽が省略した部分と合わせて720万9,000円を減額させていただくという補正予算でございます。97万円の販売価格といたしますのは、この町営石塚霊園全体でのいわゆる収支計算を持っております。いま現在一般会計から11年度末で繰り入れておりますのが4億円余りを繰り入れているということで、起債の残高に加えて一般会計から4億を借り入れているというふうにご理解をいただいて、残りまた700余りの区画がとれるわけなんです、それを販売をしてその一般会計から繰り入れた額を返還していくという収支計算を持っております。いま現在97万円で、先これから幾らにするかというのは、その数字を見きわめた上でその都度価格を決定していきたいというふうには思っております。

5番議員 すみません、ちょっと意図が伝わってないので、すみません。積算、もちろん言うたら繰り入れしながら、また公債費の負担の部分とかわかってるんで、その数字的な積算根拠を教えてほしかったんですけども、お持ちですか。その価格のね、97万円の中の数字的な根拠ですけど。

議 長 はい、環境部長！

環境部長 いま平成12年度で工事にかけたお金をそのまま販売価格に反映するというものではございません。(5番議員「もちろんわかっています。」) この墓地全体の用地費から工事費すべてを計算して収支計算をしておりますので、ことし97万円というのはそういう途中経過で、いま現在でのいわゆる土地の価格、利子、その他を参考にして計算をされたものということでございますので、いま12年度で販売した価格というそのみの積算基礎はございません。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程22番、議案第24号、平成12年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員!

5番議員 ほぼ1年が、介護保険制度が導入されてから1年が経過、ほぼですね、するわけなんですけれども、最新の数字でお願いしたいんですが、認定されている方ですね、2回目の認定ということの方もたくさんおられると思うんですけれども、認定の実態を数字で教えてもらいたいと思います。

それからその認定をですね、広陵町と大和園でやっているわけなんですけれども、その認定についてはやはり住民の皆さんからはどこでも認定ができるようにしてほしいと、いまかかっている病院とかそういうところでも認定いうか審査ですね、調査、ごめんなさい調査に行く調査員の方なんです、そこにおられるわけですから、調査ができるようにしてほしいという要望は依然として強いんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

それから認定された方の人数とあわせて介護保険サービスを利用されている方の人数、それからその利用されている方の中でサービスの利用率、何%まで利用されているか、これは金額でしか出ないと思いますが、利用金額が何%程度消化されているのか教えていただきたいと思います。それからデイサービスなんですけれども、デイサービスをいま使っておられる方が広陵町内で何人で、大体平均週何回になっているのか、これは3月から急に増えた

かもしれません。前は1回という制限つきでしたから、その点でいえばあまり数字も大幅に変わった数字は出てこないかもしれませんが。それといまの現状態で、3月の情報をもしつかんでおられなかったら結構ですけれども、最高何回程度デイサービス、最高の数字ですね、5回とか、また1日に2回というサービスもありますから、そういう実態ではどんな状況があるのか。また夜間のデイサービスについてはどのように対応されているのかですね。それからホームヘルプサービスを利用されている方の実態も教えておいていただきたいと思います。以上ちょっと数字いろいろお聞きしますが、お願いしたいと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 それではまず1点目の認定者数を1月末現在ということでご報告を申し上げたい、かように思います。広陵町の場合、認定者413名でございます。在宅がそのうち237名、それから施設へ入所されておられる方が86名、あと96名の方につきましてはサービスを利用されておられないということでございます。それからデイサービスで週何回と、いままでは1回でしたけれどもということでございます。これはまだご承知いただいておりますように3月からやりましたんで、ちょっといまのところの実態は私の方つかんでおりません。また新年度の適切な時期にまたお答えでも申し上げたい。また1カ月の件につきましては、4月のね、末ごろになればわかると思いますんで、ひとつその辺でご了解をお願い申し上げたいと思います。

それからサービスの利用者ということでございます。利用者はいま申しあげましたその内訳でよろしいですか。それでは要支援24名、それから要介護1が82名、2が84名、それから3が96名、4が85名、5が42名、総数413と、こういうことでございます。

それからおっしゃっていただいているホームヘルプサービスの利用ということでございます。県下でも出ておりましたかね、先日、ちょっと資料が私の方も混ざってありまして申しわけございません、後ほどお答えさせていただくということでご了解いただけますか、申しわけございません。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 また一つ抜けてたのが金額的でサービス……、それちょっと追加で。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 申しわけございません。それとサービス利用者の金額ですね、これについても後ほどということでご了解いただきたい。それからもう一つ抜けておりました。どこでも調査をしてほしいということでおっしゃっていただいております。私の方もそれは何か不都合とか

何かそういうことをお聞きいただいておりますのか。私の方はおっしゃっていただいたら行かせていただいていますし、またそれぞれご承知のように病院なり施設等についてはそれぞれ事業所のところでは当然何といたしますか、ケアマネジャーの方もおっていただきますし、おっしゃっていただければね、お邪魔させていただくんじゃないかと思えますけれども、調査ですやろ、おっしゃっていただいているのはね、85項目の調査をということですね、それは私の方ちょっと担当の方からもね、そういうあれは、議員さんおっしゃっていることは聞いておりませんけれども、確認を申し上げたいと。ただ、どこでも調査がね、行くんではないかと私の方は思っておりますけれども、一応確かめましてね、またさせていただきたいと思えますので。

議長 はい、5番議員！

5番議員 いまご答弁いただいた調査のことなんですけど、やはり行き慣れた施設なり、また病院なりの方が実態もよく把握されているし、心置きなく自分のことを調査のときに言うことができますから、だからそういう点でいえば、どこでも行きますとおっしゃっていただきますけれども、やはりご本人の希望によってどこでもそういう調査する、どこでもいかもっと手を増やしていただいでですね、調査してもらえるようお願いしたいと思えます。そういう声が幾つか私自身も聞いているんです。

それからですね、いま本当に一つ驚いたのは認定、認定するということは申請出すわけですね、みずからね。申請出すということは、やっぱり介護サービスを受けたいなという期待があって申請出されるんです。そういう方の中で3割以上の方がサービスを受けられないということは、やはりとりあえず出しておけばいいわというだけで済まない、そういう中身を含んでいると思うんです。やはりこの点については、当然理事者の方もそこを大変懸念されて県とか政府の方にこの介護保険サービスの利用料について何とかしてほしいということで要望されている、ここが根拠になっているのではないかと思うんですけれども、そういう3割以上の方がサービスを受けておられない実態についてどのように分析していただいているのかお聞きしておきたいと思えます。

議長 はい、福祉部長！

福祉部長 議員さんのおっしゃっていただいております一面はあろうかと思えます。けれども私の方、一応調査していることを申し上げますと、とりあえず家族介護等でできるけれども、受けておこうというのが40件余りございます。また医療機関に入院中だという方も、調査当時ですよ、26名、また独居であるけれども、いまのところは1人でやっていけるという

方が16名、1人は議員さんもおっしゃったようにサービスが有料になったということでお1人の方もそういう方おられます。それから家族や親族といいますか、こう申しては失礼ですけども、介護についてやはり関心が、PRが足りないのか、いややはり親兄弟といいますか、それは家族が見るもんだという意識の高い方といいますか、そういう方が8名ほどおられると、こういうところで私の方も実態は一応調査はしております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程23番、議案第25号、平成13年度広陵町一般会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員！

3番議員 質問ということで、まず私は今回予算というのは初めてなもんですから見方というのがわからないということもあるんでしょうけれども、ただ、前年度との比較ということで一番初めの当初予算が前年度のところに入ってきてるわけですね。その間にずっと補正予算が組まれてきているわけですけども、その補正予算の金額というのがちょっと入っていないので実際的に組まれている金額、使用されている金額というのがわからない中で本年度予算との比較ということになりますので、非常にちょっとこの予算自身がわかりにくいというのが一番初めの実感でございますので、ここら辺は何とかできないのかなというふうにちょっと検討いただけたら非常にうれしいのですがというふうには思います。

それとですね、項目別に31ページの社会福祉法人の利用者の軽減のいろいろ補助金が出ているわけですけども、その使用方法ですね、というのがどういうふうな形でちょっと使用されるのかがわかりにくいもんですからお聞きしたいと思います。

それから筋萎縮症の人に対しましての補助金も出されていますけども、これに該当する方がどれぐらいおられて、実際にどのようなままでの実績ですね、というのもお聞かせ願いたいというふうには思います。31ページです、いまの。

それから36ページの財政の調整基金の繰入額なんですけど、ちょっと私はっきりわかりかねますので、この内容的にもう少しどういうふうな形での使われ方をするためのものなの

かというのがちょっとはっきりわからないんですけども。それとこれが前年度から大幅に増えているわけですけども、理由につきましてお伺いしたいと思います。

それからちょっと飛びまして107ページの家庭用の生ごみの処理施設の補助金なんですけども、当初100万ということになってましてずっと補正でまた100万、百何十万という形で増額されてたわけですけど、今度また500万という形で計上されてるわけですね。これは限度どれぐらいまでというふうに考えておられるのかをお聞きしたいなというふうに思います。

それと121ページなんですけども、文化歴史ゾーンの観光駐車場ということがここで出されてきてるわけですけども、ちょっと私は勉強不足かもしれないんですけど、いままでこういう観光駐車場のことにつきまして聞いたことがなかったと思うんですけど、どこにどういう形で設置されるつもりなのかをお聞きしたいというふうに思います。

それと先ほどのところでお聞きした方がよかったのかもしれないんですけど、159ページの社会教育指導員さんの報酬なんですけど、これ1名だけということになってるんで、ちょっと仕事の内容を、社会教育指導員さんの仕事の内容ですね、をお聞きしたいと思います。第1回目、それだけお願いします。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 予算の立て方の比較でございますが、本年度と前年度と当初予算ベースで比較している中で、本年度についても補正があった場合にこの比較がわかりにくいと、こういうことですが、決算になりませんと本年度というのは入りませんので、数字が。それはそやから一応当初予算ベースでの比較ということでルールに基づいての予算書の組み方をしていて、こういうことでございます。

それから基金の繰り入れでございますが、これについては財政、財源調整のためにそれぞれ基金を目的によって基金を積み立てていると。その基金を歳出の予算をつくったときに財源不足を補うために取り崩していくという額でございます。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 まずご質問いただきました進行性筋萎縮症でございますね。これにつきましてはご承知いただいていると思います。原因不明の病気で神経が冒されるといいますか、それによりまして筋力がなくなってくる病気と。最終的には自分で呼吸もできなくなってくるような難病ということでご承知いただいております。これにつきましては、私の方も平成12年度お1人をさせていただいております、13年度も引き続きお1人をさせていただく

費用ということでの歳入をここで見させていただいております。

それからおっしゃっていただきました社会福祉法人等の利用負担の減免措置の助成事業ですか、この件ですか、これにつきましては、対象者は町民税の非課税世帯の老齢福祉年金受給者と、それに準ずる方と、こういうものでございます。これをお願いしてますのは介護福祉施設ということで旧措置の関係ですね、介護保険できるまでの。その方でお1人、見させていただいております。それから介護、同じ福祉施設ですけれども、介護保険制度ができました12年4月1日以降お2人ということで見しております。それから訪問介護、身体介護ですね、これにつきましては3人ということです。それから通所介護も同じく3人、それから短期入所、生活介護というところでお2人と、こういうことで歳出の方では見させていただいております。県が費用の4分の3を補助すると、こういうものでございます。以上です。

議 長 はい、環境部長！

環境部長 107ページの家庭用生ごみ処理機の補助金の限度はどのように考えているのかということで、いつまで補助を続けるのかというご趣旨だというふうに理解いたしました。いま現在ごみ減量等審議会の方でごみの減量についてどのようにやっていけばいいかということで議論をしていただいております。ごみの中で一番ウエートを占めますのがやはり家庭から出る生ごみが重量的にも一番多いということで、減量には家庭用の生ごみを各自処理していただくのが一番効果があるというご意見もいただいております。現在、平成11年度からこの補助制度を創設いたしまして、11年度で48台、12年度現在で98台の補助を実施いたしました。12年度は2回ほど補正をお願いして、またかということでしたが、13年度当初では5万円の補助が10台、3万円で150台の合計500万円を想定して予算を組ませていただいておりますので、多分この当初予算額で補正をお願いしなくても済むのではないかと台数を計上させていただきました。いましばらくはやはりこの生ごみを家庭に普及させる施策に取り組んでまいりたいと思いますので、当分継続したいというふうに考えております。

議 長 はい、都市整備部長！

都市整備部長 121ページの文化歴史観光駐車場整備工事という形の件につきまして、現在、讃岐神社の前の駐車場等につきまして竹取公園と、また各観光ルートのハイキングコースというような形でかなり止めておられる方とかいろいろあるわけでございます。そうした中で、現在讃岐神社の前の駐車場につきまして約7台程度しか駐車できない状況になっておるわけですね。そうした中で、かぐや姫の町広陵の拠点となる整備という形でその南側の方の用

地を協力いただいて拠点整備事業という形で整備してまいりたいなど、そういう計画をしておるわけです。そこでその用地取得と工事につきまして予算計上させていただいたわけでございます。またそれを拠点としまして駐車場だけやなしに、将来計画の中で休憩する場所、またそこから放射線状に各町内の名所旧跡の道路整備というような形の今後計画していった中でやっていきたいなど。その拠点となる場所の確保並びに整備を予算計上させていただきましたので、ひとつよろしくをお願いします。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 159ページの社会教育指導員の任務と役割をご質問いただいたところでございますが、まず社会教育指導員の定義というところでご説明を申し上げます。総合的な生涯学習の推進を図るため関係機関等の情報交換及び連携、協力を行うとともに教育資源を効果的に活用を行う事業で、その職務としては社会教育の特定の分野について直接指導、学習相談または社会教育団体の指導を行うと、社会教育の豊かな見識を持ち、かつ社会教育に関する技術指導を身につけそれを実施すると、このようになっているところでございます。広陵町ではいま1名の社会教育指導員がおられるところですが、それ以外に公民館で心の家庭教育相談やあるいはまた同和教育などを中心に取り組んでいただいているところでございます。終わります。

議 長 はい、3番議員！

3番議員 そうしたら2回目のいまの質問をさせていただきますけども、先ほどの107ページの生ごみの件ですけども、ずっとこれからまだ当分の間継続していくんだということのお話で、また審議会の中でもお話をされているということだったわけですけども、いま現在の効果のほどはどういうふうな認識をされているのか、どれぐらいのいままでで約150件ですね、また続いて150件ということになっているわけですけども、どれぐらいの減量というのか、そこのお宅のいままで実施されてきた中で、そこのお宅の中ではごみの減量はどのように進んできたのかということアンケートなどでつかまれていましたらちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それとですね、先ほどの文化歴史ゾーンで、そこを讃岐神社の前の土地、南側ですか、拠点にということで、いまいろいろ構想をお持ちだということでお伺いしたわけですけども、その構想は具体的にございましたらちょっと示していただきたいなというふうに思います。

それともう一つ、いま社会教育指導員さんですけども、技術的に直接指導とかいうふうに言われたわけですけど、いまされている方はたとえば具体的にはどういう技術指導をされて

いるのか。これは高田市の方でしたかね、今回されている方は。広陵町の中での人ということでは考えられなかったのかどうなのか、ちょっとそのところも私はっきりわからないものですから教えていただきたいなと思います。以上です。

議 長 はい、都市整備部長！

都市整備部長 駐車場兼待合、休憩の建物はまだ今後の構想の中でございますが、ご質問再度あった件につきましてですが、観光パンフレット等広陵町ができて既に以前から名所旧跡、神社仏閣等いろいろPR用のやつができてるわけです。しかし、核となる基点、基点の場所がないわけです。そうした中でかぐや姫広陵にちなんでご協力いただける土地を確保しまして、徐々に道路網の整備、歩道ですね、も計画的にやはり今後考えていかなければならないんじゃないかと、それを基点にしましてね。そういうことも踏まえた中で、整備工事の計画書いうのはまだできておりません。しかし観光ルートのパンフレットの中でそういうものも徐々に考えていかなければならないんじゃないかという観点から、地元のご迷惑のかからないような状況に車等につきましてもしたいと思えますし、かなりこれから竹取公園も整備できましたら、それとのタイアップしたような形の観光客も増えてくることも事実でありまして、そういうことを踏まえた中で現在、一応そういうことを出させていただいたような状況でございます。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 社会教育指導員のことで、特に町内の方を採用されなかったか云々ということでございます。町内、町外云々よりも、いま現在来ていただいております社会教育指導員は真美ヶ丘第一小学校の校長、それから北小学校の校長を歴任され、町内のことについてはかなり熟知していただいている方でございます。住所は樫原市でございます。現在、どのような実践指導云々ということでございますが、団体に対する直接アドバイスやご相談に見えたらアドバイスをしていただくということもございまして、また社会教育担当職員に対してのいろいろなアドバイス、助言をやっていただいているところでございます。先ほど申し上げましたように、公民館では家庭教育に関するいろんな相談も受け入れ、いろんな悩みある人の相談に乗っていただいていると、こういうところでございます。

議 長 はい、環境部長！

環境部長 生ごみ処理機の効果については、正確な数字は現在持ち合わせておりませんので、また委員会でご報告したいと思います。ただ、ごみ減量推進審議会の方で資料として想定しておりますのは、生ごみ処理機を年間90世帯ずつ、これを15年間普及させた場合、生ご

み処理機の普及によってごみ量の5%が減量できると。あるいは年間180世帯ずつ普及させた場合は10%減量できるというような想定も出ておりますので、効果、実は私も生ごみ処理機を家庭で使っております。家庭から出る生ごみは100%処理できているという状況でございますので、使っていただきますとすべて処理できる。あとできました堆肥の処理が若干問題になってくると思うんですが、家庭では100%処理できているというふうに考えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 忘れないうちに片岡議員の讃岐神社のところの部分についてお聞きしておきたいと思うんです。というのは、讃岐神社については神社会計で、たしか7カ大字が管理しているところの部分であります。そしてその駐車場についてのいま議論があったわけですが、これは大字と違って神社会計になってくるのですよね、直接的に各大字には影響がないんですけども、これを観光としての位置づけで駐車場整備と用地買収が含まれているわけですね。これは用地買収は別ですか。だからそういう点でいうとですね、これは7カ大字のいわゆる讃岐神社会計にとってはですね、確かに現金が入ってくるということでこの運営非常に収入が各大字持ち回りの責任者になっていて、中、大野が含まれていると、北校区ではね。西校区では赤部、斉音寺、笠、大垣内、疋相まで含まれているというように思うんですけれども、こういう中での議論でいま駐車場を考えていただいたのか。というのは、現在駐車場がですね、残念ながら近くの方が駐車場を使っているだけなんです。買っていただくのはこれは非常に結構なことだと思います。というのは、7カ大字の方々は区長さん特に喜んでいただけるだろうというように思うんです。駐車場についてはですね、先ほどの答弁では放射線状に観光を考えていくとかいう云々の問題あり、あるいはまた町長が従来の観光のパンフレットの中に、これは最近ではなくてちょっとかぐや姫が主体になっていた時代のときにですね、讃岐神社の整備構想を打ち出された分があったわけです。その中にはその他もあったわけなんですけれども、そういうような中で具体化は全くされていない性質のもんでしょう。この議会でそういうような問題を議論をしたことがあるんでしょうか。だから要はこの問題についてはですね、現在の財政事情の問題からいって観光にコンパクトに影響を与えていくというような筋道を描いているような答弁になっていない。私はいま現状からいって、近くの業者の駐車場になってるんです。その他はほとんど止まってないんです。それを拠点にするということになってくれば、もっと大前提は観光の拠点づくりとともにすべての並行した施策をつくって、そしてこのところにメスを入れていくのが当たり前のことじゃないんです

か。にかかわらず、まず駐車場と用地買収がありきでですね、進んでいくというのは、7カ大字の管理しているところについては私もその中の一員ですからこれは結構です。大いに町に買ってもらってですね、そのお金をとにかくあるわけですから運営も楽になるんですよ。しかし皮肉に聞こえてくるか、それは別にして、しかしですよ、この議場での問題は別なんです。要は本当に観光の全構想図があってこれが考えられているのかどうかというと、いまの答弁ではこれは全く不十分です。むしろ大問題になろうと私は思います。というのは、こういう状況の中で一体どんな構想あるんですか。ことし用地買収をし、そして駐車場整備をし、来年ここを拠点にどういう施策を打ち出すんですか。まだ見取図は描いてないという答弁でしょ。そんな形での計画案をいまこの予算の中で入れていただくという、これは従来補正でもできた話なんですよ。これは非常に具体的にどんな構想で具体的に進んでいくのかという年次計画からその他の観光行政の中でのメリット、いま現状、部長知らないと思いますんで、近所の業者の方の従業員の駐車場になっているんです。こういうところをどうやって駐車場を広げてですね、観光に大いに活用するような施策が即できるんですか、そういう点まず1点聞いておきたいと思います。

それから施政方針のところの歳入の部分から入りたいと思います。まず6ページ、3,052万円の増収を見込んでおられます。この中で大幅な制度改正があったにかかわらず3,294万円の増となるという形なんで、資料でいただいている町民税の所得割、均等割、納税義務者数、調定額、こういう問題の云々の中で13年度のこれの増収に係る部分についてですね、数字を挙げていただきたい。これは委員会でも結構ですけども、もし簡単にわかるようであれば簡単に答えていただいて結構だと思います。この部分についてのいまの現状の中でなぜ増税の予算が立てられていくのか。特徴的なのは特別徴収の方がやはりまだ若干増えているという、11年度、12年度では若干増えているということで、安定的な財源が得られるシステムになっていると、この部分は、それは思います。普通徴収についても増えていますけれども、この部分については13年度は逆に大変ではないかというように思うんですね、12年度の決算状況が増えているんですけども、調定額増えているんですけども、現実には広陵町の主要産業の状況からいくと、実感としてこの部分がわからないんですが、こういう部分についての中身を本当に知りたいというように思います。

それから7ページのいわゆる交付税の議論の問題です。一般質問にも出させていただいているわけですけども、このところでは臨時財政対策債に1億6,000万円計上されているわけなんですね。これは今回の政府の内簡においてもこの部分について新たな対策、財政

難の対策として地方自治体に借金を押しつける重大問題になっています。いままで一般質問、あるいはこの場での予算の中でですね、地方交付税に占めるいわゆる有利な起債という形で再三答弁していただいているわけですね。ところがこの地方交付税の中での有利な起債の破綻が今回具体的にあらわれてきている。たとえば内簡ではですね、通常の経常経費、あるいは投資的経費までもが今度はどこで削減されているかわからないですけれども、削減する、こうなっているんですね。まして確かに、なおこの部分についても地方交付税算入、いわゆる元利合計については基準財政需要額に入れるというように確かになっています。しかしこれは地方交付税の総枠の部分からいうと、結局は総枠については地方財政計画にのっとった部分で増えているだけですから、現実問題としては地方交付税のいわゆる主要3税、消費税の部分も入ってきてますけれども、主要財政の落ち込み等からいってですね、大変厳しい問題になっている。すると地方交付税は本来一般会計のお金だということになっていたにかかわらず、今回は一層明らかにですね、返済する部分を入れるということになっているんです。これは一般会計にならないですよ。自由に使える会計にならないんです。そしてその部分のいわゆる地方交付税特別会計、特会で政府自身が責任を持って借り入れていた部分を今度はその借金がもう不可能に近くなったと。そしてこれを続けていくと、地方交付税の地方自治体は痛みを感じていない、それが本音なんですよ、これはちゃんと言っているんですから。痛みを感じていながらその一部、2002年から地方自治体がみずから借金しなさいと。できないところは借金しなくてもいいですよと、これはね。こういうようなお金なんですよ。だからこういうふうなところで地方交付税の議論で新たに借金をしていくという部分については本当に地方分権の中で今度財政破綻になったときに、広陵町の財源、責任を持った財源がつかれるのかどうかというのは非常に心配を私いたします。そういう点に後世に憂いを残すような予算の立て方になっていると思うんですけれども、この点についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それからこの中で私、地方交付税の広陵町の予算の立て方の問題のところ質問いたします。ここにさっき言ったようにダイヤモンドがあるんですね、ダイヤモンドというのは本の名前ですけど、これは3月17日号です。長野県のいまにぎわせている知事の発言が書いてるんです。いわゆる助役はじめですね、地方交付税算入の有利さについて言われていました。しかしこの方はですね、これが地方財政を悪化させる根本で、このことに見直しをかけなければ地方自治体は破産してしまう、こういう観点からダムの廃止をされたとか。それでどうということかといえば、助役等がいままで言っていた問題のそれが地方自治体をつぶすからく

りなんだということを指摘してやめているんです。ここにこう書いてるんです。多目的ダム建設の場合の国庫負担は50%、残りの50%は県負担。しかし県負担のうち95%は起債が可能だ。しかもこの起債部分の66%は償還時に国が交付税で負担してくれる、つまり最終的には国が8割面倒見てくれる計算になっている。このダムの建設を国が結局は大企業の金を使わせて、それを保障するための担保だということなんです。そのためにもたとえばこの点で、あとの2割は一般財源がつくんです。それが地方財政を破綻してきたからくりになっていると。地方債は極端に伸びたと。その部分の自由に使える金の部分はそこに使われていると。だからここをやめたんだと。そして河川の根本問題はしゅんせつなんだと。国はしゅんせつという根本的な治水対策に対して全く補助金をつけないで、この有利な条件だという部分に誘導してきたと。この方はですね、権力的な国土交通省の意向が働く二重権力構造という形のタイトルで書いているんですけども、こういうところの部分、大かれ少なかれ予算は少ないですけども、広陵町の地方交付税に対する考え方にも染まってしまった。だからどこもかしこも交付税に頼りながらですね、一方では借金がどんどんどんどん増えてきたと。国、地方合わせて今年度末で660兆円もの借金になるというような事態になってきているわけなんですね。こういう部分に対しての、やはり私は町職員が地方分権の考え方を求めるために町民に責任を持つという立場から認識を深めていただいてですね、もっと自由になる予算づくりをやっていく。要は公共事業の見直し分、広陵町ではですね、町道やその他毎年2,000万つけて、補正で2,000万つけて4,000万から6,000万の一般財源単独事業をやっていただいています。これは必要な部分です。ところがこういう部分に対する認識を改めながらですね、補助金の部分との整合性を持っていく、起債の整合性を持っていく部分で、事業を減らしながらも私は福祉や身近なところでの対策が立てられるんだという例をここで挙げているんですけどね、それはいいですけども、その部分に対して地方交付税に頼り切る自治体の状況、この例を挙げた状況から考えてどのようにお考えなのかというのを伺いをしたいと思います。それが地方交付税についての2番目の質問です。

議長 寺前さんの演説になってますが、質問の要旨は簡単をお願いします。

4番議員 本題に入ります。それを説明せんと質問できへんから。

21ページの保育料関係について資料をいただいています。これは歳入の部分と歳出の部分同時にあわせて質問するわけですけども、資料をいただいている部分ですね。これは確かに先ほど見ているとありましたんで、説明書の21ページでいま資料で探しているんですけどね、予算説明書は一つ、資料はこの机の下にあったやつです。きょうもらったやつです。

ここに保育所の概要をかなり詳しく資料請求していただきましたので、18ページ、出させていた
だいています。18、19からですね。まず20ページの運営費というように皆なってるん
ですね。措置費という状況が変わって運営費になったわけなんです、中身については全く
変わってないというようになっているのか、その点まず確認をしておきたいと思うんです。
予算編成の途上でも状況で具体的に変わっているということであれば教えていただきたい。
エンゼルプランの部分も含めてですね、この保育所での従来措置費算入になっていた部分と
いうのが変化を持っているのかどうか、まず第1点。

それから19ページのいわゆる私立保育園の運営費、いままでは措置費というように言っ
ていたわけですが、運営費での国の基準が示されています。この分、園長、保育士、
主任、調理員、こうなってるんですけれども、この部分で町と私立の比較、つまり私言いた
いのは、私立保育園というのはなかなか人を採用できない、しにくい、これ以上高くなれば
赤字になるわけですから。そういう部分について町は幸いなことに、私たち非常にこの部分
の改善を要求してきてですね、私立保育園援助要綱をつくっていただいていますね、補助金
を出していただいているわけですが、その要綱に従って、この私立保育園の実情と公立
保育園での格差、これは公立保育園の場合は町の給与表でいくわけですから、これにとらわ
れることはないわけですね。ただ、これは当然国の基準としての運営費の基準はありますけ
ども、私立の場合には園の給与規定、労働組合がありませんので労働協約になっていません
けれども、あるはずなんです、知らないですけれども。そういうところから見ていくと、こ
の部分というのは非常に負担が多くなっているというふうに思うし、そして長く保育士の方
々を採用すればするほど私立保育園の負担になってくるとい実情あるんですが、そういう
点での予算の中であらわれている数値、いわゆる私立保育園独自で負担している部分と、運
営規則で町が補助金を出している部分との合算で見た場合、どのような状況になっているの
か教えていただきたいというように思います。

それから23ページ、高齢住宅家賃ですね。収入、住宅使用料は1,386万7,000
円、この内訳ですね、いわゆる料金改定がなされてですね、1年目は緩やかに改善されまし
た。これは議会でも委員会で一度否決したことがあるいわくつきの問題ですが、現在の
この使用料のいわゆる1号、2号、3号館、こういう分け方がなくなっているわけですが
けれども、それに伴う改正前と改正後の収入の実態を教えてください。現在、これは支出
でいえば134ページで631万9,000円のいわゆる住宅の予算になっているわけで、
現在はもうかっているわけですね。起債についてもかなり返済が終わっているわけなんです

けれども、あとは修繕維持費等についてですね、増えたり減ったりしているわけですが、この点についてのいわゆる住宅経営、現時点での住宅経営についてどうなのか。あるいは土地についてはいわゆる貸借対照表でいえば土地については別に原価として残っているわけですから、あと建物については起債部分と今までの分があるわけですがけれども、そういうような形でもしわかっておれば、この問題を。というのは収入で1,386万7,000円で、現在支出が631万9,000円だから聞いているわけで、もちろん修繕費が増える場合もありますし、そういう場合も含めて聞いておきたいと思います。

それと疋相、六道山、平尾などでですね、疋相については入居されないところについては取り壊して更地にされております。これについての活用の問題というのをどうするのか。これは知恵を出して本当に考えていただきたい。そして六道山についてもですね、いまの状況では非常に危険な状況になってるんですね。だから私はそういう問題からいうと、疋相は疋相住宅の方々にその空き地については管理をしていただく、六道山についても空き地については管理をしていただく、そういうような形で現状を維持させる方法があると思うんですけども、そういう安全対策等を含めてですね、その問題についてどのようにお考えなのか聞いておきたいと思います。

それと23ページ、箸尾の駐車場の実情についてですね、少しずつ認知されて増えているようですが、まだ少ない。私、週に1回はそこを必ず通って、そこを見てるわけじゃないんですけど、まだ1回も使ったことないんですけどね、1点、その辺のところ教えていただきたいと思います。

それから27ページの巢山古墳の整備のですね、1年間遅れてきているわけですがけれども、どのような対策でいま取り組んでおられるのかですね、教えていただきたいと思います。

今度この項で商工費補助金、今度は小規模事業経営支援事業補助金、国の補助金を使っていただくことになったわけです。町の負担金500万、計1,000万でですね、引き続いて靴下の活性化の対策を立てていただく、そういう点で非常にその活性化に対しての継続的な事業というのは努力されておられるわけですし、いろいろな知恵も出されておられます。そういうところについての考え方、そしてまた今年度目標は何なのかというのをお聞きしておきたいと思います。

それから33ページの産業廃棄物等、いわゆる県の衛生補助金ですがけれども、この部分についての活用はですね、あくまでも公共施設、いわゆる堤防の県管理の部分に限られているわけなんですけれども、こういう内容からいうと町はですね、先ほど言った不法投棄に対す

る民間に補助金を出すなり、あるいはまた町が責任を持って不法投棄と認められる部分については対策を考える、こういうのはあつてしかるべきなんですね。公共用地、公共施設、県の管理している部分だけについては町にお任せしますと。民間の部分については民間だからということになってきた場合に、固定資産税まけていただけますかとかいろんな問題出ますよね、それは。そういう問題とは違うわけで、固定資産税についてはですね、評価されているわけですから、そういう部分についてやはりこういう県の施策に見習ってですね、地方自治体が直接隣接する民間に対してのですね、補助金を出さないのであれば町が責任を持って不法投棄と認識できる部分については責任を持つというぐらいの対策必要だと思うんですけども、その部分について再度どういう形でこの補助金との理念上の問題で考えられるのかお伺いしたいと思います。

それから（14番議員「総括して言うたれよ、そんなん。一々言うてたら時間、ちょっとやそつとでいかへんで、これで。共産党さんの勉強してることわかってますからね。」）交付税について、さっきのこのもらってる資料で議論しようと思ったんですけども、これはもう委員会で後退しないということで委員会でやっていただきたいと思います。

それとまず資料のところの1ページですけれども、公園管理費で作業種別単価表出していただきました。これは先ほどの話じゃないですけども、この単価は町独自で算定したものか、それともいわゆる建設物価等でこの単価を出されたものか、もちろん参考は建設物価を基準にされているのは間違いないと思いますけれども、それから見た場合にこの基準の単価はどのような設定をされたものなのかお聞かせ願いたいと思います。

それと3ページ、金明太鼓保存会のいわゆるこれは町から150万ですか、140万ですね、補助金を出していただいている部分ですが、この部分でいわゆる残高が11年度決算で見ると46万6,000円あるわけなんですけども、この保存会の決算というのとはどのような状況で生まれてくるのかですね、いわゆる補助金を出して独自事業としてどういう形でやっているのか等々がわからないもんですから活動費で支出の部があります。そして収入の部ではですね、特別助成金、町補助金、雑入は1,000円ですから、ほとんどがいわゆる町助成金と特別助成金という形の中で生まれてくる黒字なのですね、この辺についての補助金の算定の仕方というのは一体どうなっているのかという問題があると思います。もちろん前年度の繰越金がこの場合には37万4,000円あるわけですけども、こういうような状況はですね、やはり実質上の町が管理している部分からいうとですね、不明朗な部分につながってくるのではないかとことを思いますので、その分の補助金のいわゆる算定基

礎についてお伺いをしておきたいと思います。

7ページのこれも委託料の算定基礎ですけれども、これは平米だけですので省かせていただきます。

それと15ページ、し尿収集運搬損失補填金、これもいよいよおおよまと大和清掃の部分というのが毎年毎年縮小していくに従って補填の問題がより一層大変なことになってきていると思います。今年度ですか、法律に基づいてまた措置するような話もあったような気がしたんですけれども、この点についてのやっぱり算定と実態をどれだけ把握されているのか。いま現状の収集に携わっている方々、たとえばこれは当然事業縮小していくために余剰人員を抱えなければならない、また自分の生活保障についての考えもしなければならない、こういう問題があるわけですけれども、縮小されていくに従って会社の実態が反映されなければならないと思うんですけれども、どこまでこれを把握されているのかですね、聞いておきたいと思います。

それとですね、もう一度大まかな部分に戻ってですね、今年度予算の編成の考え方についてお伺いしておきたいと思います。これはこれで終わります。細部についてはすべて省きます。あと支出のとも皆省きますんで。今年度予算で特徴的な教育予算、先に教育予算のところ。教育の部分でやはり2002年、来年からですね、週休5日制が実施されると。それに伴って新指導要綱、学習指導要綱が始まっているわけですけれども、非常に私たちは心配する事態が新聞紙上でもにぎわしているわけですね。いわゆる奉仕義務を強制するかしないかとかですね、そういうような問題等々あるわけなんですけれども、とりわけ心配するのは教育の危機が叫ばれています。学力の低下が深刻な問題になっています。そういう中であって、これは2000年の12月7日にですね、国際比較の問題で低下論争にまだ決着がつかないという読売新聞の国際学歴比較の新聞記事があるんですけれども、ここでですね、非常に学力低下が心配だと、特に好き嫌い、理科や算数、数学についてはですね、国際的にいえば46カ国比較していえば、下から2番目の部分、教材もあると。あるいは中以下の教材があると。そういうような実態を見ながら文部省はですね、学力はおおむね良好なんだという発言をしているんですね。ところが私たちの現場の中ではですね、学力の低下の部分というのは非常に心配される深刻な問題になっている、こういう部分について学力の低下を来さない、こういうような取り組みというのは、新指導要綱に頼っていたのではですね、競争と選別が強化される内容になっているわけですから、そういうような危険な状況を認識しながらですね、もちろん国の施策の中で具体的にどうやっていくのかという真剣な教育委員会の取

り組みが必要だと思うんですけども、広陵町での学力の低下の分、これは全体が下がってきて深刻、大学などという高校の1年の授業を再度やらなきゃならない、常態化しているというように言われているわけですね。高校においてもそういう状況がある、そういうもの

が反映していると思いますんですけども、その点についての広陵町の取り組みの問題、これは町独自で本当に教師を雇うとかいろいろな問題で一般質問されていますけれども、その問題についての教育委員会のこの学力低下に対応する取り組みについてお伺いをしておきたいというように思います。

それからこれは町長に聞かなければならないと思うんですけども、結局今度の予算の特徴は何だかんだといっても社会保障分野ですね、結局2兆円を超える金額を国民に負担させているんです。1月から始まって医療費のいわゆる定額制から定率制、並立もちろんされる状況もありますけれども、こういう問題にですね、結局は約3,000億円が国民の負担になっているんです。それから介護保険でもですね、これはもうことしの10月から満額取るようになるわけですから、そういう点でいえば3,800万円、もともと決まっていたという問題は当然ですけども、それをすぐに取り上げれば大問題になるから避けていたわけですが、これが10月から開始される。3,800億円が負担になる。あるいは年金に関してはですね、スライド制をやめてしまったと。ことしの4月からいわゆる61歳から比例定額部分についてはですね、繰り上げになってしまうと、こういう点で1兆円もの国民の損失があるわけですね。こういうような状態から失業率の雇用保険なんかもっとひどいですね。いままで自己都合でない場合については300日のいわゆる支給限度額があったのが180日に変わってしまっていると。こういうのは本当に大変な状況が生まれてですね、不景気な状態をさらに悪化させるということになっているわけですけども、こういうような予算の取り組み、一体どのように認識されているのか。

また、特にここで一言言っておくとですね、いわゆる児童手当の問題ですね、今度はどうですか、扶養控除の部分を削って90何万人ですか、拡大をすると。実際には朝日新聞の記事もここにあるんですけども、もう出すのあれですけども、この問題が本当に正当なのかどうか、大いに国会で議論しなきゃならない問題だとわざわざ指摘してるんですね。結局は少子化対策にならない、少子化対策は保育所の充実や、そしてまた働く女性の方々への気配りをもっとすべきだと言うてるのに少子高齢化対策、いまの場合は少子化ですけども、児童手当をですね、特別扶養控除の部分を減らして、そして人数枠を広げる、これは実際に

はマイナスになってるんだということでは言われているわけですがけれども、こんな部分も含めて国民の負担、非常に大変なことになっていますけれども、理事者はどのように考えておられるのか、このことも聞いておきたいと思います。以上です。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 まず保育所の件でお聞きいただいております。保育所につきましては、運営費の委託料ということで出させていただいているものでございます。それでその算定額の出し方でございますけれども、これは基本分、それから民生費の分、それから採暖の分、それから事務職員の雇い上げ、（4番議員「措置費と変わっているのか変わっていないのか。」）一緒。

（4番議員「一緒ですか。それで結構です。」）

あとは私立と町の負担の関係でございます。それぞれ給与の方につきましては、私の方も実際私立の方の園長さんの年齢とか、またたとえば経験年数とかそういうことと、それから町の方の職員とのあれは出しておりませんので、いまは申し上げかねます。

それから私立保育園と町の負担ということでございます。それぞれ町にしましても私立にしましても、私の方はそういうそれぞれ子供さんの年齢ですね、それに基づきます単価、それからご承知いただいておりますいまちょっと言いかけましたそういうものを同じように算出をいたしまして出させていただいております。それ以外に特に私立の方につきましては、何といえますか加配保育士さんの人件費、また保育園の委託医さんの報酬の部分、あるいは児童の採暖の費用の補助と、そういうのを私立の方へは、それから日本体育協会の学校センターへの加入補助金ですか、こういうのも出させていただいておりますから、公立よりは私立の方へ手厚い措置といえますか委託をさせていただいているというところでございます。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 施政方針の中での町税の増収という施政方針でございますが、現在増収という、結果的には増収になるわけですが、現状の納税義務者、あるいは納税義務者等を基礎にいたしまして一応積算をさせていただきます、結果的に増収になったということでございます。普通町民税の現年分といたしましては、普通徴収分で763万4,000円、特別徴収分で1,341万5,000円、それから個人の所得割の分として所得に対します分としては15億4,895万6,000円、それから分離課税の分ですが、この分で4,500万円、それから退職分として2,000万円、税務署の更正等がありますので、この分で3,000万円と、これ合計いたしますと16億6,500万5,000円という額になります。これで徴収率を98.5%と見込んで予算額として16億4,002万9,000円と、こういう

積算を行っております。それから法人町民税につきましては、一応状況等の中で収入の見込額としては1億4,965万2,200円ということに対しての収入を見込んでおるわけですが、徴収率を97%程度に見ているという状況でございます。

それから二つ目の地方交付税の議論の中でございますが、寺前議員がおっしゃるとおり制度はそういうふうになっておるわけですが、臨時対策債で措置するという制度の中で、我々としては財源を求めの中で、やはり現行の制度に基づいての収入、財源の確保をするというのが原則でございますので、その後おっしゃっている内容につきましては、私たちも一応認識はしておりますし、これは地方分権の中でやはり財源というものはぜひ必要なものでございますので、改正等についてはやはり町村会等を通じての要望ということでこれから進んでいきたいと思っております。

予算編成方針につきましては、4ページから6ページに施政方針の中で書かせていただいておりますので、同じ内容をご説明申し上げることになるかと思っておりますので割愛させていただきます。

それから箸尾駅前の駐車場の収入の状況でございますが、現在は9件の方が定期使用いただいております。当初から比べますと4件増えているというのが状況でございます。あと利用については、頻繁に利用という状況までは至っておりませんが、やはり大阪へ出られる方々の利用にかなり重宝がられてるというふうにも聞いておりますので、これからも利用をどんどん進めていくようにそれは考えていきたいと思っております。以上です。

議 長 はい、環境部長！

環境部長 不法投棄の民有地に投棄されたものの対策でございますが、いまのところ行政がそのような対応をしていないというのが実情でございます。ただ、家電リサイクル法が4月から施行されますし、今後ごみの有料化というところもどんどん進んでまいりましたら不法投棄がますます増えてくるということで憂慮しているところでございます。そのような部分につきましては、今後の状況を見ながら考えるべきではないかなというふうに思います。

それからし尿収集運搬の損失補填金の件なんですけど、下水道整備に伴いまして収集戸数がどんどん減少を続けております。収集業務の委託をしております会社の経営が非常に圧迫を受けているということで、現在、県と合特法という法律に基づいてどのような合理化計画を樹立すればよいか、事業者と協議を進めているところでございます。今後、その協議がまとまりましたら、また議会の方でご相談申し上げたいと思っております。その節はよろしく願い申し上げます。

議 長 寺前議員の質問途中ですが、お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により午後7時まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は午後7時まで延長することに決定いたしました。認めました。

都市整備部長！

都市整備部長 23ページの住宅使用料の件なのですが、平成10年に家賃の改定がされまして、10年、11年、12年、13年という形で負担調整率を定めまして、10年は0.25上げる、また11年は0.5、12年は0.75、今度13年度は丸々1という形でしておるわけです。それと取り壊し、ことしも正相住宅が1カ所不要になって取り壊し、予算計上させていただいているわけなのですが、広陵町全体の住宅計画を見直さなければならない状況にありますので、それも踏まえた中で後の利用等、また危険箇所の管理等を行ってまいりたいと、かように思っております。

それと資料の1ページの施設管理公社の業務委託の単価なのですが、これは国、県の歩掛かりを参考にした中で公社の方で定めていただいた金額でございます。

金明太鼓の保存会活動助成金につきましてですが、以前の従前どおりでずっと140万円で、中の保存会の会員数も勘案した中で当初定めてこられたという形で解釈してますねけど、そのままの据え置き金額でずっと来ております。

先ほどの竹取公園の駐車場、冒頭におっしゃっていたわけで、議員さんもお承知のとおり昨年7月に7カ大字の区長さんからも、いま現在の7台の駐車場は神社敷地内であると。だから讃岐神社から竹取公園へ行く、いまほとんど草が生えてかぶさっているわけなのですが、その道路もまた巢山へ行く道路網等踏まえて町独自で民間の土地を高田河合線に沿っていま現在の駐車場の、神社敷地の駐車場の南側の方をきれいに整備して町としてもそういう構想の中で7カ大字の区長さんの要望も受けた中で拠点となる地域の必要性がせば詰まったような状況で先考えていくべきやないかということで一応計上させていただいた内容で、答弁になっているかなってないかわかりませんが、ひとつご理解のほどお願いいたします。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 27ページの社会教育費補助金と巢山古墳用地費償還金補助金、巢山古墳整備事業費補助金ということで、巢山古墳用地費償還金補助金は、これは巢山古墳用地先行取得の償還金に対する補助金でございます。1億4,955万3,000円、補助率は8

0%でございます。その下の巢山古墳整備費事業補助金、これにつきましては13年度事業として簡単に申し上げれば、池を半分せき止めて堤防を築いて農業用水の確保と、それから発掘調査をしやすいように、半分空にし半分に水をためるという方法でございます。仮の堤防をつくります、その経費。そして発掘調査、木の伐採ということで2億1,775万4,000円の2分の1補助というところで1億1,088万7,000円と、こういうところでございます。

議 長 はい、教育長！

教 育 長 寺前議員の学力の問題でございますけれども、議員もご承知のように、今日までの教育は、我が国の発展に大きく貢献してきたということをご承知のとおりだと思います。しかし、子供の心の問題、あるいは学級崩壊などそういう心の問題に起因するような事柄や、あるいは急激な社会の変化、国際社会でたくましく生きていく人間の育成がこれからは非常に大事であるということから、この教育改革が行われていると承知しているわけでございます。その中で学習指導要領もその方向への転換が図られている。週2時間、これは14年度からになるわけですが、週2時間の授業時数が減になります。内容は約3割減になります。いままで消化不良していた子供たちに消化不良させないように基礎的、基本的な内容をさらに厳選して、精選やなしに厳選して基礎的、基本的なことを確実に身につけさせるということがまず1点でございます。そうして学力とは何ぞやと言うたら非常に難しい部分があるわけですが、昔でいう読み書きそろばんが学力であるというような学力観点から、現在はやはりそういう基礎的なことを身につけてさらにみずから課題を見つけ、みずから考え判断し、正しく行動のできるものが広義にわたる、また今日的な社会に必要な学力であると、このようにとらえることができると思うわけでございます。そういう意味で、なるほど一部学力低下、狭義にわたる狭い意味での学力についてはいろいろ議論もあるところでございます。したがって、文部省におきましても全国学力調査なるものを継続的に実施して、いわゆる基礎的な学力面が低下していないかということも継続的に追跡をしていくという事業も組まれているようでございますので、そういうことで私たちも基礎的な学力というものを大事にしながら、さらにいろいろなことを経験させる中で、本当に生きる力を養わせていくような、たとえばご承知のように総合的な学習の時間もその一つでもあるわけでございますので、広い意味での学力ということで今後も学校教育を進めてまいらなければならないと、このように考えております。以上です。

議 長 はい、4番議員！

4 番議員 教育の問題ですけれども、学力の低下というのはいま本当に子供の心をむしばんでいることであり、そしてまた問題行動を起こす大きな中身になっているんだと、こういう点ではですね、教育に携わる方々の中では一般的なことになっているというように思うんです。現実問題として一番大きな問題は、今度の指導要綱ではですね、結局はいままでゆとりある方法で基礎学力をきっちり身につけるといことが私たちは必要性があるんだと、詰め込みではだめだというように言っていたのが、今度は一転してですね、ゆとりの部分の段階でですね、たとえば最近の点でいえばですよ、算数は2桁の足し算、引き算は教えないというんですね。あるいは円周率は3.14と一応教えるけど、計算は3でやっていいんだと、こういうような形で、いわゆる基礎学力を身につけるんじゃないで、もうとにかく子供たちの状況をどう見るか言うたら、文部省が新学力観を90年に示してからですね、結局は何やっているか、関心、意欲、態度で評価すればいいんだと、こういうことがずっと来ているわけですから、だからそこで学力の低下という問題は一番大きな問題になっているわけですから、たとえばそこで基礎学力をきちんと身につけさせるというところの部分というのは非常に力を注いでもらわないと、結局はもう学力はさっきおっしゃったように昔の読み書きそろばんの最低限度でいいんだという形で追いやられてしまうと。一方では、そのことが全般であればすべての人の教育の環境というのは同じですけれども、一方ではですね、優秀な人材を探してですね、飛び級を見つける、あるいは天才教育をする、こういうようなことがやられるわけですね。だからこれは明らかに人間を差別化する、そういう方向が打ち出されている問題だということで非常に教育界でも問題になっているわけですから、私は広陵町の教育委員会がこういう状況の中にあってですね、少なくとも子供たちに基礎学力を身につけさせるという対応を具体的にどうするのかということを考えていただきたいということなんです。だから要はほどほどでいいというような状況でないということで、学力の危機に対する取り組みをやっていただきたい、こういうことを再度質問したいというように思います。

それから讃岐神社の問題ですけれども、買っていただく点については7カ大字はそれは結構なんです。しかし町が買う場合には、先ほども言ったように、それを買ってどれだけ効果を持った観光行政が進められるのか。これを抜きにして買うとですね、行政の基本的な立場がないじゃないですか。だからそのところについて町長、実際にそしたらどういう形でそこを拠点にしてやっていくのかというのぜひ答えていただかないと、これは金の使い道についての問題があるというように思います。

それから不法投棄の問題ですけれども、これ理屈的にいうとね、民間だから管理者しな

いというけれども、ほつてくると。これは固定資産の評価でいうとですね、そういうような状況に追いやられると私的な管理をするという限度を超えた問題についてはですね、その土地に対してのやっぱり評価につながる問題なんですね。私はそういう理屈の問題は一方でありますけれども、公共用地であれば県は町に補助金を出す。民間についてもそういう不法投棄であればですね、自治体は直接関係する問題ですから、やはり補助金を出すという姿勢はこれはあってもいいんじゃないですかと言っているんですね。理屈の中では決して補助金の使い道についての基準さえ明確にすればですね、おかしな問題ではないわけなんです。静岡県なんかではですね、不法投棄をさせないためにわざわざ地域の人を雇ってですね、巡回に回るとか、それだけの覚悟を持って不法投棄の対応に当たらせるというようなこともやっている自治体が増えているんですから、そういう点の危機意識というのはもっと持っていただいて、やはり民間のところに捨てられたものについてはやっぱり町が適切に対応していただくという点が必要だと思うんですけれども、再度お聞きしたいと思います。

それから住宅の問題はですね、これは一つは平成10年のときの比較をすればわかるわけなんですけれども、一体幾ら増えているのかという点についてこの中で教えていただきたいということなんで、もしそれがわからなければまた土木委員会で教えていただきたいと思います。ただ、問題は疋相や六道山についてもですね、非常に取り組みの問題をどうするのかというのは大変な状況だと思うんです。私はいまとりあえず、その地域の人に、疋相であれば町営住宅の入居されている方々に、これは方々と相談しなければ、そんなもの嫌だと言われたらしまいですよ、方々に相談してですね、そのいわゆる空いたところの土地の活用については、その地域の方々が責任持って有効に使っていただく、そして管理も行ってもらう、こういうこと、六道山の住宅も同じなんです。そういう形で入居されている方々が空きや、あるいは空き地についての管理を任す、こういう形で管理に力をかしていただけないのかと、こういうことの解決策というのは私はあると思うんですけれども、いまのままでですね、もう何年来議論をしても結局は状況変わってないと、こういう問題がありますんで、ぜひその辺での取り組みの問題を真剣に考えていただきたいというように思います。

それと先ほどの積算根拠ですけれども、国の歩掛かりを使っているということですが、それはそのとおりなんですか、それともそこから何割を減額させて町の単価基準にしているのか、そういうところを聞きたいのでそのところを教えておいていただきたいと思います。

私立保育園の問題はですね、私立保育園の言ってる問題は、先ほども私立保育園の補助金、

いわゆる私立保育園運営補助金というのがあるわけなんですけれども、それを設置したときはですね、先ほどの賃金格差の問題、そしてまた毎年毎年確かに言われた雇用、その当時は保母さんを雇い入れなければならない問題があるので余裕を持った加配についての問題、こういう問題を勘案してですね、私立保育園運営補助金といういまの名称にもなっているわけですから、そういう実態というのは町も毎年毎年把握しながらですね、実情に合ったやっぱり私立運営を公立と見劣りにとらないような補助金、助成をしていくという施設が必要だと思うんですけれども、そういう点を聞いているのでその問題をお聞きしときたいと思います。

議 長 すみません、質問の途中ですけどちょっと休憩します。

(P.M. 5 : 06 休憩)

(P.M. 5 : 21 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

はい、福祉部長！

福祉部長 先ほどおっしゃっていただきました私立保育園の運営費補助金の件でございます。

先ほどご答弁で4項目ほど簡単にお話申し上げました。それによりまして町が各園の園児数によりまして以前から補助をさせていただいております。ちなみに実績でいいますと、11年度は4園合わせまして2,127万7,000円余りをさせていただいているというところでございます。これは今後も続けてまいる所存でございます。以上でございます。

議 長 はい、都市整備部長！

都市整備 先ほど寺前議員から住宅の平成10年、13年の比較をおっしゃった件でお答えいたします。これは家賃計算は原価計算を基礎にして算定したものであります。それと入居者の所得状況に応じて大きな変化はない状況になっております。それで場所ごとに申し上げますと、六道山は平成10年で2,350円、平成13年時点では家族全員の所得を踏まえて所得計算をして一番安い人で6,500円、高い人で1万5,500円、平尾につきまして平成10年は2,350円、13年は安い人で6,500円、高い人で1万3,300円、疋相の第1種住宅では10年は1,700円、13年は安い方で2,600円、高い方で2万8,000円、疋相の同じく第2種住宅では平成10年は1,000円、13年は安い方で2,100円、高い方で2万4,600円、古寺の第1種住宅では平成10年は1万5,300円、13年の安い方で9,800円、高い方で3万8,000円、古寺の第2種住宅では平成10年は1万3,300円、13年は安い方で9,000円、高い方で3万7,2

00円、所得金額につきましては10年から13年で変動は大してございませんでした。

議長 はい、環境部長！

環境部長 不法投棄の件なのですが、予算に組み込んでおりますのは、町が管理しております道路、河川等に投棄されました産業廃棄物に限った措置についての予算でございます。この点をご理解いただいているものと思います。ただ、先ほどご意見としておっしゃっていただきました件につきましては、危機意識を持って調査研究をしてみたいというふうに存じます。

議長 はい、町長！

町長 先ほどから寺前議員が本当に情熱を傾けていろいろとお話を聞かせていただきまして非常に参考になりました。私の範囲でお答えしたいと思いますけれども、讚岐神社の駐車場という名目で挙げさせていただいておりますけれども、やはりかぐや姫の町として広陵町を一つの古代ロマンを訪ねた浪漫回廊というような町循環、主立った文化財のところを循環して回れるようなコースを設けていきたいなと思っております。前からもうずっと5年も6年も前からそういう浪漫回廊という読み方でPRもしておりましたが、そのようなときの出発点に、出発する起点に私はなろうかと思えます。何としてもやはり讚岐神社、またこれから長年にわたって開発をしようとしておるところの巢山古墳のこれから年数が経つごとに、増すごとに私はよくなっていくと、またよくしないといけないと考えております。またほかの品物を買ったりするのであればいつでも買えますけれども、土地というのはやはりその場の生きにいく有効な土地でなければ決して役に立つような土地にならないと思うんです。そういう意味ですぐにわかにお買おうとしても、手に入れようとしても手に入れられないのがやはり有効な土地であろうかと思えます。土地によってはやはりかぐや姫の町としての讚岐神社のあそこのあの場所は有効な土地だと私は考えております。また、古文化会の皆さん方からの要望も文化財の資料館をつくってくれというような要望もありますし、またあそこですくという意味ではございませんが、土地を、あの隣接した軒下三寸は3倍の値打ちがあると思うんですよね。土地はいま値打ち下がっておりますけれども、やはり何というても軒下に続く土地というのは3倍の値打ち、価値があるという考え方から、安い買物ができたなというふうに私は感じておるところでございます。また私の町政時代にできなくても、先代服部町長が土地を取得して確保しておいたところの土地は皆引き継いだ林田町政によって皆さんのご協力を得てサン・ワーク広陵も服部さんのやっぱり時代に入れられた土地ですし、また6日の日でしたか、200万冊を貸し出しを成功した、達したという記念の式典もありま

したけれども、あの図書館の土地もやはり服部さんが手に入れておいてもうたから私はそれだけの価値のある図書館ができたというふうにやはり先代に感謝しているところです。また向かいの南側の土地も将来青少年の健全育成の場所にしていこうということも備えておるところでございますが、そういう意味であのわずかな土地でございますので、そのわずかな土地が価値のあるものと私は信じて疑いませんので、その点ご了解願いたいと思います。また長期計画的にやはり考えていっていただきたいなど、かように思うわけでございます。

それと政府のいろいろなことについては、また今度は森総理も退陣されるようでございませし、またどのような変化を起こしてくるかもわかりませんが、やはり何といたしましても地方の時代と言われているこのときに、やはり町村合併は避けて通れないこの過程になるのではないだろうかというふうに思います。そういうことを考えたときに、広陵町はどことどのように合併していくんだらうかということ想像したときに、広陵町が中心になるような合併には恐らくなにくいのではないだろうかというふうに思います。そういうことを考え方ときに、どっかの端に位するようなことにでもなれば、やはり現在の広陵町の町民がやはり何らかの不自由を感じていくような状態になるのではないだろうかということでは私は危惧しておるわけでございます。そういう意味でやはりできるだけ広陵町は広陵町の手においてやはり百年の大計を持った計画を立てながら、窮屈な予算ではございますが頑張っていかなければいけないなというふうに考えているところでございますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいと、かように思います。どうもありがとうございました。

議 長 はい、14番議員！

14番議員 歳入の方の3ページですが、これはこの景気が悪うて非常に滞納が増えてあると思いますが、町税で何件、あるいは金額、ちょっとそれ固定資産税、自動車税、そういう問題についてちょっと何件で金額何ぼか、それひとつお願いしたいと思います。

それと108ページの塵埃焼却場、資源化工場建設でございますが、今年度で1億3,800万余り、これは町長はひとつ命がけでやるということをおっしゃっておられますし、大体この資源化工場で大体幾らで総額で大体このぐらいでひとつ計画をするという、そういう金額が町長これ持っておられるのか、そういう点について、やはり町民皆さん方は一番やっぱりこの生活の上でごみの処理というのが一番大事だと思いますし、町民皆さん方が非常に心配もしておられますので、大体総額、このぐらいのもんをやるんだという計画をひとつおっしゃっていただきたい、かように思います。以上でございます。時間がないのでそういうことでひとつよろしくお願いをいたします。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 滞納状況ですが、本年の2月現在でご了解いただきたいと思うんですが、金額的に申し上げます。県、町民税で1億1,958万4,029円と、徴収率といたしましては本年度は17.2%、それから法人町民税につきましては809万4,000円、徴収率につきましては33.19%、それから固定資産税につきましては1億4,229万4,729円、徴収率で16.55%、それから軽自動車税で193万1,100円、徴収率で18.27%、2月現在でこのような状況になってます。

議 長 ごみ対策室長！

ごみ対策室長 一応現在町といたしましては、RDFの炭化施設という形で進めております。この建設費の概略でございますが、RDF関係で36億円、そしてリサイクルプラザという形の建設費で約12億円、こういう形を持っております。用地費はここには含まれておりませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 はい、14番議員！

14番議員 とにかく一日も早く、やはりひとつ古寺の皆さん方にそうしてご理解をいただけるようにひとつ努力を切にお願いをしておきたいと思っております。以上でございます。

議 長 ほかに、1番議員！

1番議員 ちょっと4点だけ聞いておきたいと思っております。一つは補正予算で流れた防火水槽設置工事の件、そして環境アセスメントの委託料、この二つが補正予算でも流れました。そして一つは馬見中地区保育園工事基本設計委託料、この件について。それから転作について。町長の施政方針にもありましたけれども、本町の達成率が県下で引き続き低い位置にあると、これはどういう理由があるのか。また農家の方々はこの減反について、転作についてどのような意見を持ち、どのような声があるか聞かせていただきたいと思っております。また、この転作達成率が悪いというのはどこに原因があるのかをお願いしたいと思っております。

それから馬見中地区保育園の工事基本設計委託料であります。いま現状この広陵町の真美ヶ丘を見ると、北と南にいま広陵福祉会の運営されている保育園が約もう10年ぐらい前から民間委託等で広陵福祉会というところに委託して現在までやっていたいただいているんですが、いまこの予算を見ますとですね、馬見中に新たにこの保育所をつける、この設計料は266万7,000円を見ると、大体2億ぐらいの建物かなとは思っているんですが、どこに委託されようとしているのか、それとも町単独で直営でやられようとしているのか、その基本的なものがなかったらこうした基本設計はできないのではないかと私は思っているんですが、

理事者側はどのような意見を持っているのかお聞きしておきたいと思います。

それから環境アセスメントの委託料、いわゆる清掃センター問題が起こって、環境アセスメントしたいわけですが、地元等の意見のなかなかの調整もできずして何年か流してきたわけでありましたが、今年度は特にこの環境アセスメントのこの5,000万をですね、ぜひとも使っていただいて、そして一歩も二歩も、この清掃センターの建設に向かって頑張っていたかと思っておりますので、この環境アセスメントのぜひとも使う、使いたいという決意をですね、お願いしたいなと思っております。

それから防火水槽設置工事3,190万、平成12年度のこの予算、流した補正予算を見ますとですね、大体こうした防火水槽というのはやはり生命と財産を守るために地域の方から要望が上がって、その予算をつけるわけですが、これも流すということが大体ですね、僕から見るとですね、おかしいなと思うんです。こうした防火水槽の各区から出て、こうしてこの地域この場所につけたいという八八決まっていると思うんですね。それが流れるというのは、なぜ流れたのか、補正予算で聞いておけばよかったんですが、この新しいところは絶対につくのかどうか、まずその4点、先にお伺いしておきたいと思っております。

議 長 福祉部長！

福祉部長 ご質問の中地区におけます保育所の建築設計の件でございます。ご承知いただいておりますようにまだまだ年度を追ってですけれども、馬見中、北の方で建設をされる計画は持っておられます。ほぼ南の方は落ちついております。ほぼ入っていただきましたので、これからは横ばいか、しばらくしますと減っていくのではないかなど、こう思います。それから北の方と馬見中につきましては、先ほども申し上げましたようで、まだまだこれから増えていくと。ある程度の基礎のもとに人口予想も10年ぐらいの子供の数等予測は立てております。その中で馬見、現在北の保育園につきましてはもう敷地があれ以上ございません。また建物も増築でね、ある議員さんに計画性を持ってないんじゃないかということですね、2回ほど増築しましたけれども、叱られましたけれども、あれで筒いっばいなんですね。だから先ほど言いました増えていくということになりますと、やはりあそこではもう無理だと。そうすれば馬見中で幼稚園用地が町として保有しています。3,000平米弱ですけれども、これは教育委員会の方と町の方でいろいろと調整をされた結果、幼稚園の方ではいまの見込みですよ、建てることはいらないだろうと。だから保育所の方でというのがございましたので、一応そちらの方へ、先ほどおっしゃる少子高齢化もございまして。またいろいろご婦人方の就労の件もございまして、収容をするために措置をするために建ててまいりたいと、か

ように思いまして、この設計だけをお願いしたと、こういうことでございますが、おっしゃっていただきましたように工事費についての想定は約2億余りの想定的设计費を見させていただいております。定員はまだはっきりわかりませんよ。ただ、あくまでもそれぐらいの費用の、またいろんな人数の見込みをいきますと約60名ぐらいが適正ではないだろうかなど。おっしゃっていただく人数の方もそれぐらいですね。それから建物の面積にしましても800平米ですか、それぐらいになるだろうと。それから肝心の公立でやるのか、私立民営化でやるのか、あるいは私立をお願いするののかというところなんですけど、いま現在いろいろなあれで詰めておましてね、実際はまだ決定はなっておりません。これは発注するまでには方向性をね、きっちりと立てて設計の方からさせていただきたいなど、かように思っているところでございます。以上です。

議 長 総務部長！

総務部長 防火水槽の設置工事費の件でございますが、本年度につきましては一応40トン2基と60トン1基というものを予定しております。おっしゃるとおり大字要望を主にしまして予算を計上しているわけですが、一応消防の計画の水利の確保という面からもやはり年間3基程度は増やしていきたいということで、現在は157基を防火水槽としてはあるわけですが、先ほども申されました補正予算との関係を申し上げますと、設置できましたのが笠だけということで、設置できなかったのが当初予定しておりました古寺と中村ということで、古寺は環境整備の一環としての設置をしようということでの1カ所、それから中村については民有地のため、ちょっと話がつかなかったということで1年延びて今年度にやりたい。それから新たに百済で2基が要望あると、こういう状態で今年度は3基ということになっております。

議 長 ごみ対策室長！

ごみ対策室長 環境アセスについてのお尋ねでございます。ご承知のように平成12年度は予算書で補正させていただきましたように地元の了解が得るに至らなかったと、こういうことで減額をさせていただいたものでございます。また改めまして13年度でこのアセスの予算を組ませていただきました。この環境アセスにつきましては、ご承知のように春夏秋冬の四季にわたってのいわゆる調査を済まさなければならないと、こういうことでぜひ1年余りの期間は要するものでございます。現在のスケジュールから判断いたしまして絶対に今度は流すことのできない、そういう予算でございますので、そういうつもりで対応してまいりたいと、こういうふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 一応転作の達成率の低下についてですが、参考までに全体的なことを申し上げます。平成12年は49.7%が目標達成率として割当でした。今度平成13年は0.5%上がりまして50.2が今度国の方から県を通じて市町村へ言われております。

それと広陵町の達成率につきまして平成10年で75でしてんけど、そっから徐々に下がりがりまして、11年には67.0、12年、昨年は65.4という形であります。国全体は100%を達成しておるわけですが、県は94%達成率平均県となっております。そのことを思えば、県下で広陵町の場合は65.4ですので、かなり下回っておるという状況であります。

そこで要因としてやはりこういえばまたおっしゃるかもわからないんですが、国の施策としましたら、その土地土地、県の実情やなしに全国一斉で踏まえた中でこういう目標率が定められるという形であります。そうした中で、広陵町におきましても兼業農家もかなり多いし、また保有米だけの反別の所有者も多いという形になっておる中で、やはり地域の実情もかなりあるんじゃないかと、かように思っております。現在の実情はそういうことでございます。

議 長 はい、1番議員！

1番議員 いま数字はわかりました。県の94%から比較するとですね、やっぱり30%も低いと。それは県の方も言われますわ。もうやむを得ないでしょうね。それをどうするか。じゃそのままいいのか。農家の方はですね、やっぱり転作していわゆるやみでつくってこっちの方へ、ほかの方へ売った方がいいという形もとられるわけですから、もっとほかにですね、やはりコスモスとかいろいろPRもされてるんでしょう。また小麦等もですね、もっと要因をですね、国からとか云々じゃなくして現状合わせて、やはりこの広陵町の近隣をですね、こんな低いところはないと思うんですよ。同じような隣接したところはですね、環境的には同じようではないのかなと思うんですが、やはりもうちょっとしたPRをですね、小麦とかその辺をですね、もう少しPRした方がいいのではないかなと。せっかく施政方針の中にも町長がこうしたことをあえて取り上げて述べているわけですから、その決意をひとつもう一度基本に戻ってですね、やってもらえたらなと思っております。

それからいま保育所の問題であります。設計、建築にかかるときにおいてきちとした方針を決めたいというような答えがありましたけれども、それは当然ですね。やはり決まったところの保育方針といいましょうか、教育方針といいましょうか、そういうものがなかった

なかなか建物の構造的にもどうい保育室をつくったらいいのか、基本的には決まっておるでしょうけれども、やはりそうした園の方針をですね、取り入れて行わなければいけないかなと思ってるんです。私の意見はですね、やはりいま南保育所、北保育所においては先ほども言いましたように広陵福祉会の方をお願いしているわけですが、私の意見から言うならば、また新しいですね、違ったような色のある、たとえば私立をお願いするのはいかがなものかなど。ああした真美ヶ丘の中で割合にいま保育所の運営についてはそんなに意見も聞かないわけですから、それにあえてまた違った教育方針をお持ちの方がですね、あの中で馬見中の保育園をですね、運営されるということについては非常に懸念する面もありますのでですね、その点も考慮していただいて選考していただければなと思っております。以上です。

議 長 はい、都市整備部長！

都市整備 なるほど山田議員からおっしゃっていることのとおりでございます。広陵町といたしましても各大字の支部長さん、37カ大字あるわけですが、ことしも2月に寄っていただきまして広陵町の実情等踏まえて町長からも協力要請しようという形でJAの桜井しき地区センター所長、部長、また広陵町長名で各支部長さんに会議の席上でお願いしていただいた実情でございます。

それとレンゲ、コスモス、麦、大豆等についても要綱等をわかりやすく添付いたしまして、支部長さんのお力添えをおかりする形で説明して、今回の休耕、転作の事前申し込みのときに各大字へ持ち帰りまして、農家の方々に説明していただく形でPRを兼ねてやっておるわけですが、今後なお一層力入れて頑張ってまいりたいと思いますので、ひとつよろしく願いします。

議 長 ほかに。 はい、13番議員！

13番議員 簡単に質問させていただきます。まず休耕、転作の件でいま竹田部長、いま新任で非常に大変だと思いますねけれども、なぜこういう転作が達成されない、広陵町が悪いのかというやっぱり原因は探られる必要があると思うんです。僕は農協におりました時分には100%の達成をずっとやっていったわけなんです。現在、一番の問題点はね、指摘しておきますけれども、やみ小作です。この方々が100%つくって、よその田んぼで100%つくっておられる、これが非常に大きく影響しております。それと個人個人の対策になったと。個人個人あたりの転作達成になったと。昔は地域達成であったわけですね。これが地域達成をやろうとすればやみ小作は非常に排除されたわけです。勝手に、大塚なら大塚の土地へよその者がつくりに来たかて、その分は転作してくれよと、そういうものがあつたわけですが

ど、最近はそういうの一切なくなっているというところで、やみ小作の実態を調査されるのが私は一番大事なことじゃないかなと思います。その辺は答弁は結構ですので、お話だけはさせていただいておきます。

その次に今回の予算書を見せていただいておりますけれども、広陵町の最大の課題と申しますのはごみ焼却場であるということで、今回ごみ焼却場に対してどういう予算を組まれるのかなということを見ておったんですけども、アセスメントの5,000万だけと。そうしたらこれもし地域と話し合いが付きましてした場合には、僕は町単関係の町単の工事費用がかなりかかるんじゃないかなという感触は持っておるわけなんです。そこでいま現在これにこの施設ですね、施設建設にかかわる基金と申しますか、使えるお金ですね、それがどのくらい保有されているのかということでございます。きょうまで、私が議会へ来てからほとんど基金が積み立てられたような形跡は見ておらないんですけども、この辺ひとつお聞かせ願いたい。今回の非常にほかにはいろんなばらまきというたらおかしいですが、ほかのいろんなところに予算がついております、今回の予算書見ましたら。こういうところにほとんどついてないのが意外だなと。町長も命がけとおっしゃっている割には金銭的なものが伴っていないんじゃないかなというのがこれは私の感想でございますので、ひとつ基金等につきましては、名目は違いますがこれに使えるんだという基金がございましたら、それも含めてで結構でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

その次ですけど、121ページのちょっと僕聞き漏らしたかもわかりませんが、17番公有財産購入費、用地取得費で4,100万円上がっておりまして、これが讃岐神社前の土地だと。ここで駐車場をつくるんだと、その用地だということで、これ何坪あったんかということをお聞かせ願いたいと思います。

その次にはもう1点ですねけど、169ページの公民館集会所整備補助金ということで1億220万円ついております。これは安部と百済だということをお聞かせ願いたいと思いますが、これは各おのおの幾らずつなのかということと、これは補助金というような名目になっておりますので、これはそうしたら公民館の建設につきましては、大字が工事主体。地区ですね、区が工事主体になってこのものを建てられるのか、そこへ町が補助金を出すという意味なのか、その3点についてちょっとお願いいたします。

議 長 はい、ごみ対策室長！

ごみ対策室長 最初のお尋ねのいわゆる新清掃センターのいわゆる予算の組み方についてのお尋ねでございます。現在ご承知のように環境アセスメント、あるいは道路等の新設工事費の

設計料等を含めまして約8,000万余りの予算を組ませていただいております。これが具体的に進みますと、直ちにいわゆる施設の建設費等に対応していかなければならないわけですが、現在のところ考えておりますのは施設につきましては100%のいわゆる起債で対応していきたいと、こういうふうに思っております。また用地につきましては、用地先行取得債なり、あるいは土地開発公社等で当面に対応していくという形になるかと思っております。これにつきましては、後年度でいわゆる公債費等の返還にかかってくるわけですが、当面はこういった形での対応をしていきたいというふうに思っております。

またいわゆる基金としての活用の仕方ということでございますが、通常は財政調整基金をもってこのいわゆる一般町単独経費的なものは動けるわけですが、それ以外にあまり町としては使っておらない、下水道関係には使っておるわけですが、環境整備対策基金というのがございます。これは広陵町の環境整備促進に対する経費の財源に充てるためという形で基金を設置いたしておりますので、いずれもこういった形の基金を緊急的には利用したいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

財政調整基金につきましては、今年度で取り崩しをいたします関係で約1億円程度に減るわけですが、環境整備基金につきましては約3億8,000万円程度でございます。そういった点で基金の残高は1億円と3億8,000万円というぐらいになる予定でございます。これは13年度末現在の予想の基金の残高でございます。以上でございます。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 169ページの公民館集会所整備補助金ということで、これはおっしゃるとおり百済集会所と安部集会所の分でございます。このことにつきましては、広陵町集会所整備事業補助金交付要綱に基づいて交付するもので、あくまで区が主体であると、区が施工すると、こういうところでございます。百済集会所で3,340万円です。それから安部集会所で6,680万円ということです。このことについては、いままで平成7年に平米単価が13万6,125円ということで補助をいたしておりました。以降、改正がなかったところでございます。今日実態に合わなくなったと。その他の集会所等の建設調査をした結果、専門家の意見も聴取して平米当たり20万円が相当であるなという結論に達し、その70%で16万7,000円が妥当な金額であると判断され、交付要綱を改正することになっております。また面積につきましても平成2年から上限面積を350平米としてきたところですが、今後の施設のあり方として利用方法の多様化とか生涯学習の拠点としてといろんな問題でいろんなイベント会場に使われるような時代になってきましたので、これを上限

400平米に改めて補助金を交付する、こういうところでございます。

議長 はい、都市整備部長！

都市整備部長 山本議員さんのご質問にお答えいたします。駐車場面積につきましてですが、一応仮鑑定に基づきまして予算計上させていただいたわけなんです、今後用地の協力依頼に支障を来すという形になり得ませんので、1,000平米以内という形でご了解願えたらと思います。(13番議員「これの工事費は、これはその他の工事費ということやな、2,000万というのがな。）」はい、別です。(13番議員「これの工事費ということ。)」全部擁壁から皆ね。

議長 はい、13番議員！

13番議員 単価的なものは高いか安いかはこれは別の話として、この土地、現在もう何か使われているんですか、全くの田んぼとか何かそんなんなのか。

それとね、何かちらっと聞いたら、ここはだれか一時何かの業者があそこで車を止めてるとかいうようなこともこの辺の、そこら辺の駐車場でですよ、いま駐車場に使っているところでそういうことも聞いておりますのでね。これもし駐車場としてし、観光ゾーンとしてするんだったらそういう人のためであればね、その辺の駐車場の管理というものをね、やはり町が責任を持って管理されるのか、あるいはこれ近辺のどっかに委託されるのか、この辺をはっきりさせておかないと。たまたまだれかの駐車場になってしまうという、これ公民館の前なんかでもあるんですよ。そこでけんかが起こると。おれの駐車場やないかと言わんがばかりのことになってしまっただけでね、けんかが起こるといようなこともありますのでね、この辺、どのように考えておられるのかひとつお願いいたします。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 いま、一応この土地ご存じのとおり高田河合線の県道に面した地目は農地でございます。現状は雑種地のような状況の部分もあるわけなんです、今後完成に向けて管理状況等もいろいろ協議させていただきまして検討した中で、いまご指摘のおっしゃるとおりにならないよう検討させていただきますのでひとつよろしく申し上げます。

議長 ほかにもうありませんか。 はい、16番議員！

16番議員 時間もありませんので一つだけお聞きしたいと思います。町の公債費、いわゆる借金のことをお聞きしたいと思います。現在、広陵町として幾らいま借金しているのか。これは予算の説明書見てるんですけど、書いてないねけども、決算書には載っているんですか。町長も施政方針の中で地方財政は12年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあり、その借

入金残高は13年度末に188兆円に達する見込みとなっており云々と言っておられますし、この予算書を見てるときに、これ2年前の奈良新聞がちょっと見つかったわけですが、ここに火の車という題で県下47市町村の地方債の残高について書いております。そこで累積する借入金の償還により自治体の公債費は増加する一方、標準財政規模における公債比率が危険な現状を示す15%の県内市町村は7年度より7団体増加の21市町村になったと、こういうふうに書いております。この15%の危険な町に我が広陵町も入っているわけでございまして、これ2年前の奈良新聞です。その当時広陵町の1世帯当たりの借金の額が138万円。いま現在これがどのぐらいになっているのかちょっと教えてほしいと思います。

またもし増加しているのであれば、今後の見通し、町はどのように思っておられるのか、増える一方だとは思いますが、いまごみ対の室長も言っておられましたけれども、また今度の新しい焼却場も起債の計画あると思います。見通しについて教えてほしいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 いま現在の地方債の残高ということで、これは予算書の184ページを見ていただいたら資料として添付させていただいてます。当該年度末の見込高ということで150億6,046万8,000円ということになりますので、この資料見てもらったら184ページ、1世帯、1人当たりに換算しますと3万2,000という人口で割りますと47万円ということになります。以上です。

議 長 ほかに。 5番議員！

5番議員 では総務委員会でやらせてもらいますので基本的な部分でいきたいと思います。まず最初にですね、資料についてですけども、今回かなり資料請求させていただきまして、また職員さんの方も大変ご努力いただきました。しかし、共産党今回条例改正案も出させていただいていますので、それに伴う修正案を出そうということでいろいろ資料を請求していたわけですが、初日に修正案を出さなきゃいけないということで、到底このようなスケジュールでは間に合わないということで、今後三宅町のような積算資料だとか、また事前には、十分な資料を提出していただくように強くお願いします。そういう中でレベルの高いまた議会での質疑が生まれると思いますので、今後ともその点について強く要望をしておきたいと思います。

では、予算の中なんですけれども、まず最初にですね、最大の問題とされているごみ問題を本当に真剣に解決する予算になっていないということが一つあります。そしてごみの特別

委員会の中で決議されましたけれどもスケジュールですね、早急に作成しということであるわけなんですけれども、これはもう最後が決まっていますから逆算でいくしかないんですね。逆算でいくということであれば、必然的にタイムスケジュールは決められるわけですから、この議会中にも当然提出されて当たり前であります。その点について再度ですね、お聞きしたいと思います。

そして町長は毎日日参してということで決議でもされているわけなんですけれども、町長が和解を受けられたんですから、その責任を果たすためには町長の任期中に新たな候補地の同意を得ることが最低限必要ですが、そこに町長の照準、日程を当てていただいているのか、町長の方からお聞かせいただきたいと思います。

それから全体の中でなんですけれども、広陵町でもいろいろな各種の計画がつけられているわけなんですけれども、これらの計画のこの予算の中での達成がですね、どうなっているのかお聞きしたいと思います。障害者計画、基本計画、そして防災計画は少し防火水槽ということではありますが、新しくつくられた防災計画の中で今年度の進捗、進展はどのようなか位置づけをお願いしたいと思います。それから新ゴールドプラン等とあるわけですが、計画だけつくって実際に行われていないということになれば、何のための計画かということになりますので、ことしの13年度の予算の中でそれらの計画の進捗の予算を明確にお願いしたいと思います。

それから国保の病院の予算なんですけど、詳しいことは総務委員会ですけれども、この国保病院の位置づけをですね、自治体病院としてきちりと認識していただいているのか、本当に住民の皆さんに責任の持てる医療体制をつかっていくためにどのような形で努力し、またどのような病院を目指していただいているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから新しく浄化センターが建設されるわけなんですけれども、この浄化センター、新しく建設されるに当たって運営に対してですね、運営経費等について補償費も含めまして全然そういう財政的な計画、見通しが提出されていないんですね。先にとりあえず建物を建てて、後からそういう財政的な問題を大変な負担になることが予想されるわけなんですけれども、補償金などの問題ですね。後から出されてくるのは大変問題があると思いますが、その点についてはどのような議論になっているのかお聞きしておきたいと思います。

それからあとまちづくりの問題なんですけれども、平成13年度で真美ヶ丘の第三小学校予定地をどうするか判断するという事になっていたと思うんですけど、これから高

齡化、ニュータウンでありまして高齡化が進んでいく中で新たな施設の必要性も出てくるであろうことは思われるわけですが、もう真美ヶ丘あそこを手放したらまとまった空き地というものは全くない状態になります。そういう中で、将来的な構想、具体的になっ

ていなくても今回において平成13年度でも公団に譲るとい、このようなことはとんでもないと思いますが、この点についていまのところどのようにお考えいただいているのか全体のまちづくりの位置づけの中でお聞きをしておきたいと思

います。それから先ほども出てました保育園用地なんですけれども、大変懸念することは路上駐車なんです、送迎の際の。真美北保育園のところでも、あそこは幸いにして真美ヶ丘体育館の駐車場を送迎の際に利用している中で、まだましですけれども、それでも大変危険だという状態があります。そういう中で、住宅地の中での保育園の建設ということになりますと、労務保育園でも大変問題になっているのをよくご存じいただいていると思

議長 はい、福祉部長！

福祉部長 それでは北保育園の建設に伴う駐車場というところでございます。先ほども面積的なことは3,000平米にちょっと切れるだけですね。そこで延べが800平米ほどの建物といういまのところですよ、想定をして設計費を組ませていただいておりますので、それを考えていただきますと十分な、当然運動場も取りますがけれども、ご懸念いただく駐車場の件は、それは100%とかそういうことはまだ何とも設計してませんのでようい

いませぬけれども、解消するんではないかなと思

います。またご質問いただいておりますことは、十分考慮に入れまして設計等の場合に反映させてまいりたいと、かように思っております。

それから平成13年度の予算の中での障害者対策ということで計画も立てまして、それを

実行しているのかということでございます。それぞれの各款の予算の中でこれこれということ

はなかなか見ていただきましたらわかりにくい点もあろうかと思

いますが、たとえば教育

関係につきましては障害児さんの関係ということで予算も見させていただいております。保健

衛生費でも精神障害の方と、また児童福祉はご承知のように療育、障害児教育、保育という

ところも見させていただいております。また心身障害者福祉ということで予算も大きな全般

的な予算になってもございます。それから社会福祉関係でも相談関係、また命の電話、社協の方へ委託する事業、また民生児童委員さんにもその辺はいろいろお願いしている分もございます。また歳末慰問の費用、また入院見舞金の費用等、金額は一応は見ておりますけれども、細目にわたってそれではこれで何ぼこれで何ぼこれで幾らというような細かい点はあれしておりませんが、いま申し上げましたようなところで費用も見させていただいておるところでございます。まだまだ計画どおりには進んでおらないということは、これは現実でございます。さらに幸い総合保健福祉会館も6月からできますので、その運営等も踏まえましてのさらなる障害者計画とあわせて、その対策を順次実行してまいりたい、かように思っておるところでございます。以上でございます。

議長 はい、環境部長！

環境部長 かつらぎ浄化センターの件についてなんですが、建設費それから地元補償費等の数字は確かに聞かされておられません。運営費については正確な数字はまだ積算されておられません。ただ、海洋投棄が施設処理に切り替わるということでございますので、海洋投棄の経費が不要になり、施設の運営費が必要になるということで、その辺の過不足でどのような数字になるかというのはいま現在つかんでおられませんので、その点ご了承願いたいと思います。

議長 はい、助役！

助役 自治体病院というような自覚があるのかどうかと、この国保中央病院のことをおっしゃっていると思うんですが、この件に関しましては特に我々で強くやっておりますのは救急医療にどのように対応できるかというのを非常に力を入れてやっております。したがって、手術中であるとかそれからお医者さんが全然おらない時間というようなものを除きましてすべての患者さんを受け入れるという方向で病院の方で体制をつくってもらっております。したがって、その場合、もし重なった場合はすぐに天理市民病院の方へ、これ協定しておりますので送れる準備を常にとっております。

それからご存じのように、この病院につきましては一番初めにできましたいきさつがございまして、国保連合会に経営を委託して行くと、こういうふうな協定をなされております。したがって、この辺が非常に経営上の問題となっておるところでございますが、これにつきましてはいずれかの機会にやはりはっきりとさせなければならぬというふうに私自身は感じておるわけでございます。当時の議会の方では赤字は負担しないと、経営はあくまでも国保中央病院だというような説明もさせてもらっているようでございますので、その点非常に難しい問題もあるんじゃないかというふうに考えているわけでございます。以上ござい

ます。

それからもう一つのごみの問題でございますが、ごみの問題につきましては非常に根本的な質問を含んでいたように思いますので、これにつきましては非常に失礼ではございますが、あしたの一般質問、これお2人方なされておりますので重なるということになりますので、その席上でひとつ町長がみずから皆さん方にご説明を申し上げて町長の意のあるところを酌んでいただきたいと、かように思うわけでございますので、その辺ひとつご了解いただきたいと思います。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 一番初めておっしゃっていただいた予算に関する積算の細部、細かい資料でございますが、我々一応見ております予算要求書というようなものにかわるもんだと思うんですが、これについては一応資料として提出するかどうか検討をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから防災計画の中でのいろいろな計画の中で進捗状況、あるいは予算措置とかいうご質問の中で、消防関係の防災の備蓄備品の購入とか、それから防火水槽の設置、あるいは消火栓の設置を予算化しておるわけですが、ただ、災害時における住民への周知の手段というところで、これが現在まだどういう方法とるかというのが一番問題だと思います。これにつきましては、一応電気もシャットアウトになりますと、有線があっても有線放送が使えないということですので、当然無線等を利用した周知の仕方を考えなくてはならないということになってきます。ただ、費用的に膨大な金額がかかります。いま少し考えておりますのは、予算の中で予算書の55ページでFMラジオ放送委託料というのを今回組みさせていただいたわけです。これはいわゆる広陵町をPRするというものでございまして、この内容につきましてはFM西大和という局がございまして。これはFMの81.4メガヘルツで放送をするということでございまして、町の広報の記事等を毎日約10分間の放送の中でやっていくと。朝が7時半から8時までの間、夕方が6時から6時30分までの間に町の宣伝をしていただくという放送で、近隣の市町村も加入しておられるということでございます。この放送局を利用して災害の情報を流せるということがございます。この辺を検討していきたいなと現在考えておるわけですが、この金額としては15万円程度を上乗せするという少額の金額で対応できるんじゃないかというふうに考えておりますので、一応いまのところ研究をしていきたいというふうに考えております。

それからまちづくりの中で第三小学校の用地の、これの処分等についてでございますが、

公団の計画がまだ提示されておられませんので、結論的にはまだ出しておりません。以上、了解をお願いします。

5番議員 基本計画の進捗について。去年出ました、第3次基本計画出ました。さっき言いました基本計画。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 基本計画の進捗状況ということだけでただいま返答漏れておったわけですが、これに一応基づいて、やっぱり長期的に町のまちづくりの基本でございますので、毎年のできる範囲内での予算編成をしていくというのが基本で、その趣旨を踏まえた中で予算編成をしているということをご理解いただきたいと思います。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 まず清掃センター問題は一般質問でということですので一般質問の中でお聞きすることにします。私は出してませんけれども。

それから各種計画のところなんですけれども、障害者計画いま説明いただいたのはほとんどいままでの施策と変わらない内容なんです。とりわけハード面でいえば、すみれ作業所の建設が大変遅れています。またバリアフリー化という部分についていえば、これもなかなか遅れている予算計上されていない実態があるんですね。いま障害者計画については政府の方も施策の推進ということで6, 4 2 3億円、予算をつけているということで資料を見ますと出ているわけなんですけれども、これは具体的に年次計画と財政的な計画を持たないとなかなか進んでいかないと思います。だからそういう点で質問しています。そこでですね、すみれ作業所がなかなかですね、建てます建てますということで、もう建つんかなと思っていたら進展していませんが、状況をお聞かせいただきたいと思います。

それからですね、基本計画の方なんですけれども、毎年の予算編成でということでしたけれども、この間の去年の議論の中で役場の出張所、本当に皆さん強い要望があるということをお聞きされていて、その中で基本計画に入れられたにもかかわらず、またやる方向での答弁が一時出てきたにもかかわらず、次の新しい国の方のやり方を待つという形ですね、機械ですか、設置言うておられますけれども、やはり機械だけで対応することは大変困難なんです。高齢者の方だとか、また障害を持った方たちはやっぱり窓口対応がどうしても必要ですから、それと役場の出張所の設置とはちょっとニュアンスが違います。そういう大変強い住民要望をですね、基本計画に入れながら簡単に変えてしまうということは、基本計画住民参加だということを繰り返していついながら、住民参加全くなっていないというふうな

思わざるを得ません。北海道のニセコ町では地方自治の憲法と言われる先進的な条例ができて、ここに町の計画から途中経過からまた評価に至るまですべて住民参加を保障しているという、こういう条例なんですけれども、この点についてはぜひですね、早い時期にですね、役場の出張所、とりわけこれはこの前公団に行きましたときに、町の方の答弁と大きく食い違っているのがわかりました。エコマミの提供についてはほとんど無償に近い形で話を出したんですということで公団は言っていましたが、エコマミの場所を借りるのにもたくさんお金が要りますということで答弁されておりまして、それについては大変私の方では矛盾をしているということを指摘しておきたいと思うんですが、この点について住民参加とそれから年次的な計画の中で基本計画についてのどのようにお考えいただいているのかお聞きしておきたいと思います。

それから防災計画について、また新ゴールドプラン等については総合保健福祉会館が建つということで一定の新ゴールドプランの達成はできるわけですが、特に新ゴールドプランにつきましては量的な計画が入っていたわけですから、その計画を見ながらの達成、施策ということにはなかなかないのではないかなというふうに思います。このような計画について年次計画、財政計画、どうしてもつくる時に必要だということのをどのように認識していただいたのかお聞きを再度しておきたいと思います。そして基本計画の役場の出張所の問題、住民参加について、それからすみれ作業所については再度またご答弁をお願いしたいと思います。

それからあと一つですね、開発負担金の問題なんですけれども、先ほど寺前議員も質問していましたが、開発の見通しですね、13年度の。そういう中で開発負担金前年度並みとかいう部分は出てくると思うんですけれども、人口の増加はどのような見込みを持っておられて、そういう中でこの開発負担金、もし予算計上したら幾らにするか、幾ら程度で見込まれるかという部分については、毎年いままで予算立てられているわけですから立てられるはずなんです。その点もお聞きしておきたいと思います。これは私の方でまた後で条例改正の中でも財源の問題としても考えさせていただきたいのでご答弁よろしくお聞きしたいと思います。以上2回目、簡単に終わらせていただきます。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 すみれ作業所の件でございます。これにつきましては、作業所の所長さんなり、また職員さんの方にお聞きいただいても結構かと思いますが、町長が就任のときにその件については建てるということで公約された分でございます。それに基づきまして、私の方は何回

も相手方さんとお話し協議はさせていただいております。ただ、知的障害者のデイサービス事業ということでございますと国の補助等をいただきまして、調整区域でもすぐに、すぐにと言うたら失礼ですけども、建てられるわけなんですね。しかし、現在のすみれ作業所の所長さんはじめ保護者、関係者の方のおっしゃっているのは、それではいまの所長さんなり職員では運営はできませんと。だから私の望んでいるのはそうじゃないんですよということなんですね。いまの作業所を広く、またある程度ほかの設備も備えた自分たちが、こういう言い方は失礼ですけど、拘束を受けない自由に使用できる、そういう設備を、施設をおっしゃっているわけなんですね。だから私の方もあっちこっちいろいろ町有地も提示いたしました。しかし、いま申し上げたように調整区域では既存でないと建物を建てられないわけですね、そのおっしゃっている建物は。だから私の方も何とかほかの方法はないかということていろいろ土木事務所、また県の方とも協議いたしました。やはりこれは違法でだめだと。だからいま改めてまた市街化区域でお申し出の作業所を建てられるようなものの土地を鋭意探しておると。だからもうしばらくお待ちいただけますかということで相手方とのご了解もいただいております。決して私の方もおろそかにとか、またほっておるとか、そういうことはございません。何回も私ども行きましたし、向こうの方もおいでいただいております。協議はさせていただいております。そういいましても現実にできておりませんので、さらに場所につきましては、いまも探しておりますけれども早く見つけて、相手方さんともお話しさせていただいて、建てたいというのはこれは町としての町長としての意思に何ら変化はございませんので、もうしばらく場所等のあれが確定しますまでお待ちいただけたらなとかように思っております。

それからエコールマミの出張所の件でございます。これにつきましては、福祉部の方は住民課という窓口も持っておりますので、町の企画財政の方とも協議をしながら以前から検討してまいったところでございます。以前にお答えもどちらからさせていただいているとは思いますが、まず基本的には朝の10時から8時ごろまでというところでエコールマミの営業に合わさなければならない。ということは土、日、祝日を営業するということですね、役場も出張所として。そうすると基本的には月曜日と年末年始ぐらいに休みにしかならないだろう。それから職員数にしましても交代とかいう勤務条件がございます。仮にやっぱり管理職補佐級でも行かないけませんし、あとはパート、その他職員で賄うといたしましても、最低6名ぐらい要るだろう。それから向こうでもただではございません。共同管理費、やはり電気、水道、ガス、電話、それから機械設備ですね、それから初度備品、そういうものも要

りますと。だからそういうものも含めると約三千五、六百万から4,000万の費用がかかると、こういうとこなんですね。まして向こうの提示されている場所を見に行かせていただきますと、屋上からすぐ南に向いて入った西側ですね。大変空調設備、それからエレベーターですか、その音がやかましくて、まあここではそういう事務するのは果たして是か否かということと、また利用いただく住民の方がわかりにくいではないか、またわざわざ何もない4階まで上がってくるようなことでも来られるのかどうかということもございます。だからその辺のところでも検討もしてまして、また証明にしましてもあくまでも交付ということでございます。それはこういう事務は交付できるということは調べてございます、よその町村も調べまして。ただ、前にも申し上げましたように、あそこへ出張所なりをつくりますと、住民の方はあそこへさえ行けばすべての町のことがわかるんだと、幾ら宣伝をしてもですねよ、PRもしても、やはり住民の方はそれは仕方ないと思いますねん。あそこさえ行けばほかのこともわかるんだということね、トラブルがやはりいまでもよそのところは続いているんだと。それは件数はだんだん減ってきてますよ。けれどもあるんだと。やはりその辺の対応も大変難しいということもお聞きしております。だから何もしないとかそういうのではないんですけれども、そういう面も難しい面もございます。またこの前、新聞紙上ご承知いただいていると思いますけれども、郵便局の方でもそういう取り扱いをね、できるように国の方で法律改正も進めておられるようですね、取り扱いができるように。それとまたいまの予算でも組ませていただいておりますように、全国どこでも住民票がね、とれるように国がそういうふうにやっぺいこうということで、私の方の町もその費用額について組ませていただいておりますことはご存じいただいております。以上で私の答弁は終わらせていただきたいと思います。

5番議員 基本計画の観点から見てどうかということも質問してるから、それについて基本的な考え方、答弁していただきます。だから年次計画とか財政計画と基本計画との関連、あるいは住民合意の問題で、基本計画変更するときについてどうなんかということを知ってるから、基本的な何か役場の出張所そう簡単に計画から外したらあかんということを言うてるねやないか。だからそれは基本的な町の姿勢ですやんか。基本的な町の姿勢。簡単にちょっと答弁しておいてください。

議長 はい、助役！

助役 ただいまのことにつきましては、決してしないと言ってるんじゃないわけですね。もう少し時間をかけて検討したいと、かように申し上げておるわけでもございまして、基本計

画と何ら齟齬しないと。また基本計画と齟齬してもそれはやっぱり基本計画の見直しとその部分だけを見直すということも考えられるわけですので、それは今後の課題だというふうにとっていただいたらいいんじゃないかと思います。

議長 ほかに。 11番議員！

11番議員 時間も迫ってまいりましたが、もう少しおつき合い願いたいと思います。52、53ページの財産管理費でございますが、委託料として箸尾駅前駐車場整備委託料及び管理機器保守委託料でございますが、いま現在の利用状況はどうなっているのかお尋ねします。

そしてこれから100メートルぐらい東側に踏切ありますね。その踏切の北側ぐらいにいつも駐車がたくさんしているように見受けられます。これは交通機関を利用しているお方の車のように見受けられますが、この点はどのように指導されているのかちょっとお聞きしたいと思います。

それと127ページでございます。古寺町道新設工事設計委託料でございますが、2,506万4,000円の多額な金額を計上されておりますが、場所また延長、幅員とかそういう点のどういう道路新設かちょっとわかったらお尋ねしたいと思います。

それとその下の工事費でございますが、同じ古寺町道の新設1,000万円でございますが、この設計の中に含まれると思いますが、場所等わかったらお聞きしたいと思います。

それから129ページでございますが、新安部橋新設負担金でございますが、これは県、町または地元の負担金でございますが、その負担金の割合とかあるんでしょうか。その点ちょっと詳しく説明していただきたいと思います。またその下の地蔵橋かけ替え負担金も合わせて800万円の件について全工事か、または負担金はどうなっているかいうことをお聞きしたいと思います。

それから13年度主要事業一覧表を見せていただいておりますが、9番の里道水路などの法定外公共物の財産譲与を受ける件でございますが、箸尾地区500ヘクタール、3年計画と聞いておりますが、1,000万円の予算でございますが、場所または面積、またどれぐらいの規模のもんか教えていただきたい思います。500ヘクタールはわかっております。場所等をよろしくお願いします。

そしてその下の福祉会館建設と連携し、隣接の笠池の整備でございますが、高田川の改修により笠池の堤内地はほとんど整備されたと思いますが、この件の505万円の整備とはどの場所かお聞きしたいと思います。

それから先ほど山本議員から質問ありました集会所の建築費でございますが、何年前か前、

私どもの大字とかの集会所または公民館の件に対しましては、県の補助金がありました、いまこの件については県の補助金はどうなっておるのか、それもあわせてお聞きしたいと思います。以上でございます。

議 長 はい、都市整備部長！

都市整備部長 法定外の譲渡につきまして、地方分権推進計画に基づきまして市町村の方へ無償譲渡するという形で地方分権上、国の方から申し出られておるわけでございます。この中身につきましては、法務局で里道水路と、いわゆる昔水路でしたら青い線、里道でしたら赤い線が引っ張ってたもんがあるわけです。それを現状を把握した中で、各市町村へ権利を無償譲渡するという形で、箸尾地域を当初何ささせていただきまして、随時一応地域はどっからとは決まってませんねけど、一応500平米単位に箸尾地域、また東校区、北校区、西校区というような形で、どっからかかるとは決まってませんねけど、一応町内全体の現有をしてはっきりと用途と境界等ができるものについては、国から移管していただきたい事務手続関係の費用でございます。

それと新安部橋と地蔵橋でございますが、新安部橋につきましては安部の県道、高田川のところで高田斑鳩線から安部に入っている道路がございます、町道が。その道路の高田川のところを西へ横断する橋を計画しておるわけで、これは一応8,000万円の負担金を見ておるわけですが、安部の権利分を1メートル除いて、6.5メートルの幅員ありまして5メートルが車道で歩道が1.5メートル計画をしております。それと県事業で設計でき次第負担割合を決めて委託して施工していただくという形でございます。

地蔵辻前の橋につきましては、広陵町の水道の施設の手前の土庫川の橋の地蔵前のところの橋でございます。これも現況が4メートルですので、1メートルプラスして5メートルで延長が16メートルという形になっております。先ほどの新安部橋につきましては約31メートルほどになっております。

古寺の町道で、127ページの下の方の古寺町道新設工事の分でございますが、吉野川分水の管が通っておりますので、その管の布設替えも含めた中で町道の整備をしていきたいという……（4番議員「稲荷神社のそこ、この間問題になった、場所どこや。」）小北のこの、あれが町道になった件につきまして、下の昔のスチールやなしに昔のセメント用の吉野川分水の管が口径300入ってましたんで、その布設替えを踏まえて整備してまいりたいと、かように思っております。以上です。

議 長 ここでまた時間延長。お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により午後7時

30分まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は7時30分まで延長することに決しました。

続けてお願いいたします。ごみ対策室長！

ごみ対策室長 同じく127ページの古寺町道新設工事の設計委託料についてのお尋ねでございますが、これにつきましては、古寺の土庫川がございまして、その北側に関西電力の変電所がございまして、そこからその西側の土庫川の左岸に沿って町道を新設しようと、こういう資源化工場に入る進入路のための設計料でございます。これにつきましては橋の設計料も含まれておりますので、若干高くなっておるかと思っております。なお、延長につきましてはちょっと資料を持ち合わせておりませんが、約150メートル程度あるかというふうに思っております。以上でございます。

議長 はい、総務部長！

総務部長 ご質問いただきました箸尾駅前の駐車場の件でございますが、先ほどちょっと申し上げましたように、定期的な使用の台数は9台、それから臨時的の台数は出ておりませんが、金額的に平均しますと6万5,000円から6万8,000円ぐらいという金額になります。それから踏切付近の止められている車に対しての指導ということですが、これに対しては指導というのは一つもやっております。ただ、それを利用していただければいいんだというふうには感じておりますけれども、これが違法駐車であれば警察の取り締まりの対象となるやろし、不法に止めてるということでの感じだと思っておりますので、一応見た状況では通勤の方が止められているような状況でもあるということは認識しているわけですが、この方を特定して駐車場へ入れてくれというような誘いはできませんので、その辺は了解していただきたいと思っております。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 笹井議員さんからもう一つおっしゃって漏れた点一つご説明します。笠池の整備なんですけど、水環境整備事業と申しまして、現在いま総合福祉センターの建てておる北側の笠池で高田川沿いの法部分を利用いたしまして、水環境の整備という形で、また不足している福祉センターの駐車場として一部も使用するという形で整備を考えさせていただいております。平成13年から15年まで3年間事業で実施していく予定をしております。終わります。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 169ページの公民館集会所整備補助金関係から県の補助金制度はどうなっているかというご質問でございますが、このことにつきましては昭和63年度から全面的に県の補助制度は廃止されております。だから町内の公民館でも昭和62年度のみささぎ台公民館が最終、県の補助制度に乗った最終の公民館であると、こういうことです。

議 長 11番議員！

11番議員 箸尾の駐車の問題でございますが、一応その近くの人の要望もありいろいろ聞いておるので、私質問させていただいた状況でございますが、駐車違反にはならないと思いますねけども、あのあこで公園へ行くなり、また学校へ行く人の通学路にもなっているようにお聞きしておりますので、子供が陰から飛び出るような状況もあるから危険であるからということでお聞きしたので質問した次第でございますが、交通対策協議会なりほかの方法でも一応ご指導願いたいと思います。以上でございます。

議 長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお本日は行われなかった議案に対する質問並びに一般質問につきましては14日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さんでございました。

(P.M. 7:01 延会)

平成13年3月14日広陵町議会

第1回定例会会議録（3日目）

平成13年3月14日広陵町議会第1回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	林田孝一	助役	吉川一郎
収入役	森藤友次郎	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	福祉部長	野村完治
環境部長	山村吉由	ごみ対策室長	和田建三
都市整備部長	竹田健次	水道局長	吉村正勝
教育委員会事務局長	畠山恵俊		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 中尾勝

書記 乾 善雄 吉田 英史

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付議事件
1	議案第26号 平成13年度広陵町国民健康保険特別会計予算
2	議案第27号 平成13年度広陵町老人保健特別会計予算
3	議案第28号 平成13年度広陵町介護保険特別会計予算
4	議案第29号 平成13年度広陵町下水道事業特別会計予算
5	議案第30号 平成13年度広陵町墓地事業特別会計予算
6	議案第31号 平成13年度広陵町学校給食特別会計予算
7	議案第32号 平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算
8	議案第33号 平成13年度広陵町水道事業会計予算
9	請願第1号 介護保険の改善を求める請願書
10	一般質問

議長 まず日程1番、議案第26号、平成13年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について質問に入ります。質疑ありませんか。 はい、4番議員！

4番議員 1月からの医療費の改正がありですね、いわゆる定額負担が診療所等いろいろなところによるわけですけれども、定率制になったと。まだ現実にはレセプトなど町に返ってきていないということが現状ですけれども、このことによって、いわゆる予算上の措置としては負担が減るというのは明らかだと思うわけですけれども、その点での試算、実態とは別ですけれども、試算上どのような形で把握される努力されてるのかですね、その点を聞いておきたいと思います。

議長 はい、福祉部長！

福祉部長 おっしゃっていただけてますそれにつきましては、当然13年度の当初予算におきましてもその分ですか、約3%と私申し上げましたかね、当初の説明で減るということで見

させていただいております。しかし医療費の伸びが5%ぐらいを見ておまして、差し引き2%の増額ということで予算を措置させていただいております。

議長 はい、4番議員！

4番議員 これは当初議論はありましたけども、国会通ってなかったわけなんですけども、当初予算からこの1月からの医療費定額制の問題についてはですね、予算計上されてたわけですか、4月からの当初から。

ああそうですか。その辺わからなかったんですけども、数字上、実際に3%というどれくらいの金額になるのかですね、わかればここでご答弁願いたいし、もしわからなければ委員会でですね、この辺の1月からの試算の数字などですね、報告していただきたいというように思います。委員会でんな。

福祉部長 はい、すいません。

議長 寺前さん、それでよろしいかな。 はい、5番議員！

5番議員 まず一つはですね、保険証のことなんですけれども、この前も近隣の議員と話してたんですけども、保険証をね、まず郵送しているところが多いんです。これはやっぱり広陵町の方は納税相談とあわせてというような形で手渡しということになってるわけなんですけれども、納税相談と保険証を送付することは全く別個の角度から考えていただくのが当然だと思います。納税相談は納税相談でやっていただくのは当たり前なんですけれども、まずやはり郵送をしてすべての人に保険証を渡していただくのが基本ですので、その点についてどのようにお考えなのか、そして近隣の状況をどのように把握していただいているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから短期保険証の発行状況を教えておいていただきたいと思うんですけども、短期保険証は保険証を渡しているからいいんだということにはやっぱりならないと思います。というのは短期保険証はやっぱりペナルティとして渡されているわけですから、保険証はだれもですね、憲法の25条に従ってやはり保障されている内容でございますから、短期保険証もやめていただきたいというふうに思いますが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから老健への拠出金なんですけれども、これが本当に国保を大きく圧迫してるということは理事者の方からも説明をいただき、共通の認識になっているところなんですけれども、これの推移でいいますと介護保険が導入された中で意外に減っていないどころか増えているということなんですけれども、あと2年ですか、すればかなり減るという見通しが立つのか

どうかですね、その点もお聞かせいただきたいと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 1点目の保険証の交付方法でございます。本町におきましては、広報でもご存じいただいているかとは思いますが、この3月末から1週間ほどかけて、各大字の方へ保険証の交換に上がらせていただいております。それで大字の方へそのとき用事等ございましてお見えにならない方につきましては役場の方へおいでいただいていると、こういう状況でございます。

それから短期保険証を渡している人ということでございます。人数につきましては以前もご報告を申し上げているかとは思いますが、まだ12年度はわかっておりませんが、それまでのあれを見ますと大体11年度で48件ですね、10年度で42件、9年度で26件の短期保険証ということで発行をさせていただいているというところでございます。これにつきましてもおっしゃっていただいておりますように、よく被保険者の方の事情をお聞かせいただいて、その上で納税証明なり、またその事情がわかりましたら通常の保険証ということでそれは交付させていただいております。いま申し上げました件数はそういう状況でございます。

それから介護保険制度が成熟といいますか、スムーズにいった時点、2年後ぐらいどうだろうかということでございます。これは大変難しゅうございますけれども、ご承知いただいておりますようにいろいろと病気にならない対策は国、県、また私の方でもいろいろ立てまして事業を進めておりますけれども、やはり何といいますか、全般的に医療費といいますかね、それが現実的に伸びてきておるといような状況でございます。だからいまよりはおっしゃるように幾らかは減っていくのではないかと思いますけれども、その辺の見通しは私の方でもまだちょっとわかりかねるところでございます。

それからもう1点抜けておりました、近隣市町村で郵送している市町村がわかればということでございます。近隣では大体平成11年なり12年、また13年、次年度からですね、郵送しておられる市町村がほとんどという状況でございます。どこの町村とはいつからされておるとか、それはね、ちょっと申し上げるのも何かと思えますけれども、北葛ではいま申し上げましたように11年度、12年度、また13年度からということでほとんどの町が郵送されておられると、こういうような状況でございます。以上です。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 では、いまご説明、ご答弁いただきましたように近隣ではほとんどが郵送されてい

ることがわかりました。広陵町もですね、やはり住民の皆さんの健康を守るという責任のある立場から郵送していただきたいと思いますが、平成13年度からでも郵送できる状況だというふうに思いますが、この今後の郵送についての方向をお聞かせいただきたいと思っています。

それからいま短期保険証が48件、去年ということなんですが、一番新しい数字が出てくるかと思いましたが、11年度ということなんですけれども、短期保険証を渡される基準ですね、よく質問させてもらうところなんですけれども、そうすると悪質滞納者という説明があるんですけれども、48人も広陵町に悪質な滞納者がいるとは私は到底思えないんです。本当に大部分の皆さんはね、まじめに払わなきゃいけないというふうに思っておられます。ついこの前も保険料のことで私の方に相談ありました。5月から仕事が、失業うか靴下屋やっていたもう靴下ができなくなってバイト二つで生計立ててきたけど一つのバイトがなくなって一つになってしまったと、月々4万幾らしか収入ないんだということで、それでも頑張っていて保険料を払ってこられたんですけれども、もう2月は本当にどうしようか払えないというようなそんな相談もあったわけなんですけれども、こういうようなね、実態を把握していただければですね、本当に短期保険証なんて渡せないと思うんです。その短期保険証の基準ですね、具体的な部分で教えてもらいたいと思うんです。というのは今後ですね、厚生省の方で資格証明書の方の法制化の中で指導が各町村の方にも来ていると思うんですけれども、その資格証明書は短期保険証どころでない、本当に人間の生きる権利を、命を奪うようなものであり、大変大きな問題だと思いますが、そこでもかなり慎重にですね、委員会をつくって審議するとか、この前の国保運営委員会でも報告ありましたけれども、短期保険証についてはできるだけ出さないということで答弁していただいていたわけなんですけれども、短期保険証についても本当に慎重な形で、またそしてその基準等を明らかにね、厚生省も資格証明書の場、基準なりを明らかにしているわけですから、住民の皆さんが納得できるような形でどういう状況なのかということとは必要だと思うんです。基本的にやはり憲法で保障されている命を守るためにもやはり出してはいけないということを前提にしながら、事実として基準を明確に教えていただきたいというふうに思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 まず1点目の今後保険証の郵送ということでございます。先ほど私近隣町の郵送の件を申し上げました、1点抜けておりました申しわけございません。ただし郵送はされておりますけれども、滞納者についてはされておられないと、こういうところでございます。申

しわけございません、それが抜けておりました。

それから私の方はいま申し上げましたように、この3月末、既に広報等に載せまして何月何日ほどこの大字の方へお伺いしますということで、もう既に周知済みでございます。

13年度は地元へ出ましてお渡しをさせていただくということでさせていただきたい、郵送の方につきましては13年度以降の検討かと思っております。

それからお申し出いただいております短期保険証の発行する基準ということでおっしゃっていただいております。ご承知いただいておりますように、先ほども申し上げましたように、あくまでも被保険者の方と十分ご相談をさせていただいて、その上でさせていただいてるのが1点と、それから税金につきましては国民健康保険税も含めまして町・県民税等の滞納も増えてまいっております。これはいろんな経済情勢、その他の状況もあろうと思います。それで苦しい中でも納めていただいております方もたくさんおられると思います。そういたしますと、やっぱり税の納付の均衡等、いろんな面から考えましても最低限やはりしかなるべき人についてはそういう措置をしなければならないんだろうかなということも思っております。その内容なんですけれども、私の方、短期保険証を発行させていただいてるのは、だれが見ましても、また事情をお聞きしましても負担能力があるのに納税をされない、また約束をしてもその理由もなく、またお支払いをいただけないと、こういうような方につきまして一応そういう短期保険証ということでさせていただいております。ただし弱者と申しますか、老人保健法によります方、また母子とか、そういう社会的に弱者と言われておられる方につきましては無条件と申しますか、そのまま発行をさせていただいてるところが現状でございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 はい、3番議員！

3番議員 すいません、ちょっと1点だけそしたらお願いいたします。

いま先ほどの一番初めの答弁のときにですね、医療費の老人医療費の問題で医療費の減が3%で通常医療費の伸びが5%という予測がされるんだということの説明だったわけですが、2月の20日の決算見込みが出されてるわけですね、国保会計の。そこでは医療費の給付の12年度の予算額に対しまして決算見込額というのは療養給付金、療養費、高額医療費とも予算内と申しますか、予算よりも減っているという試算がされてるわけですが、こことのどういうふうを考えていけばいいのかということがお願いしたいと思っております。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 国保運協のときですか、そのときに私の方の国保の方で医療費の関係で伸びとかい

うことで13年度予算ですか、見させていただいてるというご報告を。(3番議員「決算見込み。」) 決算見込みでですか、決算見込みではそういう状況でありますけれども、それぞれ各当初に立てるときには前2年なり3年の医療費の伸び等勘案させていただいて、いろんな諸条件のもとに各次の年度のですね、医療費を一応予想ということで組みさせていただいておりますので、私先ほど5%ということのうち3%ということまで申し上げておりますけれども、私もひょっとしたら、申しわけございません、記憶違いかも知れませんが、予算の立て方といたしましてはあくまでも、ただ前年だけじゃなくして前最低2年、3年の動向を勘案して次の新しい年度の予算を立てさせていただいてるというところがございます。以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。 7番議員！

7番議員 9年度、10年度、11年度ということで26件、42件、48件と若干増嵩を示してるわけですが、平成12年度はもう少しこのままでいけば増えるというふうに推測されるんですけども、その中でいま現在固定資産税、そして町・県民税の滞納者の方が何人おられるのか、国保税の滞納者の中で何人おられるのかと。それと資産を持っておられる方が何人、持っておられない方が、固定資産税ですけども、滞納者の中、滞納者の方が含まれてる、何人含まれてるのかと。それとたとえば平成11年度の中で48件、その中で資産を持っておられる方、固定資産税ですけども、資産のない方何人おられるのか。それと短期でされてるということですけども、これも3割負担ということになると思います。毎回毎回質問の中で保険証の交付というふうなことでいろいろと言われるわけですが、保険税を払っている側から見ればちょっと矛盾をしていると、これを許すとなればいろんなところでそういう矛盾が生じ、ますますその滞納が増えていくというふうに思われます。その中でたとえば保険証でも10割負担という形で記入をし、保険証を交付するというふうな方法もとられると、その辺も検討してはどうかと思うわけで、それとたとえば私のところにそういう相談があれば必ず広陵町の方にそういう担当の窓口がございますのでそこで相談してほしいという旨を伝えております。私もそういう専門分野でございませぬので、あやふやに申せませぬので、できるだけ町の方はその48件に対してどういう実情かということ既に把握されてると思うんですけども、それをなおかつそういう担当担当課だけじゃなくいろんなそういう税の滞納者も増えていきますので、その辺を統括した形で総合的にその分析をされどういふふうな徴収をすればいいか、またどういふふうにお願いを、当然お願いしないとだめだと思うんです。きょうの新聞では高田市の方はそういう特別的な課を設けられたということなんです。

ので、これから全国的にそういうところも増えていくかなと思われまので、早急的な措置をお願いしたいと、それもあわせてお答え願えますか。

議 長 福祉部長！

福祉部長 いまおっしゃっていただいております滞納の国民健康保険税の滞納されてる方の中でそれぞれ住民税、また固定資産税の滞納者はどうかといことでございます。申しわけございません、そこまでは調べてはおりませんけれども、総体的に税の滞納者の方も、それから国民健康保険の滞納者の方もほぼ同じ人が多うございます。そういう総括的なご理解をいただけたら幸いかと思います。また調べましてわかりましたら委員会等でもご報告は申し上げたいと思いますが、税の滞納のある方は、大概ほかのあれでも滞納されてる方が多いということ間違いはございません。

それからおっしゃっていただいたように、きょうも高田市役所の方のあれが載っております。私の方もご承知いただいておりますように、以前から管理職がそれぞれ何班かを編成いたしまして納税推進委員ということで設置をされ、職員が勤務外にですね、いろいろと滞納されておられる方のご訪問をいたしましていろいろ事情を聞き、また協議をして滞納の解消に当たっておりますけれども、議員さんおっしゃるようになかなかやはりこういう経済情勢といいますか、こういう時世でございます、何回も足を運んで職員やっておりますけれども、成果としては正直なところもう一つ上がっておらないのはというところかと、かように思います。しかしそれでは先ほどおっしゃっていただいたように、やはり苦しい中でもそうしてお支払いいただいております方もたくさんおられますので、さらに納税の公平というところから、さらにそういう滞納の解消にさらに一層図ってまいりたいと、かように思っております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、議案第27号、平成13年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 1点だけお聞きしておきたいんですけども、この前の国保運営委員会の中でもあるお医者さんがたび重なる医療制度の改正は、改正ではなく改悪だというふうに発言されていたのを本当に共感しながら聞いていたわけなんですけれども、この前の12月議会でも林田町長はこのような医療費に対して、老人医療の条例改正ありましたから、そのときにもこのままでいけば高齢者の方の医療費の負担が増えていくばかりだろうということで懸念されていたのを覚えています。そういう点では本当に理事者の皆さんもこのたび重なる医療制度の改正は改悪だというふうに共通する認識として持ち得るというふうに思うんですけれども、その点でどのように認識しておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

議長 はい、福祉部長！

福祉部長 この前の運営協議会でもある委員さんからそういうご意見もあったことも事実でございます。議員さんもお承知いただいておりますように、国の財政ですか、また今日の経済情勢あるいは21世紀のいろんなことでいま特に社会保障ということの抜本的な見直しと申しますか、それが国の方でもいろいろ論議されておられるというところはお承知いただいております。特に問題になっております少子高齢化社会の中で年金、医療、介護、社会保障制度の抜本的な見直しをしなければならないだろう、それについてはやはり子供さんも少なくなってきたまっております。また世代間の公平の視点とか、また持続可能な社会保障をしていくためにどうすればいいんだろうかと、その支え手を増やすとか、また高齢者の方の能力に応じて負担を分かち合うこともしてもらわなければならないのではないだろうか、また給付の見直しとその効率性といえますか、そういうところ、また公費負担のあり方等も含めましていろいろと今後の21世紀に備えた社会保障の方向をどうあるべきかというところで論議をいただいております。いまの予定では聞いておりますのは、平成14年度の実施に向けていろいろと県と協議をされておられると、こういうところでございますので、市町村におきましてもその動向を見まして、さらなる国民の皆さんといえますか、また市町村では住民の皆さんのためによりよい方向でされていかれるのが望んでいるところでございます。以上でございます。

議長 はい、5番議員！

5番議員 いま政府の方の考えを述べていただいたというふうに思います。広陵町として、じゃあそれに対してどのように対応していくのかというところは全く見えてこないわけなんですけれども、やはり市町村というのは本当に住民の暮らしや命を守る第一の防波堤としての

大きな役割がありますので、こういう点につきましては、とりわけ医療制度が改悪され、介護保険制度が導入される中で本当に将来に対する不安が広がり、それがまた不況の一つの原因にもなっているという、このような状況でございますので、ぜひ広陵町の皆さんの実態をよく見ていただいてこのような国の制度の改悪に対しては町民と理事者が手を携えて改善に向けて頑張る方向で今後頑張っていただきますように強く要望をしておきたいと思っております。

議長 ほかに質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 233ページの医療費支給費のはり・きゅうの部分ですけれども、従来はり・きゅうはいわゆる西洋医の診断に基づいてその必要性を受けてですね、そして何回という制約のもとにはり・きゅうが保険適用されてたわけなんですけれども、最近こういう内容が変わっているというように思うんですけれども、そういう点の実態はどうなっているのかお聞きしたいわけです。

議長 はい、福祉部長！

福祉部長 ご承知いただいておりますように、はり・きゅう等の医療保険につきましては、あくまでも医者診療によりまして、この方についてはそういう治療が必要だということの意見書といたしますか、そういうものに基づいて保険適用をされると、これについては従前と変わってはございません。

議長 はい、4番議員！

4番議員 そしたらそれ従前と変わってないわけですね、その回数も何ら変わってないですね。実態の問題としてそうでない部分というのが感じられてるんですけど、それはもうそしたら結構です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程3番、議案第28号、平成13年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。

福祉部長 議長、すいません。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 先日の質問をいただきました中で保留させていただいた分につきましてここでご報告を申し上げたいと、かように思います。

ホームヘルプサービスの訪問介護ですね、これの人数ということでおっしゃっていただいております。私の方、人数ではちょっと把握しておりません、レセプトの件数の件ということでひとつご了解をお願い申し上げたい。各月別に申し上げたいと思います。4月につきましては66、それから5月は76、6月は68、7月は84、8月は83、9月は97、10月は100、11月は97、12月は94、合計では765の毎月のレセプト点検の枚数が参っております。それでちなみに日数でございますが、同じ4月から12月の合計で申し上げますと5,500日と、こういうことに集計なっております。それをいま申し上げましたレセプトの件数の合計765で割りますと月当たり7.15回ということですので1週間には2回弱と、こういうところになろうかと、かように思います。

それからもう1点でございます。介護保険サービス事業の費用額ということでおっしゃっていただいております。これにつきましても月別の金額で申し上げますか、それとも合計額でよろしいですか。たとえば最近の11月でよろしいですか。(5番議員「合計でいいです。詳細はあとで。」)わかりました。そしたら11月分で申し上げたいと思います。2,188万8,060円ということで約54%ですかね、これぐらいになっております。ちなみに4月のあれを見ますと32%ほどでございました。以上でございます。

議 長 質問ございませんか。 5番議員！

5番議員 いま利用率の方を教えてくださいなわけなんですけれども、そうしますとかなり平成12年度の介護保険会計の方は黒字が出るというふうに思いますが、どの程度の黒字と見込んでおられるのかお聞きしたいと思います。

それからこの新しい13年度の方なんですけれども、これの徴収率をどの程度と想定して予算を立てられているのかお聞きしたいと思います。

それからそれぞれのサービスですね、居宅支援サービス、特例居宅、これの積算の部分ですね、何件を見込んでこの予算措置されているのかお聞きしたいと思います。

それと保健福祉事業なんですけれども、13年度もやはり1,000万円の保健福祉事業か計上されているわけなんですけれども、この保健福祉事業の中身ですね、どのような計画

をされているのか、そしてこれについてはやはり本当に多くの皆さんからおかしいということで、このような形で1,000万円を第1号の被保険者の方から負担させるのはおかしいという声が本当にたくさん上がっていきまして、その点については私どもの予算要望のときには問題点についてご認識いただいていたというふうに思うんですが、なぜその問題点を認識しながら去年、平成12年度と同じような形で予算計上されたのかお聞きしたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 それではお答えを申し上げたいと、かように思います。

徴収率につきましては、今年度と12年度と同額の94.5%ということで見させていただいておるところでございます。

それからそれぞれのサービスの費用額でございます。これにつきましては予算書にそれぞれのサービスの内容で費用額を組ませていただいておりますので、それをひとつご覧をいただければ。(4番議員「積算やで。」)積算根拠、それで後の保健福祉事業の内容ということでございます。これにつきましては一般質問もいただいておりますのでございますけれども、いまのところ13年度も料理教室、リフォーム教室ですね、それから介護教室と予定は一応させていただいております。

それからそれぞれのサービスの積算ということでございます。これにつきましては12年度の予算額に対しましてそれぞれの案分率といえますか、それを掛けさせていただいて、たとえば居宅介護サービス費用額につきましては2億6,239万6,000円というようなことで、これ率はそれぞれ申し上げてもなかなかね、いろんなサービスの給付によりましてその率が違ってまいっておりますが、それはたとえば全部言わせてもらいましょうか。(5番議員「また資料で出していただいたらいいです。」)はい、わかりました。

それからおっしゃっていただいております黒字のどれぐらいなるんだということでございます。これにつきましては、すいません、ちょっと後でご報告構いませんか、申しわけございません。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 それでしたら、この徴収率94.5%を想定して予算を組んでおられるということなんですけれども、きのうの答弁の中で、途中経過になるわけなんですけれども、一般の方では70何%でしたですね、退職で80数%、それから第1号被保険者の普通徴収の方は76.何%ということでお聞きしたわけなんですけれども、この2月の時点から考えますと平成12年度の徴収率が94.5%を達成することが可能なかどうか、どのようにお考えに

なっておられるのかですね、お聞きしておきたいと思います。

それからこの黒字の部分についてですね、精算をすることになると思うんですけども、国、県への返還金になるというふうに思いますが、その点を確認をしておきたいと思います。

それから最後の方でひまわりの事業の予算計上もされているわけなんですけれども、本当に1人、2人、あるいはせいぜい予算3人でしたかね、計上されているのは。平成12年度の実態はどうだったのかということと、それから基本的に相談に乗るということになるわけですから、ケアプラン立てるにしてもですね、その点で町の方でいまわざわざひまわりという形をとらなくても町におられる高齢福祉課のケアマネジャーさんの方で十分対応できると思うわけなんですけれども、この点についてひまわりの、どうしても要するというそういう根拠がわかりません。その平成12年の実態、そしてどういう場合にひまわりでケアプラン立てたのかという分析も含めてですね、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 先ほどは失礼を申し上げまして申しわけございません。それでは黒字の予想ということで現時点で見込んでおりますことをご報告申し上げたいと、かように思います。

ご承知いただいておりますように国庫支出金ですね、それと支払基金交付金、それから県支出金ですね、それから介護給付費の繰入金、これにつきましては年度内の精算をいたします。そういう精算をいたしまして、いま現在予想しておりますのは今年度では約8,000万円程度が黒字になると、こういう予想をいたしております。これはご承知いただいておりますように3年間のスパンで見ますので、今年度はおっしゃったように確かにサービス料は低く黒字になりますけれども、来年度、それから再来年度と、この3カ年でこの費用額が精算をいたします。その結果、15、16、17年度の向こう3年の今度は費用額とそれに伴います保険料の算定を14年度ですね、行いますので、それにより保険料が増えるのか、減になるのか、またそれは給付等の関係と勘案しての料金に設定してくると、こういうようなことでございます。

それからひまわり荘の相談ということでございます。12年度は予算を立てております3件の中で要介護の方で1件あったということで聞いております。それからこれをなぜしたのかという根拠でございます。以前にもお話は申し上げたかなとは思いますが、町といたしまして県下トップでひまわり荘ということで町の居宅介護支援事業所という指定を受けました。社協についてもあおとりということで指定受けてることはご承知いただいております。これにつきましてはサービス水準の底上げをひとつ目的としてるんだ、

サービス水準の底上げですね、それから民間事業所の指導、それから介護支援専門員の指導、それから介護支援専門員では手に負えないケースが出てくる場合もございます。それのかわりにしますよと、こういうところですね、こういうところを目的にこういう町として居宅介護支援事業所という指定を受けましてこの予算を組んでやっていると、こういうことでございます。以上でございます。

議長 ほかに。 4番議員！

4番議員 いまの話聞いていてもですね、介護保険非常に大変な状態だなというように思うんですね。たとえば利用料54%、確かに4月よりも上がっていますけれども、私たちが対応してるところではですね、結局認定を受けたけれども利用料が思ったよりもというのは初めて知って高くて目いっぱい使えないというのが、これは多数あるわけですね。そういうことから市町村でもこの問題についてはですね、国、県に対する切実な声が上がってるわけなんですけれども、そういう点でこの理由ですね、私たち自身はそのように把握してるわけなんですけれども、町としてはですね、いわゆるこの利用率が現時点で54%にとどまっているところから見てですね、なぜなのかというように考えているのか、私はその原因がやはりもちろん市町村会、あるいは議長会がですね、要望してる内容がその意味だというように思うわけですが、その点について確認をしたいというように思います。

それと保健福祉事業ですけれども、結局いまひまわりの活動を説明してもらってるわけなんですけれども、人件費がなぜこれだけ要るのかというのが理解できないですね。700万人件費使ってるわけでしょう、結局はこの部分の内容、決算には出ていないですけれども、実績を踏まえてお聞きしたいと思いますけれども、介護保険事業、これは263ページですね、263ページの保健福祉事業、ごめんなさい、保健福祉事業の部分でですね、職員のところで約700万ですね、支出する予定になると。そしてこの中の主な事業としては介護教室とリフォーム教室を行う予定で前年度と同じだということなんですけれども、そしたら介護教室、リフォーム教室、何回どこでどういう形でやってどれだけの利用者があったわけですか。結局これをやるために1,000万もの保険料を65歳以上の方からですね、取っていること自体が問題だというように指摘してるわけですからですね、その点についてはきちんと前年度の活動実績を詳しく説明していただきたいというように思うんです。私たちはその主なものについてはですね、一般会計で十分に対応できる、一般会計の予算で十分に対応できる、このように認識をしてですね、町民説明会、町が行ってこなかった町民説明会もやってですね、この点についての話をすると本当にお年寄りの方々が1,000万取られてる部分に対

する理解を深められた方、これは本当に町は何てことしてるんだという声が上がってるわけなんですから、この部分について12年度の実績を詳しく説明していただいた上で13年度のこの予算についての議論を深める必要があると思います。

それから先ほど言われる徴収率の部分で説明があったわけですが、94.5%のこの予想、12年度実績に合わせるとですね、もう一度説明していただきたいと思うんです。というのは普通徴収の部分でいうと、今年度の予算で滞納処分、滞納予想がですね、滞納繰越分の普通徴収保険料が11万8,000円上げられてるわけですね、これは滞納の何%を徴収するという率になっているのかですね、この点についての内容をあわせて教えていただきたい。というのも説明をする必要がないかもわかりませんが、滞納をするとですね、結局介護を受けるに当たっての処分、罰則規定が働いてくる、これも実際に国保の方でいうとずっと深刻な状況になるわけですが、この65歳以上の点からいってもですね、深刻な状況は生まれるわけですから、深刻さの実態はこの部分の方が大変な状態になってくるわけですので、そういう点での認識を深める必要があるというふうに思いますので説明をお願いしていただきたいと思います。以上お願いします。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 まずおっしゃっていただいております利用者の実態ですね、平成12年度の。これにつきましては、私ちょっといま資料は持っておりませんが、以前の議会たとえばリフォーム教室については幾ら参加されたとか、そういうことは申し上げておりませんでしたか。（4番議員「まだ聞いてない。」）いや私も記憶は定かではありませんねけれどもね、それはもう実績が出ておりますので、ちょっと私いま資料がちょっと探しておりますけれども、またそれはご報告を申し上げたいと、かように思います。私はご報告申し上げたのかなというようなね、記憶がございましたんで。（4番議員「報告してもらったで。」）そうですか、いや私もちょっとその辺のあれが定かではございませんでしたんで、報告しておると思いますので、それをちょっとまたご参考にいただいたらと思います。（4番議員「それがどれだけ効果あったのかという問題と1,000万の中の話なんでね。」）それは効果があったかどうかは、いろんな事業の中で、これは見方、とらえ方、いろんな考え方があろうと思います。町としては効果があったということで今年度も組ませていただいているというところでございます。

それから一般会計でこういう部分については十分対応できるということで以前からもご質問は何回もいただいております。私の方もそれに対しては国の施策はこういうものですよ、

また町でやっってる施策はこういうことです、また県ではこういうことですということでお答えはさせていただいております。また一般質問でも質問をいただいておりますので町長がお答えはその辺でさせていただけると思います、全般的なことで。

それから徴収率の予想はということでございます。なるほど12年度も13年度も同率ということで組ませていただいております。当然私の方も12年度は徴収率は見ております分にはなかなかこれは達しないかなという難しい予想はしておりますけれども、やはり納税の方のご理解を得ながら目標に向かってさらなる頑張りをしてまいりたい、またそれによりまして13年度もやってまいりたい。ただその中で保険税も同じですけれども、いろいろご事情のある方につきましては十分その内容をお聞かせいただいて、また分割なり、また延納なり、またとれる措置はとってまいりたいと、かように思っているところでございます。また罰則規定ということでもおっしゃっていただいております。確かにそういう規定もございません。しかしそれを適用するのは最後の最後であろうと思います。そういうことは12年度の方でもまだいまのところも何らやっておりません。私の方もそれはもうできる限りしたくない、やはりそれまでに納税者の方といろいろご相談を申し上げて徴収の向上ですね、納得いただいて納税いただけるように頑張ってみようかと、かように思っております。

それから利用をされておられない方のその実態はということでございます。きのうたしか議員さんにもお答えを申し上げたとは、これ思います。4点ほど申し上げたと思いますので、ここで改めては申し上げません。それでおわかりいただけたと思います。ただ利用の少ないということにつきましては、確かにおっしゃるように平成12年の4月から介護保険制度が発足いたしまして、やはりPRの不足の面もあると思いますし、またいままでの措置からあくまでも契約と、個人さんの契約ということにもなっていないとおもいます。それからまた保険料という一つの問題もあろうと思いますし、また利用の負担と、最高で1割負担ですけれども、いろいろ低所得者の方については減免措置も講じられておることはご承知いただいております。そういう量の問題、それからまたそれを使うと最高1割の負担が利用料がかかるという問題もあろうと思いますし、また制度ができてなかなか熟成するまでにはどの制度にいたしましても、特にこういう大きい制度ですと1年間ではなかなか100%といえますか、近くの完備した制度になるのはなかなか難しい、国の方でもいろいろと試行錯誤をし、現行の制度の改善をされておられることはご承知いただいておりますし、また各市町村につきましても県の方へ、また国の方へいろいろとその辺の改善要望はしておることはご存じいただいておりますので、その辺でご理解をいただきましたらと思います。以上でございます。

ます。

4 番議員 介護教室とリフォーム教室の年齢層、参加年齢層とか実態のところ説明してもうてないねけども、とにかくわかってる範囲でもう一回ちょっと。

福祉部長 これにつきましては一般の方を対象ということですね、たとえば65歳以上の方は対象じゃなくして、もう一般の方を対象にということは以前にもお話は申し上げたかなという思いはいたしますけれども。以上です。

議 長 はい、4番議員！

4 番議員 いまの話聞いて唖然とするというか、この問題でいいますとね、65歳以上の方から保険料を取ってね、ここの事業で介護教室やリフォーム教室の対象が一般の方だと、これじゃあこの保険取ってる意味ないわけでしょう。これはとんでもない話になりますよ。お年寄りがお金払って自分らより若い人たちに介護教室やリフォーム教室開くというのは、そんなばかげたことないでしょう。ましてですよ、80歳の人の年金から取った方がリフォーム教室開いて行く方少ないと思います。65歳以上の方の行く方は少ないと思いますよ。けれども一般の方を逆に対象にしたリフォーム教室、介護教室をやるということになればですね、これは1,000万円直ちに返すべきですよ、65歳以上の方からこの1,000万余分を取っているわけなんですから。これについては、これはこのような状況というのは議会の方々も聞いておられるわけですから、これは1,000万、この介護のこの会計についてですね、議会として了解できるような性質では決してありません。これは客観的に各議員の方々もこれは了解しないことはもう一目瞭然です。（1番議員「裁判所に訴えて棄却された。」）違うがな。（1番議員「1,000万の流れで。」）裁判所言っていないがな。（1番議員「適法やと判断されたんや。」）

議 長 はい、山田さんも黙りましょうか。

4 番議員 もう一回言います。1,000万については厚生省はお年寄りから取って介護教室その他やるというのはもう万々歳だと、こういうようなお褒めの言葉をいただいたというように広陵町も言ってるんです。しかし現実に奈良県でも、全国でも珍しいと思いますけれども、奈良県でも広陵町だけなんです、65歳以上の方からわざわざ1,000万取ってるのは。いまの説明でなおさら、この保健福祉事業で65歳以上の方から金を取って介護教室やリフォーム教室やってるのは65歳以下の一般の方を対象にしてるんですよ。いまの説明そうですよ。（助役「介護する人を対象にしている。」）だからですよ。だからそんなことを実際に一般会計でやれるわけですよ、なおさら。介護される人やるというのは当たり前の話です

よ。ただね、それをなぜお年寄りから取るんですか。一般会計から、各自治体は介護する方々のために一般会計で介護教室などやってるんですよ。こういう問題があるわけですから年寄りから介護を取るんじゃなくて40歳以上の人から取ったらいいでしょう、そしたら。介護の中身については40歳の2号と65歳の1号あるんですよ。なぜ1号だけにその1,000万取るんですか。そんなばかげた論理ないですよ。(1番議員「それを訴えて裁判所で。’)裁判所も言っていないですよ、そういうのは。法律的に取るのが合法だと言ってるだけ。

議長 簡潔に質問して答えもらいます。どうぞ。

4番議員 だから65歳以上の方から取るんじゃなくて40歳以上の方から取りなさいよ。

(14番議員「そんなん法に基づいてやっとなのにやな。’)40歳以上の方から取ったらそんな理屈は通りますけれども、こういうような問題についても一度きちんとやってください。いまの論理は65歳以上の方から取る論理にならない、40歳以上の方からも取って当然でしょう。なぜ40歳以上の方から取らないで65歳以上の方から、1号被保険者の方からこの1,000万を取るんですか。こんな矛盾ないですよ。これはどうやっても認められる筋合いじゃないです。

もう一度言います。65歳以上の方からこの1,000万を取ってるんです。いまの説明は介護教室については介護する方が対象だからそれ以下の方、介護される一般の方が対象だということにおっしゃってます。そしたら40歳以上の方からもこの1,000万を取る必要があるわけでしょう。こういう問題点をはっきりしているのに、なぜなお奈良県で1カ所、1,000万を広陵町民の65歳以上の方、お年寄りから取るんですか。こういう問題について再度きちっと説明をしていただきたい。

それとこのいきさつは助役や部長すら知らなかった、それがこの保健福祉事業の出発でしょう。そんなことまで議会が認めるんですか、12月の議会ではこの問題は議論しなかった。いまこの問題議論しているわけですから、他の議員が実際に1,000万というものを65歳以上の人から、奈良県でただ1カ所、全国でも珍しい、取っていることに対して議会が理解し、そしてそれを了承できるんですか、こういう問題について再度質問しておきたいと思えます。

それから滞納の問題ですけれども、罰則規定、これは滞納の期間によっていろいろなものがあります。実際のところ65歳以上の方からの滞納が現実には発生してるわけです。これは13年度は滞納の方に保険証は交付されるんですか、介護保険の対象の介護保険証、交付されるんですか、滞納されてる方には。この問題は保険証さえ持つておればですね、滞納して

るかどうかというのは関係なしに申請をすれば認定作業を入れていくわけですから、それはそれで明確に進むだろうと思うんです。しかし罰則の問題と関連して滞納者に対する措置というのをどのようにされるのか聞いときたいと思います。

それとこの人件費、介護福祉事業の人件費のところの部分というのが果たして700万も取りながら介護にかかわる効果というのが実際にあるのかどうか。たとえばひまわりの状況でいえば要介護で1件だけ相談を受けたということなんですね。その他は介護支援事業所としてですね、サービスの水準向上の問題、民間事業所の指導、介護専門員の指導などやるんだと言っておりますけれども、12年度の実態はこういうところではどうだったんですか。このひまわりの仕事としてですね、説明していただいた部分でいま言ったサービス水準の向上、民間事業所の指導、そして介護専門員の指導、その他とおっしゃいましたけれども、具体的にその内容を教えておいていただきたいと思います。それがこの1,000万の問題にさらに矛盾にぶつかる大きな問題だと私たちは思っております。そういう問題について説明をお願いしたいと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 まず申し上げたい。65歳以上の被保険者の滞納されてる方への保険証の未交付ですね、それは一切いたしておりません。（4番議員「いや来年度も。」）来年度も先ほど言いましたようにそういうことをするのはもう最悪の最悪ということでね、そういうことのないようにということで私の方は対応してまいりたいと、こういうことでございます。

それからひまわり荘の指導の内容と、こういうことでございます。これにつきましては、私はこれこれこれこれと12年度やりましたということは、ちょっと明細は別ですけども、いろんな事業所、また介護サービスを利用されておられる方、またケアマネジャーとの間の協議と申しますか、その話し合いのいきさつの違いも何件かあったようでございます。（4番議員「具体的な方法を聞かないと700万の値打ちが。」）いやいや、ひまわりがですよ、ひまわりはこちらの保健のあれとは関係ございませんので、その内容についてはケアマネジャーと、それからサービスを受けておられる方との間に、どちらがどうかそういうことは別といたしまして、いろんないきさつで何件かあったことは聞いております。しかし町の事業所指定を受けておりますひまわり荘の方でその間へ入りまして解決したということは何件かございます。（4番議員「ここは人件費取ってないから区別つかないんですよ、本当は。」）いやいや、それはひまわり荘と別個の考え方でしていただかんと、これごっちゃにしていたらなりませんので。

それからもう一つおっしゃっていただいている保健事業の件でございますが、65歳以上の方から保険料を徴収して、それをもって一般の方のそういう保健事業をやるのは違法じゃないか、違法とはおっしゃってません、おかしいんじゃないかということをおっしゃっていただけてますけれども、これは法的に介護保険事業をやるにつきましてはそういう65歳以上の対象者はもちろんですけども、一般の40歳からいきますか、もっと若い方からですね、将来そういう病気の予防のため、またそういう介護にあれにならないために、また逆に介護される方のためにそういう事業をやって下さいよということですので、その辺の。(4番議員「40歳からなぜ取らないの言うてんねん。’)それは事業的に全部の人からそういうことでもらいなさい、65歳の人からの保険料でこれは賄いなさいという国の法律なんですよ。それを曲げてやるんですか、そんなことはできませんよ。

議長 もう一遍念押しして言って。

福祉部長 それは先ほども何か裁判にとかおっしゃってました、それは裁判はされておられません、それは確かです。県の介護保険の審査会の方へ。(4番議員「40歳から取ったらあかんということ法律で決まってるわけやな。’)はっ。(4番議員「40歳の介護……。’)ええ、これは65歳以上の保険者の方からの保険料からで下さいよと、こういうことになってるわけなんです。(4番議員「法律でなってるんですね。’)はい。以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程4番、議案第29号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員！

3番議員 二、三点お伺いしたいと思います。

いま現在の下水道の整備状況ですね、この間一応現在整備状況がちょっと初めの予定よりも少し遅れてるというふうにお聞きしたわけですけども、遅れてることに対してのネックと

いうんですか、問題点がどこら辺にあったのか、今後の予定ですね、ということでまず1点お聞きしたいと思います。

議 長 はい、水道局長！

水道局長 お答えいたします。資料請求にもございましたが、その中で一応接続の状況の明細という資料をつけております。整備の状況の遅れ、最終目標は平成15年で当初完了するという見込みで出発しております。ご承知のようにこういういまの世の中の状況でございます、なるほど国からいただいております公共下水道の補助金につきましては順調よくついてきておるわけでございます、そういう状況の中でやはり整備に必要な大字等の工事の問題も若干ございます。そういう面も含めまして、やはり広陵町が全部国から補助金をもらってやるんじゃなくして、やはり単独でもやっていかなければならない箇所も多々ございます。そういう面を考慮いたしますと、やはり整備にはもう少し、平成15年には完了しないだろうと、こういう見通しを立てておりまして、ちょっともう少し15年以降にずれの可能性が大だと、私はこのように考えております。

議 長 はい、3番議員！

3番議員 そしたら一応いまのところ最終目標をいつに設定されているのかということと、それと町自身の単独事業のことと、それと個人との問題があると思うんですね。やはり経済的な問題でなかなか下水をすればいいんだけどもできないという状況がね、実際問題として増えてるんじゃないかというふうに思うわけですが、その現在の達成率というんですか、状況というのをちょっとお聞きしたいなと思います。

議 長 はい、水道局長！

水道局長 お答えいたします。個人の問題とおっしゃってる内容は私は多分接続の率ですね、これは参考までに申し上げますと、昨年2月20日よりも現在この率は13年の2月20日現在で広陵町全体の水洗化率が64.4%、昨年は62.何ぼかだったと思うんですよ。若干率にしたら約3%ほど伸びてると、水洗化率がですね。この個人的に接続していただくにはいろんな、各議会ごとにご質問いただいておりますが、いろんな接続していただくためのPRもやっております。今回の13年の1月にもですね、供用開始区域3年以上経って、その後まだ接続していただけない家庭、一応901件あったと思うんです。そのアンケート調査を行いました。一応2月20日現在では306件が改修なっております。率にいたしますと約40%の改修なんですけども、私個人的にもいろいろ電話の問い合わせ等で聞いておりますと、やはり浄化槽をいま現在正常に働いてるのに、この働いてる間はただで接続で

きないんだから、最終的には浄化槽がパーになれば接続するやんかと、もっと町がいえば助成金を出すのかと、こういう話も出てくるわけでございまして、端的にいいますと新しく新築される個人さんの家等はですね、即接続していただいと、在来地につきましてはそういう内容の接続の状況なんです。

それと町の単独事業ですね、これは本線以外ですね、枝線の工事でなんです。それは各大字の区長等ですね、早くあこを工事やってくれという要望も受けてですね、やはり計画的に進んでいかなければ、端的にこちらの方で一方的にやっていけばですね、せつかく本線を入れるのに接続していただければですね、またまたこういう水洗化率が低下していくという状況になりますので、やはり枝線につきましては各大字の区長さんの要望をとってですね、施工していきたいと、このように考えております。

議長 ほかに質疑。 はい、10番議員！

10番議員 その接続のことでちょっとお尋ねしたいと思います。

おっしゃるいまの答弁の理由、それはそんで結構と思います。ただ私思いますのはね、また私自身も聞いておりますのは、たとえばまだ工事が、事業がされてない下水道のね、その地域の人たちのお声では一体何年ごろにそれを使える状態になるんだということをお聞きされるわけや。というのは、新築とか改築をしたいんだと、いろんな意味でね、そのときにそれを示していただいたらそこで合わせて公共下水にジョイントできるようにそのような形で建て替えとか改築をしたいんだとおっしゃるわけ。ところがそれがちょっとわからないということで早くそれに合やすことなく浄化槽を、単独浄化槽なりをつくってしまうと、家庭でね、それを今度できたから壊せと、ジョイントしなさいというのでは、いまおっしゃった理由でなかなか接続困難であるという回答であったと思うわけですね。その意味でいろんなことがあるかも、事情はあるかもしれませんが、事業計画をきっちりできるだけ具体的な年月で示していくというのも早く接続していただくための方法じゃないかと、こう思うわけ。というのは、在来地におかれましてもね、2世帯住宅とかいろんな意味で改築されるのも大変多うございますので、そういう意味をもって事業計画はできるだけ具体的な年月を示していくというのが一番の方法じゃないかなと、私はここから後のことに思ってるわけですので、ちょっとその辺のところ。

議長 はい、水道局長！

水道局長 いまおっしゃってる地域的に、ちょっと私おっしゃってませんのでわかりませんが、そういうご計画を持っていたらいる家庭であればですね、直接下水の方へ問い合わせ

ていただければ、たとえばそういう内容ということは、恐らく地域的にもいろいろ違うと思うんですけども、枝線が、本線は通ってあるけども枝線が末端まで来てないという大字は多々ございます。そういう大字等であればですね、いまおっしゃってる内容で問い合わせをしていただければ、具体的にこの地域に枝線の工事はいつからかかる予定でございますとかいうことは回答できると思うんです。一応担当の下水ではその内容は把握してるとは思いますが、そういうことでいつ家を建て替えたいと、そうすればジョイントするには浄化槽設備すること要らんと内容の問い合わせは何ぼかあることは確かです。ですから地域的にちょっと私、いまの内容ではわかりませんので、枝線の施工についてはですね、そういう内容で問い合わせしていただければ具体的にこの地域はいつ下水を入れるというようなことはわかると思いますので。

議 長 はい、10番議員！

10番議員 大体東校区の方ですねけども、そういう話を聞くのは、もうでき上がったところは別ですよ、ただね、いま局長おっしゃるのはそれはそれでよろしいわ。しかしね、一応区長さんなりいろんな人が多分何年ごろにうちは下水できんねん、また実際使えるのだということ聞かれるわけ。本管が通ろうが枝線がなかったら接続できない、そういう現実のことですね、いわゆるもちろん詰めもしゃないかんやろうし、また補助事業のこともわかります。大体しかしいわゆる使っていただくんだという考え方でやってやるわけですから、これは公共下水というのは大変むだな事業になるわけや、その意味ではね、使ってもらへんかったら何してんねやわからんわけです。一日も早く、もう浄化センターは稼働してますねからね。そういう意味で事業というのはそういう大きな器で見たらこちらから使っていただくという考えであれば、その事業計画を細分にわたってちゃんとした年月を絞って向こうから聞いてくださいじゃなしに、それを示していくというぐらい、ほんだら家かて急に建てはんの違うねんからその辺に合わす計画を持たれると思うわけ。その意味では積極的にこの地域においても、東校区の方においてもどういう意味でどのぐらいでこうなるという大まかな年月を示すんだということも大変大事やなど、こう思うわけやけど、聞いてくれはったら答えますじゃ、それは大いにそれもよろしいけども、そうじゃなしに、それを示すことによってまた実現をしていかんなんということで役所も努力するわけですわな。そういう意味で考えていただきたいと、こう思うわけです。

議 長 はい、水道局長！

水道局長 いまのご意見として承りまして、そういうことでございましたら、そういう対応を

していきたいと思いますが、しかし東校区の方につきましては、資料にもございますようにですね、これは大体の本線の接続の状況を示してますのでね、参考にはならないと思いますので。枝線につきましては、まだまだ単独で整備していかねば残っておりますので、はいわかりました。

議 長 次。はい、5番議員！

5番議員 まず下水道の使用料の収入、歳入の方についてお聞きをしたいと思います。きのうの補正予算の方で大変水道の使用が思ったより多くなかったということが明らかになりました。平成12年度は大変な大幅な値上げがある中で多くの皆さんが節水に努められて、そういう中で水道使用料、あるいは下水道使用料が思ったほど伸びなかったというのが実態です。その予算から見ますと3割も減ってるわけなんです。そういう実態の中でですね、今回予算組んでおられるわけなんですけれども、この状況から見ますと実質的にはまだ最終わからないですけれども、8%、9%ぐらいの伸びと、水道と一緒になんですけれども、使用料の伸びということになると思うんですけれども、それほどまでの伸びが期待できるのかどうか、それを前提にして予算組まれることについては大変問題があると思いますが、その点どのように予算組まれたのかお聞きをしたいと思います。

それから補正予算の中でも質問させていただいた中でですね、やはり値上げによってこの下水道会計を健全化するということについてはなかなか困難な問題があるというふうに思うわけなんですけれども、この下水道の場合はとりわけ一般会計からの繰り入れも十分できる状態なんです。そういうときに当たってですね、水道の使用料と同じようなセットの形で下水道の値上げを平成12年度されたわけなんです、その点についてはなぜ同様にしなきゃいけないのか、いまこの場でちょっと値上げ既に行われてしまった中なんですけれども、再度確認をしておきたいと思います。それで結構です。

議 長 はい、水道局長！

水道局長 お答えいたします。平成12年度に水道料金並びに下水道料金の値上げをしたと、お願いしたわけでございます。なぜ水道料金と下水道も合わせてしたかというような内容でございまして、水洗便所で水を使っただく、それに続いて下水道へ放流していただくという、これはその関係でございまして。水道で流していただく水洗便所ですので、当然水道料金とプラス下水道の料金も合わせて値上げをお願いしたというような状況だと私は思っております。(5番議員「この収入の方のね、下水道収入の歳入の問題。」)

もう1点でした、下水道料金の予算を立てた。水道料金の件です、下水道料金の。(5番

議員「下水道のですよ、使用料、口で言うたらさらに踏み込んでの予算設定になってるのか。）」減額させていただきましたのは、議員おっしゃるようにこの予算を立てる前提といたしまして、やはり前年度の実績をとらまえるわけでございます。しかしこれは減額しながら、それよりも上回ってるやないかというような内容のご質問だと思うんですけども、当然予算を立てる上に当たりましては、やはり人口の増と、あるいは世帯数の増というものはさほど期待はできないいま現在でございますが、やはりこうして予算を立てるに当たってはですね、使用水量、たまたま12年度ではそういう内容の使用水量が減ったから減額なったけども、新たに編成する場合はやはり前向きで予算を立てていくというような考えを持っておりまして、そういう内容で予算を編成しておりますので、減るだろうというようなことで予算を組んでおりません。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 予算の立て方は前向きで組んだということですが、実態を見て実態に即した形で予算は立てていくべきだというふうに思います。

それと先ほどの下水道の値上げについてなんですけれども、その流す水道の水そのものが上がっているわけなんですね。だからそれは水は使うけれど、下水道の会計と会計的に全く別なんだから、それをセットにされたのは大変問題があったなというふうに思いましたので指摘をしたわけです。

以上もうこれ値上げになってしまっているわけなんですけど、大変な不況の中でですね、本当に節水しながら生活を切り詰めてやっておられる実態がこの水道、下水道の使用の形の中でわかってきたと思います。そういう点を踏まえてですね、大変な値上げをやはり見直していくということも再度住民の要望として強くあると思います。この点についてはまた引き続き住民の皆さんと公共料金の値上げは絶対にしない、また引き下げてほしいという部分についてはまた取り組んでまいりたいと思います。以上です。答弁はいいです。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、議案第30号、平成13年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい、5番議員！

5番議員 いま22基がまだ売れ残ってるという状態なんですけれども、いまの状態であと何聖地分用地が残っているのか、また今後の見通しについてお聞きしておきたいと思います。

議 長 はい、環境部長！

環境部長 現在残っております22基は急に必要になられた方に逐次販売をしていきたいと思っております。残っております土地に幾ら整備できるのかということにつきましては、いま現在の計画では700基程度整備できるというふうに計算しております。（5番議員「今後の計画。」）

議 長 はい、環境部長！

環境部長 今後の計画なんです、需要に応じての整備ということになります。いま現在試算として持っておりますのは3年に1回の整備でいきますと1回に100基程度、あるいは150基程度の整備で平成30年度ぐらいに完売とい・形に持っていければというふうに試算をしております。

議 長 松野さんよろしいか。ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第31号、平成13年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい、4番議員！

4番議員 職員の給与の問題で聞いておきたいわけですが、いわゆるこの給料表で改善をするということが前々年度表明していただいていたわけですが、どういう形での反映になっているのかですね、お聞きしたいというように思います。

それと賄いについての内訳は資料請求してるんですけれども、それは後ほど結構ですの
のでできれば大まかな部分は委員会を出していただきたい。あと詳細については委員会後で結

構ですから準備を願いたいというように思います。

あと新しく次長になられてですね、地場製品の活用という点についてはですね、どのように進めていただく予定になってるのかですね、新しい次長になられたところですのでお聞きしておきたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 地場製品のことは、前々からの議会で大変何回も聞かせていただいたところでございます。私としても引き継ぎ等でいろいろ研究もしておりますが、丸広出荷組合さんとの話の中でも新鮮な野菜を供給することが地元生産者としての一番の使命であると、また加熱処理することはもってのほかであるという持論を持っておられます。給食の方針、文部科学省の方針としては加熱することが原則であると、このようなことでございます。この点折り合いのつかないところであります。それらを踏まえて今後いろいろ研究していかなばならないと、このように思っております。終わります。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 給食婦さんの給与体系ということで改善云々のご質問でございますが、一応年度はちょっと記憶ないんですが、6カ月短縮ということで業務員を対象にすべて給食員だけやなしに業務員を対象に一応実施しております。

それからこの給与の体系についての考えですが、やはり給食婦さんの業務の実態等も勘案した中で妥当な給料というものを積算した上で支給させていただいてるというふうに現在のところは考えております。

議 長 寺前さん、よろしいのか。ほかに。 1 番議員！

1 番議員 ちょっと330ページですが、このいわゆる職員手当の内訳のですね、この時間外勤務手当、この15万ですか、これは何をこの時間外手当として出されてるのか。それからもう一つ、夏休みにおいてはこの給食の職員の方はどのような日程を組んでこの夏休みの間はされてるのか、その2点だけお願いしたいと思います。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 実際この組ませていただいているわけですが、時間外というのもほとんどないわけで、特に給食の残務整理と申しますか、そういう場合には多少時間外というものが出るということで予算として計上させていただいてるという状況でございます。(1 番議員「過去にあったから出してんの。」) いやあったことはあったわけです、時間外としては。研修等については夏休み等を利用して旅費の方で支給するというところでございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 はい、3番議員！

3番議員 ちょっとお聞きしたいんですけど、この学校給食、確かにそれぞれのところでやっておられるのだと思うんですけども、特に広陵町として留意されてるといふか、特色があるとか、そういうふうな給食メニューといふのか、そういうのがありましたらまたちょっと教えていただけたらなといふふうに思います。

それとですね、ちょっといまのパートさんがいま4名雇用されてるといふふうになってるわけですけども、このパートさんの時間給もできたら教えていただきたい。この一覧表には載ってないようによろしく思いますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 学校給食調理員のパート賃金ですが、これは1時間当たり850円でございます。それを4時間という形をお願いしているところでございます。

それから広陵町の給食の特徴をいかにといふご質問でございますが、とにかく広陵町の特徴といふても、これは給食委員会とか、あるいはそこへも栄養士も含めていろいろ給食の改善やらいろんな内容を吟味しておられます。そういうところからみんなの、その中にはPTAの代表者もおられますし、そういうところで種々給食の改善や、それから内容等を検討していかにしていい給食、子供が喜ぶ給食をといふことを検討していただいているところでございます。だから取り立ててどういふところが広陵の特徴だといふことは、この場で一言で申し上げるのは不可能かと思えます。終わります。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議案第32号、平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい、5番議員！

5番議員 この認定審査会の状況を教えていただきたいんですけども、トータルで何回審査会が開かれ、またトータルで何件を取り扱ったのか、そのうち認定されたのが何件なのかと

いうことをまずお聞かせいただきたいと思います。

それから調査票から特記事項等で審査会の中ですね、ランクを変えられたというのもかなりあると思うんですけども、その実態についてもお聞かせいただきたいと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 認定回数につきましては基本的に毎週火曜日と金曜日ということでご理解をいただいたら結構かと思います。

それで認定審査会におきます認定件数ということでございます。これにつきましては新規、それから更新、それからランクの変更ですね、これを入れまして全体で、4月からこの2月までなんですけれど、3町でよろしいですか、合計でよろしいですか。2, 075と、こういうことでご理解いただいたら結構かと思います。

それからランクの内容でございます。人数で申し上げた方がよろしいですね。3ランクアップを先申し上げます。3ランクアップが1人、2ランクアップが7人、1ランクアップが38名、それからランクが今度はダウンの方ですね、下がった方が、1ランク下がった方が22名、それから2ランクの方が5名、3ランクの方が1名、あとは変更はないというのが63名と、合計137名、こういうところでございます。以上です。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 そういう状況の中で、これ1, 050件の見込みって説明されてたかと思うんですけども、件数的には予算の方のこの積算になってくる部分なんですけれども、この件数ちょっと再度確認させてもらいたいと思います。2, 075件、いまトータルでいろいろあった中で何件見込んで予算を立てられたのかということなんです。

それからこの審査会の委員さんの変更は平成13年度はどのように考えておられるのかと、2点お聞きします。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 13年度の件数の見込みでございます。再度申し上げたいと思います。新庄町で330人、それから當麻町で290人、広陵町で430人、合計1, 050人を見込みまして予算を立てております。それで、またそれによりましての審査割件数ということで歳入の方もいただいております。

それから審査会のメンバーということでございます。この前新しく13年度からの分をお願いいたしまして、それぞれ30名ですね、30名の編成を終わったところでございます。それでよろしいですか。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:58 休憩)

(P.M. 1:17 再開)

議 長 休憩を閉じ再開いたします。

議 長 次に日程8番、議案第33号、平成13年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員！

3番議員 今回の収益のところの有収率が90%ということでこの間いただいたわけですが、前のときには漏水水のとことというのが大分前のときにはあったわけですが、今回有収率のこの後の10%というのはどういうところでの損なのか、漏れているのかとか、そういうふうな団地の方でね、やっぱり排水というのがあるだろうと思うんですけども、そのところもちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それと収入の件で給水分担金ということになってるわけですが、この給水分担金の内訳、それから施設分担金の内訳もちょっと教えていただきたいなと思います。

議 長 はい、水道局長！

水道局長 お答えいたします。有収率の90%、10%はどうかという内容でございますが、これも毎回問題になるわけございまして、ドレンというようなことで真美ヶ丘を含めまして町内に134カ所の水抜きがございまして、それで家が建てこもってないところをどうしても使用していただけないところでは濁るということもございまして、そこで一応水抜きをやっている箇所が134カ所ございまして、それも前回でございますが、やはりそういうむだな水を放流しておくのもということ、有収率の関係で絞ろうと、何か所かを封鎖あるいは10出てるやつを8にするとか、そういう内容でも操作をしております。そういう内容が一つの原因と、また漏水調査で今回も500万の予算を見ておりますが、何せ土の中にございま

す管でございますので土俵、表にですね、漏水すればすぐ対応できるわけですが、土の中で漏水してる箇所の発見がなかなか問題でございまして、それについての調査もやろうと、本格的にやろうということで500万を計上しております。そういうことでもあるし、また消防あるいはですね、本管が折れて管を洗うために水をほかす、あるいは消防の訓練等で消火栓で訓練されるということもあまして、やはりトータル的にですね、もっと厳密にはちょっとまだわかりませんが、そういう内容のもとで含んで約10%ほどの水が有収率に返ってるというようにご理解いただけたらと思います。

それと給水分担金につきましては、5,439万予定しております、件数にいたしますと225件見込んでおります。それと施設の分担金で1,207万5,000円です。これにつきましては50件を予定しております。以上です。

議 長 はい、3番議員！

3番議員 いま先ほどの有収率のことなんですけども、前年度とのちょっと比較で何%が何%になったかということと、それと望ましい有収率というのは何%ぐらいにお考えなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

議 長 はい、水道局長！

水道局長 望ましい、100%が一番ベターなんです。しかしどこの、全国各津々浦々でも100%という有収率はないと思います。ですから努力して努力してということで、1%上げるのにもいま申し上げましたようにそういう500万、あるいはもっと多額の投資をやってなかなか漏水を見つけないところが不可能なこともございますので、なかなか私自身1%有収率を上げるということは苦難なことだと思っております。しかし理想に持っていくにはやはり九十二、三%、95%まではそれは何とかしたいと、これは思っておりますが、なかなか到達には非常な、また投資もしなければならぬと思います。

もう1点。(3番議員「去年は。」) 去年も同じ90%でございます。

議 長 ほかに。 5番議員！

5番議員 いまの有収率の問題なんですけれども、去年の値上げに絡んで、やはり有収率を高めるということで水漏れ、漏水などの調査をするということをおっしゃっていたわけなんですけれども、その結果どうだったのかお聞きしたいと思います。

それから大変基本的なことなんですけれども、この水道事業なんですけれども、この水道はですね、建設費も含めて水道代としての負担になってくる部分なんですけれども、この下水道や道路など、基本的には一般会計で、下水道は料金ありますから全部じゃないですけど

も、基本的には考え方として一般会計の持ち出しという形でしているんですけども、なぜ水道事業だけがこのような独立採算でなければいけないのかという部分の基本的な考えを確認しておきたいと思います。

それから給水分担金なんですけれども、これをですね、資本的収入の方に入れる根拠がないというふうに思います。これは当然ながら収益的収支の方に入れていくのが筋だと思いますが、なぜこれを資本的収支に入れるのか、その根拠をお聞きしたいと思います。

議 長 水道局長！

水道局長 有収率を高めるための漏水調査をやっていると、その効果はと、まず1点目でございますが、なかなか漏水調査の効果は目に見えておりません。しかし500万を投じて調査するというので、本年も一応計上しておりますが、たとえば深夜にですね、流量計をつけて、たとえば10の水を送ってるのに道中というんですか、ある区間、たとえば100メートルの区間で水を100送ってるのに着いたところでは80しか水が来なかったと、深夜ですよ、そういう調査もやらなければ、ただ地上でその音を聞いて調査をやっているのは、なかなか広範囲なことでございますので効果は目にあらわれておりませんが現実でございます。しかしそういう流量計を設置いたしまして、100送ってるやつが現実何ぼ水が流れてあるんだと、80になれば20がどっかで漏水していると、こういう調査も考えていけばというような方針を打ち出してやろうかということになっております。

それと給水分担金の3条から4条へ振り向けたという内容のご質問でございますが、これも前々から寺前議員にも幾度もご質問を受けまして答弁している内容でございますが、4条予算の財源としてですね、今後建設改良工事に充てるものと判断しておるわけでございます。いままで投資した資産を利用される、受益されることになるため、その一部を負担していただくのが趣旨でございますが、4条予算の財源として建設改良工事に充てるべきものと判断をして4条に振ったということでございます。あわせて基本的には料金収入で解消すべきもので、給水分担金の不確定なものについてはですね、3条予算の財源というような見方はなかなか難しゅうございまして、あくまでも建設改良費に給水分担金を充てるという内容でも何回もご答弁申し上げております。(5番議員「基本的な、言うたらどうして独立採算で水道会計だけ。’) すいません。ご承知のように水道事業につきましては企業会計でございます。あくまでも企業会計に乗った経理もやっております。一般財源から、議員おっしゃるように赤字を補填してもらいたいというのが原則というような言い方でございますが、あくまでも企業会計の独立した会計で採算を取れない、現実には取れておりませんが、やはり

これにはかなりの投資もございましてなかなか採算の取れるベースにはほど遠い、いつの時代になればと、私もこれは不安でございますが、なかなかそういう時点に来るのは、端的に申しますと水道料金をもっと当初のですね、予定しておりました38%、36ぐらいの値上げをしていただいとんとんの計算だったわけでございます。しかし26%に一応決定していただきまして、そういう内容でもまだ赤字がたまとるような状態ですので、なかなかそういう赤字の解消、財源を、端的に申しますと非常にそういう経営が苦しくなってるのは現実でございますが、一般財源から補填してもらおうと、いま留保資金ということもございまして、それで何とか動いておるような状況でございますので、あくまでも企業会計ということでまいっておりますので、そういう点ご理解いただきたいと思ひます。

議 長 はい、5番議員！

5番議員 当然そういう答弁が返ってくるだろうというふうに思つて質問したわけなんですけれども、地方公営企業法ではそのように規定されていますが、同じ法律の中でですね、第3条の経営の基本原則という部分につきましては、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の、本来のですよ、企業性よりも優先する目的があるんですね。本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないというように規定されてるんですね。そういう部分を見ていけばですね、一般会計からの繰り入れも当然出てくるわけなんです。埼玉県内では17市町村で一般会計から水道会計に繰り入れをしてるという実態があるわけなんです。ですから企業会計の一部分をとって、とにかく繰り入れができないという根拠は薄いというふうに言わざるを得ません。

それとですね、給水分担金なんですけども、これはそれぞれのご家庭なりが給水を開始するための接続の分担なんですから、供用するための、使うための分担なんですから、当然それは工事のために出す分担金じゃないですね。公共の太い幹線、水道を引くための分担金じゃないんですから、だからこれは当然ね、収益的収支に入れてもらうのが当たり前なんです。それをしないがために資本に計上することによって、さらにですね、その分の資産が増加することになって減価償却がさらに増すということで計算上は二重負担になってくるということになるわけですから、収益的収支の方へ繰り入れていけばですね、そういう部分でいえば改善されるわけですから、やはり今後いまでも大変厳しい赤字の予算計上されている中で基本的に収益的収支の方を健全化するためにはどうしてもこの給水分担金を収益的収支の方に入れていくということが必要になってきます。その点はもっとよく研究いただいてですね、ほかの自治体の収支の計算の仕方も研究していただければこの矛盾が明らかになると思ひます。

いますので、いま既にですね、赤字ということで今後の値上げが既に準備されているような状態の中では大いに研究して改善に努めていただきたいと思います。

また値上げのこと言うなって言われるかもしれませんが、繰り返しますが、値上げによって値上げ分がまるっきりプラスになるわけじゃないんですね。収入の方にプラスされるわけじゃなくて、値上げをすればみんなが我慢をして節水するから、その中の7割なり8割なりしか値上げ分は反映されないんです、収入の方に。そのことをよくご理解いただいて、これ以上の住民負担にならないような形で今後も検討していただきたいと思います。再度その点についてお願いします。

議 長 水道局長！

水道局長 水道料金の値上げは、いまのとは全然予定も考えてもおりません。しかしおっしゃっているように赤字を少なく解消していく問題については取り組んでいるのは現実でございます。やはり有収率ということでも先ほどから申し上げておりますように、ある面では投資をしてそういう面を漏水箇所を早く発見して1滴の水も逃がさないというのが基本でございますので、そういう投資にもことし予算書を見ていただきましてもわかりますように配水管あるいは漏水箇所の調査ということでですね、町内12カ所の老朽管の布設替えというような内容で約2億円を投資してやっていこうということも計画しております。おっしゃってる企業会計、資本金収入、給水分担金云々については、一応各市町村とも一応値上げ、これに切り替えましたときにもいろいろと近隣の市町村とのあれも調査した結果でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 2点だけ聞いときます。

資料を出していただいて、12ページですね、減価償却費の年度別推移を出していただいたわけですが、11年、12年度でいえば866万、10年度から11年度でいえば1,300万がいわゆる新たに加わってるわけなんですけども、これは一例で結構ですのでこの866万2,083円の積み上げた箇所、それからどういう内容なのかですね、教えてください。これは必要であれば委員会で調べてお願いしたいと思います。これは前々から減価償却の問題でやってきた問題ですので。

それといわゆるドレンの調査を去年の1月から開始してですね、正確に一体どれだけのいわゆる捨てている水があるのかという想定をするということになってたと思うんですけども、その結果、1年が過ぎてるんですが、どれだけのむだがあったのかという点は報告まだ願っ

てないので、先ほどからの点でいえばそういう内容も含まれてると思います。

それともう一つ、給水分担金の問題ですが、やはりいま値上げの予定はないということですが、値上げ当初値上げをですね、低く抑えてその結果、当初3年から4年、3年ごとにですね、値上げをしていかなければという反省の上に立った内容だったわけなんです。そういう点からいうと給水分担金の扱い方というのは、やはり資本的収支に入れていくというのは先ほどの論理からいってもですね、問題があるという点で、その取り扱いというのはやっぱり真剣に考えていただく必要があるんじゃないかというように思うんですが、一度、もともと資本的収支になったやつをいわゆる収益的収支に入れて、そしてまた戻したという経過があるわけですから、そういう内容では改めて3条予算に入れていただくという点の検討はですね、ぜひやっていただく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点を聞きたいと思います。

議 長 はい、水道局長！

水道局長 幾度もですね、議員がおっしゃってることでも検討を加えております。先ほど申し上げましたように、あくまでも建設的な投資の建設改良工事費に充てるというような内容で私どもは判断しております。検討せいという内容でございますが、そういう内容で検討した結果がこうであるということでご理解いただきたいと思います。

それと一番初めにございました減価償却費の内容でございますが。（4番議員「委員会で結構ですから。積み上げた内容の。」）はい、わかりました。（4番議員「それとドレンから流れてる大口の分量。」）

議 長 はい、水道局長！

水道局長 大口のドレンの放出についてはかなり絞りました。5カ所ですか、絞った場所は。その流量については、私ちょっと正確に何ぼ減ったというような内容の流量的なことはちょっと把握しておりませんので、また委員会で、もしよかったら。絞った結果の。（4番議員「だから先ほどから聞いてて少し思うのは、90%というのは絞る前の数字ですからね、当初ドレンを絞るということで、それで2%出てるんじゃないかな、二、3%達してるんじゃないかというような説明があつて今日に至ってるんですね、そういう点でその大口のドレンを絞ったらですね、90%を超えるんじゃないかなというように思うんで、そのところの引っかけりあるもんですから調べていただきたいと思うんです。」）

議 長 ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程9番、請願第1号、介護保険の改善を求める請願書を議題とします。

請願文書表はお手元に配付したとおりです。本案は広陵町議会会議規則第85条に基づき厚生委員会に付託いたします。以上でございます。

議 長 次に日程10番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これより発言をしていただきます。なお議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。また先の申し合わせにありましたように1回目の質問はいままでと同様ですが、2回目以降、複数の質問事項があるときは質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。なお次の質問事項に移った場合は前の事項に戻ることができないのでよろしくお願いをいたします。

まず吉岡君の発言を許します。

15番議員 議長のお許しを得まして一般質問の一番手を務めさせていただきます。初めてでございます。

質問事項は任期満了に伴う7月に行われる町長選挙のことです。この町長選挙におきましては、最近世間の間で現町長以外にも出馬される方がいるとのうわさが飛び交っております。そこで私は林田町長にお伺いをさせていただきます。7月の町長選挙に出馬されるかどうか、この1点をお伺いしたいと思います。終わります。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 はい、町長！

町 長 ただいまの吉岡議員の質問にお答えいたします。

身に余るお言葉をいただき、大変光栄に存するとともに敬意と感謝を申し上げる次第でございます。まずお答えというよりも、私の決意を述べさせていただきたいと存じます。

平成9年8月8日、住民の皆様をはじめ議員各位の絶大なるご支援を賜りまして再度町政を担当させていただいたものでございます。この間、私は町政に対する基本姿勢といたしまして、住民の皆様との会話を大切に、常に住民の立場で考え、ともに歩む姿勢で人を愛し、町を愛する喜びを持ち合えるまちづくりを基本に鋭意取り組んでまいりました。

本定例議会初日に申し上げました施政方針のとおり、本町の最重要課題であります現清掃センターの移転を期限までに実現しなければなりません。これが私に課せられた使命と責務であると考え、引き続き町政を担当させていただきたいと存じます。

議会議員の皆様、住民の皆様、そして関係各位の絶大なるご協力、ご支援を求めながら私は全力を尽くし、次期町長選挙に再度出馬をする決意でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議 長 はい、15番！

15番議員 現町長の林田町長の出馬、僕が知ってる限り5年間、町長さんを見ている中で立派にやられたこと、行政でもいろんな町職員の逮捕とかそういういろんなこともあったわけです。その経験を踏まえる中で今度の出馬、本当に大変な決意だと思います。僕からは決められた以上は精いっぱい頑張って選挙を戦ってもらいたいなと思います。頑張ってください。

議 長 はい、町長！

町 長 ありがとうございます。一生懸命に頑張ります。

議 長 以上で吉岡君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 1 : 46 休憩)

(P.M. 2 : 02 再開)

議 長 それでは休憩を閉じ再開いたします。

次に笹井君の発言を許します。

11番議員 議長のお許しを得て一般質問をさせていただきます。

質問内容は広陵総合運動公園健民運動場の拡張についてであります。この質問については、私自身再三この一般質問で取り上げてまいったところですが、これは今回東小学校改築にあわせ東幼稚園が東小学校附属幼稚園として東小学校横に移転するのに伴い、現在の東幼稚園用地が空き、総合運動公園の整備に必要なスペースが確保することができるためと思うわけでございます。いまこそ健民運動場の拡張が可能になった思いです。この健民運動場を南の県道田原本広陵線まで拡張し、テニスコート、駐車場の増設、ほかに町民プール、ゲートボール場、パターゴルフ、ミニ体育館などレクリエーション、スポーツ施設を充実整備することにより町民の日常生活において明るく楽しく健やかにゆとりと潤いのある人格形成を図るためにも必要と感じます。またスポーツをすることにより体力の増強や健康づくりに寄与し、ひいては国民健康保険等の軽減にもつながり、町民の健康増進をさせる一挙両得のまちづく

りが行えると確信します。この総合運動公園の計画は以前教育委員会で検討されているとお聞きしましたが、いまこそこれを実現する一層のチャンスと思います。本町の住民もスポーツ施設の整備も望んでいることであり、町体育祭を開くのに駐車場の確保等交通の障害も回避されることであり、ぜひ健民運動場の拡張を実現されたく要望し、ご答弁をお願いいたします。

2番目、広陵町発注工事全般についてでございます。町道、農免道路、一般国道、農道、里道等の道路、河川、水路、下水、上水道工事には道路許可申請書、そして道路工事等並びに通行禁止等協議書が必要と思います。その場合、大字、区、自治会は、または水利組合の同意が必要と思います。この点についてどのような指導をしていくのかをお尋ねいたします。また通行止め看板の表示についてでございますが、場所、期間、一定期間、迂回路の表示についてもあわせてお願いいたします。以上でございます。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 教育長！

教 育 長 笹井議員の質問事項1、広陵総合運動公園の拡張についてということのご質問にお答え申し上げます。

総合運動公園の理想といたしましては、東幼稚園跡地やゲートボール場用地も含め広陵運動公園から県道広陵田原本線までと考えております。面積は約5万4,000平方メートルで、その中に約1万5,000平方メートルの民有地がございますが、今後財政状況を勘案しながら、まず駐車場スペースの確保から検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 はい、町長！

町 長 ただいまの笹井議員の2番目、広陵町発注工事全般についてとのお尋ねでございますが、1番目のご質問と2番目のご質問にあわせてお答えさせていただきます。

地元同意につきましては、工事施工に当たり土地の権利者から得る同意及び通行止めの手続における地元区長の同意があります。工事を施工するに当たって通行止めを必要とする場合、警察への申請に添付する書類として通行止め同意書に地元区長さんの印鑑をいただくことになっております。ご質問の同意事項につきましては、ご指摘をいただきましたようにこの現場の手続に不備がありましたので、今後区長さんの同意判をお願いに上がるように指示をいたしました。また工事期間中の通行止めにつきましては、安全確保の点からもすべての現場において通行止め予告看板をはじめ通行止め看板を表示するのが当然でございます。工事の請負業者に対して徹底した指導を行うよう担当者に指示をいたしましたのでよろしくご

了解を賜りたいと思います。終わります。

議長 はい、笹井議員！

11番議員 それでは2回目の質問としてさせていただきます。

地元同意についてでございますが、最近区において通行止め同意に対して相談も受けていないのが本年に入って二、三あったと思います。他の区、自治会ではどうしているのかをお聞きいたします。

一例として平成13年1月16日の入札の件であります。平成13年2月21日午前8時30分に突然電話が入り、地元立ち会いをあすにでもお願いしたいと、工期がないからよろしくとのことでありました。そこで入札後1カ月余りも過ぎているのに工期がないとはどういうことかと尋ねると警察の許可が遅れたからとの返事でありました。また地元の同意はどうしたかと尋ねるといただいているとのことであり、調査するとそのとおり同意判が押してあったのであります。とりあえずこれから各関係者と早急に連絡をとりたいので、後ほどまた電話するようにとの伝えたとでございます。そしてまた午後6時30分に電話が入り、あすの立ち会いの件はと尋ねられ、各関係者と早急に連絡をとり、あす午前10時に現地で立ち会いするということを伝えると、また役場の方へも連絡して下さったのかと、他人ごとのように尋ねる業者であります。その経過も含め、この件についてどのような指導をされたのかお伺いいたします。

また通行止め看板については、全部とは言わないが、時々看板は通行止めの当日、現場近くで立てている。その場合、迂回路等の看板は立てていないところが見受けられるように思っています。通行止め期間の表示は工期期間全体的な場合を除き期間中の1区間の場合、表示及び看板も立っていないと思う。工期についても十分に期間内に施工するのが本意と思います。工期内に急いで施工することはよい工作をつくらないと思います。この件についてもお願いいたします。

以上4点でございます。もう一度申しますと、他の区、自治会の同意の件、なぜ本区において続けて同意のないまま同意印をどうして作成したのか説明してください。そして許可に必要な日数は同日入札の他の箇所は早く許可が下り完成しているところがある。工期の日数はどうして決めているのか。工期が適当か。3番目、工期末に仕事を急いで施工する理由は。4番目、区または自治会が立ち会いの日程を注文者になぜ伝える必要があるのか、その点についてお聞きしたいと思います。以上です。

議長 はい、都市整備部長！

都市整備部長 自治会の同意の件について、まず4点のうち一つ先申し上げます。

南郷地区においての工事での外に舗装工事がございました。簡易に施工できると判断いたしました現場の箇所につきましては、ご指摘のとおりあります。許可申請を省略し、部分通行止め措置をとりましたが、今後農道で部分通行できる場合でもすべて今後通行止めが必要な場合、正規の手続による通行止めをする改善をいたしましたので、その点についてよろしくご了解願いたいと思います。

今回の1件の同意印の作成云々についてでございますが、町長が答弁したとおり、以前に2通もらってたやつを1通、それを使わせていただいたという形で、ご指摘の箇所の分については結果でした。

工期云々の適当かどうかという方になります。年末のときの発注等につきまして、3月末までの工期によって発注する分が最終的追加分として出てくるわけです。そういう場合に3カ月でやってしまわなければならない、一番長い工期で3カ月でやらなければならない状況も出てきますが、今後工期を妥当であるかどうか、また地元の調整も踏まえた上での工事施工ができる工期であるかということも重々踏まえた中でやってまいりたいと思います。

立ち会いの日程を集合者に伝えるのかという件ですね。(11番議員「ある業者がね、区へ来て日程を設定したらその日程も役場の監督さんにその日お願いしたいとうちから連絡してくれということだったんですわ。それは業者が段取りしてこうこうでお願いしてきたからよろしく頼むということで注文者の方へ連絡するのが筋道やと思うねけども、その点についてですね。6時半ごろ電話してきてね、それも役場へもうちゃんと連絡してください、人ごとのようにね、大字の者を使うというのか、自分らの仕事関係やったらやはりちゃんと許可もらってこうこうでこうしてお願いしたいって、これでいうことで注文者の方へ連絡するのがわしは筋やと思うので、その点についてどのように指導してるかということを知りたいわけです。)」今後業者指導も含めてご迷惑をかけるような内容になっているかどうかを点検した中で改善すべきところは改善してまいりたいと思います。(11番議員「それで、1回目のほかの自治会はどねんしてるかということ、同意印に対しては、その回答まだもらってないやろ、他の自治会は。)」いま先ほちょっと申した農道等で通行がほとんどなく、簡易な場所については部分通行止めができる場合は省略してる箇所があったわけです。南郷の地域も2カ所ほどそういうふうな面がありましたが、すべて今後通行止めが必要な場合は部分通行できるような状態であっても正規の手続をとって看板等を設置をしていきたいと。

(11番議員「それはわかってるがな。それよりほかの自治会ではね、無断でその同意印を

使うとどこあるかということを知りたいわけや、南郷あったからほかあったかないか。）」ほかはございません。2通以前にいただいた部分があった形で出た結果なんです。（11番議員「南郷だけ何でそんなんすんの、その理由を知りたいねんや。」）

議長 はい、助役！続けて教えてください。

助役 私の方から大変申しわけないことがございまして、本当にこのようなことができたことを深くお詫びする次第でございます。今後このようなことが二度とないように十分部課を指導してまいりますので、ひとつこの件に関しましてはよろしく願いいたしたいと思っております。

また工期につきましても、いままでから十分取るようにということは申し上げているところでございますが、この件につきましても再度厳重に注意してまいりたいと、かように思う次第でございます。どうもすいませんでした。

議長 はい、笹井議員！3回目。

11番議員 再度質問させていただきます。工期の日数の件でございますが、いまおっしゃる年度末についてとかそういう件は私は理解しとるつもりなんです。私もそういうことにいままで携わってたからわかっておることでございます。この16日の件でございます。それが2月の末に来て四、五日しか工期ないからいうて同意判をください、立ち会ってくださいということについてを知りたいわけなんでございます。そしてあと二、三件は同じように16日に発注されて通行止めの許可も下りて、みんな工事はでき上がっておるわけなんです。この一つだけがこの最後に来てこういうことを、工期の詰まったときにばたばたと来るのはどういうことかということを知りたいわけなんです。

それとまた関連したような質問になりますが、一応知っていただきたいと思っております。区においては平成11年4月に役場都市整備部の上司が突然区との信頼関係はないと言われたことがありました。区において今後地元負担の工事はできないとも言われた、その理由はと問いつると約束も守れない大字と言われたことがある。その内容の経過もわからずに一方的に話し、問答を繰り返した後でその発言は撤回するといった経緯もありました。また役場の職員が里道のあるところに個人の農業倉庫の進入路にするために杭を打ち盛土して進入している、里道の通行が不便になっている、建築確認も下りているのかも知りたいと思っております。

平成12年11月にも町の方へもこの件について申し入れてる、その返事もありません。このようなことから考えると、逆に町の職員の信頼関係は大字としてもないように思う。同

意判を押していないのに書類を作成し、業者に許可を、書類を渡しているこの件について再度お伺いいたしたいと思います。

議 長 はい、都市整備部長！

都市整備部長 直接私いまおっしゃったことが重々上司としてつかんでおりませんでして、まことに申しわけございません。今後ご迷惑かけないよう重々やってまいりますのでひとつよろしくご了解願えたらと思います。ご了承のほどお願いします。

議 長 以上で笹井君の一般質問は終了いたしました。

次に坂口君の発言を許します。

12番議員 それでは一般質問でございます。平成13年度の一番本町において大きな問題かつ一番最初に取り組まなくてはいけない問題でございます。先ほどの町長の次期出馬というふうな回答も聞いたところでございます。非常に関連した内容でございますので、大切なこととでございますのでちょっと重要事項、質問事項のトップバッターということで私も挙げさせてもらいました。

その質問事項の1番、現在の私の住んでる清掃センターの問題でございます。この清掃センター、先ほど無事地元住民におきまして和解、和解の受けたところでございます。地元住民、南3丁目自治会、いろいろたくさん訴訟の名前が連ねております、三百数十名、片や相手は広陵町長林田孝一殿と、広陵町長林田孝一殿とですね、無事に和解勧告を結んだところでございます。さてこの清掃センター、一番大きな問題は、先は平成17年、このようなことではございます。しかし現在この結んだ約束書は、現林田町長は本年の7月までが任期でございます。私どもとしては平成17年度までにこの内容の完全履行を求めたい。たとえばですよ、次期違う人が、名前が違う、いやおれはそんなもん結んだことないぞと、そんな履行できひんよと、約束守れないよと、こういうことになるそうですね、一体我々のこの約束事はどうなっていくのかというまた要らぬ心配も出てまいります。そこで現在の町長にお聞きしたいところがございます。町長のことしの13年度のトップ、町政のトップにも取り上げておられます現清掃センター移転問題、これについてはこの広陵町始まって以来の難問かつ大きく費用のかかる問題でもあると私も考えてます。この13年の方針においてもトップにこの問題を取り上げられたところでございます。まことに敬意を表するところでございます。地元の大きなこの願い、突き上げがございまして平成13年度においてはこれをとりもなおさず最前線、最トップで取り上げたい、このような現町長の熱意が見られたと、こういうような大きな評価をこの文書を読んだところでございます。ところがこの本町長、こ

としの8月で任期が終了、このようなことでございます。地元の意見としてはそれまでにこの約束を守ってもらうように早くせつせとつつきなさい、早く履行しなさい、早く守っていただきなさい、このようなことがございます。私も次の平成13年度南3丁目自治会のですね、役員になりました、会計なんですけどね。会計も大変なんですよ、予算を組んでこの清掃センター対策を対応せなあきませんからね、予算組みというのは大変なんですよ。非常にこの現町長林田さん、林田孝一町長に判こ押してもらったこの町長にことしの任期中、確実に、確実に具体的にこの清掃問題はどのようにして進めていく、このようにして示したい、計画はこうなっている、それを早く示してください。これが地元のですね、とりもなおさず大きな願いでございます。まことにもって当たり前でございます。書類というのは結んだからそれで終わりじゃないんです。結んだところがスタート、結んだところからが一からのスタートでございます。そこで現在この任期いっぱいまでの対策、実施対策、スケジュールいろいろあると思います。その具体策はどうか、この町長の回答をいただきまして私も早速地元の皆様方に町長の回答はこうだったと大きくお知らせしたいと思います。これが一番大きな問題でございます。

その2番目、いよいよ総合保健福祉会館、随分と大きな建物、立派な建物が姿をあらわしてきたところでございます。道行く人がこれは何かな、えらい立派な建物やな、多分この建物を建てた方は将来後世まで名前が残るのではないか、このようなですね、声も聞こえてこよかなと考えるところでございます。このような立派な建物が、全景が姿をあらわしました。まさしく町民が待ち焦がれた施設、このようなものでございます。この建物を中心としまして本町の保健福祉対策、それに多くのかかわる人々の活動、このようなものを集中させてきめの細かい本町の保健福祉対策を行わなくてはなりません。新しい職員の体制もいまどんどんどんどん準備されている、このように聞いております。机の配置とかどこにどのようにしようとか、備品がどうかこうとかと、いま非常に大変細かいことを考えてられるようでございます。ボランティアの団体にも集まっていたきですね、会議があるんですよ、そういうふうなことでして、町民全員参加によるこの保健福祉会館の運営と、ボランティアも本施設を拠点にして本格的に活動を広げたい、このような願いでございます。

いままでの、ちょっと先ほどにもちよろちよろこの建物の使用法、いろいろ資料とかですね、お聞きしてるところでございます。休日の建物利用方法も含めてですね、年中いろいろな保健福祉関係者に活用できるようにしなくてはなりません。そのためにはきめの細かい運営方法はどうか、このように私の鋭い質問が出たところでございます。これについては明確

に回答をお願いいただきたい、これが2番目でございます。

3番目、これがまた日本の国挙げての初めての施策、家電リサイクル法、これは初めてなんですよ、日本の国。何が初めてか、ここが大切なんです。いろいろチラシ出ております、もらっております、いろんなニュースね、広報関係も出ております。この法律の一番大きなのは自分が処理費用の一部、全部じゃないですけどね、自分が処理費用を支払ってですね、いま家電4品目ありますが、これをリサイクルしようという、これが非常に、普通は生産者払う、今回はこの消費者も分担してリサイクルを行うと、こういうふうなことになってるんですね。この法律なかなかいままで消費者の側からいうとなかなかいままで取り組んできたところについては目新しいことでございます。額についても高価な額になっております。自分がリサイクル費用を負担するんだという、こういうふうな意識も持たないとたちまちこの立派なシステムもですね、どっかほってまえと、こういうふうなことになってしまうおそれも非常に多い、非常に大きなところでございます。このために周知方法、体制などはどうなのかということについて質問したいと思います。

さて4番、私がとらえる少子高齢化社会、特にご婦人方、働くご婦人方の条件、働きやすい環境、あるいは子育てしやすい環境、大きく取り組んでまいりました。間もなく二つの児童育成クラブの大きな建物が完成間近、このようになってきております。保護者の要望がございました。たくさん要望ございまして、保育所では午後7時まで時間延長したい、児童育成クラブ、学童保育ですが、これについては午後6時まで。(4番議員「7時30分でも預かってくれるところあるで。」) いえいえまず広陵のですね、公立の施設としてですね、7時まで。(4番議員「公立はないで。」) いえいえ公立民営というのものもあるんだからね、公設民営というのものもあるんだからね、そういうのはちゃんとわかってますからね。五位堂の駅前いうとね、駅前保育、こういうのもできて結構団地の方がですね、利用されている、私もこういう把握をしております。ただしちょっと困った、利用者の方からするとちょっと困ったなということがあるんです。一つ、保育所の場合は、これは保護者がね、晚遅なっても迎えに行く、迎えに来てくれと、こういうことなんですね。児童育成、学童保育の方もですね、保護者が晩6時に迎えに来なさいと、こういうことにはなってるようですが、ところが夏場はまだ明るいんですけどね、これ冬場、もう6時というのは非常に真っ黒けになっちゃうと、特にこの学童保育の持たれる方のお母さんは結構お仕事もフルタイムと、こういうふうな方も多くてですね、なかなか6時というとですね、ちょっと迎えに行くことができなくて自分で帰らなアカんときもあるんじゃないかな、ちょっとこういう心配もね、ちょっと出てきてますね。

そこでね、これは特にうちの団地でもそうですが、変な不審者がですね、夏になるとよく出るんですわね。ちょっとその辺もう通学路については心配やと、これは全部親が迎えに行ったら何ら問題ないということですが、なかなかそうもうまいこと行かないという私もご要望聞いてますので、早速私は町政で取り上げてみましょうということですね、こういうようなこと、立派な建物の完成も近づいてまいりました。保護者の希望も高まっているので、特に小学校に引っついてますからね、この建物はね。通学路のそういう安全対策、お巡りさんも、いまはパトカーとか時々ま回っていることは回っているんです、私も見ます。それに伴う通学路の安全対策などお願いしたい、それについてはどうか、このような質問でございます。以上4点でございます。第1回の質問終わりました。

議長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町長 ただいまの坂口議員のご質問にお答えをいたします。

・番でございますが、町長任期満了までの清掃センター対策の実施策はでございますが、清掃センターの操業をめぐり、地元の皆様をはじめ町民皆様方に大変ご心労を煩わせましたことを深くお詫び申し上げます。

まず和解事項の確実な実施対策についてでございますが、何を申しましても確定期限であります平成17年6月30日に現清掃センターの操業を停止することです。そのためには全力を傾注して新施設の建設に取り組んでまいりたいと決意しておるところでございます。新施設候補地として、平成7年から古寺と協議してまいりましたが、町としての努力にもかかわらず遅々として進展を見ないまま今日を迎えることにつきましては残念であります。また町民皆様方に申しわけないと存じておるところでございます。

清掃センターの受け入れはいずれの地域におきましても好まれるものではないものから、地域環境整備の実施等の条件を提示し説明を繰り返してまいりましたが、いま現在も末端の区民の皆様方に十分理解を得られないのが現状であります。

今後のスケジュールですが、和解を決意いたしましたとき、古寺大字に対して早期に鋭意切実に訴えてまいりたい決意をいたしました。いずれにいたしましても、最終期限はどんなことがあっても厳守するというのが私の使命であります。万一、古寺区がどうしても受け入れていただけないというときには、残された期間を考えますと新たな候補地を設定して短期間に集中して解決するという判断も必要と決意しておるところであります。

万一、古寺区がどうしても受け入れていただけないというときには、残された期間を考えますと新たな候補地を設定し、短期間に集中して解決するという判断も必要と決意しておる

ところでございます。このような判断のもと、現在スケジュールを概略的ではありますが、作成中でございますのでご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

2番目でございますが、総合保健福祉会館のきめの細かい運営方法はでございますが、総合保健福祉会館につきましては、多くの住民の方々からその完成を待ち望む声をいただき感謝の念にたえません。開館日や開館時間につきましては、役場本庁舎と基本的には同様としながらも、仕事をお持ちの障害者の方や各団体の活動を十分に考慮した運営を行う予定でございます。

3番目でございますが、家電リサイクル法実施による周知体制についてでございますが、ご質問いただきました家電リサイクル法は本年4月から実施されますが、環境型社会の形成に向けた新たな取り組みであり、町民皆様方のご理解とご協力が不可欠であります。ご指摘の家電リサイクル法のPRにつきましては、昨年9月号の広報に掲載し、その後ことしに入りまして1月号から毎月掲載し周知しているところでございます。またごみ減量推進会議では数回にわたり説明会を開催し、地域でのPRについてお願いするとともに、転入者向けのPRチラシを住民課窓口で配布することにしております。

そのほか家電リサイクル法に関係する家電小売店や郵便局とも協議を進め、4月からの施行に支障が来さないよう取り組んでおります。4月以降もあらゆる機会を通じ周知徹底を図ってまいりたいと存じますので、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

4番目の質問でございますが、ご質問の通学路の安全対策につきましては、安全性を配慮するとともに、町内各地域の子供110番の活用を図りながら、また関係機関にパトロールも実施していただくように要望してまいりたいと考えております。以上、坂口議員に対してのご答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 はい、坂口議員！先に質問通告書の順序、注意して質問してください。 はい、坂口議員！

12番議員 その1番、最終期限厳守するのが私の使命である、まさしくそのとおりなんですよ、私待ってるのは。いま一番問題してる、問題って心配事があります、正直言って地元住民としては。何を心配してるのか、果たしてこれをちゃんと約束守って遂行してくれるのか、履行してくれるのか、こういう問題でございます。おまえ一遍ちょっと本会議ではっきり聞いてこいと、このような立派な文書をいままで何回も見たと、守れへんかったらちょっと腹切ってもらわなあかんど、こういうふうな、別に腹を切ってくれて言ってるんじゃない

ですよ、責任を取ってもらわないかと、こういうふうな声も聞こえます。

またこの問題を解決するんやと色々な先ほども出馬表明ありました。新しい立候補予定者がですね、これは私は解決しますという方が出たら、その人に応援しなくてはいけない立場になってしまう、このような立場にもなっていております。次の町長選挙の一番大きな支持するか支持しないかの分かれ目がこれにかかってくるのではないかと、清掃センターを抱えている地元としてはまことに深刻な問題でございます。本日、その町長にですね、いま最終期限厳守する、そして私の責任はこの8月まで終わるよ、ポイじゃ、あとだれが引き受けてくれるのかと、こういう要らぬ心配もでございます。

いま、この地元対策、地元といろいろ折衝してる、しかしこの私の責任としてはその平成17年6月30日、これを守る、そのためにほかのことは全力を尽くす、このような返事はいただいたところでございます。しかしこの8月まではそれできないところもあるかわからん、その後のいま先ほどまことに新しいところで次期も出馬される、このような決意を聞いたところでございます。出馬される決意については、当然内容については私はこのようなことについて、特にこのようなことについて取り扱いたい、このようなことについて私は立候補の意志としたいというようなこともあるとございます。この清掃センター、この対策の点も1番、とにかくこれを取り上げているが、この辺についてももう一度大きな決意のほどをお願いしたいと思います。

議 長 はい、答弁願います。 はい、町長！

町 長 ただいまの坂口議員の2度目のご質問もおっしゃるとおりでございます。私もそうしたところから決意をしておるところでございます。私がこのごみの問題で皆様方にご心配をかけ和解勧告を受託させていただきました。それを要約ぐらいは幾らでも書けます、これを実際に実現するということが不可能に近いような感じではございましたけれども、やはり窮すれば通ずるという言葉がいま私にほうふつとして私の気持ちにわいてきております。やる気がなければできませんが、やる気さえ起こして、そしてそこに皆さん方からのお知恵も拝借し、そして一つのものにこだわらず発想の転換をしながら前進していく以外にこの達成する道はないと思います。通り道を遠回りしたくはありません、だれでも。しかしそれを遠回りしたことを大いなる経験として知恵の発端として私は発想の転換をし、そして区役員の皆さんはもちろんでございますけれども、やはり地元、区民、町民の皆さん方にいかに正しく早急に訴え認識をしていただき、ご理解を得るのが一番ではないだろうかという新しい発想が生まれたということについて私は勇氣百倍頑張っまいます。一日も早くめどをつけ

て皆様方にも応援をしていただけるような行動に移していきたい、かように決意しておるところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい、坂口議員！

12番議員 まことに立派な決意表明をいただいたところでございます。その自分の身を挺してこれに当たりたい、このような大きな熱意、私も受け取ったところと考えていただいて結構でございます。この大きな問題、その当事者が身を挺して行う、非常に私にとっても心強いご回答をいただいた、私も地元に戻ってこのことは声を大きくして皆様方にお知らせしたい、また支持の必要なところでは支持も考えなくてはいけない、このようなことを考えているところでございます。

この先、しかしまだまだことしの8月任期というてもこれから暑い時期でございます。体調を崩すこともあるかもしれません。ひとつ町長体を気をつけて、本日も過ぎた熱意を忘れずにこの問題に邁進していただきたい、このような大きな私の受け取りということで第1番目の返事これで終了したいと思います。

続いて質問事項2番、少々具体的なことになっていきます。建物ができた、非常に我々の各種福祉団体喜んでるところでございます。早速ですね、その建物使うまでに内容のたとえば中の下見会あるいは運営などはどうなのか、あるいは運営会議、いろんな各団体寄せてくれると思いますが、そのようなものはどのようなお話の、オープンの前ですよ、オープン前までなってるのか、非常に興味を持っているところでございます。ボランティアグループについてもああしたい、こうしたい、お部屋がいただける、ここは使える、会議室も使える、いろいろと大きな希望を持っているところでございます。6月1日までのオープン前にどのようにですね、たとえば下見会とかそういうような希望もございます。打ち合わせ、どのような、要するにいろいろ町内の諸団体に対するこれからの詳細の運営方法なり詰めですね、それについてはどのような会議とかいうのが計画されているのかちょっとお聞かせ願いたい、これが2番目でございます。

議長 はい、福祉部長！

福祉部長 結論から申し上げますと、検査が完了し引き渡しを受けましてオープンまでの間で各種団体等の内部の視察といいますか、その辺のところは今のところは考えておりません。といいますのは、それからすぐに少ししますと備品の搬入等も入ってまいります。また内部の事務所の方でいろいろとその配置関係、またいろんな設備関係、それからその他のスタートに向かってのことを計画を立ててやる予定をいたしておりますので、今のところはその

予定はございません。ただ当初会館を建てるにつきまして、提言委員会、またその後の検討委員会等でごく一部の方ですけれども、いろいろご検討もいただいております。またその後案が固まりました時点で各種団体についてですね、図面ではございますけれども、お見せを申し上げてご希望、ご意見はすべてお聞きいたしております。ただそれがすべて取り入れているということは申せませんが取り入れられる部分はほぼ取り入れさせていただいて運営スタートにかかるよう予定をいたしておりますので、その辺でひとつご理解を賜ればと思います。以上です。

議 長 はい、坂口議員！

12番議員 ちょっと要望がございます。この管理、福祉団体の要するに利用日についてなんです、休みの日は会議室だけと、こういうようなこと、これ以前から伺ってるんですけどね、会議室使えると、こういうことなんです、ボランティア側からいうとですね、ボランティアルーム、あこにですね、いろんな備品などをロッカーそろえていただいております、入れることができると、このようなこと前から聞いてんですが、休日、かぎの管理なんです、いわゆるかぎの管理をですね、団体でしっかりするのでですね、その辺休日利用することもあるのでまた考慮いただきたい、このようなことございますのでですね、それは後ほど細かい運営方法についてはいろいろ相談したいと思います。その辺のご要望も出てますのでよろしくお願ひしたいということでこの質問は終わらせていただきます。

福祉部長 お答え申し上げますか。

12番議員 何かあります。要望言うときますのでね。

議 長 はい、どうぞ。福祉部長！

福祉部長 その件につきましては、先の総合保健福祉会館設置条例の中でも日曜日の使用等ということの拡大範囲でご質問もいただいております。いまおっしゃっていただいておりますボランティア室についてもそうでございますが、近隣市町を視察もいたしております。その中でお聞きしている範囲では、当初についてはそれほど休日ですね、ご使用は今のところないというようなこともお聞きはしております。私の方もだからそれをしないというんじゃなくして、6月オープンをいたしましていろいろとご利用いただく方のご意見等参考にまたさせていただきます、その後の会館の取り組みについて種々、また検討、改善を加えてまいる考えは十分持っておりますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。以上でございます。

議 長 はい、坂口議員！

1 2 番議員 続いて3番目の家電リサイクル法案でございます。これも本日うちの家内もいろんなチラシをですね、見ていててですね、チラシの中では持ち込み場所、電器屋さんとかいろいろ出ておりました。ちょっと団地側からいうとですね、電器屋さんのね、なかなか場所、書いてあるんですよ、何とか電器、何とか電器、何とか電器と書いてあるんですけどね、安部の何とか電器、何とかかんとか、ちょっとね、わかりにくいんですね。これ村の大字の方やったら安部やたらどこどこやな、あれやたらどこどこやな、どこやなど、こういうふうなこともあります。それは電話したらいいと、こういうことなんですけどね、だからそういういま言うてる。(4番議員「電話したらいいねん。’) うん、電話したらいいんですがね、なかなかそれはあるんですが、電話したらいいんですけどね、電話の番号、それは当然回ってくると思います。(4番議員「書いたるやろ。’) 書いてあります、ちょっと黙っときなさい。

議 長 ちょっと寺前さん、ちょっと静粛に。

1 2 番議員 そこにですね、要するに値段が、品物によって値段が違うんですわ、何ぼ何ぼ何ぼ何ぼと、こう書いてあるんですね、何ぼ何ぼ何ぼ、こう書いてあるんですね。ですが、その辺のいま言うてる、この間いろいろここでも質問出たの、たとえば半分つぶれてたらどうやとかですね、つぶれてたらまた値段が違うとか、いや完成品やたらどうやと非常にちょっとわかりにくいところがございますので、その辺も再度念のためでございます、チラシ、チラシだけじゃなくてうちら自治会は回覧とかいろいろ回ってきてそういうようなことをしようということも考えておりますので、その周知事項について十分に行ってほしいというこれはご要望でございます。3番、これで終わります。いま要望でございます。いま言うとききました、わかりやすい頼みますよということ。

4番、この児童育成クラブ、このまず人数、この間の先ほどの会議でも約数十名聞いたとこでございます。あとこの中の中ですね、指導員さん、何人に何人ぐらいの割合でしていただけるのかなというのが一つ、もう一つこれ、これも何回も何回も前から聞いております、3年生までと、こういうこととでございます。3年生、それもですね、これ何回聞いても3年生までと、こういうような回答いただいているんですがね、その後の傾向というんですか、延ばしていこうというような傾向はもう、延ばしてほしいという要望、これも確かにございます。ここで一つ新しく建物もできたところでしてね、働く側のお母さんからすると、ことし1年、たとえば3年終わるとまた次の頭の痛い心配が出てくるんですわ。ちょっと先ですね、今後半年か、あるいは1年後、この利用、非常に人気がありますのでね、その辺に延長ですわ、延長は皆様方、学年の延長ですよ、いま3年生までですからね、学年の延長についてはちょ

っとどういうふうにあの傾向を考えているのか、その辺についてお伺いしたい、これが質問事項4番でございます。お願いいたします。

議 長 福祉部長！

福祉部長 まず指導員の人数でございます。それぞれ各園につきまして4名というところで交代制で必ず2人は常時おっていただくような体制で現在までもやってまいっております。

それから学年の延長というところでございます。余計なことかも知りませんが、何もよそがやってないからどうじゃこうのというんではございません。ただ先ほど言いました時間につきましてもご承知いただいておりますように、近隣市町ではあくまでもいまのところ5時ということでそれぞれ要綱等で運営されてやっておられるのではないのでしょうか。私の方も保護者の方のご意見もお聞かせいただきまして、とりあえず十二分とは申しませんが、6時までということで延長をさせていただいた、ご希望をお聞きしてですよ、させていただけると、こういうところでございます。

児童育成クラブにつきましては、ご質問にもありましたように平成10年の放課後児童健全育成事業の改正というところで、おおむね一応1年生から3年生までというような法律的にもなっておるようでもございます。そのほか、それは特別な事情があればそれ以外にもという文言もうたっておりますけれども、一応基本的にはやはり1年生から3年生と、こういうところになっておるようでもございます。私の方も何もこれに固執はいたしておりません。けれども当初もお答え申し上げましたように、いまはとりあえずまず各学校区の近くといたしますかね、一番望ましいのは学校の敷地内でしょうけれども、これはまたいろいろ教育委員会との問題もございますので、そう一気にいきませんので、やはり学校区のその学校の近くが一番やっぱり望ましいというところで、ご承知いただいたように今年度は二つ教育委員会のご理解のもとに敷地内に建てさせていただきたい、後についてもこの前ご答弁をさせていただいております。その辺のところ、まずそちらへ持っていくのが第一段階であろうかなと、それからそれに固執しておりませんが、それを踏まえて随時考えてまいりたい、それしかたとえば真美ヶ丘の方の2カ所でそれを6年生とか仮にやりますと、そしたらほかの地域ではしないのかと、こういうことは当然出てまいりますね、だからやるならばご希望を皆全町的にお聞きして、やはり一斉にやる方が公平であり、また望ましい方法かと、かように思いますので、この辺についてはいまのところ私の方はそういう計画は持っておらない、ただ先にあくまでも施設の方につきましてやっていって、時間延長についてはさらにね、ご父兄といたしますか、保護者の方のご意見等もさらにまたお聞きをしておっしゃっていただいた

指導員の採用時の条件とかいうことでおっしゃっていただいた件もございますが、その辺も踏まえて検討を加えてまいりたいと、かように思っているところでございます。以上でございます。

議長 以上で坂口君の一般質問が終了いたしました。

次に松本さんの発言を許します。どうぞ。

14番議員 久しぶりに一般質問をさせていただきます。

かねがね教育長さんにはいろいろと巢山の古墳の開発の問題につきましてお願いを申し上げておりますが、このたびは竹の伐採ということで72万8,000円という予算でございますが、県の公園が篠田君の持っておられた山を買われて、もうその境界まで今度進んでまいりますので、町としても、また斉音寺の村の皆さん方も非常にこの巢山の整備について希望しておられるわけで、何とか巢山をきれいにひとつやっていただきたい、かような希望が、もう何といたしてもせつなと言っていいか、私も耳の痛いほど聞かせてもらっておるようなことで、ひとつ待ってくださいということで今日まで来まして、もう篠田のその山が開発されましたら町が、これはもう全部文化庁が買い上げをしていただいたんでございますが、境界に入ってまいりますので、その境界がほってあると、そのままということでは非常に町行政上も、これはいいことないという感じをいたしますので、私は教育長さんにもひとつこの文化庁へ何回も行っていただいておりますが、ひとつ今度という今度は県がこうしてここまで公園をやってくるということで、これは文化庁としても、また広陵町としてもひとつ文化庁があとのことは県と町ということでございますが、何分文化庁の予算が一番多いので、これもひとつ文化庁に足を運んでいただくよりか、この開発方法はまずないと言うてしかりだと思います。しかし町長さんはかねて県を通して行政をやっていくという方針でございますので、きょうまで私もそう言わなかったんでございますが、非常にやはり私ら議員として、また私は一番古い議員として、あくまでもやっぱり町長さんも中央にひとつ行って、そして服部三男雄さんという若い参議院議員が東大出でおられますし、一番いま年配からいいまして盛りなところでございます。同級生は相当部長、局長、事務次官という点にまで進んでおられる年配だと思いますので、やはりそういう先生方を利用することが一番町の発展につながるのではないかと思います。教育長さんがそうして何度も足を運んでいただいておりますが、何といたしても最高責任者、町長さんにひとつお願いもしまして、そして文化庁にご相談をしていただくということが開発の近道だと思います。そういう点についてちょっと町長さんにご意見を、今後、そして足を運んでいただけるのか、あるいは県とあくま

でも交渉してやっていくということなのか、県と交渉してやっていくということになりますと県とのそういう先ほど申しましたように、もう境まで県が計画を立ててもう実施しております。だからひとつ県に町長さんから特に申し込んでいただいて、そしてこの巣山の開発を県と同様遅れないように県と同様にひとつ開発をいただきたいということをお願いしたいと思います。これはもう斉音寺区民皆さん方の一の願いであり、もう巣山といえば昔からそういう古墳、もうあの島の中は、これはもう後でも結構ですし、この橋もかけないかんし、ところが池の外堤といえますか、岸といえますか、これだけの開発をまずひとつお願いをしていただきたい、やっていただきたい、かように思いますので以上でございます。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 教育長！

教 育 長 松本議員の巣山古墳の今後の整備の進め方についてというご質問にお答え申し上げます。

特別史跡巣山古墳史跡整備事業で今後の整備期間につきましては、現在護岸整備に向けて範囲確認のための発掘調査を実施しております。平成9年1月に初の史跡整備検討委員会を開催してから基本計画を策定いたしまして、国、県とも協議を重ねてまいりました。文化庁は整備工法等につきましても発掘調査を実施して、その成果を史跡整備検討委員会に諮り、整備基本方針を踏襲してから再度協議するようにご指導をいただいております。

整備期間につきましては、平成13年度に農業用水の確保のため、仮設の堤防を築いた上で発掘調査等を行い、14年度から護岸工事を実施しておおむね8年計画で整備を進めたいと考えておりますが、文化庁では補助金交付の関係から10カ年を超えるものとの見解でございます。

保存方法につきましては、基本的には復元工事ではなく現状の崩落部分の護岸整備であると考えております。巣山古墳は近隣にない保存状態のよい優れた景観を持つ古墳であり、外堤周辺整備も行い、学習の場、憩いの場所と住民の心のよりどころとして位置づけ保存してまいりたいと存じております。以上でございます。

議 長 はい、松本さん！

14番議員 教育長さんの説明でそういう審議委員会、そういう点の文化庁とのいろんな話し合いについて非常にやっていただいておりますということはもう皆さんにも説明をしておりますし、皆さんはそういう期待をしているわけで、ひとつどうぞその進め方を県がそうして公園を境界に持ってきてますので、ひとつそういう点よろしく願いをしておきたいと思います。また町長さんにも壇上で申し上げたとおり、またひとつ努力をいただいて、そしてやはり教

育長さんだけやなしに最高責任者の町長さんにも、そして県とも折衝をいただいて、ひとつ早くやっていただくということをお願いいたしまして私の質問は終わります。以上でございます。

議 長 はい、町長！

町 長 松本議員の巢山古墳にかけられる情熱は私もひしひしと感じております。去る23日の日に助役と秘書課長と3人で東京へ陳情に参りました。そのときにも巢山古墳のことはちゃんと奥野先生にもお願いもし、そして服部三男雄先生のところへ行ったところがちょうどお留守でございまして、ようお会いにはできませんでしたが、その後選挙等においてところどころでお会いしておるときには必ずそのことを口癖のようにしてお願いもしております。また県からというんじゃなくて、やはり県と国との両面作戦で町としても陳情を展開しておるところでございます。またそのうちに徐々に大きな事業だけに何ぼ、幾ら文化庁といえどもなかなかいまはすべての省庁には予算が窮屈なときでございますので、忘れさすことなく間断なくお願いを、陳情をしていきたいと、かように思いますのでひとつよろしくご期待賜りたいと思います。頑張ります。

議 長 以上で松本さんの一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 3 : 19 休憩)

(P.M. 3 : 36 再開)

議 長 それでは休憩を解き再開いたします。

次に山田君の発言を許します。

1番議員 では3月度の一般質問をさせていただきます。

まず初めに子供が健やかに育つ環境づくりの家庭教育支援推進事業についての取り組みについてお尋ねするものであります。

現在の教育、またその教育がつくり出している子供に満足している大人は少ない、いや当の子供自身、自分の受けている教育に不満や不適應、さらには公然たる反乱行動さえ示している。教育を直接担う教師や親にしても教育にお手上げ状態である場合が今日的に多いのであります。しかも教育は国家百年の大計だから、少子高齢化が進み国内外の競争が激化し、財政が緊迫している我が国にとってその将来の担い手たる子供の教育は決定的に重要であります。相対的にも絶対的にも減少し続ける子供はますます希少価値を持つから、少数精鋭の言葉どおり、その質を高めない限り我が国の将来は危ないわけであります。ところがその希

少価値ゆえに子供は宝物扱い、王様扱い、はれもの扱いにされ、わがままでひ弱な自己中心主義に陥りやすい、これでは彼ら自身の将来も危ないし、日本の将来も危ないのではないか。こうした状況のもとでいまのままの教育で果たして大丈夫かという心配が広がり、教育改革の必要性が広く痛感されるようになってきたのであります。国だけではなく身近な広陵町や我が地域や家庭にしても教育の困難、荒廃は最も頭の痛い問題であるのであります。

平成12年9月、首相の諮問機関、教育改革国民会議は教育を考える17の提案と題する中間報告を発表しました。この中間報告は今後の教育政策に大きな指針となるであろう、特に地方分権が叫ばれ、学校も地域に開かれること、個性化、特色化を進めることを求められてる現在であります。この中間報告は家庭、学校、地域の3者が子供の教育にとっていかに重要であるかを力説し、そこから17の提案を行っているのであります。国民会議は人間性、学校づくり、創造性の三つを中心に現在の教育は危機に瀕している。その危機を打開する教育が必要だと説明しているのであります。17の提案の第1に、教育の原点は家庭であることを自覚するを掲げ、そのために親が子供とともに過ごす時間や機会をつくると訴えているのであります。地域の社会教育を支援する教育休暇制度を導入する、親への教育やカウンセリングを整備するなどの制度的推進を提言しているのであります。また学校づくりというテーマのもとでは、子供に奉仕活動の義務づけ、職場見学、勤労体験学習の推進、学校に対する外部評価、新しいタイプの公立学校のコミュニティースクールの設置の促進など学校が地域に向かって開かれ、親や住民の意見を取り入れ、協力すべきだと主張しているのであります。小学校や中学校は公立であり、通学制が採用され、学校は通学区の義務教育を独占しており、子供や親は特別のことがない限り学校を選ぶことはできないのであります。それだけに学校が地域に対して持つ責任は極めて大きいのであります。その反対の地域が学校に対しての影響を及ぼすことも少なからずあると思うのであります。ところがその学校は独占的地位と親方日の丸意識のため、閉鎖的、独善的になりやすく、地域から浮き上がりやすい。そこで開かれた学校が主張され、学校と家庭、地域との連携、学校週5日制や総合的学習、学校評議員の制度化などの改革が提唱され、実施されるようになったのであります。

子供の教育にとって家庭が原点であること、家庭、学校、地域の協力が必要であり、家庭や地域が子供の基本的なしつけの機能を失いつつある現在、その機能の回復、そのための施策が必要であろうが、学校自体、その機能を強化する必要がある。そこで子供が健やかに育つための環境づくりの原点は家庭であり、家庭教育支援推進事業の一つ、家庭教育の日の設定、毎月第3日曜日、二つ、家庭教育週間の設定、8月19日から25日の1週間、三つは

子供サポーターの養成、地域ネットワーク事業補助、また子育て講座開催等々、その他多くの子供が健やかに育つための家庭教育支援事業が行われるわけでありますが、広陵町としては何を具体的に取り組み、どのような成果を得ようとしているのか教育委員会に問うのであります。

二つ目、児童虐待防止対策の推進についてであります。こここのところ児童虐待の報道が後を絶たないのであります。新聞記事やニュースを見たり聞いたりするたびに胸が締めつけられる思いがするのであります。先ごろ厚生労働省は、児童相談所が精神科医と専属契約を結び、子供に対する虐待防止のさらなる強化を図る旨を発表いたしました。虐待の背景には核家族化が進み、育児の心労や悩みのはけ口が親にないことが原因の一つだともされているのであります。こうした意味では育児に悩み疲れた親への精神科医のカウンセリングは極めて画期的なことと言えるのであります。しかしまだまだ児童相談所の職員数も少なく思うのでありますし、また全国に相談所は174カ所あるというのであります。近くには高田児童相談所がありますけれども、それがどこの場所にあるのか知らない人も多いのではないかと思うのであります。もっとPRしてほしいし、悩み、保護者が早期に相談できるような環境づくりこそが虐待の歯止めになると思っているのであります。そこで平成13年度高田児童相談所内に児童虐待防止専従班を設置されるが、具体的に何を目指しているのか内容を詳しく説明していただきたいのであります。

また児童虐待防止支援事業の中の児童虐待防止ネットワークの充実について、これまで以上に町は虐待を受けている子供を早く発見し保護する責任を負うのであります。そのために必要な体制を整備しなくてはいけないし、人材確保と資質アップを義務づけられたわけがあります。このネットワークの充実の中身は具体的にどうなるのか説明していただきたいのであります。

三つ目であります。生きる力をはぐくむ学校教育の充実で、特に心の教育推進事業についてであります。ここ数年、教育の荒廃、いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊等々多くの凶悪事件が毎日の新聞、ニュースで報道されているところでもあります。深刻化するいじめや不登校などに苦しむ生徒や保護者の不安や悩みを解消するために臨床心理士やスクールカウンセラーとの連携を図りながら心の相談室で対策を広陵町も講じているのであります。スクールカウンセラーについて平成12年9月の定例会でも質問いたしましたところでもあります。この制度は12年度で終了するとの回答がありましたが、ことし13年度については計画はどのようになるのかお聞きしておきたいのであります。

次に心の教室相談室における臨床心理士の配置について、町単独でやるのも結構ですが、県の方へ要望し、さらに充実した形でやるように希望しておりますが、その点もよろしくお願い申し上げます。

次にふれあいフレンドの配置についてであります。この事業は平成12年1月から平成13年12月までの2カ年事業として緊急地域雇用対策として地域の雇用とし学校で子供たちと接する機会を通して楽しい学校生活が送れるよう支援する事業であります。ことし12月でこのふれあいフレンド事業も終了するわけですが、その後についての計画はどうか、このふれあいフレンドの事業について雇用対策と学校での子供たちと接する機会との2面があったわけですが、その成果はどうであったのかを問うのであります。

最後の四つ目であります。運動部活動わくわく21事業についてであります。運動部活動への外部指導者の派遣についてであります。クラブ活動の指導者のあり方については平成8年3月にここで一般質問をいたしました。その当時は広陵中学校では16の部活動、真美ヶ丘中学校では11の部活動をやっておられたのでありますが、平成13年度においてはどのように増減しているのか、いま私この場所ではわかりませんが、週5日制を踏まえ、こうした外部指導者の派遣について重要であると思っております。この運動部活動外部指導者活用事業については技術指導及び助言を行うとともに地域社会との連携を深め、運動部活動の充実、活性化を図る目的としております。中学校での運動部活動については専門的な技術指導が必要であり、また学校現場においてはクラブ活動のあり方をめぐっていろいろな意見があることは承知されていると思うのであります。完全5日制を目前に控え、運動部活動指導者の派遣について積極的に県の方へ言って人材確保をしてもらいたいと思っておりますが、その考えを問うのであります。以上であります。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 教育長！

教育長 山田議員の質問事項、子供が健やかに育つための環境づくりについてというご質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり2001年は教育改革の年と言われる中で家庭教育においても子供の生きる力の基礎的な資質や能力を培う上で重要な役割を担うことは言うまでもございません。新年度における県の家庭教育の重点項目として提唱されております毎月第3日曜日の家庭教育の日、いきいきサンデー及び8月の家庭教育週間を推奨、そのPRに努めるとともに、家庭教育支援施策との連携を図りながら、これまでの生涯学習推進事業のより一層の推進に努めてまいりたいと考えております。具体的には、青少年健全育成環境浄化PTA活動、乳幼児

期の家庭教育、小中学校のいじめ問題、親の役割、思春期における家庭教育の必要性などの小中学校の家庭教育の推進、さらには高齢者に対する学習機会の提供としての実年学級についても継続的に実施し、参加者から好評をいただいているところであります。

また議員よりご提案をいただいております県事業であります子育て支援ネットワークの中での子育てサポーターの養成につきましても、今後検討を加えてまいりたいと考えております。

次に質問事項3、生きる力をはぐくむ学校教育の充実ということで、中学校のスクールカウンセラーの配置、心の相談員の配置、ふれあいフレンドの配置というご質問にお答え申し上げます。

子供の心の教育につきましては、いろいろな方策でその措置が図られているところであります。まずスクールカウンセラー活用補助事業につきましては、平成12年度において広陵中学校に2名の臨床心理士によって相談、指導を行っていただいております。相談内容は不登校、友人関係、生活全般、進路、その他本人にかかわる問題など、また相談者も児童生徒、保護者、教員などさまざまであります。成果といたしましては、精神的に不安定な生徒に対する適切なアドバイス、友人関係トラブルの解消など心の教育の充実が図られております。なお次年度もその配置を県に強く要望しているところでございます。

次に町独自の心の相談員の配置についてであります。この事業は幼稚園児、小学校、中学校の児童生徒及び保護者など町内の広い範囲におけるいじめ、不登校、しつけ方など町全般的な心の教育推進事業として取り組んでいる事業でございます。指導者はスクールカウンセラー同様、臨床心理士の先生にご指導に当たっていただいております。県への要望もいたしているところでありますが、国のカウンセラー制度にあつては全国の中学校に平成17年度までの5カ年間の中で実現する計画があると聞いておりますので期待しているところであります。

次にふれあいフレンドの配置についてであります。この事業につきましては平成12年1月1日から平成13年12月31日までの2カ年事業であります。緊急地域雇用対策として地域の雇用推進とあわせて、学校で子供たちと接する機会を通し子供のよきパートナーであり、あいさつや遊びを通して潤いのある学校生活が送れるよう支援するものであります。現在は6カ月という雇用形態の原則から3期目のフレンドとなるわけですが、図書室での読書、体育の時間、生活科、給食時間など広い活動の場でのサポート役としての充実が図られております。14年1月以降につきましては、県への制度存続の要望をしていきたいと考え

ております。

質問事項4番目の運動部活動わくわく21事業ということでございます。運動部活動への外部指導者の派遣についてのご質問にお答え申し上げます。

運動部活動外部指導者活用事業につきましては、運動部活動顧問に協力して技術指導及び助言を行うとともに、地域社会との連携を深め運動部活動の充実、活性化を図ることを目的とされております。本町の場合、平成12年度において真美ヶ丘中学校バドミントンクラブに対し1名の派遣を受け入れております。派遣回数は年間30回を基本に指導時間は1回2時間で延べ60時間となっております。所期の成果を上げられているところでございます。次年度以降におきましても、この制度の目的や趣旨に沿った形で継続的に要望してまいりたいと考えております。どうも失礼いたしました。

議 長 はい、町長！

町 長 山田議員の質問・番にお答えをいたしたいと思えます。

児童虐待防止対策の推進についてでのお尋ねでございますが、児童虐待防止専従班については、高田児童相談所の次長を中心として児童福祉士1名、非常勤児童虐待対応協力員1名の3名を一つの班として高田児童相談所管内の学校、保育所及び民生児童委員の協力のもと、児童虐待の早期発見、早期対応の体制づくりをされると聞いております。

次に児童虐待等の早期発見や早期対応については、町保護センターにおいて乳幼児の健康診査や相談時に対応しており、また各保育園、幼稚園、学校におきましても朝の健康観察や日常生活状況に十分注意するよう指導しております。これで終わります。

議 長 はい、山田議員！

1番議員 では初めのですね、初めの答えはですね、あれでよしとしときたいと思えます。

次二つ目ですがですね、それに関連してですね、平成14年度から全面実施されますこの新指導要綱、これまでの知識の詰め込み型の教育から、一つはですね、子供たちが自分で課題を見つけ、みずから学び、考え、よりよく問題を解決するための能力等が示されているわけでありまして。こればかりではありませんが、いろんなことがこの来年から始まる新指導要綱に載っているわけでありまして。その中で特にいま新聞紙上、また大きく問題を持つのがこの体験活動の機会を提供していくことについては、教育改革国民会議において重要課題として議論されております。この2000年9月の中間報告において奉仕活動を全員が行うようにするとの提言について、教育長の考えはどうか。そしてこの考えに基づいて広陵町教育委員会としては、こうした定例の教育委員会において議題に上っているのかどうか、ま

ずそれをお答えいただきたいと思います。

それからその中にもいろいろありますが、学校評議員制度による地域住民の学校運営への参画についてであります。地域住民の学校運営への参画を求めるため、教育委員会の判断により地域の実情に応じて各学校ごとに学校評議員を設けることができるとなっているわけですが、これについても広陵町の教育委員会の考えはどうか、まずお伺いしておきたいと思います。

議 長 はい、教育長！

教 育 長 いわゆる体験学習の問題であると思いますが、現在中学校におきまして、特にボランティアあるいは体験学習、ボランティア活動も含めましてのいろいろな場での体験学習ということで、来年度から、いわゆる13年度に2校、両中学校におきまして実施するよう現在各学校において検討中であります。どのようにやっていくかということについて現在検討してもらっております。そして来年のある時期でそれを実施していくと、時間の配置につきましては総合的な学習の時間とも関連を持たせながらそのような授業を持っていきたいと、このように話を進めております。

それから二つ目の評議員会制度、これは開かれた学校ということで文部省の方から置くことができるということに法改正がされました。これについては私もやはり開かれた学校、あるいは地域の教育力をおかりするというような面からすると、やはり学校でやっていることを外部の人にお知らせしなければ協力してもらえないという部分もあると思います。文部省の提唱されているような内容で進めば私はこれはやはり開かれた学校に向けての一つの取り組みになるだろうと思っているわけですが、その他いろいろな心配もございます。そういうようなこともありますので、やはり慎重に慌てないで検討してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議 長 はい、山田議員！

1 番 議 員 体験学習については来年度から中学校の2校においてやられるということも議題に上り、前へ進んでいると、大いにやり方にもいろいろ難しい点があると思いますけど、成果があるようにですね、お願いできたらなと思います。またきちっとした計画が決まればですね、また教えていただきたいなと思っております。

それから学校評議員制度については、いまの教育長の話聞けばですね、何も頭から、もう入口から拒否するんじゃなくして、一回取り入れてみようというような発想もあるようであります。やはり開かれた学校、我々も私自身も、また先生が現役の校長のときに毎日参観、

ほんまに学級崩壊等経験をいたしました。それは地域の皆さんと一緒に、いろいろな問題はありましたけれども、それなりの解決ができたのではないかと。いま当時の役員が集まればその話にいろいろな花が咲くようなことであります。あれから10年経ちました。そして先ほど言いましたように、やはりその中で訴えたのが家庭教育の充実であります。家庭の中で一つでも二つでも親との会話、そしておじいさん、おばあさんとの対話をしようということもやってまいりました。やはり家庭教育、そして学校教育、そして社会教育、生涯教育と、こうしたピラミッド型のことがあるならば、こうした広陵町のその教育の向上にも役立つのではないかと考えておりますので、どうか先ほどに述べましたような家庭教育の日の設定、毎月第3日曜日、そして家庭教育週間の設定、この夏休みにあります、8月19日から25日の1週間、県の方でもこうした形を決められ、町の方の教育委員会現場でも取り入れられると思いますが、実りのある成果が出ますようお願いしたいなと考えております。答えは結構であります。

2番目の児童虐待については結構であります。

それから3番目の学校教育での心の教育の推進事業であります。広陵中学校では2名の臨床心理士によって相談され指導を行っていただいているとのいま教育長の報告がありました。子供の不安や悩み解消、生徒の問題行動が急速に改善されていると報告ありました。これは全国的にこうしたスクールカウンセラー等の配置の学校があればですね、置いてない時期よりも大きく成果を出しているのが実態であります。こうしたこと、この広陵中学校では幸いにして2名の臨床心理士が置かれていると、うれしい限りではありますが、来年度についてもどのような計画になるのか、きちっとしたお答えをいただければうれしいなと思います。また心の教育の充実が図られている。そこで13年度もスクールカウンセラーの配置を強く要望してもらいたいと思っています。また広陵中学校には2人の臨床心理士がおられたわけがありますが、真美ヶ丘中学校についてはどのように今後対応されようとしているのかお聞きしておきたいと思います。

次に生徒、保護者、先生等が臨床心理士に相談され、よい方向に改善されてるとのいま報告がありました。具体的に一つでも二つでも結構ですが、こうして例を挙げて報告をすることがあれば教えていただきたいなと考えているのであります。よろしくお願いします。

議 長 はい、教育長！

教 育 長 現在県から派遣していただいている臨床心理士の先生には、これは県の方にも関係

課に強くいま現在引き続いて13年度も配置していただくよう要望しているところでございます。なお真美ヶ丘中学校につきましては、町独自の臨床心理学の先生がお入りいただいております。それにあわせてもう一つの事業として心の相談員、週2回であったと思いますが、いろいろ子供の悩みを子供の立場になって聞いていただける元真美ヶ丘中学校の先生でありました方をお願いして真美ヶ丘の中学校の方にお入りいただいております。ただ先ほど答弁申し上げましたように17年度までに公立の中学校に、すべての中学校にスクールカウンセラーを配置するということを言われているわけでございますけれども、正直なところ臨床心理学の資格を持つ方と学校数とが、それだけの需要と供給とのバランスが果たして保てるのかどうかと、このあたりも多少危惧している部分もございます。広陵町2校あるわけですが、2校ともに県費でお願いするということは他町村とのかかわりもありますので、これはちょっと至難な問題であろうかというように考えております。以上です。

議 長 はい、山田議員！

1番議員 ふれあいフレンドについては雇用対策の一つ、そして学校での仲間づくりという機会です。こうした形で2年前からされた事業であります。いろいろなふれあいフレンドについての採用された、年齢的にはですね、どういう方々がいらっしやったのか、そして教育長が壇上で答弁ありましたけれども、それなりの成果はあったと、本当に雇用対策になっておったのか、また来年14年度について、14年度以降についてもこうした形を県の方をお願いしたいとおっしゃってございましたけれども、その成果を踏まえてどうだったか、総括的にお願いしたいと思います。

議 長 はい、教育長！

教育長 ふれあいフレンドの現在まで入っていただいた方、小学校5校でございます。それで3期が終わったわけで、三四、十二名でしたか、お入りいただいたわけですが、23歳くらいから最高40歳過ぎまでの方が1人おられたかなと思います。大体は二十歳代から30代前半の方であったと記憶しております。なお継続につきましては私も現場の声ではやはり子供たちの潤いのある学校生活を送れるために効果があったという話も聞いておりますので、この継続については県の方にも今後要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長 はい、山田議員！

1番議員 では最後のクラブ活動の外部指導者の派遣についてであります。我々教育問題等についても、我が公明党もですね、非常に重要視、この21世紀は教育の時代だと、教育の世

紀だと思い、いま真剣に取り組んでいるわけであります。全国でもこうした教育対話で親と教師との対話の中でいろんな意見が出てくるわけであります。一つ紹介したいと思います。先生は担任に加えクラブの顧問、事務的なことなど仕事の量が多く、時間的にも精神的にも余裕のない状況になっている。中学校教員の女の先生がこのようにある会合で述べられたことが新聞に載っておりまして。それだけにこうした外部の指導者の派遣については、非常に結構かなと、私も平成8年にこの場所で一般質問させていただいたのであります。だからこうしたことをですね、もっともっと活用していただいて、やはりいまクラブ活動といえどもやはりそうしたクラブ活動で培った仲間同士のつながりはですね、将来にわたってもいいものがあるなと私自身も思うのであります。そうしただけにいま真美ヶ丘中学校でバドミントンのこの外部派遣制度を活用してですね、ここ二、三年前からやられておると聞いておりますけれども、大きな成果が出てると確信しておりますし、またクラブ活動においてもたかがクラブ活動といえども専門的なクラブも増えました。8年前なんてサッカーというようなクラブ活動はなかったわけですが、やはりこのプロのサッカーができてからクラブ活動においてもサッカークラブ、また広陵町においてもラグビーのクラブ活動もできたわけでありまして、そうした専門的な指導者が必要になっている現在であります。また週5日制にもなり、土曜、日曜の先生の休んでいただく間にこうした外部指導者を活用してですね、大いなる学校教育を充実させていただければなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

議 長 以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

次に青木君の発言を許します。

10番議員 議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

清掃センター問題は大変急を要する大事なことでございますが、それ以上、それ同等以上に交通事故も直接生命、身体にかかわることでございますので、大変大事な問題であると、こういう観点で質問をさせていただくわけでございますのでよろしくお願ひをいたします。

交通事故が多発し、死亡事故も発生している本町自身の的確な交通安全対策をとということでございます。私自身も交通安全啓発推進運動には深くかかわり、それにはまっているようなわけでございますが、それを別にいたしましても短期間に町内で7名の死亡事故が発生しているわけでございます。本町も交通安全非常事態宣言をして玄関のカウンターの上にその宣言書を置いているわけでございます。特にこれ以上死亡事故を含む交通事故の続発を許すことはできないと、こう思うわけでございます。交通事故は多様な要素が複雑に絡み合っ

発生することですが、おおむね発生場所が何らかの共通性があるように思います。町長も過日死亡事故の現場を警察とともに視察され、そのことを気づかれたかなど、こう思うわけですが。当然警察当局も専門的に原因究明し、その対策を講じていると思いますが、それとは別の角度でまずは地域ごとに細かく住民サイドで原因を調査究明され、危険箇所の割り出し、発生要素の検索をすることが大切だと思うわけですが。そのためにも自治会、全職員、郵便配達員、金融機関の外交員等のご協力をお願いしていろいろな情報を収集し、自分の町の安全は自分たちの手での発想で取り組むことが交通安全推進運動の盛り上がりの原動力になると思いますがいかがでしょうか。

本町での多発した事故の当事者の多くは町民以外の通りすがりの人たちと思いますが、町内での多発はこの数以上に町民をも巻き込む可能性が大であります。交通事故は被害者は当然ですが、加害者にとっても本人はもちろん、その家族にも大きな不幸をもたらす、場合によっては家庭崩壊の例も私自身も見ております。このような地域ごとのいわゆる声をいけないそのためにも皆様方と一緒にいままで経済性重視の車両通行の利便性を優先した道路形態及び信号機の配置、段差のある車いす通行不能の狭い歩道、そしてまた不法迷惑駐車等含め、先ほど述べた多くの方々のご協力でそのような箇所等を割り出し、それを改善するために警察、公安委員会、国、県へ強く要望しハード面をクリアする、そしてそれ以上に大切なことはモラルの向上が不可欠であります。私の経験では信号無視の多い順序は高齢者の女性、そして次に男性、中年の女性、そして男性、正しく守っておられるのが小学生、中学生がほとんどであります。年齢が高くなるほどだめになるように思います。高齢の人たちは信号のない時期に育ったためかなど、こう推察するわけですが、子供は学校で交通安全教育をされているからと思います。だんだんと年齢を重ねることでルールを守るより守らない人の方が得をするというようなことが先人の背中を見て見習ってしまうのかなど危惧しているわけですが。これは将来日本国にとりましてもあしきことですが。よって特に大人の人たちに交通安全モラルの向上に向けての啓発が重要であると思っております。いま現在、残念ながらみずから交通安全推進運動により多くの人に参加、かかわっていただくことが一つの方法手段だと思いますがいかがでございますか。よろしく願いをいたします。終わります。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいまの青木議員のご質問にお答えをいたします。

まず1番、交通事故が多発し、死亡者も発生している。本町の的確な交通安全対策をとの

ことでございます。交通事故は確かに多くの要因があつて発生するものと思います。広陵町内で平成12年中の事故発生件数及び負傷者は減少しているにもかかわらず、死亡者が多数発生し、まことに残念に思っております。広陵町は立地条件として通過道路が多いこと、道路整備が進んで交通量の少ない時間帯ではスピードが出るため事故が発生すれば大きな事故につながることも一つの要因であります。県道と町道の交差点付近での信号機や夜間照明の改良等安全対策に係る機関においても努力を願っているところであります。

青木議員のご提案の地域ぐるみでの交通事故発生要因の検索や交通関係者からの情報収集等視点を変えて安全推進運動を展開することにつきましては、大変貴重なご意見として参考にさせていただきたいと思っております。どうかよろしく今後ともお願いいたします。ありがとうございました。

議 長 はい、青木議員！

10番議員 それでは無所属として2回目の質問をさせていただきます。

いまの答弁でほとんど結構でございますねけど、私自身、じかに感じる中におきまして、いわゆる警察というのは、これは当然交通安全ということは最優先されて大変いまの署長さんも頑張っておられるし、また毎日のようにパトカーも走らせて、そしてそのような形をとっておられます。それはただいわゆる上からの重圧をかけていくいう、いわゆるパトカーの灯を見てびっくりしてベルトをつけるとか、またスピードを落とすとか、これいろいろあるわけで、ただ警察のやっているのはそのような形しかとてもできないと、これはもう当然だと思えます。そしていわゆる地元、いわゆる通過道路が多いということもこれは原因であったわけでございますねけど、それはそれでよくわかっておればの通過道路が多いがゆえに起こり得る事故を何とか一つでも死亡者を減らしていくというのもこれ安全な町を宣言している広陵町の一つの大きな仕事、もちろん清掃センターのいわゆる問題の解決も当然ですが、しかしこれも交通事故が、これほど死亡事故が多発したということに関しましては、何も町の責任ではないということでございますねけど、そうじゃなしにそのようなことが起こったということであれば的確にいろいろ把握して行って安全な町をつくっていくというのはこれは行政の人命を守るということで住民の人命なり財産を守るというのはこれは当然なことであるわけでございます。そういう意味で先ほど1回目の質問でも言いましたように、その地域の人たちが地域のこと、また起こるべきこと、弱点なり、またそういう地形的、地理的、いろんな要素がよく知っておられるわけでございます。そういう意味でそのような人たちの知恵を拝借し、そしてまた外交の人であれば常時単車等で仕事でもって路地裏まで入っていた

だしている仕事をされている、毎日されている人では己の命も一番大事だということを考えて仕事をしておられるわけでございますので、特別ひやっとしたとか、わーここは怖いところやということか、当然身をもって知っておられるわけで、また新聞配達の人なりが亡くなっている悲惨な事故も早朝にあるわけです。その意味ではみずからが危険な状態で仕事をされている人の意見なり、またそういう助言なりが大変的確ではないかなと。ただ一通りすーっと回って、パトカーで回って見たとかじゃなしに、そのように私は感じるわけでございますねけど、それをどういわれる表現して実際やっていくかということ、これまたわかっておってもどのようなシステムをつくって現実にそれを実現する、実行していける形をとるとするのは、これはまた行政の一つの仕事と、こう思うわけでございます。いいことわかってあってもどうしたらいいねやわからんというではだめで、それをどう構築していくかも、これは行政の仕事であると、こう思うわけで、もちろん我々もそうでございますけど、そういう意味で先ほど1回目の質問に言うたように、そのような形で違った角度から安全な町をどうしてつくろうという考え方で住民も一緒に入っていていただく、その中で草むしりと一緒に自分で草むしりした人が、またごみを拾った人が草があり、ごみがあればめったに自分でそれを放置することはないわけでございますので、そのような形で全員参加で身をもって現実のことをやっていただくと、それが私一番手っ取り早いことであり、大事なことかなと、こう思うわけでございます。その意味であらゆる考え方をどう具体化していくかということちょっと研究されてるのか、いやそんなん全く気もついてませんというのかどうやわかりませんから、その辺のことをちょっと担当であれば結構ですのでお答えを賜りたいと、こう思います。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 我々も一応反省の点はかなりあると思います。と申しますのは、やはり事故が起こって初めてその事故の原因を調べたり、そういうことにとらわれ過ぎてたんじゃないかということが多分にあると思います。この死亡事故起こったら分析をさせてもらったときには、やはり交通違反というもので事故が起こった場合、それから当事者が安全確認を怠ったという運転者のミスという場合の事故、これは事故の原因はいろいろあると思います。ただこの事故を起こすというときの状況のやはり心理状態というのもやはり探っていかなくちやならないだろうと、それとやはり交通事故が起こった原因にはやはり道路の形態、あるいはその安全確認をするための施設の不足、いろんな要因があると思います。これはまず行政側としてやはりカーブミラーを新設したり、あるいはガードレールをつくったり、それから標識を設

置したりというのも一つの仕事であるというふうに考えますので、この点は一応予算化して毎年行っている状態でございますが、ただ議員がおっしゃるように情報の収集と申しますか、いわゆるひやりとするような、事故が起こるんじゃないかという懸念のある箇所の収集というのは、いまのところおっしゃっていただいているようには収集は完全にできてるとは私自身も思っておりません。これは今後やはり区長さんなり、あるいはおっしゃっていただいた外交の方なり、やはり現場を常時通られる、通過される方、あるいは現場を通勤の経路としておられる方とか、そういう方々の多方面にわたってのやはり情報を収集し、そういう事故の起こらないような方策を講じていきたいというのが一つでございます。

次にやはりその事故を起こすことに対して、交通事故に対してのやはり啓発、これも大事なことだと思いますので、この辺にも力を入れて今後また取り組んでいきたいと、かように思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、青木議員！

10番議員 結構でございます。それと毎年もう恒例のごとく春と秋の交通安全週間があり、その中でいろんな団体の人にかかわっていただいて交通安全の啓発運動をされておるわけですね、それはもう何十年ってなっていると申しますねけど、しかしそれは一つの行事としてこなしていったというのが大体现状かなと、私も思うわけです。そこでね、いまいわゆる高齢というのか、高齢者の方には大変失礼ですけど、現実の話として私がこの目で見たとの集計で間違っているかどうか知りませんから、そういうようにある程度の大人の人非常に無視が多いというの、そういうわけですね、そのような形でいわゆる大変大人の人に教育するのも大変難しいですけど、それも当然、全部とは言いませんねけど、そのような形で、子供なんか特に団体のときはめったに悪いことしないけど、また個々になればいろいろやるとか、大人の人でも一番残念なのは子供さんの前で信号無視をやるというのは大変どう言葉を言うても最大の不教育、無教育というのは教育拒否という形になると思います。それも立派な大人、いわゆる何も向こう見ずな若者じゃなしにきちっとした背広を着られた人が多いというの残念だなと思うわけでございますので、そのようなことも踏まえて、いわゆる成人の人たちにどのような形で交通安全モラルのことをしていくかと、啓発していくかということもこれから十二分に部長もそういうことでは一生懸命にやってくれると思いますので、その辺を大いに研究をして、具体的にどうやればいいのかということの方法を具体化するためにつくっていただきたい、こう思うわけでございますのでよろしくお願い申し上げます。答弁は結構です。

議 長 以上で青木君の一般質問が終了いたしました。

時間延長でございます。お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により午後8時まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は午後8時まで延長することに決定いたしました。

次に松野さんの発言を許します。

5番議員 では一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初の1番目の問題です。介護保険の改善についてでございます。この介護保険制度については本当にいままでいろいろな形で町の方に要望とかお願いしてきたんですけども、今回奈良県町村会、それから奈良県町村議長会とあわせまして奈良県全体で県の方に介護保険の制度の円滑な実施についてという要望書を出されておられるわけです。ちょっと読ませていただきたいと思えます。高齢化が著しく進展する今日、高齢者介護は現下の最大の課題であり、国、県、市町村が一丸となって取り組むことが何よりも重要である。こうした中、介護保険制度が昨年4月から施行し、町村においては高齢者に対する必要かつ十分な介護の提供に懸命の努力を傾注しているところである。しかしながら、いまなお解決すべき課題が山積している。特に下記の事項について特段の措置を講じられたい。まず一つが低所得者対策の充実について、・低所得者に対する介護保険サービス等に係る利用者負担軽減対策について、国の暫定的な特別対策、低所得者のホームヘルプサービス利用者負担の軽減、社会福祉法人による利用者負担の軽減の対象とならない低所得者に対し、その利用料負担について減免措置を講ずるとともに、県による財政補填制度を創設されたい。2、介護保険料の減免対策は、制度を創設した国の責任において抜本的な対策を講ずるよう国に要望されたい。

この町村会には林田町長が入っておられますし、この議長会には中山議長も当然入っておられるわけでございます。そういう中でこのような厳しい介護保険に対する要望書が提出されたということはすべての議員の皆さんも深く心に止めておき、また皆さんの責任でもあることをまず自覚しておいていただきたいというふうに思います。

この介護保険制度について、広陵町としてもこの要望書に沿ってですね、最大限努力していただくことが当然だと思います。そして住民の皆さんの要望は、いま署名を、議会には請願書という形で、町長の方には要望書という形で葛城北民商の後援会の方だとか、また県政会友の会の方たちが中心になって署名を集められたところでございます。介護保険料の減免

制度を抜本的に改善し充実すること、低所得者層の在宅介護サービス利用料は3%に軽減すること、保健福祉事業は介護保険から外し領収済み分は返還すること、これは町長に対する要望書の一部です。もう既に一部は町長の方のお手元にお渡ししていますので、また後日改めてこの要望書をお渡しする予定でございますが、請願書の方でも皆さんのお手元の方に配付されていますように650人程度の署名が集まっているという状況でございます。私がお願いしたところではだれも断られる方がいなかったという、このような状況も皆さんご理解をしておいていただきたいというふうに思います。それだけ切実な問題です。広陵町としてもこの介護保険料、そして利用料について最大限の努力していただきたい、このことをひとつお願いしたいと思います。

そして二つ目なんですが、これは12月議会から、また今議会でもかなり論争しているところでございますが、保健福祉事業の、これは法的には問題あるということは一切申しません。法的に問題があるわけではないけれども、やはり住民の皆さんにとって、とりわけ第1号被保険者の皆さんにとっては筋の通らない負担だということを理解していただきたいと思います。これを一般会計の方で大いにやっていただきたい、この点について予算要望の中でも助役もこの問題については認識をされ、予算要望の中ではこれは改善されるのかなというふうに期待しておりましたが、残念ながら今度の13年度の予算で改善されていなかったということでございます。やはり住民の皆さんの意向を受けて早急に改善をするために頑張りたいと思います。

それから三つ目が介護保険運営協議会の設置でございます。これは国保運営委員会の中で、2月に開かれましたけれども、ある委員さんが介護保険のことはどこで話したらいいのかわからないけれどもということで前提にしながら質問をされていたわけでございます。この介護保険についても国民健康保険と同様にですね、運営協議会を設けて真摯に住民参加で議論すべきであります。介護保険運営協議会の設置を強く要望いたします。

2番目でございます。高齢者の訪問歯科サービスでございますが、高齢者の訪問歯科サービスにつきましては寝たきりの高齢者にとっては本当に切実なんですね。昨年の3月議会で質問いたしまして、答弁といたしましては歯科医師会の方に働きかけをするということで答弁されていたわけでございますが、1年経ちます。その後の取り組みがどうなっているのか教えていただきたいと思います。歯科訪問はですね、元気な方だとか、また歩ける方、子供さんは歯医者に行くことできるんですけども、寝たきりの高齢者の方や重度心身障害者の方には歯の治療が必要であっても歯医者に行けない人が本当に多いんですね。私も直接具体

的に要望をお聞きしております。そしてこれは南光町の山田町長の本なんですけれども、共産党の町長です、この中でこの訪問歯科取り入れまして、高齢者の方に行きました。そのときにいままで入れ歯が合わないでかめない、ほとんど流動食で過ごしていた人がですね、この訪問治療で入れ歯が改善されて歯が合うようになったときは本当に喜びが大変だったと、もうあきらめていた、まさか歯を治すためにわざわざ歯医者さんに来ていただけるとは思いもよらなかった、ありがたいことだと涙を流して感激してくれたということでございます。広陵町においても本当に寝たきりの方、障害者の方お困りでございます。この訪問歯科サービスを行っていただきたいと思っております。

それから3番目です。乳幼児医療費無料化の拡充についてでございます。これは現在奈良県内では小学校就学前まで明日香村と平群町では既に実現をしております。上牧町では歯科の治療だけが就学前まで無料ということに実現をしているわけでございます。全国的に県レベルで調べますと、小学校就学前までということではいろいろな条件はそれぞれ県によって違いますが、取り入れているのが8県あるわけでございます。また中学校卒業までという、このような県での取り組みもあります。いま少子化が大変心配される中で子育てにお金がかかるから子供を産めないんだ、このようなことでは放置するわけにはいきません。子供の乳幼児医療費無料化拡充について就学前まで無料化にすれば広陵町で幾ら必要になるのか計算をお願いしたいと思います。また無料化を小学校就学前まで拡充していただきたいと思っております。

それから4番目ですが、真美ヶ丘なんですけれども、真美ヶ丘の真ん中にエコールマミのちょうど北側になるんですけれども、テニスコートと、それから真美の塔があります。皆さんもご存じだと思うんですけれども、真美ヶ丘ニュータウンの真ん中に位置しまして、そして真美ヶ丘ニュータウンがオープンしたときには真美の塔でパレードを行われたという、真美ヶ丘のシンボルとしていま親しまれているところであります。このテニスコートと真美の塔が公団が住宅地にしていくということを言っております。この点については広陵町も反対しているということを聞いているわけなんですけれども、住民の皆さんの中からも真美の塔がなくなるなんてとんでもない、またテニスコートをせっかく使っていたのに何としても使わせてもらいたいと、テニスコートといいましたら、特に真美ヶ丘ニュータウンではテニス人口も多い状況の中で、テニスコートが不足ぎみの状態でもあります。こういう中でテニスコート、真美の塔の存続を町の方としても取り組んでいただきたいと思っております。ご答弁お願いします。

それから5番目ですけれども、幼稚園、小学校、中学校に眼科、耳鼻咽喉科の専門医の検

診をお願いしたいと思います。いま広陵町内にはこの専門医がないということで内科の先生等がかわりに、あるいはついでにといったら失礼かもしれませんが、検診なさっている状態でございます。この点については保護者の要望もありますので、専門家の検診を実施していただきたいと思います。以上五つの事項について質問いたしました。誠実なご答弁をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの質問に対して答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいまの松野議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず第1番に介護保険の改善について、県町村会、議長会としての奈良県に厳しい内容の要望書を出されたが、広陵町としても努力すべきとのお尋ねでございます。県町村会及び議長会の要望は奈良県に対して要望されたものでありますが、その内容は国の特別対策の対象とはならないことはご承知のとおりであります。しかしながら低所得者に係るホームヘルプサービスの利用料の減免対策については平成13年度の早い時期に実施を予定いたしております。また保険料の減免対策については県内の市町村とともに国に対して要望を続けてまいり所存でございます。

介護保険の改善についてでございます。・番でございますが、保健福祉事業の一般会計への移行は住民の強い要望、早急な解決をとのお尋ねでございます。12月議会においてお答えいたしましたように、国の補助事業と本町が保健福祉事業として実施しております事業とは異なるものでございます。そのためこれを一般会計で行う事業として実施することは考えておりません。

続いて介護保険の改善について、3番目でございますが、介護保険運営協議会の設置をとのお尋ねでございます。介護保険運営協議会の設置につきましては、平成14年度において必要となる次期の介護保険事業計画の策定とあわせて考えてまいりたいと思っております。

質問事項・でございますが、高齢者の訪問歯科サービスについてでございます。歯科医師会長にご相談を申し上げましたところ、いまは人数も少ないと思われるとのことです。しかしながら訪問歯科診療は大変な仕事であるが、歯科医師会としては前向きにできるよう考えたいとのご返事をいただいております。今後とも早く取り組んでいただけますように強く働きかけてまいりたいと存じております。

続いて・番目でございますが、乳幼児医療費無料化の拡充についてでございますが、ご質問の乳幼児の医療費無料化を小学校就学前までに拡充した場合、町の負担は約2,500万円程度との試算をいたしておりますが、この問題につきましては少子化対策も含めていろいろ

ろな論議があることは十分承知しております。町としましては、今後のあり方につきまして研究してまいりたいと考えております。

続いて・番でございますが、テニスコート、真美の塔の存続をとのお尋ねでございます。ご質問のありましたテニスコートは2面のコートがありますが、広陵町では現在それ以外に町設置のコートが3カ所、5面あり、近く民間のコートもオープンされると聞き及んでおります。都市基盤整備公団からは、なくしたい方向で町へ説明がりましたが、町としましてはテニス人口の増大が続いていることから公団に対してはテニスコートの存続を強く要望しております。また真美の塔については、すっかり真美ヶ丘のシンボルとなり、周囲の風景に溶け込んでいるようでございますので、何とか存続できるよう同様に公団へ申し入れておるところでございます。私のご回答はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 はい、教育長！

教 育 長 松野議員の質問事項5、幼稚園、小中学校に眼科、耳鼻咽喉科の専門医の検診を実施ということでご質問いただいております。ご答弁申し上げます。

幼児、児童生徒の健康診断につきましては、児童生徒等の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とされております。

検査的事項におきましては、身長、体重、座高、視力、色覚、聴力、結核、心電図、尿、寄生虫、眼科、耳鼻咽喉科、内科、歯科と多岐にわたっておりますが、本町ではこれまで各学校医と歯科医によって総合的な診断をお願いし、必要に応じて専門医の診断を受けるよう指導しているところでございます。現在のところは従来どおり実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 はい、松野さん！

5番議員 では順を追って再質問をさせていただきたいと思っております。

介護保険の問題ですけれども、13年度の早い時期の実施を予定しているということですが、どの程度の内容で検討していただいているのか教えていただきたいと思っております。

それから特に保険料なんですけれども、保険料は第1号被保険者の方は13年度は去年に比べまして3倍の負担になるわけですね、いま国の制度の中で負担が軽減されてきたのが半年間だけ適用されるということになりますので、去年に比べますと3倍の負担になるわけでございます。この第1号被保険者の中で普通徴収の方が大体23%ほど滞納、いまの状態ですけれども滞納になっているということもこの議会の中で明らかになったところです。こ

の12月議会にもその数字をお聞きしまして、この3カ月の中で、12月議会ではこの方、普通徴収の方は68.4%だったんですね、今回が76%ですから3カ月間で10%も向上していない状況で、あとこれ以上の徴収率の向上は大変難しいのではないかと容易に推測されるわけです。そうしますと、試算しますと大体広陵町で約200人近い方々が保険料を滞納するという大変に厳しい事態が生じるわけです。このような事態の中で介護保険制度の中ではペナルティが科せられることになっています。しかし本当に大変なこういう厳しい状況の中で、広陵町として言うとおりにですね、国の言うとおりにペナルティをかけられるのかどうかですね、どのように対応されるのかお聞きをしておきたいと思います。

それから保健福祉事業の問題なんですけれども、一般会計で行うことは考えていないということなんです、ではなぜ介護保険でしか行えないのか、その理由を納得できるように教えていただきたいと思います。一般会計でもね、12月議会で言いましたようにいろいろな事業の中でできるんですね。家族介護教室ということ等々いろいろな事業あることも12月議会で指摘しましたし、私が県の方でお聞きしたときにはほかの自治体では一般会計でいろいろ工夫してなさっておられますということでこのメニュー送っていただいたんです。ですから広陵町だけがなぜ一般会計でできないのか、町民の皆さんにもよくわかるように説明していただきたいと思います。

それから運営協議会の方は改善していただくということなんです、この点についてはそしたら早期に改善していただくようにお願いします。

そして位置づけなんですけれどもね、やはり特別職での位置づけに国保の方はなっていますね、国保運営協議会の方は。それは継続的な委員会ということでなっているわけですから、今度位置づけていただくときは介護保険も継続されるわけなんです、その特別職としての位置づけの中での運営委員会を検討していただきますように、これはもう要望で終わらせていただきます。以上2点についてお願いします。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 まず1点目の件でございます。町長が早い時期にということでご答弁を申し上げたことでございます。これにつきましては10市が新聞紙上、平成13年度から実施するということが表明されておられるところでございます。しかし実態をお聞きいたしますと、それについて所得税の方であるのか、あるいは所得税の非課税世帯でですね、するのか、住民税の非課税世帯であるのかというところがまだいろいろ10市とも足並みがそろっておられないような状況であるそうでございます。町では隣の磯城郡ですか、これも何か議員さんもお

っしゃっておられましたように、田原本はじめ3町ですね、13年度の当初予算である程度ですね、どの程度か私も金額は別としまして予算措置はされたようでございます、間違いのないようでございます。しかしその内容につきましては、失礼ですが、これからの検討というところでされておられるようでございます。私の方につきましても当然町内に住所を有する第1号被保険者65歳の高齢者ということは、これはもう間違いございません。そのところで本人及び生計を中心とされる方が所得税非課税世帯なのか住民税非課税世帯であるのか、この辺が大変難しいと思います。ご承知のように所得税といいますと町村ではなかなかその把握の仕方も難しいところでございます。市町村民税の方がいろんな他の減免の分と合わせて一番適切なのではないだろうかなど、こういうふうにも思っております。まだそういうところで私の方も町長の方から指示を受けまして、現在各実施されてる県内の町村も、市1カ所と、それから町は1カ所ですか、ございます。そちらの方へも問い合わせをし資料も取り寄せております。また10市の動き、また近隣の市町村等の動向も見極めまして適切な方法で早くこれの対応をしたいということで、早くといいましたらもうそれで何月と言わなくてもおわかりはいただけるのではないかなど、かように思います。

それからもう一つ、保険料の滞納者でのペナルティと、こういうことでご質問をいただいております。確かに議員さんおっしゃいますように、国の方といたしましてはそういう方につきましての一応ペナルティということでまいておることは確かでございます。しかしその取り扱いにつきましては、なかなかご答弁も申し上げましたように即そうだからすぐするんだということではなく、その方のいろいろな実態をよく把握いたしまして、またご相談を申し上げまして、それについては私の方はもうどうしてもというような場合にしかという思いはしておりません。決してそれでしょうという意思は持ってはおりません。

それからもう1点の保健福祉事業をなぜ介護保険でしかできないのかということでございます。これにつきましては12月ですか、いろいろと本議会、また委員会等、ご質問もいただきまして、なぜ国でするその事業、また県でする事業、それから今回介護保険で出させていただいている事業は国、県と違いまして、こういうことですよということでご答弁も申し上げておると思います。また一つはお渡しさせていただいております介護保険事業計画書の36ページもご覧いただきましたところにも一部書いてございますし、いま言いましたように12月議会でもご答弁を申し上げておりますので、その辺はあえて申し上げなくてもご理解はいただいております、かように思います。以上でございます。

議 長 はい、松野さん！

5 番議員 そしたら介護保険利用料につきましてはぜひ第1段階、第2段階、介護保険料のランクでいえばですね、第1段階、第2段階の方について3%適用していただきますようにぜひ検討していただきたいと思います。これは要望にとどめておきます。

そして介護保険料の方なんですけれども、保険料が大変深刻な事態なんです。先ほど会計、予算の方のときにですね、12年度の見通し聞きましたら8,000万円の黒字ということでした。この黒字の分についてなんですけれども、国とか県の補助金は国、県に返すんですよね。そしたら保険者、保険料で払った保険者返してほしいというのが普通と違いますか。そしたらそれ返す方法がなければ、やはり減免するなり、またとりわけですね、この先ほどの保健福祉事業、この分についても財源十分出てくるわけですし、この分も余ってるというふうに考えます。ですからその分について、当然保険者の方に還元していただく方法は探っていただきたいと思いますが、その点についてどのようにお考えいただいているのかお聞きしたいと思います。

そしてそういうね、保険者に返さなかったらね、介護保険の中で国、県、町、それから第1号保険者、第2号被保険者の中で第1号は17%ということで位置づけしてきましたけれども、保険者にそれを返さなかったらこの比率が全く狂ってしまうんです。私が今回試算しましたら三、四%ね、第1号被保険者が負担増になるという試算になります。ですからもとの国の制度の根本からも外れることになりますので、その点どのようにお考えいただいているのかお聞きしたいと思います。

それからこの要望書、あるいは請願書の中に無年金、無収入の方がいるということも紹介してありますが、それについて疑問をお持ちの議員さんがおられます。私の方は実際に具体的に知っているんですけども、このような無年金、無収入の方は何人広陵町でおられるのか、高齢者の中でですね、もし数字がわかっていたらここで教えておいていただきたいと思います。

それから本当に保健福祉事業についてはかみ合いませんので、その財源の部分でですね、どのように考えているか答弁していただいて、この質問については終わらせていただきたいと思います。また保健福祉事業については今後とも私たちは町民の皆さんと一緒に改善に向けて取り組んでいくことをここでお伝えしておきます。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 それでは黒字の8,000万円ということでご質問いただいております。これにつきましては先にご答弁も申し上げましたように、単年度で見るんじゃなくして国とか、返す

分は当然精算しますよ、今年度でね、その後約8,000万程度残るだろうと、こう言うてるわけですね、先ほども説明。(5番議員「負担割合が。’) そうです、当然いただいた分の中で精算する国とか返す分はありますね、その分は今年度で返して、あと残りが約いまの予想では8,000万程度残るといふ予想をしますと、こう申し上げたわけですね。その8,000万については、この単年度で処理するんじゃなくして12、13、14と、これのスパンで見るわけですね。13年度が不足するかわかりませんが、けれども保険料は上げられないわけですね、このまま行くわけですね、サービスがたとえば、13年度の予算よりも、収入よりもですよ、見てる収入よりも支出の方がオーバーしましても、それは12年度のこの余ってる金をそこへつぎ込むわけですね、それがまた14年度ももし不足しましても、もしこれが余ってましたらそこへつぎ込むわけですね、その3年の平均でこう見てるわけなんですわ。(5番議員「だから国の保険はだから今年度は精算しないということは、12年度は精算しないんやったら言われるのはわかるけど、今年度1年ごとに精算していくんやったらそれは矛盾している。’) はいはい、それは絶対申し上げているように3年スパンで費用額も収入額も見ますので。(5番議員「わかりました。’)

それからもう一つ、無年金者、無収入者の実態ということでございます。申しわけございません。私の方、その辺実態の方はちょっといますぐ出ません、また厚生委員会の方で、たとえば福祉年金の受給者は何人とか、そういう把握はしておりますので、それで申し上げたいと、かように思います。

議 長 はい、松野さん！

5番議員 そしたら歯科サービスの方なんですけど、前向きにできるようにということで検討していただいているので今後とも強く取り組みをしていただきたいと思います。

それともう1点ですね、歯科医師会に頼るだけでなくして、広陵町としても歯科衛生士さんを採用して、それで訪問サービス、歯垢取ったり歯石取ったりですね、いろいろしていただきたいと思うんですが、これにつきましては以前に広陵町老人保健福祉計画ということで広陵町が策定しました。平成5年にこれつくったんですが、この期限が平成11年までに実行するという目標になっています。もう既に終わっています。この中に栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士の訪問により専門的な指導を行う、そして訪問方向指導は大体対象が100人ぐらいだろうということで歯科衛生士1人要るということを位置づけています。この点についてですね、やはりもう既に実現できていなきやいけないことがまだ実現できていないんですけれども、どのように対応していただけるのかお聞きしたいと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 これにつきましては6月から総合保健福祉会館がスタートいたします。社協の方でホームヘルプサービス等、ほかの事業もやります。その中で、朝も答えさせていただきましたように、それに伴いまして栄養管理士ですね、栄養士のまだ上の資格を持っている栄養管理士の募集もされて1人採用を予定されております。それから介護福祉士、保健士ですか、そういうぜひとも要る方についても募集し試験をし、採用を予定されております。それにつきまして私の福祉の方へも派遣をそちらから願うというようにいまのところは考えておるわけなんです。それとその中で衛生士の方はまだね、実態的にできてないことは、これは確かでございます。いま町長も申しあげましたこの歯科訪問ですね、これはもう先生も前向きに本当に考えていただいております。遅くとも、年内はちょっとあれにしましても間違いなところだろうと思っておりますので、それにあわせて考えてまいりたいなど、このように思っております。

議 長 はい、松野さん！

5番議員 いまちょっと答弁の中で歯科衛生士についてはきちっと採用の見通しあるいは訪問の見通しがちょっとあいまいでわからなかったんですけど、再度確認したいと思います。これも早期に実施していただけるのかどうか、一言で結構ですからお願いします。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 絶対採用するとは言えませんが、前向きにね、考えるということでご理解いただいたらと、かように思います。

議 長 はい、松野さん！

5番議員 3番目の乳幼児医療費の無料化の質問なんですけれども、これは平成4年だったか5年だったか、ちょっと確認してこなかったわけですけども、この広陵町議会の中で5歳までの医療費の無料化の決議を行っています。その後で広陵町が3歳児未満までの医療費の無料化を実施いたしました。その後で県の方が3歳児未満までの医療費の一部無料化を実施したと、こういう経過があるわけなんです。5歳といいますと大変中途半端な状況だと思えます。そこで全国的に実施されている、また県内でも幾つか実施されているのが就学前までの医療費の無料化ということになっております。ですから議会の方から出された課題がまだ未消化の状態だということをご認識していただいていると思うんですが、その点を踏まえて今後の方向をお聞かせいただきたいと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 おっしゃっていただいたことは十分認識をいたしておるところでございます。ただ町長もご答弁申しあげましたように、これにつきましてはなかなかね、議員さんもおっしゃっていただいたように県下では実施しているのは平群町と明日香村と、一部生駒、上牧、山添、斑鳩、十津川の方では、それとは違いますけれども入院、通院という分け方でね、していただいておりますことは議員さんもお承知いただいております。それとともに平成13年度の予算にいたしましても3歳未満で2,835万4,000円を措置させていただいております、3歳未満ですよ、現在のね、歳入は県費で720万しか入ってこないわけですね。町負担といたしまして2,115万4,000円と、こういう持ち出しをやっているわけなんです。それを就学前までしましたら町長がどれぐらい要るといことはご答弁申しあげたと、かように思いますが、ちょっとまだこれはしばらくね、検討のあれがあるんじゃないかなと、かように思っておるところでございます。以上です。

議長 はい、松野さん！

5番議員 ではまだまだこの点は難しいということなんですけれども、財源的にいいましたら私の方は今回この条例の改正案を出させていただいております、今議会の中で。財源の方でいいましたならば、たとえばですよ、ほかのところもまだ多々精密に調べたら蓄積できると思うんですけれども、今回平成12年度限りで終わりになった開発負担金ですね、ここの収入を引き続きですね、継続していけば十分に2,000万は収入として見込めるというふうに思います。また同和事業に対してかなり税金も使っておられますが、本当に住民合意の中での使い方でもないと思います、問題のある内容です。こういう部分で2,500万であれば財源的には修正して十分にいまの枠内でも実施できるという見通しをつけ加えておきたいと思います。答弁は繰り返すこととなりますので答弁の方は結構です。

それからですね、テニスコートと真美の塔なんですけれども、これは紹介ということで皆さんのご理解いただいといたらと思うんですが、広陵町がつくっている町政要覧の中でもやっぱり真美ヶ丘の目印としては真美の塔が絵に描いてありますし、またエコールマミがですね、オープンするときにもこの案内の中でシンボルが言うたらやっぱり真美の塔がこれ絵に描いてあるんですね。ですからこのような形で親しまれておりますので、引き続き町の方も住民の意向を受けて存続するように要望してこの質問については終わりたいと思います。そして私たちも町のそのような姿勢に対して大いに賛同し、私たちとしても最大限努力をしていくことをここに申し上げておきたいと思います。

それから最後の問題ですけれども、これは先ほどの答弁の中ではいままでどおりのという

ことだったんですけれども、この学校保健法の施行規則、当然その中からご答弁いただいていると思うんですが、この中で目の疾病及び異常の有無は伝染性眼疾患、その他の外眼部なんでしょうか、疾患及び眼位の異常等に注意する、7番目で耳鼻咽喉疾患の有無は耳疾患、鼻腔疾患、口腔咽喉等疾患及び音声言語異常等に注意するというので皮膚も書いていますけれども、書いているんですね、かなり具体的に。ここまで目を届かせようとすると、やっぱり専門家の医者でないと、それも短時間で判断するわけですから無理だと思うんです。これはやはり専門家の検診を前提としているというふうに解釈をせざるを得ないと思うんですけれども、その点についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。そしてこれは隣の香芝市ではね、専門家の検診が行われるということを聞いております。ちょっと市の方に確認しておりませんので、もし間違っていたら訂正させていただきますが、そういう点で再度ご答弁をお願いします。

議 長 はい、教育長！

教 育 長 議員おっしゃるとおりいろいろな検査項目があるわけでございますけれども、現在のところは健康診断、学校での健康診断というのは1次的な診断という解釈をしております、いわゆる内科のお医者さんであっても皮膚にしろ、あるいは耳、目もちろん見ていただくわけで、そして何か異常を感じられた場合にはどこそこの専門医に受けなさいというご指示をいただいているわけで、それをまた親御さんの方に連絡をして指導すると、そういうような形をとっているわけでございます。そして現在私どもの方でも調べているわけですが、奈良市、高田市、郡山市とか、それから香芝市ですか、そういう市にあってはもちろんそういう眼科及び耳鼻科のお医者様にも診断してもらっているわけです。しかし町村におきましては月ヶ瀬村、それから平群町、それから安堵町、それから王寺町ですか、これぐらいの町村がそういうお医者さんに入っているということ、ちょっと深いことはわからないんですけども、これらの町、市にはたくさんそういうお医者さんおられると思うんですけれども、こういう王寺町、三宅町にもこういう、三宅町の場合は眼科だけですね、だからそういう町村にそういう専門医さんが何名かおられる場合はひょっとしたらそういう町村においても見てもらっておられるのかなというような気がするわけです。したがって現段階においては従来の形にとっても特別な支障を来さないのではないだろうかというような感じを持っておりますので、先ほどご答弁申し上げましたように現段階においては従来どおりの形で実施したいというようにご答弁申し上げたわけでございます。あくまでもこれは健康診断というのは、やはり1次的な健康診断であるということで理解しておるところ

でございます。以上です。

議長 はい、松野さん！

5番議員 私のお知り合いの方、幸い広陵町の方ではないんですけれどもね、やはりこの専門家の検診のない町に住んでおられます。何か成績も芳しくないしということで、何かいろいろ心配されていたそうなんですけれども、結局卒業間近でしたかね、わかったのが目が見えにくくて黒板の字が全然見えてなかったんだそうです。そういうときのやっぱり大変な辛さ、親も辛いけど本人はやっぱり辛いと思うんですね。ですから視力の検査はね、きちっとした形でしていただいているのは知ってるんですけれども、やはり何らかの病気が隠れていた場合にはやっぱり専門医でないとね、判断できないと思うんです。特に短時間、一時的に見るわけですから、お医者さんへ行きなさいよという指導がね、できないと思うんです。それで医師会でも広陵町の医師会、単独広陵町でつくっておられるかもしれませんが、香芝とか近隣で医師会のどういうグループでしたかね、覚えてませんけれども、広域のね、もう一つ広域の医師会もあるはずなんですね、郡でしたかね、そういう中でね、ご相談していただいたら別に広陵町内に専門の医者がいなくても十分にね、対応できると思いますので、その点についてはぜひ医師会の方にね、ご相談いただきたいと思います。ご相談いただけるかどうかだけご答弁ください。

議長 はい、教育長委員会事務局長！

教育委員会事務局長 いまの問題ですが、医師会との問題で、機会をとらえていろいろ相談をさせていただきます。結果は別ということでご了解願います。

議長 以上で松野さん一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 5 : 23 休憩)

(P.M. 5 : 41 再開)

議長 休憩を解き再開いたします。

次に寺前君の発言を許します。

4番議員 それでは一般質問をさせていただきます。

まず第1番、まちづくりに住民参加の基本原則を明確に位置づける条例の制定を、これは全国でも相当数ができているわけなんですけれども、最近できたところで北海道ニセコ町が町の憲法を制定しました。この精神は21世紀の地方自治のあり方を提案するものとして高く評価できます。広陵町でも新総合計画では住民参加を意識的に重視しているところもあるわけ

ですが、行動が伴っていない部分が多々見られるわけであります。総合保健福祉会館の建設

や活用、ごみ処理基本計画、また清掃センターの位置決定など町の重要事項でも町民参加の手法すら認識できない状況で進んできたものであります。このような改善は本当に地方分権を広陵町の職員及び町民が共有するためには避けて通れない重要課題だということをまず指摘したいと思います。

2番目に町財政の具体的な中長期見通しの公表と町民的議論を、施政方針でも財政問題は述べられているわけですが、細部にわたる具体的数字をもとに議会や町民に公表し、まちづくりとかみ合った議論をしていくことが求められると思います。広陵町でも平成10年には中長期の簡単な財政見通しのものが出ました。またその後も出ているわけですがけれども、こういうところの一步進めて議会がそれに基づいてまちづくりと関連して議論ができる、そのような数字が求められているわけであります。そしてそのことは町民においても広陵町の財政、中長期財政を見通した中で本当にみずからが望むものの取捨選択、順番、いわゆる計画性を持って取り組むことができるものであります。またこういう問題の中にあつて地方自治体がいま危機に瀕しています。その象徴となっているものが地方交付税に対する国あるいはその行政改革に基づく論議であります。この点についても議論を通して広陵町の将来の地方自治のあり方はどのようにやるのかということもきっちりと議論する必要があると思います。

3番目に産業振興の基本理念の確立であります。中小企業法はいままで各分野、いわゆる中小企業を確保するための分野の保護あるいは施策が述べられていたわけであります。しかし昨年、中小企業法が改正され、これらの目標が達成したということから保護あるいは中小企業分野の確保されてきたものがすべて取り外されてしまったわけであります。非常に中小企業を取り巻く環境が厳しい中にあつて、規制緩和というアメリカの世界観、基準を日本に押しつけてきたものであります。自由化で農業や繊維産業が壊滅的打撃を受けつつあり、広陵町の産業を守り発展させる責務はますます重要になっています。靴下では一定の進展、いわゆる靴下特別委員会に1,000万の補助を交付し、その中で自主的な研究活動が続けられている、あるいはまた靴下100年祭の行事のための予算も出していただいた、こういうところについては進展してきたものであります。しかし昨今取り巻くところからいうと、この広陵町の責務を果たしたとは言えません。農業やプラスチック、その他の商工業においても町の責務を明確にし、あらゆる知恵を動員していまの苦難の道を打開する方向を探るべきであります。そういう点でいえば行政ルートを通じた販路の拡大も真剣に検討すべき課題

だと思えます。またひとり暮らしや高齢者世帯へ商店の力をかりた便利な買物の制度を福祉制度と結びつけて提案しているわけですが、この点についても少しの予算で改善、提案していけるものであります。広陵町の商店の数も非常に少なくなりました。いま一生懸命に行っている方々に報いるとともに、広陵町の独居老人あるいは寝たきり老人家族に対する福祉施策としての結びつきもあり得るだろうというように提案いたします。そしてそれらを総合した中で産業振興基本条例、あるいはまた経済振興基本条例というような呼び方もあります。中小企業振興基本条例という呼び方で制定されている自治体もあります。こういう内容については再三いままでも要求してきたわけですが、昨今の状況からいけばますます重要度が増しているものではないでしょうか。これについてもよろしくお願ひしたいと思います。

4番目に市町村合併についてであります。県から市町村合併要綱が出されています。そこでも市町村合併と一般的な効果が述べられているわけですが、先進例では住民サービスの後退例が多数報告されているのがこの合併にかかわるマイナス面の重大なところでもあります。また第26次地方制度調査会は市町村合併に限って住民投票制度を導入することなどを盛り込んだ答申を出しました。代表民主制に対し、住民投票制度の論議は重要な地方分権制度の柱であります。合併だけに提案してきたのは昨年までに合併協議会の設置を求める住民発議は全国で83件行われ60件が議会で否決されている状況があるからであります。住民投票制は初期の段階だけに限定するのではなく、住民の議論が尽くされた最終的決定を住民が担うという本来当たり前の住民投票制度の確立が求められているわけですが、この点についても合併に伴う答申の中身は本来の趣旨から離れている状態です。この合併推進は、一つは財界から強力で押しつけられてきたもの、戦後体制の行き詰まりを彼ら流に打開する方針でもあります。また開発優先の広域化、財政破綻を国民負担に切り替える手段、大企業が自由に経済活動を行うための規制緩和の一環であるということも種々議論の中で明らかになっているものであります。こういう市町村合併に対して町長は、これは推進されるべきものという認識に立たれているわけですが、マイナス、プラス面にかかわる町民の議論が欠かせないわけですが、現時点における理事者側の考えをお聞かせ願ひたいと思います。以上です。

議 長 ただいまの質問に対しましてご答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいまの寺前議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず第1番にはまちづくりに住民参加の基本原則を明確に位置づける条例の制定をとのこ

とでございます。ご質問の中に触れていただいた北海道ニセコ町は札幌市西方で人口約4,500人の観光と農業が主体の過疎化が進行している町でございます。7年前、35歳の若さで同町の係長から町長に出馬して当選し、現在2期目である逢坂町長が次々と打ち出す新しい施策に私も注目をしておりましたが、今回のまちづくり基本条例は地方分権時代に対応する新たな試みだと思われまます。ただし広陵町に置き換えた場合、人口規模も違うし何しろ町の憲法の位置づけになるようなものでございますので、制定には多くの困難と長い道のりが予想されます。

2番目でございますが、町財政の具体的な中長期見通しの公表と町民的議論をとということでございますが、財政状況の公表につきましては年に2回、告示により公表しているところでもあります。また予算、決算時においては広報紙を通じ町民の皆様方に広く周知しているところでもあります。中長期財政見通しにつきましては、ごみ処理施設の建設時期の関係で見直しへ着手しようと考えております。地方交付税につきましても現行制度のもとで引き続き中長期財政見通しに盛り込む予定をしております。

3番目の産業振興の基本理念の確立についてでございますが、商工業、農業の振興については、各種研究会、研修会開催や町内特産品の開発、まちづくりの事業としての町、各業界及び商工会の三者一体の地域産業の活性化に取り組んでいるところでもあります。このような中小規模事業経営支援事業補助としての企画、生産、販売を一体化し、多量な輸入品との競争を契機として企業が生き残るための製品開発を推進し、販路開拓に努めております。その施策として靴下100年祭全国キャラバン、靴下の市の定着化、全国各地物産展への参加、インターネットでの販売等を行っております。行政ルートに関しては販路拡大のため開拓事業として奈良県下の道の駅、公営ホテル、関東では、むらからまちから館、またかぐや姫サミット関係市町での販売を実施し、靴下の町広陵をさらにPRして振興策を推進しております。

次にひとり暮らしや高齢者世帯への商店の力をかりた便利な買物とのご質問でございますが、現状の各商店規模でできるだけのサービス提供ができるよう今後検討してまいりたいと存じます。

次にこれまで何度となくご質問いただき、その都度お答えしております産業振興基本条例の制定については考えておりません。

4番目でございますが、市町村合併についてでございます。市町村合併につきましては、前回の12月議会でも片岡議員のご質問がありましたので、私の意見と現状を詳しくお答え

しております。県が昨年の11月に示した奈良県市町村合併促進要綱案では、広陵町の合併組み合わせは葛城広域市町村圏の3市3町、つまり大和高田市、御所市、香芝市、當麻町、新庄町、それに本町であります。先月下旬、この市町村圏の首長が出席した葛城広域行政事務組合の会議がありましたが、席上で合併問題が話題に上がり、いままでになかったような活発な論議が交わされました。その場での議論の方向としては、市町村合併は避けて通れない課題としての意見が一致し、そのための調査研究を葛城広域行政事務組合で積極的に進めていく事務体制が必要ということになりました。私としては、かねてから市町村合併の必要性を強く主張してまいりましたが、ここに来てようやくその機運の兆らしきものが少し見えてきたのではないかという思いをしております。簡単でございますが、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 はい、寺前議員！

4番議員 それではまず1番目に入りたいと思います。このニセコ町の憲法と言われるまちづくり条例は全国で既に相当数できています。地方議会人のところでも、いまここにちょっと探してたんですけどもないんですが、これは別に人口が少ないところということではありません。町村の中で非常に進んだ状況が生まれてきています。そしてこのこと自体は何ら難しいものではないわけです。一つは広陵町の基本構想、このここにもですね、基本計画の決議されたものですけども、前にも述べましたように5ページではですね、住民参加の手法整備と行政情報の提供への期待、これはアンケートの中身を言っておられるわけですね。住民が積極的に協力したい、時間などの都合がつけば協力したいの回答が64.4%、代表者を通じて意見を言いたい回答を含めると92.4%になっているわけなんですね。住民まちづくりへの参加意向、住民サービスへの希望としてはその他いろいろあるわけですけども、こういうところの状況というのは広陵町でもつかんでいるわけです。そしてまたこの中にはですね、各種委員会に公募制を取り入れることも提案をされています。この一つ一つ、あるいは委員会の情報、そして4月から始まる情報公開条例の成り行きなどを合わせていくと、このまちづくり基本条例というのはそれらを統合して系統的に位置づけることから出発するわけでありまして。たとえばニセコ町のまちづくり基本条例、持っていたいただいているようにですけども、第1条で目的が書かれています。そしてまた第2章のまちづくりの基本原則、情報共有の原則、まちづくりはみずからが考え行動するという自治の理念を実現するため、私たち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない、情報への権利、あるいは説明責任、町は町の仕事の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程に

においてその経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有する。また参加原則、町は町の仕事の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において町民の参加を保障する。第3章、意思決定の明確化、第4章では情報共有のための制度、こういう中ではですね、1、2、3と総合的な体系をなすよう努める、1では情報をわかりやすく提供する制度、2、町の会議を公開する制度、3、文書その他の記録を手続に基づき公開する制度、4、意見、提言等がまちづくりに反映される制度、こういう当たり前のことが書かれているわけなんです。また情報の収集及び管理ということで第8条はできています。あるいはまた第9条ではですね、個人情報保護、第4章のまちづくりの参加の推進では、まちづくりに参加する権利、こういう中では権利義務が次に書いてあるわけですが、私たち町民はまちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する、これには憲法に保障されている国籍、民族、年齢、性別等々で差別されない、こういうことが出されているわけでありまして。また20歳未満の町民にまちづくりに参加に対する権利も保障しています。満20歳未満の青少年及び子供はそれぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。また第12条ではですね、まちづくりにおける町民の責務が次にうたわれています。また13条ではまちづくりに参加する権利の充実、あるいは第5章はコミュニティーという形で各種の条例案が出されているわけでありまして。第6章では町の役割と責務、こういう形が、まず町長の責務、これは当たり前のことですが、第17条となって町長は町民の信託にこたえ、町政の代表としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。この就任時の宣誓も書かれています。あるいは執行機関の責務、組織、書かれている中で第21条ではですね、審議会等への参加、町は審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には公募の委員を加えるよう努めなければならない。第22条では意見、要望、苦情への応答義務等が書かれています。また第23条では意見、要望、苦情等への対応の機関の責務、また行政手続の法制化、これは行政手続法で条例化されているものの一つであります。また第7章としてまちづくりの協議過程ということが書かれています。25条では計画過程への参加、町は町の仕事の計画実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。2項では町はまちづくりに対する町民の参加において前項の段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供を努めるものとする、こういう形で書かれています。計画の策定等における原則第26条に書かれています。こういうことが書かれていますね、計画策定の手続として第27条、町は総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表

し意見を求めるものとする、1、2、3、4書かれています。第2項、第3項があるわけです。こういうことを踏まえて総則第28条は、町長は予算の編成及び執行に当たっては総合計画を踏まえて行わなければならない。予算編成、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。その上にですね、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、こういう形で書かれています。あるいは執行、決算、財産管理、こういうことが書かれているわけですが、こういうような中身であると重要な問題も次にあります。評価、第9章で評価になってます。第34条では、町はまちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。評価方法の検討が次にあって、前条の評価はまちづくりの状況の変化に照らし常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。住民投票制度が第10章であって、36条では重要事項については直接町民の意思を確認するため住民投票の制度を設けることができるというのがあります。住民投票の条例化、またそういうもろもろが書いてあるわけであります。こういう内容は決して人口が多いとか少ないとかによってできるできないの問題ではありません。21世紀の地方分権、あるいは地方自治の過去さまざまな民主主義の醸成がなされてきました。そして憲法制定以来、日本においても選挙制度その他においても不十分な問題があっても、以前に増して金権選挙ができにくくなりつつあります。また地域のボス政治も解消しつつあります。選挙制度におけるそのような国民、県民、町民の意識向上と相まって、この民主主義制度がいま議論される絶好の機会を迎えているわけです。そしてその一つ一つの問題が広陵町の総合計画案の中にも、総合計画の中にも断片断片にはこの趣旨が貫かれているんです。それを体系的にいま申し述べた条例が求めているものであり、さらに一層厳しいものが盛り込まれています。しかしこの本会議場でも個々の問題は私たち自身が絶えず質問をし、そしてその問題は結局は計画性における住民参加、これがキーワードであります。町長は全員協議会やこの議会の中でも町民の声を聞くといっても3万数千人の方々の声を聞くことができない、あるいはまたごみ焼却場に関する審議会を住民参加でつくれといっても、その手法すらいまだ模索している状態であります。今度の町長の答弁の中に古寺地域がだめだという見切りがつけば、新たなところを模索しなきゃならない、こういうところにあってもいままでの手法で位置決定をやろうとすれば、どこへ行っても不可能です。要は住民参加、公募による住民参加に基づいて町民全体が苦勞する中においてこそ実現できるものであり、先ほど述べたように町民は町政参加への意気込みは、町長やあるいはまた政治家が思っている以上に意欲を持ってこの現状を憂え国政における腐敗、不正の問題に関しても危機を持って国民が

見ているわけであります。こういう状況の中身を条例化しているものがこの条例であります。これは各地においてもいまどんどんできつつあるわけです。こういう趣旨は、私は先ほどの答弁の中で地方分権は時代に対応する新たな試みだけれども、人口規模からいってこれは多くの困難が伴っている長い道だ、いいことだけれどもなかなか考えることすらできない長い道に追いやっているような答弁であります。私は少なくともこの内容については個々の認識を深めていき、広陵町民の財産をいま町長や町職員、公務員が真に地方自治、広陵町住民の命や暮らしを守るという立場から後世に残す財産、財産というのは発展させるための礎をつくるものであります。こういう点においては職員がこぞってこの制度を条例を制定していくための努力をする前提が第一歩であり、それが地方公務員に求められた責務であります。このような認識に立って、本来地方分権制度ができ、そして地方自治をみずからの町民自治として頭で考えていこうとする提案が随所に出てきている時期にあって、この条例は緊急に研究し、そして町民の意見を求めながらつくり出していく貴重なものだと思いますけれども、このような制度をいいものだけれども長く遠く先に追いやるといことはしないようにご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 長々といろいろありがとうございました。条例の内容を逐条ごとにおっしゃっていただいたわけですが、住民参加の基本の考えとしては、これは合致すると思います。町もいままでから住民参加のための手段としては、現在おっしゃってる条例の手段をとってないかもわかりませんが、やはり住民参加をしていただいているんなことの計画の立案等についてのご意見をいただいたというふうに認識しております。

ただ質問のときにニセコ町ということで限定されましたので、このニセコ町についての人口規模等を触れたわけでございます。決して過疎やからどうやとかいうような問題ではないとは私も認識しております。ただこの新聞の切り抜きではございますが、この条例づくりに1999年の6月からかかったと、1年9カ月の年月を有してようよう原案にこぎつけたという、なぜこんなにかかったのかなというような、この辺の状況の背景も我々は知りたいということが一つはあります。

それからこの条例が4月から施行されて、その成果あるいはその手段、どういうふうにごこの町が変わっていったんかということも情報として知りたいということで表現として遠くに追いやったというような表現をされたわけですが、この研究の期間はまず知りたいということです。それから住民の参加に対します公募等の方法、これは条例の中で具体的にどうい

ふうにするというようなことはわかりませんので、この辺の内容もすべて知りたい。それから情報の共有ということで情報を提供することについては4月からやっぱり情報公開条例ができますので、その辺は情報公開でもクリアできる部分があるのではないかと、それから町の仕事の経過とか内容手続等につきましても手続条例もありますし、この辺でクリアできる部分をいろいろ研究した上でこの条例の内容を再度我々として吟味した中で、やっぱり制定にこぎつけるという方向の位置づけはしたいとは思っておりますが、期間についてはいつだということは申し上げにくいということでございます。以上です。

議 長 はい、寺前議員！

4番議員 基本的なところでいえば否定する余地のない問題なんです。そういう点でいま述べられたところというのは当然のことだと思います。しかし先ほども指摘したように、たとえばごみ処理基本計画に住民参加がない、あるいは位置決定に住民参加がない、焼却場につけて住民参加がない、こういうような重要な案件に対してのこの住民参加の手法については残念ながらもまだ広陵町の町長を筆頭に、これは町長の責任ですけれども、筆頭に具体的に認識に至っていないわけです。書物ではわかる、条例ではわかる、しかしみずからがこの条例、このような条例に対して参加し立案していくための過程というのがまだわかっていないと思うんです。私はそういう点で、研究するという点で至急に研究していくことは必要だと思います。そしてこの条例の成果というのは、このニセコ町やその他のところに求めるのではなく、みずからが研究しながらつくっていく、もちろん参考にしながら、そしてそれが広陵町のつくった後の過程の中で検証されていくものであります。ですからニセコ町などのところでの条例ができ、その後の成果がどうであったか、これは重要なことですが、広陵町がつくっていくための過程ではありません。そういう点で私はこの問題については町長においてもですね、本当にこの条例に対する趣旨は、個々のところではいま現実に執行されている部分がある、しかし精神が入っていないためにいま公募等での、どのような公募かわからないと言いましたけれども、公募はですね、町民に公募して求める、公募の条件それはある場合もあるでしょう、ない場合もあるでしょう、そういう点での住民が意欲的に参加できるような環境づくり、これは町もつくらなきゃならないと思います。そういうような中でできていくものであります。そういう点で私は再度聞きますけれども、町長あるいはまた部長にこの条例の制定の位置づけ、意義はいま確認したように意識をされた。しかし個々の問題についての内容がいまだ到達していない領域になっているということから、手法等についても具体的なイメージがわからないというのが実際だろうと思いますけれども、一つ一つこの住民の

参加を、住民を信頼するという前提から出発していけばおのずとこの条例に書かれているような自治体が住民参加に基づいてさまざまな手法をとって、そしてみずからの意識、意見で決定していく過程が生まれてくるだろうと思いますけれども、こういう条例に対してどのような段階を踏んで進んでいくのか、これぐらいは具体的に考えることができると思うんですけれども、こういう点についてですね、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 おっしゃるとおり、いままでの自治体のやり方いうのか、首長が引っ張っていったやり方が現在の時代では合わないということの認識は持っております。住民参加も必要であろう、住民の意見も大いに取り入れようということではありますが、この新聞記事の中で町職員の声ですが、ニセコ町なのですが、条例ができたからといってこれまでと大きく変わるわけではないというような声が出ておりますので、この辺がどういうふうな認識を持っているのかということも我々としては興味があるわけです。ただね、その辺のやはりいろんな職員がおりますので、その辺のことも研究していきたいということでございます。意識としては十分持っておりますので、町長も同様だと思います。以上です。（4番議員「町長一言。」）

議 長 はい、町長！

町 長 先ほども今後ごみの問題を解決していくためには、ただ、いままでのように古寺一辺倒ということでまいりました。そのことについては、古寺の皆さんから古寺古寺って古寺を一辺倒に言われるということでもいろいろお叱りを受けて、かえってそれがマイナス面に出たのではないだろうかなという私の経験上から感じているところでございます。そういう意味で、まず区長さんから、区の役員の皆さんからとして考えてきたことがいまのような状態になっておるということから考えて、私が少し先ほど申し上げましたように一般やはり区民の、町民の皆さんからごみのことについて関心を町民全員の皆さんが、また区全体の皆さんも、また町全員の皆さんがごみのことに関心を持ってそれについてのいろいろな英知を集めていくということは必要であると感じておるところでございますので、またこれを一つの機会にいたしまして、過程的にですね、そうしたものをつくったとして過程的に実践していきけるようなことも試していきたいなど、かように考えるところでございますので、またお知恵を拝借したいと思います。

議 長 はい、寺前議員！

4番議員 それでは2番目に移りたいと思います。2番目のところで時間がないのでですね、簡単にしていきたいと思います。このここでも1番目の問題と関連するわけなんです。この

2番目の答弁ではですね、財政の状況年2回やっている、予算、決算は広報で説明している、中長期の財政計画は出している、これは議会にですね、こういうふうにおっしゃってるんです。これではだめだというのが先ほどの問題なんですね。だから要は、たとえばいまの問題でいえば古寺のごみ焼却場、あるいはまたリサイクルセンター70億、80億できる問題、80億かかる費用の問題に対しても実際にどのような広陵町の財政規模でどのようにやっていくのか、このことがわかるような財政の問題を提案しなきゃならないんです。こういうことがいま財政の公表の問題に関連してる問題なんです。

あるいはまた地方交付税の問題でいえばですね、これは行革国民会議事務局長の方です、2月28日、日経に載った新聞ですけれども、いみじくもこれ言ってるんですね、自治体が努力して税収はしても調整、ここらどっから読むかという問題ですけれども、要はですね、交付税の算入制度はやめると、そのかわりに補助金制度や交付税制度をやめて、要は税収の何割かをとにかく地方公共団体に渡す、それは地方分権にかなったものであり、地方分権が地方自治体は責任を持ってやるものだと、そのときに独自税制をつくってもいいんだ、こういうことを具体的に言ってるんですね。これは事務局長ですから、こういう形におのずとなっていくときに、問題はいま財政的な問題からこの財政的な困難な問題から発想なんです。政府も財界もそういうところの認識を持っていただくことが必要だ。そして先ほどニセコ町の職員の問題ありましたけれども、職員はこの条例をつくるための最も先頭に立った方々なんです。認識の高い、地方自治の認識の高い集団の集まりです。こういう方々がおられたからこそできた問題でもあるわけなんです。町長と職員が一体となってこそできる問題ですけれども、こういう問題でこの地方財政の実情というのを公表するという点について、いままでの公表ではだめなんだ、もっと具体的に公表していく、そしてそれは情報公開条例で請求されたからではなくて、町みずからが中長期先の基本構想、基本計画にのっとりた施策を遂行するためにどのような財源の方向になっていくのかということ認識して公表するという点ですけれども、こういう点での前提に立った公表というのは今後行っていけるかどうかお伺いしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 財政状況の公表に関する条例というのはございます。これに基づいて先ほど町長がご答弁いたしましたような状況で年2回の公表をさせていただいてる、この内容につきましては歳入歳出予算の執行状況、あるいは財産、町債及び一時借入金の現在高、その他町長が必要と認める財政に関する事項というものを年2回告示をもって公表させていただいており

ます。先ほどの条例との関連の中での公表方法というのは、今後検討はしていきたいと思えます。このいま現在やっております条例に基づいて当分の間はやりたいということでございます。

議長 はい、寺前議員！

4番議員 いま認識していただいたと思いますけれども、結局はこの条例でもですね、総合計画踏まえて行う、あるいはまた予算に関する説明書の内容の充実を図る、町民が予算書を具体的に把握できるに十分な資料を提供する、こういう内容なんです。法律に基づく2回の公表、あるいはまたその広報で求める問題ではないということを確認していただきたいと思えます。これはもう答弁結構です。

3番目に入りたいと思えます。産業振興の基本理念の確立をということであります。非常にこれは大事な問題です。この問題に関していえば、日本の経済、中小企業の問題に関してですね、これは日本共産党が私たちの日本改革論というのを出してるんです。こういう中で日本の産業振興というのはいかにあるべきかということを私たちは述べています。その中で日本経済での中小企業の比重を示す統計をとってみますと、事業所の数では全国の664万の事業所のうち政府が決めた中小企業の基準に照らして中小企業数は656万、約99%です、従業員の数では総数5,235万のうち4,249万人が中小企業の従業員で約78%、小売業の販売実績は77%、卸売の実績は61%、製造業云々というのはこういう形で書かれてるんです。明らかに大企業の日本を支えているのは、いみじくも中小零細企業なんです。こういう前提に立って私たちはいま規制緩和の問題が取り上げられてきました。アメリカ流の規制緩和の問題です。いまアメリカで現状どうなってるか、皆さんもご存じのようにガスの供給の自由化に対して、結局は大変な事態になった、あるいはここにももう一つ問題あります。カリフォルニア州の自動車保険の結末であります。どういうことかといえば自動車保険でいま日本でリスク細分型といって年齢ごとにずっとやっています。こういうことをカリフォルニア州はとったわけです。ところが結果として同州では平均30%の車は保険に入っていませんし、しかも郵便番号によって住んでる人種が違いますから人種によっても補償の額を変えました。その結果、カリフォルニア州では住民投票を行って一転して規制強化の方向、つまり年齢、性別、人種による料率の差別は連邦憲法の平等原則に反するという真っ当な理論の方向に動いています。日本でテレビでいまやってる問題とは逆の方向になるんだ、あるいは皆さんこれもご存じです。航空業界の問題です。この間から航空業界、タケノコのように業界ができました。しかし現在いま、この間テレビでやっていたのを見ます

と倒産が倒産を呼んで、いま3社ですか、アメリカの航空業界では規制緩和のもとにやった結果、このような形でいま料金が上がっていると言われているんです。これが規制緩和の実態なんです。こういう実態に対する問題です。アメリカの中小企業の実態はさらにどういうことかといえば、アメリカでは中小企業というのは最も大切にされてる国です。実態がどういうことかといえば、アメリカではいま中小企業が236万件に達して世界で最も中小企業の多い国であります。そしてこういう中であってですね、中小企業が大切にされてるその実態は中小企業、アメリカ経済の根幹的契約に関する中小企業法というのがあるんですけども、この中でですね、アメリカの特色は条文でですね、中小企業は第1条、議会はその中小企業長官は民間人の中から議会の勧告を受けて云々があるんです。ということは中小企業の長官は閣僚に匹敵する、大統領直属の任務を持った存在になっています。そしてまた中小企業ではですね、この中小企業はアメリカ全体の経済を維持し強化するために、議会はその政策として政府はできるだけ中小企業者の諸権利を援助し、助言し、助成し、保護すべきものであることを宣言する、これは第1条なんです、書かれてるんですね。こういうようなアメリカのいま中小企業の位置づけなんです。80年代からアメリカでは中小企業がどんどん伸びました。これは皆さんテレビで知ってもらってるようにIE化による流れにも乗った部分もあります。しかし根本的には中小企業は保護されているアメリカの法律があるということを確認していただきたいことがまず第1点です。

日本ではどうかといえば、残念ながら日本の中ではですね、この中小企業がつぶされていったわけです。どういう形で日本がつぶされていったのか、前提としてヨーロッパでも中小企業保護政策は完璧なほど行われています。そしてこの問題に関していえばOECDあるいはまたIAODの中ではですね、1995年にこの中小企業が今後21世紀の働く立場あるいはまた生産を保障するための最も重要なかなめだ、こういう形の宣言を出しています。そういう中であって日本がなぜ中小企業がつぶれていったかといえばですね、欧米と違って残念ながら日本の中小企業は大企業の下請化を強いられてきた。そしてそのためにグローバル化という波で生産拠点の海外移転、さらに海外工業製品の洪水のような逆輸入、こういう中で日本の中小企業はひたすら減ってきたのが現状であります。アメリカやヨーロッパと違って日本の中小企業はその大企業の下請化という、残念ながら保護されていなかった実情から減ってきたというのが日本の実情なわけであります。こういう流れの中で、いま中小企業がどのような形で活動していかなければならないのか、これは広陵町の問題に即した問題です。靴下産業あるいはプラスチック、その他広陵町の存在する産業、農業も含めた産業構造は非

常に危険な状態です。こういう状態の中で、いま私たちがやらなきゃならないとこの問題、それは先ほど言った産業振興に対する基本理念をつくる、ところが先ほどの答弁では産業振興基本条例については全く考えていないおっしゃっています。しかしいま広陵町がかかわってやってきてる問題の一つ一つはその条例の基本になってる問題なんです。たとえば、時間がありませんので、たとえば墨田区についてはですね、日本で一番最初に振興条例ができたんです。そしてその後大田区ができ、全国でいま各地でできています。これはもうご存じのとおり資料も過去に渡したとおりであります。墨田区では緊急経済対策を2次にわたって行ったんです。一つは緊急融資では保証協会の保証金の区負担、あるいはまた既存どおり借入れ融資の集約化、在庫一掃のための共同販売への助成、区内生産品バザールの開催、区発注工事代金の前払いの拡大、あるいはその他ですね、1998年から行ってきた問題では区の幹部、係長以上、部課長ですね、職員全員を動員して仕事おこし事業を行ったんです。関東周辺の430の企業を訪問して墨田区の企業への仕事を出してほしい、働きかけていったわけですね。そしてその中で中小企業センターを媒介として、区内業者への発注が80社に及び、区内業者の大きな激励になったということがあるんです。またこの問題に関しては東大阪でですね、いまこの商業、産業の全職種の実態調査のために職員すべてが実態調査を行って、そしていまこの産業振興基本条例の作業にかかっているんです。こういうことが、これも地方自治体の町長が真剣に考える中で職員が本当に真剣に広陵町民の暮らしをよくしていくという立場に立った立場で活動することが求められています。こういうことがあるわけなんですけれども、いま私はその他の問題ところでは除外させていただいて、販路の拡大について一定進んできた、これは認めます。何度も何度も質問してきた中で進んできたことも事実です。靴下組合に対する助成もそのとおりです。しかしそれではいま馬食に合わない状態に至ってる、だから私は販路の拡大については町職員、町長を先頭にして靴下や広陵町の産品を売りに歩く営業マンとしての活動がいま求められています。そしてそれは長いスタンスでやるんではありません。いま緊急に求められている問題として困難に陥ってる状況を打開していく一つの方法としてそのぐらいの覚悟がなければいま広陵町の靴下の改革改善は進んでいかない。そしてまた予算の問題についても墨田区ではですね、予算2%です、予算の。国は絶えず0.2%ぐらい。広陵町でも何回も言ってるように0.2%、人件費入れても1%に満たない、この予算を増やす、思い切って増やすことです。こういうことによって広陵町の産業活性化のための頭を使う内容を取り組んでいくことが必要なんです。そういう点について具体的に条例を行わないというようにおっしゃっていますけれども、それでは条例の

中身についての問題はいまやっておられるわけですから、緊急に町職員こぞってこの広陵町の産業の危機的な状況を打開するために先頭に立って働くことができるのかどうか、そのことについて質問したいと思います。

議長 はい、町長！答えてください。

町長 本当に寺前議員の熱の入った研究、勉強していただいた結果、成果と言おうか、それを聞かせていただいて本当に心から敬服しています。本当にそれが広陵町の町おこしに直接、間接を問わず、どのような影響を及ぼしていけるような条例をですね、つくれるかと、条例を、別に条例にこだわらなくても、やはり要は靴下を1足でも売らなけりゃいけないんです。だからいままでの、こんなこと言うたら自己主張になりますけども、いままでの町長さんがいままで靴下1足でもお売りにならったことあるかなと私は思いますねん。やはりいろいろ最初はまちづくり、かぐや姫のまちづくりを起こしたときにはいろいろご批判も、寺前さん自身がいろいろ批判もありましたけども、やはりまちづくり活性化を図るためのかぐや姫の町おこしを一つの題材として、やはり靴下のいままでに販路のなかったものがやはり販路を築けたということもありますし、そういう意味で町ももっともっと皆さんの意向を聞きながら、参考にしながら、それを実際に実践していくという気持ちで頑張りたいと思っております。ありがとうございました。

議長 はい、寺前議員！

4番議員 これは意見だけ述べときます。この最も重要な問題、先ほど言ってますけれども墨田区でも他市でも、あるいは東大阪でも職員が商工業者の方々のところに直接出向いて、本当に厳しい状況の中での実態調査を把握して、それがまちづくりの基本として実行してるわけなんです。いわゆる地場産業、地域産業というのはまちづくりの基本的な部分に位置づけられているものなんです。こういう点の中身というのは、私は残念ながら広陵町でも産業振興課をつくったけれども、また廃止してしまった、そのときには評価したんです。しかし現実にもまたやめてしまった、こういうような状況では残念ながらまだまだ到達しないと思います。しかし個々の問題としては、いまおっしゃったようにこの議会の中で何度も何度も議論しながら進んできた分もあります。そういう点で条例ができなくてもいまできる問題は、職員が先頭に立っていまの危機的な打開策を図るための力を発揮する、このことが求められるということを指摘しておきたいと思います。

最後にですね、市町村合併の問題について発言したいと思います。市町村合併の問題についてはですね、いわゆる今回の合併も結局は自主的な合併を装った形で国が出してきました。

長い歴史があります、広域化行政の流れがありました、広域化ということで結局はその当時、その当時は市町村合併まで意識する内容も具体的になかったわけなんです。ところが今日に至って地方財政の危機という問題もある中で出てきたわけであります。この問題についてはですね、どういう形であるかといえば、まず最初に首相の諮問機関にあった経済戦略会議、ここです、日本経済再生への戦略という中にあるんです。全国約3,200の市町村を少なくとも1,000以下に減らすことを目標に置くこと、あるいはまた経済戦略会議の中です、自由競争や民間活力による経済活性化を目指す公共部門を改革し、国、地方の役割分担見直し、小さな政府実現のための自治体行財政基盤強化の方策の一つとして市町村合併を要求した、あるいはまた日本商工会もですね、地域新時代の活性化戦略の中にはですね、自己責任原則に基づいた地方自治体確立が必要だ、将来の道州制を展望した対応が必要であり、当面適正な云々という形になってるんです。これが私たちが合併の問題については地域住民が決める問題だ、これでいいわけですが、その言わんとするところは、結局は小さな政府、福祉についてはこのところについては削っていけばいいじゃないか、その削った部分は民間活力によって補いましょう、要はいままで国や自治体が住民福祉の向上のために憲法に基づくその施策を延々と続けてきたその財産を市町村合併によって破壊しよう、こういう意図がありありと出ています。そういう中であってですね、お聞きしたいわけですが、現実問題として市町村合併のところでも経験たくさんあります。いいことを言ってるところはほとんどありません。広陵町でも町長は合併したら広陵町は中心になれないと、いまの間にいろいろやっておいて、先ほどのある議員さんの話であつたら赤字をたくさんつくっておいてから合併した方がいいじゃないか、こういうことをおっしゃってます、現実なんです。またあるいは問題は香芝市やその他でやっていきますと、国保税、御所や高田、香芝、あるいは水道料金、格差が非常にあります。それらは結局最高10年間は国の政府の補償によって賄われる分があります、いままでは5年あったものを10年にしようとするわけです。ところがその10年経たない間に、いま合併のところではいわゆるサービスの低いところに合やす施策がやられている、これが合併の実態なんです。こういう実態があるからこそなかなか住民自身もその事実を知れば合併には後ろ向きになっていく、いま人口4,000のところでは地方交付税を減らすということが実際行われているわけですが、こういうような問題があるにかかわらず、住民の不利益になるという実態があるにかかわらず財界や大企業が求める市町村合併に賛成をする人たちは、これは間違ってるんじゃないかというように思うんですけれども、その答弁を町長お願いしたいと思います。

議 長 はい、町長！

町 長 規模が大きくなったからそれだけ生活が楽になるかということは直結してないと思います。かえって先ほど寺前議員が言われたように、やはり水道料金一つでもいままでの広陵町が住民サービスとして安くしておったのが、また後でわかるわけですけれども、わかっていただけのわけですけれども、私はやはりこのごみの問題から考えたときにね。（4番議員「簡単で結構です。」）考えたときからやはり特に小規模ではですね、小規模では具合悪いというような考えから、特にごみのことに関して合併論を発したというようなことでございますので、なかなか一長一短によい悪いは言えないと思います。

議 長 はい、寺前議員！

4番議員 最後に、あと2分ですけど、なりましたけれども、一つは市町村合併の問題でさらに追加しておきたいことは、小選挙区制になりました。小選挙区の区域はかなり小さい区域を各市町村の内容も含まれています。こういうところからも政治的な動機が発生してるわけなんです。あるいは先ほどいった側面は、これは県が出したところにもありますけれども、効率化を求める、市町村合併によって効率化を求めるというのがあります。この効率化というのは結局は住民の状況、行政の使う効率化というのは結局住民負担を求めていく方向を示してる言葉なんです。要は負担を強いていく、こういう内容だということも私は町民が知って、知れば知るほどこの市町村合併に対しての不安は一層高まってくるだろうと思います。そしてまた結局財政規模を縮小するというけれども、議員の数は少なくなったけれども、議員の報酬が増える、広陵町でも18人から16人になって、それ以上になってるわけですから、市長も三つか四つ集まれば1人になりますけれども、その財源も増える、こういうような実態が結局あるわけです。だから効率化、その他いろいろ言うけど、財政的な側面からいっても町民から、国民から見れば市町村合併や道州制については結局何ら利益にならない部分が多数だと、こういうことがいま私たちは述べたいと思います。以上です。

議 長 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

次に片岡さんの発言を許します。

3番議員 それでは皆さんお疲れのところ大変ですけども、あと1時間おつき合いを願いたいと思います。最後でございますので、よろしく願いをいたします。

まず清掃センターの操業期限を守るための取り組みということでお伺いをしたいと思います。先ほどから町長の任期中にやはり予定地のめどをつけていくことは町長の責任だということで、この間の特別委員会でも決意がされて、先日の議会でも皆さん方の方で決議が上げ

られたところでございますけども、12月25日に町長が和解の受け入れを決められて、それから今回まで約2カ月半ですか、3カ月近くあるわけですけれども、その間に町長としてとられたアクションというのか、候補地との話し合いの経過についてひとつお聞きしたいと思います。

そして二つ目としまして、2月からごみ対策室の体制、ごみ対策室だけではないわけですが、それに対して関連するところの人事異動が行われて体制が変更されたわけですが、その効果のほどはどういうふうなものをねらっておられて、実際ではどのような活用のされ方をしておられるのかということをお伺いしたいと思います。

それからこの操業期限を本当に守るためのタイムスケジュールは現在作成中だということでお聞きしたわけですが、それと先ほど町長が場所的にしんどいものならば全体的にもう一度考え直すという必要もあるのではないかというふうな言い方もされてるわけですが、そしたら具体的にやはりいままでのような手法ではなく、要は水面下での話し合いをずっと進めていくという方向ではなく、町民の皆さんにきちっと明らかにして皆さんの合意を得られるような方法というのをどのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。それが第1の質問でございます。

それから第2には国民健康保険制度の充実をお願いでございます。国民健康保険制度に加入しておられる方はほとんどがといたしますか、約4割を占める方が所得が100万円以下の方がおられます。何らかの形で病気になって入院されたりとか、また子供さんが出産されたりとかいうことでどんどん家内工業、零細の中で仕事をしておられるところがほとんどですので、病気になられますとたちまちもう生活が行き詰まってくる、またそういう低所得者の方は蓄えというものも持たない状態の中でもうかつかつの自転車操業のような形でされているわけですから、それに対しましてのやはり社会保険制度の方で行われておりますような傷病手当とか出産に対しましての産前産後の休暇の手当の充実というのもお願いしたいと思います。

2番目の介護保険の保険料の滞納者がということでは出してるわけですが、これは先ほどからずっと福祉部長の方がこういうことがないように当分の間は、当面考えておりませんということをお答えしていただいておりますので、それにつきましては結構でございます。

第3番目ですが、30人学級の日も早い実施をということをお願いしております。先ほど山田議員の方から12月22日に出されました教育改革国民会議が最終の報告を発表したということで、それに対して高い評価を言われていたわけですが、実際に現場の

先生方、またほかの、これはここでは日本ペンクラブが思いつきで出された提案を羅列しただけではないかとか、知性と品格を欠いているということで異例の声明文を出されるなど非常に問題が多いものだというふうに思います。問題を起こす子供の教育をあいまいにしないということで問題児を学校からの排除をうたっている点が一つはございます。そして報告を貫いている子供観、教育観も強制ということがされているわけです。この中での会議での発言から一定レベルの家庭教育がなされていない子供には小学校への就学を待ってもらう必要がある。これはこの中の国民会議の中に出席されていた委員の皆さんの発言なわけですけども、それから本来の学校は人間をしごいて飼いならす機能を持っていた。人間を飼いならすことが必要であるという根本が忘れられている。このことを国民にアピールして覚悟してもらう必要がある。このような発言もされてる委員がおられます。また人間には幾ら教えてもわからない人と教えなくてもわかる人とがいる。また特別な子供は別の枠組みで教育するか拒否することが必要だ、このような発言がこの中で公式に残された議事録の方でも残されているという、こういうふうな会議でございます。この中でやっぱり現場の先生で、これもと小学校の教師で現在埼玉の教育文化研究所の副所長の斉藤さんという方は、小学校、大学の入学の年齢の緩和について、できる子は5歳からでも小学校に入れ、18歳にならなくても大学に入れるというものであり、また習熟度学習についても勉強のわからない子に丁寧に教えるためではなく、できる子、できない子を選別するのではないか、このようにも指摘をされております。どの子にもできるようにするならば30人以下の学級にすべきだ、また問題を起こす子供に対して出席停止などの措置を打ち出していることがエリート養成教育に乗り出すという形になって教育に負けた者を排除しようとする意図が非常に感じられるということで非常な危惧を持たれているということでございます。このような中で、また基礎学力の非常な低下ということもありまして、いま20人、3科目で20人学級が可能ということでいま文部省の方からも出されているわけですけども、この内容につきましてもは学校の方でまた町単位でいろいろと考えることができる内容だというふうにも言われてるわけです。現在子供さんを学校へ通わされている親御さんの方では、いじめとか不登校の問題なんかを本当に非常に深刻な問題でございますけども、学校では先生のきめ細かな一人一人に行き届いた対応をするためにもぜひとも30人学級ということを一日も早く実施をしていただきたい、このように考えておるわけです。現在真美ヶ丘中学校で2年生が160名在籍をされていまして、もう40名満杯の状態です。3年生に上がろうとしています。真美ヶ丘ではやっぱり人口急増地域ですので年度途中でクラス替えが、再編制をしなくてもいいように年度初めから5

クラスにしていいただきたい、このように思います。また広陵中学の2年生もいま現在200名となっております、同じく40名のばんぱんの学級の運営がされています。

先ほども山田議員の方も言われてましたけども、先生は手いっぱい十分な余裕のある教育ができないんだというふうな先生の声なんかも出されてるところです。そういう中でぜひとも少しでも余裕があるような、いまから1クラスずつですね、編制をお願いをしたいなというふうに思います。30人学級とまではいきませんが、まず手始めとしまして一つずつのクラスの増えるようによろしく願いをいたします。

それと4番目の処理困難物は製造者責任をとということなんですけれども、いまごみの問題というのは広陵町だけの問題ではありません。全国的な問題で国はやっぱり一貫して大企業の使い捨て商品の生産利用を容認し続けて、その結果日本にごみが増え続けてきた。このような背景がございます。そしてそれに対しましては、本当は住民の方々がこつこつと努力されてごみの減量化だとか再資源化などにリサイクルということで皆さん方がいろいろと努力をされているところなんですけれども、この処理の、たとえリサイクルをしようと思っても処理が困難だということで困難物ということで言われているところがあるわけですね。それに対しましては自転車とか自動車とかワープロとかパチンコ台とか、またこのほかにもベッドのマットレスであるとか、それから畳がそこら辺の山林に捨てられたりとかいうふうなことがいろいろと問題になってるわけですけども、こういう困難物というのはたくさんあるわけです。この中でもやはり製造の方が確定できるということではやっぱり自転車とか自動車とかワープロとかパチンコ台などがあるのではないかなというふうに思うんですけれども、せめてそういう製造業者の確定できるものには製造業者の責任で回収をさせるような方策というのを何とか考えていただけないだろうか、これが四つ目の質問でございます。よろしく願いをいたします。

議長 ただいまの質問に対しまして答弁をお願いいたします。 町長！

町長 ただいまの片岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず1番目には現清掃センターの操業期限を守るための取り組みをとということでございますが、現清掃センターの操業期限を守るための取り組みについて3項目のお尋ねでございますが、2月1日付でごみ対策室を新体制でスタートいたしました。これは申すまでもなく馬見南3丁目と和解をいたしましたことから平成17年6月30日を操業期限として新施設の建設を町政の最重点課題として全職員が共通理解と認識を持って目標に向け力の限り邁進していくという形にしたものでございます。

私の任期中にめどをつけるということは、和解を受け入れる際に熟考熟慮した上での判断であり、できるだけ早い段階で前進させるよう努めているところでございます。なおスケジュールにつきましては坂口議員の質問にお答えした程度でご了承願いたいと思います。

2番目でございますが、国民健康保険制度の充実をでございますが、ご質問の国民健康保険からの傷病手当の支給については任意給付であるため国庫負担金がなく、すべて国民健康保険税でその財源を賄うことになり、実施に当たっては大変困難であることをご理解願います。

3番目は教育長がお答えをいたします。

4番目の処理困難物は製造者責任をでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物の処理を行っておりますが、処理困難物については本年4月1日からリサイクルを義務づけられた家電リサイクル法が施行されます。現在国において循環型社会形成推進基本法を基本としてリサイクル対策を総合的に実施するため、逐次リサイクルに関する法律が施行されることになっております。この基本的理念は製造業者の責任において製品が廃棄物等になることの抑制及び適切な回収、再資源化の円滑な実施を図ろうとするものであり、町といたしましてもその趣旨に沿って施策を講じてまいりたいと考えております。これで片岡議員に対しての質問にお答えさせていただきました。ありがとうございました。

議 長 はい、教育長！

教 育 長 片岡議員の質問事項3、30人学級の一日も早い実施をというご質問にお答え申し上げます。

学級定数は地方分権一括法により自治事務とされることになりましたが、このことは教職員給与の国庫負担金の算定基礎と連動していることから、県との協議の中で同意を要する事務となっております。今後も県が定める基準による学級編制を遵守する考えであります。しかしながら現在の空き教室、余裕教室を活用した中での少人数授業の対応につきましては、県費定員教諭での基本的3教科の弾力的な学習が学校の実情に応じ可能な範囲において少人数授業の実現を図るよう指導しているところでございます。なお定数内学級での教諭の単独加配は考えておりません。しかし既に現在、町費で両校で2名の常勤の講師、さらに両校合わせまして3名の非常勤講師を配置しておりますことを申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

議 長 はい、片岡さん！

3番議員 そしたら2回目の質問をさせていただきます。

先ほど2月1日からごみ対策室に変わりましたのでということで、それが決意だというふうな言い方をされてたように受け取れたわけですが、具体的にどのようなことを意図されて今回の人事の改正をされたのかということでお聞きしておりますので、もう一度お願いをいたします。

それと実際に新候補地に対してのこの3カ月間のアクションの内容なんですけれども、そこにつきまして全然言われてなかったと思うんですけども、そのところもお願いをいたします。

それとタイムスケジュールなんですけど、いま現在作成中ということで先ほどご答弁をいただいたわけですが、それに対しましていつまでにこのタイムスケジュールができるのか、これはもう議会の方でね、皆さん方が決議されたことですのできちんとタイムスケジュールの、いつまでというのをきちんと出していただきたいなというふうに思います。以上よろしく申し上げます。

議 長 はい、ごみ対策室長！

ごみ対策室長 まず最初の質問の中でごみ対策室ができたことに関する具体的な趣旨というんですか、そういった点のお尋ねでございます。これにつきましてはご承知のように2月1日付でごみ対策室その他人事異動があったわけですが、それまでは体制といたしましては職員の、特に室長につきましては助役の方が兼務をしておったわけですが、ご承知のように助役につきましては町政全般を把握すると、こういうところで非常に多忙なわけがございまして、なかなかごみ対策について専任するという点につきましては難しい点がございましたので、そういった点を配慮いたしまして専任の部長が室長として配属なると、こういうようなことでございます。

またその室の中で建設のいわゆる促進課といいますか、新しい清掃センターの建設を促進する担当課を設けたと、またもう一方ではごみの減量あるいは広域化等についてこれを担当する課を、課長を充てまして、それぞれこれに専念していくと、こういうところが趣旨でございます。

それから新候補地へのアクションということでございますが、これはまだこれからのことでございますので、新候補地についてはそういった答弁できるほどの、古寺のことですか。

(3番議員「そうです。’) すいません。古寺地区に対する取り組みということでお答え申し上げます。我々2月1日に配属なりまして、それまでの経過につきましては省かせていただき

ますが、数回区長さんの方へ伺っております。その中で最終的には3月の4日の日曜日でしたか、それが古寺区の総会であると、その総会によって新しく区役員としてスタートできると、こういうようなことでもございましたので、翌日の3月の5日に改めてお伺いをしたところでもございます。その中で区長さんの申されるには、いままでのいろいろ提案してきた問題を持ちかけたことについて回答をもらっておらないと、こういうようなご意見でもございました。一つはRDF、あるいは炭化の方式、あるいは広域化の問題等々でもございます。そういったことにつきまして前任者からのいろんな会議録を見ましてもそれぞれ答えはいたしておるわけでもございますが、なかなか納得のいく答えではないというふうな意味であろうかなというふうにはっております。そういったところでそれ以後は、3月5日以降は古寺の方へは行っておりませんが、非常に私としては感じておるところではまだ玄関に立っているというような状態じゃないかなと、まだなかなか中へ1歩でも2歩でも入っていけないと、入って行っておらないような状態じゃないかなと、こういうふうに思っているのが私としての感じたところでもございます。

それからスケジュールに関してのお尋ねでもございますが、これにつきましては今回の議会の委員会のところでも説明をいたしたいと、こういうふうに思っております。以上でございます。

議長 はい、片岡さん！

3番議員 そしたら3回目の質問になりますが、いまの状態では古寺の方の話し合いが主で、いままで、先ほど町長の方が、現在古寺の方がちょっと無理のようなニュアンスに私としては受け取れたわけですけども、そういうふうな方向転換とかいうふうな意味ではないというふうに考えさせていただいてよろしいのかどうですか。それとこれ委員会というのはどこの。(4番議員「厚生委員会。’)厚生委員会の方でよろしいですか。はい、わかりました。

それとですね、今回のタイムスケジュールをやはり出させていただくという中で、やはり審議していかなければいけないのかなというふうに思うわけですけども、実際問題として今回の予算案の中でもきちっとしたそれに対する予算組みというのが環境アセスとかいうふうな形では、調査費用という形では出てるわけですけども、具体的な取り組みの内容とか、確かに古寺の方の話し合いの中では金額的なものとかいうふうなことも出ていたというふうに思うわけですけども、それも含めましての予算ということでは何も出てなかったということがありますので、そこら辺との兼ね合い、本当に実際に一日も早くというふうな形には受け取れないというふうに思うわけですけども、そこら辺のところともちょっとご返答い

ただきたいなというふうに思います。なぜ今回のところでは予算というのが何もつかなかったのか、調査は別ですよ、調査じゃなくて今回積み立てていくとか、そういったふうなことが実際的には必要なのではないかなというふうに思うんですけども、そういうことができなかつたことにつきましてもちよっとお伺いしたいなと思います。

議 長 はい、助役！

助 役 少し私の方からお答えさせていただきたいと思うわけでございます。

町長が申しましたのは、古寺ということではいままで限定してお話を申し上げておたつたわけでございますが、なかなか前向いて進まないというような状況になっております。したがって古寺も含めまして、これからは全町的に候補地を選定してまいりたいと、このように申しつたわけでございます。

それから予算でございますが、これにつきましてはほとんどの部分が起債でやらねばならないというような状況でございますので、当然決まりましたら補正をさせていただきたいと、このことは前にも用地が決まりましたら早速補正をさせていただきますということでお願いしたつたわけでございます。以上でございます。

議 長 はい、片岡さん！

3番議員 それでは二つ目の質問に、第2項目の質問をさせていただきます。

国民健康保険税の傷病手当とか、それから出産の育児手当という、育児というか、出産そのものに対する手当は出てるわけですけども、やはりそれに対して休まざるを得ない出産に對しましてね、そういうときでの手当につきまして何とか考えていただけないかということのお願いなわけですけども、これは前、1年ほど前ですか、1回傷病手当の試算をしていたことがございますね、これでは一応現在の20歳から70歳までの方の世帯主の人を対象にということで試算をしていただきまして、そのときの一応奈良県の最低賃金を5,085円が一応基準ということで、1日当たりですね、ということで試算をしていただいて産出の方を割つた中では10割を負担してもらおうということになりますと5,142万円という試算ができてまして、また6割ということで計算をいたしますと3,085万2,000円ですね、という試算が出てきたわけですね。これが入院したときの日付ということで大体いままでの入院されたところを考へて約19日平均で入院されてるということでの試算をしていただいた中でこういう形が出されてきたわけですけども、それでまた出産の方につきましては同じく産前産後で98日間という中で10割給付をすると、これ出産の方は出産一時金の、前年度所得の、10年度の出産育児の一時金の支給の実績のうち前年度の所得があつた方の

ということで出産一時金の支給者59人のうちの7人ということで試算をさせていただいたところでは10割給付にしましても348万9,000円ですか、6割ということでは209万3,000円という試算が出てたわけですけれども、その中で非常にいま、先ほども申し上げましたけれども、靴下関係が広陵町の中では多くの方々がおられるわけですが、靴下産業が非常に下降ぎみになってきて、本当にいままでは確かに靴下である程度のもうけをしておられた方なんか、もうこの1年間で500万、600万の自分の蓄えを使ってしまって、ほとんど何も残ってないんだということがね、何人もお聞きしてるわけです。そういう中で本当に自分の糖尿病があつて、また腰痛があつて、そういう中でも何とかね、働かなければ回っていかないというか、それでも金額的に多くないわけですが3万、4万ぐらいのこともやっていかなければ、とにかく働かなければ仕方がないということで働いておられるという方をね、たくさん知ってるわけですけれども、そういう方が本当に倒れられたときにね、本当にこれは命の問題で社会保険の人でしたら、私なんかでも前は社会保険がありましたので入院したときには一応傷病手当とかそういう形で何とか本当に助かったなどというのがあるわけですが、本当に今度そういう方が倒れられたときには本当に生活はどうなるんだろうかということね、いまの即そういう方が生活保護の対象になるかということになりますと、そうはならない、ある程度少しぐらいのお金はあればとか、それから家のローンを払っておられたら生活保護の対象にならないとかね、いろいろ生活保護には非常に障害が残りますのですぐにそういう形での手を差し伸べるという形にはならないものですから、せめて国保の方で傷病手当という形で、確かに一時的なものございますのでね、救済をしていくということを本当によくそういう方々の身になって考えていただけないかなというふうにお願いをする次第でございます。ご答弁をお願いします。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 お答えを申し上げたいと、かように思います。

いまおっしゃっていただきました傷病手当の試算、また出産手当の試算につきましてよくお勉強されておられまして、おっしゃるそのとおりでございます。それは11年度ですかね、それによりまして試算を一応概算ということでさせていただいたものでございます。それでまずおっしゃっていただいております件なんですけれども、町長がまずはお答弁申し上げましたように、その入っておられる被保険者の方の保険税でその財源を賄わなければならないというのが一つのやはりネックであろうと、いろんなそれは考え方でいつもおたくさんじゃなしにおっしゃっていただいているところでは一般財源をね、投入してとかいうこともおっ

しゃっていただいておりますけれども、やはり基本的には入っておられる被保険者の方のその収入でもってそれを賄っていくと、こういうことがまずあれかと思えます。

それと以前にも他の議員さんから何回もこの件についてはご質問もいただいております。その都度町長等も答弁はさせていただきまして、なるほどいろんな事情も私の方も承知はいたしております。またそのときといまとではおっしゃるように大変経済情勢も違ってまいりまして、おっしゃってる意味もよくわかっておるところでございます。いまさら私の方が法的なことを申し上げるまでもなく、そういう傷病手当、出産手当については保険者といえますか、町が条例で任意給付で定めることができるということはなっております、私ども十分承知はいたしております。しかし先ほども言いましたように、入っておられる被保険者の方の税金をもってその分を賄いなさいということでございます。またその中には財政の健全化を保てる範囲でおっしゃっていただいている任意給付は条例に基づいてすることができるんですよということで、現在の広陵町の置かれております国民健康保険財政の状況、またいま試算でおっしゃっていただきました費用額を見ていただきましたら、ちょっとなかなか至難なところではないかということはある程度ご理解を賜れるのではないかなど、かように思います。町長もお答え申し上げましたように、ご答弁申し上げたというあれでひとつご理解を賜りますればと思います。以上でございます。

議 長 はい、片岡さん！

3番議員 これにつきまして3回目の質問をさせていただきますが、先ほど確かにいま現在の国保の会計がそんなに豊かでないということにつきましてはわかるわけですが、ただ、いま国保の会計が独立採算というんですか、そういう形でどうしてもやっていかなければならないのかどうなのか、やはり国保も税金の一つということで皆さんが位置づけられておられます。やっぱり町民税もたくさん税金の一つとしてということで皆さんがその中の一つという形での位置づけを皆さんが非常に持つておられることは確かでございますので、一般会計ですべてを補填しろとか、そういうことではございませんけども、一定できるところというのが本当はないのかどうかということを実に検討というんですか、試算してもらったら、いまの全部が全部10割の給付という形ではなくてもね、やはり本当に困っておられる方が何とか生活を助けてあげるといのがね、やっぱりこの市町村が住民の方々の防波堤になっていくことが必要だということでやはり認識をしていただきますとね、そのところがもったときちとお考えをいただけるのではないかなというふうに思うわけです。やはり確かに国保税の中だけでね、考えますと本当に一つのプールの中でという形になってきますので、そ

れだけではなくて、本当に全体的な、町全体的な考えでやっていただきたいなというふうに思います。これはまだいろいろすぐご検討いただけるということではないと思いますので、今後の課題ということをお願いをしときたいなというふうに思います。

それと3番目の質問に移らせていただきます。30人学級の件でございますけども、先ほど町単の教員が現在雇っていて、いま現在それ以上に雇うということが非常に雇用するのは難しいというふうに言われたわけですが、実際に真美ヶ丘にしましても広陵中学校にいたしましても40人ばんぱんの状態でいま2年生が今度から3年生に上がるわけですね。この状態で特に真美ヶ丘なんか人口がいま北7丁目とか、そちらの方ずっと入居が始まっておりますので、増えてくる可能性は大いにあるわけです。そういうので実際に即した形でいま初めの方から、年度初めからの学級割ということをもう一度お考え願いたいと思ひまして質問させていただいてるわけですが、これにつきましてもう一度、県との協議であるとか、そういうふうな形ではなくて実際に、先ほどは少人数の3科目で20人授業が可能ということで文部省の方から計算が出てくるわけですが、これにつきましてもう一度、都道府県が負担した経費の2分の1を国が負担するという形になっているかなというふうに思うわけですが、どの教科でどういうふうな活用の仕方をするのかというのは学校サイドのいうんですか、町サイドに任されているところがありますのでね、そちらの方をやはり活用していただくということで柔軟に考えてはいただけないかどうか、そのところもあわせてちょっともう一度お伺いしたいと思います。

議 長 はい、教育長！

教 育 長 このあと1人のために、1人が増えたら学級は解体できるから1人入れよというのは、もう何十年来と県の、私も県でそういう仕事をしているときにいろいろな方からそういうあれがあったわけで、そういう強い要望あることは私も全県的にあることはよく承知しているところでありますし、広陵町でも一時期あと1人のためにという場合は1人を町費で入れて学級を解体されていたことがあるようです、一時期。しかしここ教育委員会としましては、もう数年来以上、やはりこの基準は守っていくという方針でやっております。そしたらこれ40人やから解体するのか、そしたら39人やったらどうするのかと、やはり一つのやっぱり基準というものはやっぱりつくって守っていかないと非常に後でいろいろな問題が出てくる可能性もあるというように思っております。また45人学級からこの40人学級になって約10年ですか、こうなるわけですが、10年ほど前までは40人学級でいま40人と、約10年前から40人学級になってる、だからいいという意味ではないんですよ、

誤解のないようにしていただきたいと思います。

したがいまして、やはりこの一つの基準定数ということはやっぱり守っていかなければならないと思いますし、この基本的な教科、3教科と申しますのは、一応国の方では小学校では国語、算数、理科を指しております。また中学校では国語、数学、英語を指しております。県の場合はその後になどとという言葉が入っております。これらこれらの教科などというなが入っております。したがいましてこれは学校の裁量になると思いますけれども、1年生で実施するのがいいのか、たとえば中学校の場合、また2年生の少人数学級を実現するために2年生で数学なら数学をそういう少人数学級、たとえば4クラスを5クラスに増やして、その時間だけを割って、そしてその教科を教えるという、いわゆる少人数学習集団編制ということになってくると、このように考えております。だからいままで学級というたら、もう学習集団、それから生活集団、一つにして学級と、こう呼んでいたわけですがけれども、これはもう約140年間ほどそういう概念で来たわけですがけれども、いま新たにそういう学習集団学級編制、それから生活集団学級編制と、こう二つに分けて考えることも必要であるというように考えております。以上でございます。

議 長 はい、片岡さん！

3番議員 そしたらいま20人、3科目でということで具体的にそういうふうな指導というんですか、出てきておりますので、具体的にそういうふうないまお考えは実際にあるのかなというふうにも思うんですけども、160人ということになりますと20人学級、その部分だけは8クラス必要だというふうな形になるということですね。だからそういうふうなことなんかも、そういうときの先生の配分というのですか、そういうふうなのはどういうふうに、ちょっとわからないのでそれにつきましてはちょっとお聞きしたいわけですがけれども、実際にそのときのクラスだけを変えるというふうないまの言われ方をしたわけですがけれども、そしたらちょっとはっきり見えてこない、それがちょっとわかりにくいものですから、ただこの30人学級にしてほしいということでは、広陵町としましてもね、議会としましても前に決議ということで30人学級に、国に対しての要望という形になるわけですがけれども、やってきて皆さんで決めていただいたというふうな経過もございましたのでね、それに対しての一定の努力をしてくださってるのかなというふう思うわけですがけれども、そのところもお聞かせ願いたいなというふうに思います。ちょっと具体的にすいませんけども。

議 長 はい、教育長！

教 育 長 国の方はやはりこの30人学級ということは実施しなかった、あるいは35人も実

施しなかった、40人であると、これは変わりはありません。ただ、いま申しましたように少人数、文部省では20人学級、20人程度という言葉は使ってるかもわからんと思えますけれども、それが非常に表へ出ているわけです。しかし実際はそうはなかなか、たとえば41名の場合は2学級に分けることができるわけです。その場合は20と21名の学級ができると、この場合は20人程度になるわけですがけれども、もっと大規模校になってきますと20人というのはちょっと難しいだろうと、やはり30人から35人ぐらいのいわゆる少人数学級を実施した場合ですよ、教科によって、そういう場合にはもう少し少人数になるというような形になってくると思います。以上でしたね。(4番議員「今回の場合、それでできないのかっていうこと聞いてるんです、それにあわせて教科、その学年。’)この200人あるいは160人の学級でその教科で数学なら数学をたとえば真美中でやろうとされる場合でしたら4学級を5学級に割って空き教室を利用してやることは学校が決定するわけでございます。そういうようにするように指導しております。(4番議員「なるわけや。’)いや、それはいま学校で検討、ちょうど来年度に向けていろいろ検討している時期だと思っております。

3番議員 わかりました。わかったようなわからないようなところがあるわけですが、前向きにそういう形でうまく検討をしていただければいいかなというふうに思いますので、それにつきましてはよろしく申し上げます。

そして第4番目の質問に移らせていただきます。この処理困難物ということで、いま処理困難物ということで4月1日からは家電法でリサイクルの4品目だけがされてるわけですがけれども、そのほかにいま先ほど順次リサイクルの法律が整備をされていくのだということと言われてるわけですが、それにつきましてはちょっとわかりましたら予定といいますか、品目につきましてもある程度きちんと決まってはなくてもある程度出いたらちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

議長 はい、環境部長！

環境部長 いま現在の処理、いわゆる適正な処理が困難となっているものというのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で4品目が指定されております。それは自動車の廃ゴムタイヤ、それからテレビ受像機、廃電気冷蔵庫、それとスプリングマットのこの4品目でございます。これが平成6年に告示されまして平成7年3月1日からこの4品目に関しては処理が困難だという指定をされて販売店、あるいはメーカーに回収を協力してほしいという要請ができるという制度がつけられたわけでございます。平成3年の再生資源の利用促進に関する法律というのができておまして、そのときに製造される製品に再利用できる部品を使いなさいと

いう政府が指導ができるという法律が制定されました。その中でどのようなものがそれに当たるのかということで政令で指定をされております。20品目指定をされておまして、自動車、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、洗濯機、電動工具、パーソナルコンピューター、コードレスホン、それからおっしゃっていただきました日本語ワードプロセッサ等が入っております。パチンコ台はちなみに入っておりません。まず製造される製品を事業者が回収して再利用するには再利用できる部品で組み立てられていないとできないというところから平成3年にまずその再生資源の利用の促進に関する法律ができまして、メーカーを指導するという手順から入って、いま現在容器包装リサイクル法が平成9年から施行されております。それと家電リサイクル法がことしの4月から施行されるというふうに順次組み入れられていくということで、これが広がっていくとは思いますが、今後どの品目についてどのように広がっているかというところにつきましてはいま現在ちょっと情報を得ておりませんので了解願いたいと思います。以上です。

議長 はい、片岡さん！

3番議員 それでは最後なんですけれども、いま現在困難品ですね、それが清掃センターに持ち込まれたときの処理方法と最終的な行き先ですね、それにつきましてちょっとお伺いしておきたいなと思います。

議長 はい、環境部長！

環境部長 先ほど言いましたタイヤにつきましては持ち込んでもらったら困ると、スプリングベッドもそのまま持ち込んでいただきますと受け取れませんということになっております。スプリングベッドにつきましては、バラバラにさせていただいてそれぞれの性質別に分けていただきましたら受け取れるという状態にはなっております。それと冷蔵庫、それからテレビ等につきましては、いままでは粗大ごみとして受け取っております。今後は家電リサイクル法ということで清掃センターに持ち込まれましてもリサイクル料金払っていただくというシステムは別なんですけど、それをさせていただかない限りは受け取れないというふうになります。

議長 以上で片岡さんの一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 7:36 散会)

平成13年3月23日広陵町議会

第1回定例会会議録（最終日）

平成13年3月23日広陵町議会第1回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	林田孝一	助役	吉川一郎
収入役	森藤友次郎	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	福祉部長	野村完治
環境部長	山村吉由	ごみ対策室長	和田健三
都市整備部長	竹田健次	水道局長	吉村正勝
教育委員会事務局長	畠山恵俊		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 中尾勝

書記 乾 善雄 吉田 英史

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:03開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付議事件
1	議案第 3号 職員の再任用に関する条例の制定について
	議案第 4号 与楽寺収蔵庫の設置に関する条例の制定について
	議案第 7号 広陵町職員定数条例の一部を改正することについて
	議案第 8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
	議案第 9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
	議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
	議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
	議案第12号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて
	議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
	議案第14号 物品購買基金条例の一部を改正することについて
	議案第19号 平成12年度広陵町一般会計補正予算(第8号)
	議案第25号 平成13年度広陵町一般会計予算
	議案第31号 平成13年度広陵町学校給食特別会計予算
2	議案第 5号 広陵町立児童育成クラブ条例の制定について
	議案第 6号 広陵町総合保健福祉会館設置条例の制定について
	議案第15号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて
	議案第20号 平成12年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第21号 平成12年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第2号)
	議案第23号 平成12年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)

議案第24号 平成12年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算
(第1号)

議案第26号 平成13年度広陵町国民健康保険特別会計予算

議案第27号 平成13年度広陵町老人保健特別会計予算

議案第28号 平成13年度広陵町介護保険特別会計予算

議案第30号 平成13年度広陵町墓地事業特別会計予算

議案第32号 平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算

請願第1号 介護保険の改善を求める請願書

3 議案第16号 広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正することについて

議案第17号 広陵町用地取得事業特別会計条例の廃止について

議案第18号 広陵町立広陵東幼稚園改築に伴う工事請負契約の締結について

議案第22号 平成12年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第29号 平成13年度広陵町下水道事業特別会計予算

議案第33号 平成13年度広陵町水道事業会計予算

4 議員提出議案第2号 広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について

5 議員提出議案第3号 乳幼児医療費無料化の拡充を求める意見書について

6 議員提出議案第4号 乳幼児医療費無料化の拡充を求める意見書について

7 議員提出議案第5号 広陵町で30人学級実現を目指す決議について

議長 まず日程1番、議案第3号、4号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、
13号、14号、19号、25号及び31号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果についてを報告願うことにします。

総務文教委員長、笹井君！

総務文教委員長 皆さんおはようございます。それでは総務文教委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会は、先の本会議において付託されました13の議案につきまして、16日委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに議案第3号、職員の再任用に関する条例の制定については、定年等に関する条例の中に延長の条文もあって選択肢が広がることになるが、できるだけ本条例により実施し

たい考えであることを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第4号、与楽寺収蔵庫の設置に関する条例の制定については、拝観料についての考え方や、一般公開に向けてのスケジュールなどを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第7号、広陵町職員定数条例の一部を改正することについては、期限つき職員についての考え方を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについては、何ら異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第9号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてであります。育児休業については、ほとんどの職員がとっており、職場復帰後の配慮など働きやすい職場を目指していることを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第10号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについては、改正に至った経緯や郡内の報酬を調査して、その最高額に合わせたことを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第11号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについては、依然として厳しい経済情勢ではあるが、当分の間という解釈があいまいであり、期限を明記して報酬を元に戻すものであることを伺いましたが、時期の問題や報酬審議会に諮るべきであるとの反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第12号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについても、先の議案第11号と同じく反対があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第13号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについては、平均的な退職時の職務給を伺い、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第14号、物品購買基金条例の一部を改正することについては、備品以外の事務用品すべてが対象であることを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第19号、平成12年度広陵町一般会計補正予算（第8号）であります。法人町民税、国保中央病院組合負担金、老人福祉センターの食糧費、また紙おむつ給付事業費など、主として減額理由の説明を受けたところであり。その他、公平委員会の委員構成や加盟団体や、奨学金の支給対象者は本年度実績で31名であること、中将橋かけ替え工事の

負担割合など詳しく伺いましたが、資源化工場建設に伴う調査委託料減額の経緯に反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第25号、平成13年度広陵町一般会計予算であります。町長が施政方針で述べられたように、経常収支比率が90%に達し、依然として厳しい財政状況の中で、来年度以降の町の方向を示すものであり、提出していただいた資料とともに細部まで慎重に審査したところであります。

まず全体として、経常収支比率が上がる要因として、福社会館や電算関係の委託料、いわゆる物件費の増加が考えられることや、IT関連の事業については避けて通れない道であるが、できる限り効率的な運用を考えることを伺ったところであります。

歳入面であります。個人住民税については、厳しい現状ではあるが過去3年間の実績を見て、退職所得等により増額とし、今後も税の確保に努力することを伺いました。また、普通交付税から振り替えられた臨時財政対策債の積算基礎をお聞きし、将来、元利とも交付税により措置されるものであることを伺いました。

また、児童手当負担金の負担割合、東小学校改築に係る国庫負担金や補助金の総額、またその率、その他、開発負担金を廃止する理由についても詳しく説明をしていただいたところでもあります。

一方、歳出面につきましては、細部にわたってその必要性、効果などをお聞きしたところでもあります。審査の一端を申し述べますと、図書館費に関しては、図書購入費3,000万円で約1万5,000冊程度を購入でき、年間の破損・紛失は蔵書冊数の1%弱であること、学校図書との連携、図書館独自での講座に対する考えなどを伺いました。

また、不法投棄物の撤去については、平成12年度実績で13カ所120平米の撤去をしており、4月からの家電リサイクル法の施行により不法投棄が増加するおそれがあり、県や警察と連携をとるとともに、住民全体で町を管理していく方針でPRしていることを伺いました。

また、讃岐神社周辺に予定している駐車場については、竹取公園、丘陵公園とともに町内観光ゾーンの中核として計画していることや、その他、同和事業への取り組み、古寺町道新設工事の内容、地元負担工事の負担率、老人クラブや子供会連合会に対しての補助金の積算方法など各項目にわたって詳細に伺ったところでもあります。一部議員から反対があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、過日の本会議で保留のありました生ごみ処理機の補助金については、住民意識の向

上も考え、今後とも継続する考えであると報告を受けております。

最後に議案第31号、平成13年度広陵町学校給食特別会計予算については、現在改築中の東小学校には、ランチルームにも使える多目的ルームをモデル的に設置することや、従前から議論となっている地場産の野菜使用についての問題点などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で簡単であります。総務文教委員会の審査の結果報告といたします。

議長 はい、ありがとうございました。ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず議案第3号、職員の再任用に関する条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 はい、討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第3号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号は原案どおり可決されました。

次に議案第4号、与楽寺収蔵庫の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 はい、討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第4号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第4号は原案どおり可決されました。

次に議案第7号、広陵町職員定数条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第7号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 はい、ご異議なしと認めます。よって議案第7号は原案どおり可決されました。

次に議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 はい、討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第8号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案どおり可決されました。

次に議案第9号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第9号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第9号は原案どおり可決されました。

次に議案第10号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第10号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第10号は原案どおり可決されました。

次に議案第11号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 反対の立場で討論いたします。

この条例改正されたときには、不況の中で財政の状況が厳しいという理由で切り下げられたものでございますが、それが現状いま一層不況が深刻になり、広陵町の財政も大変に厳しい状態が続いている中で、これを再度改正していく根拠は全くないというふうに思います。そしてこれは町民の意見も十分判断も聞くべきでありますので、やはり報酬審議会にも丁寧に諮っていくべきではないかと思っております。そういう手続もとられないまま、根拠なく一方的に今回改正されることについては反対です。

議長 ほかに討論ありませんか。 2番議員！

2番議員 反対者があります。賛成という立場で討論をさせていただきます。

町の3役の給料を減額した経緯については、先般から説明を聞いたり、委員会や本会議で説明を受けたことがあります。今回それを値上げということよりも、給料をベアアップすることよりも戻すということを強く感じます。その戻す時期が早いということで反対しておられることと思います。というのは、まだやっぱり景気が回復されていないので、世間通念で高いんだらうということだろうと思います。それにしても2年間というのはちょっと常識で考えられないように私は思います。本来このような減額処置は1カ月、あるいはまたは3カ月、新聞でもよく見ます。最高6カ月というたらもう相当なものかと思っております。これらのことをかんがみましてね、長期にわたって減額する場合は報酬審議会に諮るとかということの手だてもありますし、給料額そのものの引き下げの方が、下げようかという方の考えがベターかと思っております。仮に給料が高過ぎるのであれば引き下げればよいということだと思

ますが、近隣の町のね、特別職の給料も見ていただきましたら、広陵町そう高くはないと思いますので、反対に当たらないと私は思います。そういうことで賛成討論とさせていただきます。

議長 ほかに討論ありませんか。 4番議員！

4番議員 非常に難しい判断だと思いますけれども、簡単明瞭にこの給料の値下げ理由は広陵町の景気が非常に悪いということだったわけであります。その理由がなくなったのかどうかという判断を議会はしなきゃならない。しかしその点でいえば、この給料改正のときよりも一層悪くなっているのが実感ではないかと思うわけです。そういうようなところで2年経ったからというのは、全くこの条例の元に戻すという趣旨からいっても正当性は見られません。それと、そういう判断というのは、議会や町長部局で勝手にするのではなく町民の声を聞く、そしてまた今回の場合でしたら報酬審議会の制度もあるわけですから、そういう中で判断をしてもらうというのが基本的な問題です。元に戻すからそういう手続はすべていいんだということにはならないということを厳しく指摘しておきたいと思います。以上です。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

議案第11号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第11号は原案どおり可決されました。

次に議案第12号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 反対の立場で討論いたします。

11号議案と同じように大変な不況の中で、これを元に戻すということについては納得ができないということで反対をいたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 2番議員！

2番議員 本案につきましても賛成の立場で討論します。

賛成理由につきましては、もう先の3役の件と重複いたしますので、悪いですが省略をさせていただきます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 本案について反対者がいますので、これも起立により採決いたします。

議案第12号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立多数であります。よって議案第12号は原案どおり可決されました。

次に議案第13号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 はい、討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第13号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第13号は原案どおり可決されました。

次に議案第14号、物品購入基金条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第14号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第14号は原案どおり可決されました。

次に議案第19号、平成12年度広陵町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5 番議員！

5 番議員 反対の立場で討論いたします。

この12年度の補正予算の中で、資源化工場建設に伴う調査等委託料5,000万円が予算執行されておられません。これは清掃センターの問題で、本当に町長の誠実な真剣な態度で臨んでいただければ解決できたのではないかと思います。特別委員会の中でも指摘されているように、町長のやはり責任は重大であるということがあります。そういう部分でこの補正予算の5,000万円、町長の責任大きく影響しておりますので反対いたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。 はい、2 番議員！

2 番議員 それでは一般会計の補正予算につきまして松野議員が反対されておりますので、賛成の立場から私もさせていただきたいと思えます。

1点だけ強く感じますのは、資源化工場建設に伴う環境アセスメントの委託料5,000万が消えているというところで、多分焼却場を視野に入れた反対かと思うわけです。やる気があんのかというふうに思いますねんな。(5番議員「そうです。’)私はそう思わないと思えます。一生懸命に言っておられるんですが、いかんせん相手もあることです。ただこれは町長の弁明をしてるということではないと思えます。私自身の考えで言ってることでありまして、そういうことで、直ちにまたこういうアセスメントの分野とか、あるいは建設に伴うそういう起債で補正予算が組めるようでは結構かと思うわけです。それを目指して私たち議員も去年の暮れに全員一致で可決しておりますので、そこらで解決されるかなと思えます。そういうことでもう長々は言いません。そういうことで賛成とさせていただきます。

議 長 ほかに討論ありませんか。 4 番議員！

4 番議員 これは特別委員会で議論をしてきたものです。一つはやはり町長が真剣に候補地のところに日参して命がけでその解決を図っていくという点の努力は見えてこなかったということが一番の問題だと思います。そういう中でこの補正予算ですからですね、やはりこれは町長の本来の仕事を放棄したと同様の重大な背信行為だということが挙げられるわけです。そういう点で、この点については問責決議と同様の意味合いを持つ内容だというふうに思えますので、それは町長の責任を問うということから反対いたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論は打ち切ります。

本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

議案第19号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 はい、起立多数であります。よって議案第19号は原案どおり可決されました。

次に議案第25号、平成13年度広陵町一般会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 反対の立場で討論いたします。

いま日本経済の現状は、全体としては穏やかな改善が続いているという政府の判断からは大きくかけ離れて、2000年度のGDPの伸びがマイナスになる可能性も出てきました。特に去年の夏以降の経済指標は、改善どころか悪化を示す内容となっているわけです。それを裏づけるように完全失業率も4.8%に達している、こんな状況でございます。こういう中で、政府の方は新年度予算も社会保障分野で2兆円の新たな国民負担を押しつけてまいりました。高齢者の自己負担増、高額療養費制度の改悪によって国民の負担増約3,000億円でございます。また年金の改悪等々本当に国民負担は一層深刻な状況になってくるわけがあります。その一方で、公共事業は3年連続で最大規模を維持しております。国民には社会保障の改悪の犠牲が2兆円も押しつけられようとしている一方で、2001年度の予算案の公共事業関係費は前年度より12億円増となり、3年連続で過去最大規模となりました。

このような政府の方針の中で、広陵町におきましては、住民の命、暮らしを守っていく防波堤として頑張っていくことが責任でございますが、この政府の言いなりの中で今回地方交付税なんですけれども、地方交付税は法律に規定する財源不足の状態であれば制度改革をして税率改正を行う必要があるわけなんですけれども、政府はこの点については手を触れずに通常収支の不足分は地方債の増発や交付税の特別会計の借入金で補填してまいりました。そういう経過の中で、今回交付税の特別会計の借入金の赤字分を地方にも借入金という形で責任を負わせるという方向に方向転換をしたわけでありまして、この臨時財政対策債については、広陵町でも1億6,000万ほど起債を起こしているわけでありまして、そしてこの起債につきましては、元利償還を今年度の基準財政需要額に算入するということは言うておりますけれども、しかしその基本財政需要額に算入されたとしても、地方自治体の経常経費に充てられ

ることになり、交付金の中で広陵町が使えるこのような部分がどんどん厳しくなっていくという状況になってくるわけであります。このような政府の姿勢に対して、やはり地方への負担を押しつけるのはとんでもないという住民負担に転嫁していくことについては明確に反対すべきでありますが、これはこのまま政府の言いなりに認めておられるわけであります。それから消費税につきましても、去年の総選挙の後には税制調査会の方で消費税の値上げがすぐに審議をされているわけですが、いま大変な不況の中で消費税がこれ以上増税されるということは、ますます景気を悪化し、そして暮らしを大きく脅かすものであります。このような政府のやり方に対して広陵町としてはきっちりと反対をしていくのが当然でありますが、この2点について全く政府の言いなりだという点について反対の第1の根拠にしたいと思います。

それから、開発負担金なんですけれども、平成13年度からは開発負担金が廃止されるということで、大変厳しい財政の中、税収が3,000万円ほどこれによって減収になるというふうな見込みになると思います。そういう中で、今後国の方でも地方分権と言われる中で、地方での財源どのようにしていくかということがいま大きな議論になってきつつあるわけですが、いままで開発負担金、これはどうしても税金の中で、開発に伴う部分、税負担が税の支出が大きくなるわけですから、このような開発負担金につきましてもは条例化すればこれは全く違法でもないわけですし、裁判にも十分勝ちます。そしてその開発負担金の中身、積算根拠も明確にしておくということについてきっちりしていけば、これは裁判で争っても十分に勝利し得るということになります。そのような今後の地方税の財源としての開発負担金を廃止することについては反対でございます。

また同和行政事業についてでございますが、今回特別旅費の明細を出していただきます中で、部落解放研究第35回全国大会、あるいは部落解放国民運動中央行動、東京まで3人分の旅費等々も含まれていることが明らかになったわけでありますが、このようなそのほかにも同和教育に対する経費が見込んであるわけです、例年どおりですね。その一部、解放同盟に偏った同和事業については従来どおり改善がされていない、この点について反対をいたします。

そして意見としてつけ加えておきたいと思います。一つは、観光駐車場の支出がされていたわけですが、これは反対の根拠には、地元同意もありますのでいたしませんけれども、この観光駐車場を先につくってしまうということについては、計画の立て方そのものが逆さまでございます。まずその周辺、讚岐神社の周辺の開発計画をきっちりと明確にした

上で、その中でこれだけの観光駐車場が必要だということが見えてきて実行していくというのが計画のあり方ではありますが、こういう点については計画の立て方そのものがおかしいという点は問題点として指摘をしておきたいと思います。

それからもう一つは清掃センターの問題ですが、これは予算ということで反対の根拠にはいたしません、やはり住民の最大の課題であります。そして広陵町でも最大の課題であります清掃センターについては町長の任期中に新しい候補地を必ず決めていただきたい、このようなことで意見を加えまして反対といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。 2番議員！

2番議員 そうしますと、平成13年の一般会計当初予算についての賛成の立場で討論させていただきます。

いま総務委員会でずっと私も聞いておったんですが、いま総務委員会で言われてたとおりの内容の説明、反対討論があったと思いますので、それは省略をさせていただきます。(5番議員・聴取不能) いや、もうちゃんとメモってまんねんや、言うてはったやつね、それはもういま言わはったとおりですよってに。日本の経済は危機的状況を脱却し、緩やかながら穏やかながら改善しつつあると言われております。町内産業を見渡しましても依然として厳しい状況であることはご承知のとおりであります。今後も少子化の進展に伴い、かつてのような右肩上がりの経済成長は期待できないものと考えております。21世紀は地方の時代と言われる中でも厳しい財政状況に変わりはなく、このような中で平成13年度の予算編成では、徹底した経費の効率化を図り、前年度よりマイナス10億円の緊縮予算となったという説明を受けております。考えますところによりますと、欲しいものには少し考え、必要というところに手を加えられているように私は見受けます。予算内容につきましても委員会の中で詳細に審査したところでありますが、事業の必要性や今後の方針などお聞きし、予算全体を見ましてもバランスのとれた予算であると考えております。

それから先ほど讃岐神社のことを言っておられたかと思うんです。これはやはり必要なものから、いま現在手のつけるところからやっていくということが一つの手法でもあろうかと思えます。そら松野議員が言われるように逆さまかなというところもわかりますが、やはりこれはスーパーに売っているようなものではありませんので、やはり手に入れられるものから入れていくというのが一つのまた別の考えかと思えます。

それから焼却場の件ですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、町長も命を張ってでもやっていくと言われております。私も再三突き当たったところで何ぼアクセル踏んでも

あきませんのじゃないですかというような意見も言っておりますし、皆で是が非でも平成17年ですか、6月30日までに何とか焼却場の方が町民皆のために実現できるように、ともども頑張っていくのが本筋かとも思います。そういうことで、この13年度の一般会計の予算は私は賛成をいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。 はい、4番議員！

4番議員 いまの賛成討論は反対した理由の中でかみ合っていないというふうに思うんですね。一つは、私たちは予算を立てる場合に町長が国の予算と広陵町民のかかわりについて明確な態度をとることが最も求められることだと思えます。地方自治体自体が国の法律やその枠の中で活動してるということは重々認識しているわけです。そういう中で、本来町民の命と暮らしを守る最も身近な地方自治体の役割の認識論が大きな差があるところから意見が異なっている部分が第1だと思います。私はやはり広陵町民の命、暮らしを預かる責任者として、国や県の予算に対する広陵町民とのかかわり、指摘しているような問題についてですね、明確に国や県に反対の意思表示をする、それは地方6団体がやっていることにとどまらず、地方6団体のやってること自体でもこの議会の中でですね、予算当初説明の予算書の中でそのことを加えて明確するということは基本中の基本です。しかしそういうこともしない、あるいはまた国や県の問題とされている部分についてですね、議会の中で表明し、そして広陵町民とともに手を携えてその部分の改善に立ち上がっていく、こういうことが必要だと私は思います。そういう点で明確にならない責任者に対して私たちは賛成することはできないということが第1番目の予算のとらえ方であります。こういうことが再三言っている問題です。

それから具体的な中身の問題では、先ほど反対討論とかみ合わなかったわけですがけれども、私たちがもう一つの点として、公明党さんなどはですね、予算に反対しながらですね、成果を言うのはおかしいということを再三おっしゃいます。しかし公明党自身も与党になる前は、国の予算については反対の立場をずっと貫いてこられた、一時期与党になったことありますけれども、そういう中であつても成果については公明党も公明新聞やその他のところでは大々的にその成果を表明されてたわけです。ということは、一つは予算に反対したからすべてが反対だということにはならないというのは当たり前の話なんです。要は公明党がいままで国の予算にしても反対をしてきてですね、その中で成果を大々的に言うてる理由というのは、やはり国民の要求に立った立場で予算編成の運動をやってきたからであります。私たち自身もこの一般会計の中ではですね、先ほども言ったように、国、県の規制、あるいはまたその枠の中でやっているわけですから、その部分に対してどのように認識を持つのか、予算一つ

一つの問題についてはどういう立場をとるのかという点は再三言っています。だからそういう点で私たちが予算要求をし、これは毎年予算要求してるわけですけども、そういう中で理解を示して予算化していく、これは広陵町民の意見が反映している大きな流れだというように思っています。そういう点で私たちは当然個々の問題に対してのこの予算書の中でもですね、私たち自身が言ってきたこの内容について反映してる部分については評価をしてきたわけです。そういうこととの兼ね合いでですね、私はやっぱり具体的に先ほどの第1点の反対理由、そして第2点、個々にはその流れの中では同和問題とかいろいろあります。そういう点についての明確な態度をどうとるのかということも重要な問題です。さらに重要なことは、やはりこの予算に対してのトータルとして広陵町民の流れをどう酌み取るのかという心情が明確になる必要があるというふうに思いますので、そういう点が反対の理由として私たちは挙げてきたわけです。

それから讃岐神社のところについてですね、小原議員は必要なところから手をつけていくというやり方もあるし、実際逆さまかなという認識も持っているというふうにおっしゃっているわけですけども、私はこれはですね、町長の従来土地買収する場合に、予算の都合上から借地を多用してきたというわけです。この借地を多用してきたということから見るとですね、この用地の買収というのはもう根本的な矛盾があるというように思います。それは具体的に準公共的な用地です。そういう用地の中にあつてですね、買うてくれという場合についても話し合いをすべきなんです。そしてその話し合いの中でですね、借地をお願いしたい、こういうことがどうなってきたのかということも明確にされていない、こういうような問題からいってもやはりこの讃岐神社の駐車場の計画というのは、全体計画を持ってこの観光の拠点としながら放射線状に人の流れをつくっていくんだというのであればいうように、きちんとした計画が必要だというように思います。これは人気取りの予算というように言われても仕方のない予算になろうと思います。そういう点でこの執行に当たってはですね、より一層具体的に行っていくことが必要だというように思いますので、その点は指摘するにとどめたいと思います。

それと開発負担金の問題についても反対の討論があったわけですが、小原議員からはそれに対する評価の問題がありませんでした。私たちはこの問題についてはですね、やはり地方の時代というように言われていることからいって、議会が規制緩和の流れに逆行する立場をとるべきなんです。独自予算をつくるという点においても数少ないいわば税的な性質を持っています。そういう点を国、県から言われて規制緩和の目玉にされているものですから、自

治体としてはそういう点については断固とした抵抗を持って姿勢を示すべきだと、議会においてもその点についてやっぱり認識すべきだということに思うんです。そういう点での不足の部分というのは、これは予算編成の基本的な立場の問題だということで強く反対の理由として指摘しておきたいと思います。

議長 ほかに討論ありませんか。 1 番議員！

1 番議員 いま寺前君の反対の理由がありました。いま述べられていることこそ根本的に矛盾を感じながら寺前さんはやっているのではないかと、いま開発負担金の話がそうであります。では開発負担金を取った場合、その予算計上された場合、必ず反対されるわけです。では日本共産党の場合はですね、すべて反対からスタートした論理であります。ということ述べさせていただきたいと思います。またこの近辺では、いつもこの共産党議員団は当初予算は先に松野議員が述べられたように三つ必ず反対理由であります。まず一つは国からの押しつけの予算、それから消費税、そして同和問題、これが大きな根本理由であります。けれども、先日この当初予算、13年度予算、各自治体でこうした予算審議されておるわけですが、共産党議員、地方議員、町会議員4人おる平群町はどうでしょう。いままで反対だけを通してきました。そして予算は賛成、反対しながら本会議においては一夜のごとくにしてその予算に賛成すると、こういう見事な180度転回されるようなことをされてるわけですが、いままで反対理由もですね、すべてこうした理由でやられたわけですが、どうかお帰りになりましたら平群町の4人の皆さんに一度聞いていただければ結構かなと思います。

それから反対理由の中にですね、景気が緩やかに、我々は緩やかに回復していると言うておられました。そして国会の方でもやはり13年度予算をですね、速やかに通し、そして関連法案を通すことがこうした景気回復に最大の効果を発揮すると、我々与党は一生懸命頑張っておるわけですが、野党の皆さん、どうかこの景気回復の最高の景気回復はこの13年度予算を通すこととあります。どうか協力いただきますように下の方から声を上げていただければよろしいかなと思うのであります。ですから消費税についてはですね、やはり政府の言いなりになっていると、なっているんで反対であるというのでありますけれども、何か消費税がですね、悪いところに使われてですね、そして国民のために使っておらないというような反対理由であります。消費税についてもやはりそうして、いや機密費も国のために大切な予算でありますのでですね、国家外交上大切なお金でありますので、皆さんの血税を使わせていただいて世界平和のために使っているのではありません。何か大きいな話、何か消費税はですね、国民からいただくことがとにかく悪いような方向で考えて

おられますけれども、この広陵町の予算においても消費税をですね、国民のために使っていることをご理解いただきたいなと思っております。やはり消費税なんてないにこしたことはありませんけれども、やっぱり国家財政のために国民の福祉のためにいまは必要であります、必要な財源であります。また賛成討論の中の一つにつきましては、やはりIT講習、そして職員のパソコン導入、そして児童クラブ等々国民、町民のために配分された予算ではないか、また地場産業であります靴下産業もですね、ことしで100年を迎えるわけであります。そうした地場産業の活性化のために、こうした予算を組んだことについても大いに活用していただきまして、いまの大変厳しい中をですね、靴下産業に頑張ってもらえば、それが我々が後押しできる、こうした予算を少しでもつけてあげることが大きな地場産業の活性化になるのではないかと思います。以上です。

議長 ほかに討論ありませんか。議案第25号、限ってください。 3番議員！

3番議員 それでは反対の立場で討論させていただきます。

いま、公明党さんの方から……。 (議長「それが言うな言うてるやな、いま、違いまんのかい。」) 言われてたわけですがけれども、いま開発負担金の問題につきましては、いままでこれはやはり開発をされる方に対しましてのいろいろと積算の根拠であるとか、そういうことがやはり明確になってなかったということがいろいろ問題点であったというふうに思います。きちっと条例の方で制定をしまして積算の根拠もきちんとした中では裁判に対しましてきちっと対処ができるものだというふうに思っております。また地方の財源をやはり確保するためには、こういうことの規制というのはいずれとも必要であろうと、この開発負担金だけではなくて、いろいろこれから地方分権の時代になりますと、地方として独自の財源を確保していくということは、それぞれ考えていただかなければならないことだというふうに思います。

それと予算に対して反対をしていくということは、この予算の問題点を指摘して、やはり住民の人たちに少しでも予算がよくなるように改善をしていただくために私たちは反対してるわけですので、そこを皆さんでこれが否決になれば、またそれを指摘されたところの予算が組み替えられて、一層住民のための予算に組み替えられるものというふうに私たちは認識しております。そのように今後とも努力していきたいというふうに思います。

また消費税のことにつきましては、先ほどないにこしたことはないんだというふうに一面言われたわけですがけれども、この消費税の使い方とか、いままでの機密費が消費税の制定され

るときにいろいろ裏金みたいな形で使われたということはいまでも明らかになってきておりますけれども、この消費税のことにつきましては、ただ地方の方にまた還元されるのだから消費税は地方の財源としては歓迎されるものだというふうな考え方ではなくて、本当に住民の皆さんの生活にこの消費税がどのような圧迫をされているのかということをもっと根本的な形で考えていただきたいなというふうに思います。

それから先ほどの讃岐神社のことなんですけれども、やはり初めにきちんとした町のビジョンがあって、そして町長の施政方針の中にもこの観光につきましてのビジョンがきちんとうたわれた中での予算が出てきてるということだったらわかるわけですけども、初めに予算が出てきたときに、あらこれは何だろうかというふうな疑問を持たなければいけないような、そういう予算の立て方というのは非常に疑問を感じます。そういうこともございますし、先ほどの本当に政府とか国、県に対しましての住民の立場に立って改善の要望をどんどんもって出していきたい、そういう内容もこの施政の方針の中にもなかなか見られないということもございますので、この一般会計の予算には反対させていただきます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 本案について反対者がおりますので起立により採決いたします。

議案第25号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立多数であります。よって議案第25号は原案どおり可決されました。

次に議案第31号、平成13年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

4番議員 1点、教育委員会と町長部局にぜひ求めておきたいと思います。

地場産品を使った安全でおいしい給食の実現に一層取り組んでいただくように強く要望して賛成します。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 はい、討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第31号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第31号は原案どおり可決されました。

議長 次に日程2番、議案第5号、6号、15号、20号、21号、23号、24号、26号、27号、28号、30号、32号及び請願1号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。厚生委員長、出張君！

厚生委員長 それでは厚生委員会の審査結果についてご報告いたします。

厚生委員会は、過日の本会議で付託されました12議案及び請願書1件につきまして、3月21日委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

最初に議案第5号、広陵町立児童育成クラブ条例の制定についてありますが、保育料の算出基礎をお聞きするとともに、保育時間の延長については保護者等の意見をお聞きして検討することを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第6号、広陵町総合保健福祉会館設置条例の制定については、社会福祉協議会に委託する内容、ひまわり荘の運営方針などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第15号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについては、家電リサイクル法施行による4品目の引き渡し方法を詳しく伺いました。また、増加するであろう不法投棄について、その現状や対策方法もお聞きし、今後、製品にリサイクル料を上乘せして販売する体制を要望していくことを伺いましたが、町民負担になるために反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第20号、平成12年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、今回補正する療養諸費について、当初見込みからの増加数、1人当たりの医療費、高額療養費の状況などをお聞きし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第21号、平成12年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第2号)については、医療諸費の増額は、被保険者数の増加と当初介護保険に移行すると予測した老人保健施設、老人病院等の医療費が負担率等の関係で当初予定より少なかったためであることを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第23号、平成12年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)についてありますが、売れ残った22区画については、広報によりPRし、希望者があれば随時販売

していくことや将来的には管理棟も視野に入れて計画することを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第24号、平成12年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）については、広陵町については現在まで判定に対し不服申し立て等の問題がないことや委員の構成を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第26号、平成13年度広陵町国民健康保険特別会計予算であります。老人保健医療費拠出金の積算基礎を伺い、今後も高齢化の進展に伴い、ますます国保財政を圧迫していくことと予想していることを伺いました。その他、高額療養費については過去3年間の実績に4%アップとしたこと、また滞納繰り越しの状況については、件数別に滞納理由を伺い、納税相談等により収納率の向上に努め、法律改正による資格証明書や短期保険証の交付等により対処することなど詳細にわたって伺いましたが、一部議員から反対があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第27号、平成13年度広陵町老人保健特別会計予算については、傷病の内容については、生活習慣病や高齢に伴う目や関節の障害が多く、健康教室や骨量アップ教室などの予防施策についてお聞きしました。また平成14年度には医療制度の改正が予定されており、町村会を通じての国への要望事項なども伺いましたが、制度そのものに問題があるために反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第28号、平成13年度広陵町介護保険特別会計予算であります。保健福祉事業については、現在までケアマネジャー等の相談が24件あり、パンフレットの作成、介護教室、栄養教室、リフォーム教室等を開催し、必要最低限である1名の人件費を組んでいることや保健福祉事業の必要性、目的などを詳しく伺いました。

また、保険料については当初3年間分の決定をしており、最終年度で過不足が生じた場合は、以降3年間の保険料に組み入れること、また国、県、町負担の精算方法、その他保険給付費については、平成12年度の利用実態を踏まえて計上したことや要介護度別のサービス利用見込みなど多方面にわたり伺いましたが、保健福祉事業に関して反対があり、採決の結果、可否同数となったため委員長裁決により可決すべきものと決しました。

次に議案第30号、平成13年度広陵町墓地事業特別会計予算であります。起債については平成14年度償還が終了する予定であることや、将来計画を見通した中での人件費についての考え方、今後の墓地管理のあり方、サービス公社に委託している内容などを伺い、全

員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第32号、平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算については、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に請願第1号、介護保険の改善を求める請願書であります。紹介議員である片岡委員に説明をお願いし、請願書の内容を細かく審査するとともに、町側から現状や問題点などを詳細にお聞きしたところであります。本請願については、委員から継続審査の申し出がありましたが、申し出は否決となりました。一部委員から反対があり、採決をとったところ可否同数となったため、委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

以上で厚生委員会の審査の結果報告といたします。ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず議案第5号、広陵町立児童育成クラブ条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員！

3番議員 児童育成クラブなんですけれども、町の方から本会議で出ました時間の問題につきましては、何とか8時半からのということを一応検討に加えるという方の話がありましたわけなんですけれども、それとともに5時半から6時までということで、値段的な時間、時間1時間割合の1,000円アップということがございましたけれども、私の方ちょっと後でこの保育時間の問題の料金のアップにつきましては、やはり利用される方の非常に負担増になるということで委員会では申しわけない、賛成させていただいたんですけれども、この場ではちょっと反対をさせていただきたいと思いますので、ちょっとそういうふうになんか変更させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかに討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 賛成討論でございます。

この保育時間の延長、非常に期待されているところでございます。先ほどの出張委員長の理路整然としたご報告もございましたので、委員長のご報告どおり私は賛成と、このようにしたいと思います。

議長 ほかに討論ありませんか。 4番議員！

4 番議員 学童保育の点についてはですね、やはり働く女性の立場を働きやすい環境をつくっていくと、こういうことが非常に重要な内容です。これは政府でも一昨年ですね、いわゆるかぎっ子対策等から一歩踏み出たですね、法律によって学童保育の位置づけを明確にした、こういう状況であります。広陵町においても学童保育の歴史はですね、私たちが当初学童保育という言葉すらこの本会議場でも知らなかった状態があったわけです。その後、民生委員さんを通じてですね、この学童保育を希望しておられる方々があれば設置していくということから始まってきた中身です。そういう点においても、この学童保育を利用者に負担を求めていくというのは一定の理解を得る部分についてはやむを得ないところがあると思います。しかし時間やその他によって差をつけていくというのは、これは学童保育の趣旨からいっても正当でない、このように思います。保育所においてもそのようにいわゆる受益者負担の考えが前面に押し出させている状況の中であって、こういう一つ一つについて私たちはやはり町が責任を持ってこの制度を改善していくということを強く求めるものであります。そういう点でこの料金の設定についてはですね、やはり認めるわけにはいかないということを明確にしたいと思います。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 はい、本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

議案第5号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立多数であります。よって議案第5号は原案どおり可決されました。

次に議案第6号、広陵町総合保健福祉会館設置条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 はい、質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 4番議員！

4 番議員 この総合保健福祉会館が竣工してですね、先日下見をしたわけですがけれども、広陵町の福祉に大きく貢献する内容を持っているというように思いました。この活用がですね、積極的に進められることを強く望むわけですがけれども、一つ、二つの点について指摘しておきたいと思います。一つは社協のあり方です。社協の状況をですね、この本会議場でも社協の予算が目に見えてこない、こういう中でこの条例ではですね、社協のいわゆるこの利用料

について社協がすべて収入としていくことが決められるわけであります。そういう点でも社協の事業や社協の活動についてですね、議会にきっちりと報告していく、このことは欠かせない内容であります。特に広陵町からの出資金も出ており、また理事長は町長、理事についてはその他職員もいるわけですからですね、そういう点での一体性がサービス公社やその他以上に強いものがあります。そういう点でその議会が関与していく内容を明確にすべきだということに思いますし、そのことを強く要望したいと思います。

それからもう1点は会館の管理ですけれども、管理というところにどのような範囲が及ぶのかという点についてはですね、やはりもっと議論をする必要があると思います。理事者の方にあってもですね、その部分についてはですね、今後利用者が一層利用しやすいような管理運営をやっていく、そして町がその最終責任を負う、このことも明確にしていっていただきたいということ強く要望しておきたいと思います。以上です。意見をつけてそのままです。反対ではありません。

議 長 ちょっと寺前先輩議員、会議規則はそんなんに反すんの違うの、そんなもの、いましゅんときなしに何やかんや言うて指摘します、要望しますとか、いまは討論やろ。(4番議員「討論。’)先輩議員頼んまっせ。(4番議員「討論は必要です。’)いや、討論になったらへんがな。はい、ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第6号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決されました。

次に議案第15号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

はい、3番議員!

3番議員 今回の家電リサイクル法に伴う廃棄物の処理の条例の一部を改正することについてなんですけども、今回特に廃棄をする品物に対しての住民の負担が重くなると、それとともに小売店さんの負担も非常に重くなっている。そして実際上の運用の中では小売店さん

の営業をも圧迫するような事態があらわれてくるのではないかというふうに懸念される中で、この利用法がもう強硬に4月から発足されるわけですけれども、それにつきましてやはり不法投棄が非常に増えるのではないかと、県の河川とか町道につきましてのは、町の方が県の方がというふうになっているわけですが、やはり民有地に対しましてのどういうふうにしていくのかということがはっきりと見えてこない、それとやはり生活の苦しい方に対しましてのもう少し補助金をということでもお願いをいたしましたけれども、そのことにつきましてやはり中での変更というのか、そういう形での町のも見えてこないということとで反対させていただきます。

議長 ほかに討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 いわゆるこれは運搬費ということですか、賛成でございます。これいわゆる運搬費のことを言うてんですが、賛成理由は先ほども同じ出張委員長からご報告どおりのこのようにございまして、さらにつけ加えまして、私、既に一般質問で出しております。これの実際の運営についてはですね、一般質問についてあるように、十分な周知、PRこういうようなことをお願いしたいということをつけ加えて賛成といたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 5番議員！

5番議員 いま坂口議員の賛成討論は、片岡議員の反対討論に全くかみ合っていないものであります。周知、PRをせよということで賛成だということなんですけれども、やはりこの家電リサイクル法の根本の問題を坂口議員はご理解なさっておられないというふうに思わざるを得ません。この家電リサイクル法によりまして、住民負担本当に大きくなります。企業の負担でこのようなりサイクルを進めるのはヨーロッパでも当たり前のこと、法律でも決められているわけでございます。そういう点につきまして、住民負担増さらに大きくしていくこのリサイクル法について反対をいたします。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 本案について反対者がおりますので起立により採決いたします。

議案第15号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第15号は原案どおり可決されました。

進めます。次に議案第20号、平成12年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第20号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第20号は原案どおり可決されました。

次に議案第21号、平成12年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第21号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第21号は原案どおり可決されました。

次に議案第23号、平成12年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第23号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第23号は原案どおり可決されました。

次に議案第24号、平成12年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第24号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第24号は原案どおり可決されました。

次に議案第26号、平成13年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 3番議員！

3番議員 国民健康保険の今回の大分金額的にも国民健康保険の受給者が増えてきたということで、特にリストラなどで職を退職された方が非常に増えてきたということが大きな原因だということでご説明をいただきました。そしてやはり生活が苦しい方というのがそういうリストラなどで退職された方の中ですね、やはりそういう形での生活が非常に苦しい中での国民健康保険の方に算出されてきた中で、やはり国民健康保険の財政が非常に苦しくなっているのは事実だというふうに思います。これはそれに対しましてそれがあくまでも利用者、国民健康保険の被保険者の方にその増加した保険料がすべてかぶせられるということにつきましても問題点が非常に多い、そしてやはり国の方からの補助金というのが年々ずっと削られてきている中で、住民に対しての負担が非常に増えてきている、そしてまた老人保健の方に対しましての拠出金が非常に増えてきているわけですが、それに対しましても国の方からの援助というのがきちっと求められるという状態になっていないということから反対をさせていただきます。以上です。

議長 ほかに討論ございませんか。 12番議員！

12番議員 賛成討論。これも先ほどの国民健康保険特別会計補正予算と同等でございます。出張委員長のご報告どおり賛成したい、こういうようなことでございます。よろしく願いいたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 5番議員！

5番議員 この国民健康保険、保険制度、保険そのものは必要であることは認めているわけな

んですけども、この国民健康保険がいま相互扶助にすり替えられてしまっている、憲法の中の基本的人権、命、健康を保障するところが、そのための国民健康保険制度でありながら、いまは相互扶助ということで住民負担がどんどん大きくなっているのが実態であります。そういう部分、そしてまた国の負担の方ですけども、80年代に国の負担を軽減し、住民負担、自治体負担を拡大をしてきた。そういう点の中で国保会計が大変に厳しくなっている中で、平成13年度から国民健康保険税が大幅に値上げをされ、本当に広陵町の町民の皆さんは税負担に苦しんでおられます。保険料が払えないという人がたくさん増えてきているわけです。そういう中で、いま、さらにですね、この1月から医療費が改悪されまして大変住民負担増が厳しくなっているわけなんですけれども、その命、暮らしを守るという点でも、この国民健康保険に町の責任、国の責任をもっと明確にすべきであります。そしてこの大変滞納が増えてきている中でですね、資格証明書、また短期保険証を発行し、本当に人間の生きる権利を危うくしているのが実態であります。この短期保険証の発行、そして資格証明書の発行はやめていただいて、すべての人に保険証を発行した上で滞納になっている部分については改善の指導をすべきであります。この点についても反対の根拠としたいと思います。

このような問題点ありながらですね、明確な賛成の理由を示さないまま賛成討論されました坂口議員、この国保の問題点について本当にどのようにご認識されているのか疑問に思うわけですが、この今後の国民健康保険税ますます不況の中で負担多くなる中、引き下げてほしいという声、たくさんあることもここでお伝えしまして、反対の根拠を明確にしておきたいと思えます。

議 長 ほかに討論ありませんか。 13番議員！

13番議員 いま反対討論をされておったわけですが、この国保は広陵町の国保でございます。国の制度に基づいてその予算を組むのは当然であります。いままで先ほどまでいろんな予算について反対されておりましたが、個々の内容についてこういう事業があるからとかどうとかということであったわけですが、今回のこの保険制度についてはそういうことは一切ない、国の方から来る金が少なくなっているということのみで、それに基づいてしか私は当町の予算は組めないで、当然それに基づいて組むのは当たり前じゃないかと。そして国民に負担をかけているという話ですが、国税も国から来る金も個人から集める金も、個人がそのときに自己負担する金も皆国民の負担なんです。ただどっからどう回るかだけの問題であります。それについて反対されるということで、私は非常にただ大変医療費が上がってきているということについては非常に懸念するところがございます。これは国保としてはこ

れからの健康保険についてはいろんな面でこれは国民全体が考えていかななくてはならないということは感じますけれども、広陵町のこの会計につきまして、私は何ら反対の方がおかしいと、このように思いますので賛成いたします。

議長 ほかに討論。 4番議員！

4番議員 1点、国との問題については一般会計等で述べたとおりです。この点については山本議員とは意見を異にしているという点でその指摘にとどめておきます。

もう一つ、国保は広陵町が独自に決めていくものであります。まず保険税の徴収も広陵町です。国に任せているわけではありません。そういう点で山本議員の認識が国の制度しかできないという点では大きな間違いです。また国保税の内容を見てもですね、社会保険のいわゆる報酬基準額から比較するとですね、非常に高いものになっています。これは国で決めた内容ですけれども、国保はそういうものと比較しても加入者負担は非常に大きい、こういう点での改善はたびたび指摘し、それについて値上げ等についてもですね、反対をしてきたものであります。また、任意給付の問題についても私たちは主張しているものであります。これも国ではなく、町が決める問題であります。傷病手当、あるいはまた育児手当等についてもですね、この国保の独自で決めていく内容であり、そういう内容を大きく議論しようという点が私たちいまの主張であります。そして少しでもその改善に役立つものであれば制度として取り上げていく、また制度としてやっていくことが必要だというように思います。また負担のあり方ですけれども、いわゆる法律にのっとって窓口負担を軽減することも現在でもやれるものであります。広陵町ではその問題についても窓口を閉ざしている状態であります。また減免制度についても私たちは再三この減免制度の拡充を求めているわけですけれども、これも広陵町独自で決める問題であります。こういうような国保が全国一律になっていない事情は、その自治体が真に国保に加入されている方々の実情を把握し、それによって改善していく、こういうことがあるからであります。そういう点で老健法よりもこの国保は一層町の議会で審議し、議会で決めていく内容が非常に多いというように思います。そういう点でも山本議員が国一辺倒の中身だという点は間違った認識されているように思いますので、指摘して反対したいと思います。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 本案について反対者がおりますので起立により採決いたします。

議案第26号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 はい、起立多数であります。よって議案第26号は原案どおり可決されました。

次に議案第27号、平成13年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員！

3番議員 この老人保健というのは国の制度でありますので、町独自でどうこうというふうな内容というのは非常に難しいわけですが、ただことしから老人の人に対しての窓口の一部負担の制度が変わりまして、個人の負担が非常に増えてきた、それとともに老人の人の数もまた増えてきて、非常に老人保健の内容というのは金額が非常に多くなってきてると、このような中で、それが町にまた国民健康保険の方に全面的にかぶってくるということにつきまして、やはり県や国の方に対しましてきちんと改善の要望を出していただくなり、きちんと改善の行動を具体的にとっていただくということが必要だということが一つと、それと老人保健につきましては、予防の医療というのが非常に大切だということでもお願いしておりましたわけですが、町の方で二、三いま教室を実施されているということもお聞きいたしましたけれども、やはりいろいろ予防でずっと進んでいるところは国民健康保険も、また老人医療費の問題なんかでもやはりずっと黒字を出してきてるとかいろんな先進のところもございますので、ひとつそちらの方をもっと研究をしていただくようお願いをしまして、そして国の方に対しましてはきちんと具体的な体制を要望していただきたいというふうに思っていますので、そういう内容にこの予算書になっていないことで反対をさせていただきます。

議長 ほかに討論ありませんか。 12番議員！

12番議員 賛成討論。これも先の例のごとく出張委員長、また先ほど山本議員の方から非常に理路整然とした賛成討論ございました。これは老人保健制度に非常にマッチするような賛成でございます。そのとおり私も賛成するものでございます。

議長 ほかに討論ありませんか。いや、松野さん、おい、ちょっと待ちなはれ、待ちなはれ、まだ言うてまへんがな、言うてんねんや。議案に対する賛成、反対でんねんやろ。人の言うはったことに対しては違いまんねんやろ、これは。違いまんのか。(5番議員「討論はかみ合わせていかなあかんからね。」) そらそうやけども、これに対して賛成、反対言うてはるだけで、そこらもわきまえて、全体について。(5番議員「そしたら討論しないということ

ですか。』) はい、5番議員！

5番議員 やっぱり討論を大切にさせていただいて、きちっとかみ合った討論でお願いしたいと思うんですね、賛成にしる反対にしる。そういう点もお願いしておきたいと思いますが、この老人保健につきましては、本当に法にのっとった形で会計のやりくり大変厳しい部分があるわけでなんですけれども、やはり老人医療がですね、もう本当に毎年毎年改悪をされています。これは国保運営委員会の中でも、ある医師の方が改正というふうに書いてあるけれども改悪ではないのかというふうに指摘をされたとおりでございます。そしてその国保運営委員長の山田議員はそれに対して私の方も意見を言おうとしましたら差し止められてしまったという経過があるわけなんですけれども、やはりこの老人医療についてもですね、いま検討されているのはますますこの老人負担を大きくしていこうという方向で検討されているのは理事者の方も当然ご存じなんです。そういう国の姿勢に対してですね、本当に高齢者の方、収入が限られているんですから、介護保険で明らかになりましたように本当に世帯非課税の方20何%いるんですね、そういう実態の中で、この医療費負担については町長は12月議会でこれからも負担が増えるだろうということで懸念していただいていたのですが、そういう懸念があるのであれば、やはり広陵町としても医療費の助成条例ありますけれども、高齢者の条例ですね、そういう部分をもっともっと中身を改善していただいて、住民負担少なくなるように努力していただきたい、そういう点がなかなか見えてこないということと、それとやはりその医療費のとらえ方の認識がね、ほかの議員さんと大きく違うと思いますが、ほかの議員さんは医療費もどんどん値上げしたらいいんじゃないか、負担させたらいいんじゃないか、高齢者は金持ちだということもよく言われますけれども、実際お金の蓄えのある高齢者もたくさんいます。しかしこれは老後が不安だから蓄えてそれを支えに生活しておられるんですね。そして本当にお金のない方もたくさんおられるんです。そういうところを理事者だけでなくほかの議員さんも十分に実態を認識していただきたいというこの問題点も加えまして反対といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

議案第27を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立多数であります。よって議案第27号は原案どおり可決されました。
次に議案第28号、平成13年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員！

3番議員 私は反対の立場で討論させていただきます。

特に保健福祉の事業の問題が特に大きく今回の反対の理由でございますけれども、介護予防ということで計上されているわけです。前から言われておりましたように、この介護予防で1,000万円が65歳からの保険料に算定が上乗せをされて保険料が決められてきているということが非常に大きな問題だというふうに考えております。そしてこの実施されている内容といいますのが実際には三つの教室をやられていると、そして相談の内容につきましては24件の相談があったということではあるわけですが、本当にフルタイムでこれだけの等級の係長でしたかね、4号から今回5号に等級が上げられた中で、課長補佐の職務の方なんですけれども、フルタイムで職をつかなければいけないだけの本当に内容なのかどうか、そして教室の内容ですけれども、普通の一般会計で介護予防とか生活支援事業をということで取り入れていきますと国から2分の1、都道府県では4分の1、市町村では4分の1という補助ができて、ここに100%の保険者の方に65歳以上の方に負担をさせるということがなくてできるメニューというのがたくさんあるわけです。その中にいま介護予防とか生きがい活動支援事業などが含まれております。その中では介護の予防は転倒防止とか痴呆防止とか、介護事業とか高齢者食生活改善事業とか、生活習慣の改善とかいうことが十分にできる内容になっております。それなのに今回はこの65歳以上の方の保険料にかぶせていく、このような内容のこの保健福祉事業というのはやはりやめていただきたい、今回もお願いをするところではございますが、前回からもお願いをしておりましたけれども、今回もこのように1,000万円がそのまま高齢者の方の負担という形で入っているということは非常に大きな問題だというふうに思います。また、もしこの福祉事業を本当に町の方が真剣に取り組んでいくなれば、もっとメニュー的にも内容の充実したものに、そして人件費にしましても720万円からのお金を出すのではなくって、本当に一般の職員さん400万円、500万円のことでいけるわけですから、そういうふうにもっと本当の内容的に充実したものにしてほしいと、そういうことにも今回の改善もなっていなかった、そう

いうことも非常に大きな問題だというふうに思います。そして保険料の問題につきましても、低所得者に対しましての減免とか、減額の制度というのをずっとお願いしているわけですが、そのことに関しましては今回の予算の中でもきちんとそういう形での配慮がなされていないということもつけ加えまして反対いたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 13番議員！

13番議員 賛成の立場で討論いたします。

この介護保険制度についてはスタートして1年を経過をしようとしているということでございます。非常に見切り発車のような形でスタートしたものでありますが、いろいろ問題点を是正しながら今後進んでいってもらえるものと思っております。先ほどから保健福祉事業について1,000万、これが十分機能していないんじゃないかと、だからその部分について反対であるというご意見が反対討論の中にあっただかと思っております。当然そうであれば、私は共産党の3名の議員は非常に優秀な議員でございますので、このぐらいのことであれば私は修正案を出していただきたいなと思うところでございます。

それと是正という件でございますが、常に低所得者層と低所得者に対する配慮をということをおっしゃるわけでございます。国民健康保険の11年度の方で見ますと、これ低所得者、共産党のおっしゃる低所得者とは課税所得ゼロの方を申されているようでございます。これが931件あるわけなんです。そのうちで固定資産税割合がかかっている人が380件あるということでございます。これが国民健康保険税の場合は、固定資産も含めて固定資産だけですけれども、その資産も含めての課税になってあると、しかしこの介護保険料は単に課税所得のみによって基準を定められてかけられていると、このここには私自身としては制度としては非常に問題があり、今後是正されていっていただかなくてはならないというふうに考えるわけなんです。と申しますのは、たとえば世帯の所得、そして本人の所得というような形でこれ軽減措置が行われているわけなんです。そしたら世帯を分離しますと、たとえば本人がゼロ、収入ゼロと、収入ゼロやない課税所得がゼロと、そしていままでそこに別の世帯が、別の人がいてそれが世帯分離、たとえば転勤のためによそへ行ったと、だけど年寄り2人の本人同士になってしまったと、これも所得ゼロですから、この軽減措置の対象になるということなんです。そこにたまたま一緒に世帯してたら対象にならないというような非常に矛盾した点も含んでいることは事実なんです。こういう面をやはり税の公平性、負担の公平性から考えて、そういうものを今後是正していただきたいという望みはございますが、現在その法律に基づいてこの予算を作成されている以上は、私は何ら反対する理由はな

いと思いますので、賛成させていただきます。

議長 ほかに討論ありませんか。 5番議員！

5番議員 いま賛成討論がありましたので、反対の討論を再度させていただきたいと思います。

この介護保険制度については多々問題点がありながら見切り発車ということをお認められるわけなんです。その問題点というのがいま言われた介護保険税の課税の仕方なのかなというふうに思うわけなんですけれども、税負担というのはね、連帯責任で課税されることに、それは税負担の考え方としては筋が通っていないわけです。基本的には個人に対して課税されるわけですから、世帯分離して税負担が軽くなるというのは当然当たり前で、世帯丸ごとの中での所得に課税していくと若年層に対する負担がますます大きくなってきます。ここにまた新たな問題点が発生いたします。この点も山本議員はどのようにお考えなのかなというふうに私は思います。

それからこの今回の保健福祉事業なんですけれども、これは繰り返しますけれども一般会計で十分できることなんです。こういう教室をされること自体については何ら私たちは異議を唱えるものではありません。修正案を出せということなんです、これだけの修正案出せないんですね。一般会計も大幅に変えなきゃいけないんです。そのためには膨大な資料が要りますが、この広陵町の議会のシステムからいってですね、私の方は一般会計の修正案も出したいなというふうに思っていたわけなんですけれども、資料が大変不足をして多々さわる場所が出てきますから、いまの広陵町議会のシステムでは一般会計を含めた予算の修正案出すことは不可能です。このことは山本議員、十分に理解させていただきたいというふうに思います。山本議員もですね、固定資産税云々ということで、これは固定資産税ちょっとわからなかったという、固定資産税に介護保険かかってないと言ってはったね、介護保険の方の部分で固定資産税にかかってないということと言っておられまして、これ問題点ということでしたら、これもですね、山本議員、条例改正案提出していただいたらいいですよ、私の方はまたそれについて検討いたしますのでね。

それからですね、課税所得の低所得者の方ですね、本当に課税所得ゼロという方でたくさんおられるわけなんですけれども、こういう方でやはり若い人に迷惑をかけながら生活をしてるということで、本当に家族の中でもね、小さくなってといいますか、遠慮しながら生活されてる方もたくさんおられるんです。だからそういう部分と本当にお金のない人いるんですよ、本当に毎日の生活に苦しんでおられる方たくさんおられるんです。そういう中で新たに介護保険制度ができて介護保険料が大きな負担になったんです。そしていざサービスを受

けようとすると1割のサービス料といったら本当に負担が大きいんです。だから介護保険の利用者、サービスの利用率は予想よりはるかに低いじゃありませんか、ご存じでしょうか。そういう点ですね、やはりこれは介護保険料、そして介護の利用料、サービスの利用料については大幅に抜本的に見直す必要があります。その認識についてはですね、町村長会、議長会の方で本当に県の方に厳しい意見書を出しておられます。この点について大きく評価をいたします。こういう意見書、こういう姿勢がですね、一般会計とか国民健康保険の会計の中で理事者の姿勢が明確に出てくれば私たちはその部分の反対根拠にはしない、そういうふうに認識していただきたく思うんですね。そのような姿勢を評価しながら、やっぱりこの今回の介護保険の会計の中では実際のところ広陵町独自のそういう減免制度が見えてこない、この2点についてですね、反対を明確にしておきたいと思います。

議長 ほかに討論ありませんか。 1番議員！

1番議員 いろいろ介護保険については問題あることは確かであります。それについてですね、やはり介護保険料はですね、やはり介護給付に必要な資料、すなわち給付水準によってこうして決定されるものであります。広陵町におけるこの保険料の算出はいわゆる介護保険事業計画書による介護保険事業費の見込み、いわゆる平成12年、13年度、14年度、この3年間の額に基づき算定したものであります。その算定した基準額は月額2,842円であります。県下の平均はですね、2,859円、広陵町の方が17円ほど安いわけではありますが、決して高い保険料ではないと認識しているのであります。また保険料の水準を左右する大きな要因として施設の整備率の問題がありますが、広陵町の場合には事業計画書の作成段階においてはデイサービスにかかる整備が遅れておりましたけれども、先日もあの福祉会館を見せていただきました。もう間近に完成のめどもつきましたし、そうした解消できるのではないかとほぼ整備が図れることになり、介護保険の利用も促進されるような状況が整いつつある中ですね、こうした介護保険料の金額面をとらえ、高い安いというとらえ方より、その内容がどうであるかによって判断するものと思っています。

またいろいろな介護教室について云々いろいろありましたけれども、また後での請願書についてその点は述べさせていただきますが、私がこの場所で一般質問等にさせていただいたときにも、明確に理事者の方から答弁がありましたことをつけ加えさせていただきたいと思います。以上です。

議長 ほかに討論ありませんか。 4番議員！

4番議員 いま制度の中身の説明だけの話であってですね、この予算に対しては先ほど保険料

についてやはり1,000万円の分の上積みというのは県下でないわけです。その比較を避けて計算した上で話を山田議員がしているわけですがけれども、町独自でとっているこの部分はやはり大きな間違いだと、先ほどから指摘しているとおりです。65歳以上の方々から保健福祉事業として取る根拠も、またその事業の内容についてもそれだけの費用を使うという根拠もない二重三重の誤りであるというように思います。こういう内容は直ちに改善すべきであって、12、13、14年度で全面的に見直しがあるからそこまで待つてほしいという考えのようですがけれども、この点は直ちに改善し、またその取った分についてはですね、この本会議でもこの介護保険の予算が余ってきているというのは明らかになっているわけですから、その部分についての返還は当然だというように思います。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 本案について反対者がいますので起立により採決いたします。

議案第28を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立多数であります。よって議案第28号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 0:01 休憩)

(P.M. 1:16 再開)

議 長 それでは休憩を解き再開します。

次に議案第30号、平成13年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第30号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第30号は原案どおり可決されました。

次に議案第32号、平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第32号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第32号は原案どおり可決されました。

次に請願第1号、介護保険の改善を求める請願書を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 はい、質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 はい、13番議員！

13番議員 本請願に対し反対の立場で討論させていただきます。

まず最初に先日の委員会でいろいろ質疑を行ったところでございます。当然紹介議員の松野さん、あるいは寺前さんが出席していろいろ説明していただけるものと思っておりましたが、残念ながらご欠席ということで片岡さんといろいろ紹介議員として片岡さんといろいろ質疑させていただいたわけでございます。この請願の原本をみんなで確認したわけでございます。その内容は、やはり署名の欄を見ますと同一世帯がほとんど同一筆跡で書かれておること、それと印が押されていないということでございます。広陵町の会議規則の83条ではその請願に対して印を押さなくてはならないということになっております。それで介護保険のこの請願書の中身で非常にわかりにくい点がございましたので、この点について質疑させていただいたところ、この所得80万というのはどういう所得かということになりましたら、課税所得だということでございます。それと収入ゼロ、年金ももらっていないのになぜ保険料を取るのかというようなことが書かれておりますので、これ本当にこれでそれだけの資産がなければこれは生活保護の対象になるんじゃないかということで紹介議員にお聞きいたしましたところ、これは夫が年金をもらって、60年か60年年金法が変わって来ますので、それ以前の方で夫だけが年金をもらってその妻が年金ない、その妻のことだということでございます。非常にわかりにくい不誠実な私は文章だなと、ここまで質問しないとこの意味が理解できないということでございます。

その次に国保税の滞納者が352件にもなっており、80万以下の人が160件に達しているということで、この内容を町に確認いたしましたところ、80万円以下が160件で、これは大体12%の延滞と件数でいいますと、80万以上の192件については9%の延滞と、さほど80万以下も以上もそう大して差がなかったということでございます。

その次に介護保険料の減免制度を抜本的に改造し充実することと、非常に抽象的な文章で、これ何をどうしてほしいんだということが全くわかりにくいということであったわけでございます。これは簡単にいいますと軽減をもっと大きくしてほしいと、その軽減率を上げてほしいというようなことであったと。その次の低所得者層はどういう人かということがありましたんですけど、これはゼロの人だと、課税所得ゼロの人を指しているというような説明でございました。私自身もこの介護保険料の減免制度を抜本的に改善すると、私の意向は先にも申し上げましたように、この課税所得のみを基準にして介護保険料の金額を決定しているということについてこれは非常に不公平であると、こういうところを改善すると、たとえばいいますと、いまの第3段階ですか、それ以上のところでまず決めて、それ以下の部分については本人の申請により調査し、それは納得いけるというような形のものであればそれなりの減免をしていくというような形に抜本的に改正するという意味かなと思うたら全く違うかったということでございます。そういう面で非常に低所得者とおっしゃってるわけですが、この低所得者というのが単に課税所得でたまたま低所得者だという方でございます。その中には、いまの税制で一般に言われておればクロヨンとか、その税自身が適正にやられておらないという面が、これは暗黙の了解か何かわかりませんが、サラリーマンは大体100に近いところの税金を納めておると、商工業者が6で農家が4だとかいうようなこと言われてるわけなんですけども、その所得に基づいて、その課税所得に基づいてこれのみでこれをやられておるといふところの問題点が僕は指摘されているのかなと、こういう具合に思うてたわけでございます。しかしそうではないということで、ですからここで言います低所得者というのは即生活困窮者と申しますか、非常に生活が苦しいという人たちばかりではないということでございます。そういう中で、こういう形で請願が出されてきたと、また保健事業ですけれども、保健福祉事業についてはこれ返還することと、領収済み分を返還することということにこういう請願になっておりますけれども、これは町当局に委員会で確認いたしましたところ、そういうことは法的にもできないということでございます。そういうことでやはり非常に僕自身が感じますのは、この請願書自身、これ署名六百何名署名されてますけども、本当に我々でもかなりこれ内容を質問して聞かないとわからないような内容でございます。

す。それに本当にこれどこまで理解されてこのご署名されたのかなというようなことでございます。だから本当の意味での署名かなと、署名に捺印がないという点もあわせて、いろいろほかにもございますけれども、よって反対といたします。

議長 はい、討論ございませんか。 3番議員！

3番議員 いま先ほどの山本議員の反対に対しまして、そして今回の介護保険の改善を求める請願書ということで住民の方々から本当に実際に困ってるんだと、いままでで少ない年金の方からも非常に介護保険が徴収されてくることに対しまして、ぎりぎりのところで生活をしていると、その中でもまた介護保険が天引きをされるということについて、非常に生活がほかのことに対しての及ぼす、たとえば電気料金であるとかガス料金であるとかいうことの支払いまでが困ってしまっているんだという事柄もたくさん聞いておりますし、いまの現在の介護保険制度の広陵町がとられている1,000万円の上乗せの件でも非常に問題点が多いのではないかと、このような中で請願書が出されてきたという経過もございますけれども、いま介護保険制度の減免制度を抜本的に改善し充実をすること、このことにつきましては、いま確かに税制、特に山本議員の方はまたこれに対しまして条例改正案ということを考えておられるというふうなことも先ほどからおっしゃっておられるわけですがけれども、現在の介護保険制度がこういう低所得者の方々に対しての本当に思いやりを持った介護保険の制度になっていない、そしてこの介護保険制度の実施者は町でございますので、国の方からの基準は一定のところは決められているわけですが、町の独自で減免をしていただける制度というのは十分活用ができるわけですので、本当に生活を困っておられる方に対しては、どのような処置がとられるのかということをきちんとこの内容では出てきてない、そういうことに対しまして、生活を困窮されている方に対しての減免制度というのを改善をしていただきたいということでございます。またそれと同じように、低所得者のサービスの先ほどの保険料のことでもございますけれども、サービスの利用料に対しましては、いま奈良県で市長会なんかでもホームヘルパーさんに対しまして、在宅介護に対しまして3%というふうに軽減措置がされているところもございますけれども、町村会の方ではそういうことではまだきちんとした形での実施はされていない、そういうこともございますけれども、全体的に在宅介護サービスの利用というのが本当に高額なために、十分ないまの利用が100%の利用どころかいまもう半分そこそこの利用しかされていないというのが実情でございます。このような中で、本当に家族に対しての介護の軽減をすべきということで実施された介護保険が反対に家族の負担が重くなってきている、いままででしたら利用できていたものが保険料が高くて利用が

できないと、しくにいというふうな実情もたくさん寄せられている中で、本当に利用料は3%に変えていただきたいということでございます。

それから保健福祉事業なんですけれども、これはいまの制度ではできないということなんです、これは町の方の条例で福祉事業をするということで決められたものでございますから、条例を改正すればそれにつきましては十分に検討ができるし、実施ができるものというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ほかに討論ありませんか。 4番議員！

4番議員 補足賛成、賛成討論をさせていただきます。

山本議員のおっしゃった内容についてですね、本当に非常に請願者に対して失礼な話だと思います。請願者はこの趣旨を読んだ上、なお、1、介護保険料の減免制度を抜本的に改善し充実すること。これはだれもがわかる話なんです。具体的な問題としてどうかというときには、それは条例を改正するというのがここにあるわけですから、何ら請願者が理解をしているのかどうかというような心配をした話になっていますけれども、全くそういうことはございません。また2として、在宅介護サービスの利用料を3%に、これも明白な内容です。だれもがわかります。そして保健福祉事業、保健福祉事業の中身というのは確かにわかりにくいだらうと思います。しかし広陵町が独自にとっているという点については、この署名された方々は本当に怒り心頭されている、こういうことであります。こういう内容の中で町から返還できないとおっしゃっていますけれども、とんでもないことをおっしゃることです。これは条例等の改正で次のことを緊急に改善するようという請願なんです。だから何もないのに返還せえと言うてることじゃないです。町もきっちりこの請願の中身を見た上でですね、委員会で説明をする必要があるし、その内容をうのみにしている議員の方々もどうかと思います。そういうような内容のものだということがまず大前提です。その上で、本当に理解しておるんやろかということをたびたびおっしゃいますけれども、議員さんも介護保険の制度をやられている制度の中でお年寄りに聞いて、本当に4月から始まった方々はですね、手帳を持ってその保険を取られているというように思っておられた方がたくさんいるんです。10月にまた年金から引かれててびっくりされていると、これが実態なわけですよ。そしてその中身については確かに難しい問題がたくさんあります。まだ知らない方々多いです。介護認定を受けた方は初めていままでのサービスよりも負担が大きくなったと、そこでケアマネジャーの計画をしてもらってもですね、全部すれば3万も要るとか、2万5,000円要るとか、これでは払えない、だからこの部分の利用料、利用は削る、こういう方もたくさん

おられます。このような実態を議員諸公がなぜ見られないのか、まして再三言っているように、保健福祉事業1,000万はなぜ取る必要があるのか、65歳以上の方から広陵町だけ

独自にとった内容です。そしてこのことの中身は当然皆さん方も審議の中でわかったように、人件費に700万、その他介護教室やリフォーム教室をつくる、それも先ほどの利用者は保険をとっている以上に少ない、なぜとる必要があるのかというのが偽らざる気持ちではないでしょうか。この請願の趣旨を理解するのであれば本当に議会が可決する内容だと思います。そしてなお、市の方は既に限定されていますけれども3%の範囲を増やす、このように決定されています。町村においてもこの流れは加速しています。全国的にも軽減されてる自治体はいまなお増えています。こういう実態を議員が本当に認識して、この請願に対しての中身について難しいから理解していないとか、あるいは捺印がないからおかしいとか、こういうところの枝葉末節をもって反対するのは請願者の本当の気持ちを理解していないし黙殺するものだと思います。私はこういう請願が議会として審議し議論し、そしてこれを理事者が当然検討していく大きな課題になるということをぜひ承知していただいて、この請願が本当にお年寄りの方々がいま介護保険制度の抜本的な改善を緊急に求めている、その声を代弁しているものと理解をしていただきたいと思います。そういう点において、この三つの条例を緊急に改正してほしい、このような内容はお年寄りであればだれもが望んでおられることであり、議員としても真剣にこの問題は考えていただきたいということを重ねて、賛成討論とかえさせていただきます。

議 長 ほかに討論ありませんか。 1番議員！

1番議員 この請願については1番と2番目についてはそれなりの理由があり私も理解するところであります。しかしこの3番目、保健福祉事業は介護保険から外しという云々でありますけれども、これはこの定例会の本会議の一般質問等で私は取り上げさせていただいたのであります。それはあるS氏という方々からいろんなビラが広陵町内にまかれました。その介護保険料の云々についてのビラでありました。そして県の方に介護保険料は適正という県の審査会が基準額をめぐる請求を棄却と、こういうことが出たのであります。ですからこうしたこの3番目の保健福祉事業については、何ら問題はないのではないかと思っているのです。そこで当局の福祉部長が、ここの私の一般質問で私が質問し、そして答えられたこと、重ねてここで述べさせていただきますね、共産党の皆さんにご理解いただきたいと思うのであります。福祉事業についてを実施しているのは県下で広陵町だけと聞いているが

その目的は何かと、そして審査請求の原因と思われる保健福祉事業についてお尋ねしたいという問いで、一つはいまの保健福祉事業を実施しているのは県下で広陵町だけと聞いているがその目的は何かと、いま介護保険教室等は国の補助事業で実施できないかと、こういう私は初めに質問させていただいたんであります。そうした中で答弁としては、保健福祉事業の目的についてであります。この事業は予防を主たる目的としており、その結果として将来の保険料の増加を抑制できる効果があるとの判断により実施を決断いたしました。請求があれば給付を行い、給付が増加すれば保険料を上げるというだけでは保険者の責務を果たしているとは考えておりませんと、どのようにすれば保険料の増加を抑えるのか、その方策を考え決断するのは保険者としての当然の責務と認識しておりますという一つの答えでありました。そして保健福祉事業で行うひまわりについてであります。当初ひまわりについては保健福祉事業で行う予定は持っておりませんでした。県知事の指定を受ける段階で、民間事業者の指導やサービス水準の底上げを目的として実施するのであれば、保健福祉事業の趣旨に相当するとの見解が県から示され、県を通じて厚生省に照会したところ、これぞまさしく保健福祉事業との回答があり保健福祉事業として実施することにいたしました。介護教室等についてであります。介護教室の場合、国の補助事業では対象者が現に介護をしている家族等に限定されており予防の効果は薄いと考えております。また現に介護している家族等は現に介護をしているため教室を実施しても参加しにくいものでございます。料理教室についてもよく内容を検討すれば、本町が実施している事業と国の補助事業はその内容が異なり、補助事業の中身もご存じであれば国の補助事業で行うべきとのご意見は出ないものと考えております。介護服のリフォーム教室については国の補助事業にはございません。なお国の補助事業にはないリフォーム教室が、参加された方々から最も高い評価を受け、ぜひ続けていってほしいという要望が寄せられたとの報告を受けております。このことは担当職員が住民の声によく耳を傾け、住民の方々が何を望んでおられるのかをよく把握していた結果として喜んでおると、このような答弁がありました。

そしてまだですね、どのような事業を実施すべきかを考える際、二つの考えがあると常々思っております。一つは、国が示すいわゆるメニューの中から行うべき事業を選ぶ方法でございます。国の方を見て物事を考える方法と言えます。この方法の利点は補助金がつくことであり、不利な点是对象者や事業内容、実施方法などの制約を受けるため、住民の方々の声を反映させにくいということでもあります。そして介護教室の対象者が現に介護している家族などに限られ、いざというときに備え勉強しておきたいと考えておられる方々のご希望に

こたえられないという中途半端な事業となってしまうことがその例であります。補助金がつくからといってこのような事業では果たして住民の方々にご満足いただけるでしょうかと。もう一つは、住民の方々の声をよく聞き、どのような事業を実施すべきかを考える方法でありますと、住民の方を見て物事を考える方法と言えます。この方法の利点は住民の方々の要望にこたえることとございます。対象者や事業内容について住民の方々のご希望をよく聞いて事業を実施する自由ができます。国の補助事業にはない介護服のリフォーム教室が住民の方々の最も高い評価を受けたことが典型的な例であります。不利な点は補助金が見つからない点ではありますが、一つ申し上げられることは、補助金がつくつかないかを事業選択の尺度とするつもりはないということとありますと、このような理事者の答弁であります。ですから、こうした共産党さんの皆さんがこうした一般会計でやったらいいじゃないかという内容とですね、もう少し吟味をしていただいてですね、住民のニーズはどこにあるかということが接点であります。あなたがたもよく住民の声を聞けということを言われますが、いまこそこの介護教室こそこの介護保険事業に合ったような保健事業ではないかと思うのであります。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。 5 番議員！

5 番議員 まず一つ、まだまだ山田議員もご理解いただいていないところが多々あるのではないかなというふうに思います。私たちはこの保健福祉事業が違法だと言ったことは1回もございません。一般の住民の方が出されたということは知っていますけれども、私たちが主張していることではないということをして理解をしておいていただきたいと思います。

それからですね、いま補助金がつくつかないかは対象ではないと、ニーズに合ったことをやるんだということでしたけれども、じゃ補助事業のね、いま行われている一般会計で行われている補助事業を軽視するものでもございます。そして補助金つかななくてもやったらいいんですよ、一般会計で補助金つけないでリフォーム教室をすればいいんです。そしたらこんな人件費700万も要りません。1回講師の方呼んだとしてもたかだか二、三万でしょう、それで7回分としたって3万としても21万円ですよ、その方がよっぽど安上がりでございます。自由にどんな企画もできます。そのことを自己矛盾気づいておられないのがとても残念に思います。

それからですね、そもそもですね、この介護保険制度の中でですね、一番重視されなければいけないのは、やはり高齢者の方々の命と健康を保障する一環であるということと認識していただきたいんです。ということは、そういう視点に立てばですね、やはり本当に低所得

でお困りの方に対しては当然減免をするのは当たり前なんですね。そういう部分につきましては山本議員もまだまだご理解いただけてないなと思うんですけども、その豊かか豊かでないかの基準をですね、山本議員どうやって考えておられるのか知りませんが、一つの明確な物差しが所得なんですね、それ以外のところではかろうとすると大変に混乱を来します。そして固定資産税、日本で取られていますけども、諸外国の中ではこんな税金取っているところも少ないんですね。そういうところに対してまでもまた介護保険とかすべての税金を固定資産税も絡ませていくとか、そういう問題になってくると本当に根本的な税の考え方が違うのではないかなと言わざるを得ないわけですね。だからそういう点においてですね、たとえば本当に低所得の方でもね、将来不安だったらね、切り詰めて切り詰めてね、貯金するんですよ、貯金がそしたら100万あったら豊かかって言えるんですか、そうじゃないでしょう、日常生活のレベルもいろいろな問題も出てくるわけなんですから、一概にそういう豊かでないとか、困窮者だとかいうのは難しいけども、一つの明確な一番だれにも納得のできる物差しが所得だということぐらい理解していただきたいと思います。

それからですね、先ほどから言っていますけれども、これはですね、保健福祉事業は先ほど言いましたように、山田議員がいみじくも言いましたように、補助金事業、補助事業を使わなかったら何でもできるということで一般会計で十分できるということはみずからおっしゃたということになりますので、ご理解いただきたいと思います。そういう点でいえばですね、山田議員は全くですね、反対する根拠がないと思います。ぜひ賛成していただいてですね、ともによりよい介護保険制度をつくるために頑張ろうではありませんか。よろしく願います。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 請願第1号に対する委員長報告は不採択であります。請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立少数であります。よって請願第1号は不採択となりました。

議 長 次行きましょか。次に日程3番、議案第16号、17号、18号、22号、29号及び33号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会審査の結果についてを報告願うことにします。
産業建設委員長、・谷君！

産業建設委員長 それでは産業建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会は、先の本会議において付託されました6議案につきまして、3月19日委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに議案第16号、広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについては、再任用制度は条例にあるが、今回、年金の弾力化措置により65歳までの間に再任用できる制度で、再任用に当たっての町の考えや判定基準、また退職勧奨制度と今回の制度の整合性についてを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第17号、広陵町用地取得事業特別会計条例の廃止については、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第18号、広陵町立広陵東幼稚園改築に伴う工事請負契約の締結についてであります。今回の業者選定については、経審点数1,000点以上で県内大手の知名度の高い6業者と、町内業者は選定要領に基づくA並びにBランクに該当し、経審点数800点以上で特定建設業を有している1業者を選定したことを伺いましたが、一部議員から反対があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第22号、平成12年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。下水道使用料の減額については、公共下水道の接続が当初の予定より進まなかったことが要因であると伺いましたが、消費税に反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第29号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計予算であります。維持管理費については使用料で賄うべきものと考えているが、不足分については下水道接続率を上げることとはもとより、一般会計からの補填も考えていることを伺いましたが、消費税等に反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第33号、平成13年度広陵町水道事業会計予算については、ドレンの調査により年間放水量17万4,862立米に対し、4分の1に絞ったことにより3万7,000立米程度で全体の有収水量の1%程度になることを伺い、また、漏水調査を引き続き行い有収率の向上に努めることなどを伺いました。また、給水分担金を資本的収入に計上したことについて議論をしたところですが、修繕等に使う投資的財源の確保のために資本的収入に計上したことを伺いましたが、一部議員から反対があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、過日の本会議で保留のありましたドレンの放出量並びに減価償却で11年度から12年度に800万円増えている要因等について詳しく報告を受けております。

以上、簡単ではございますが、産業建設委員会の審査報告といたします。皆様のご賛同をよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

議長 ありがとうございました。ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず議案第16号、広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第16号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第16号は原案どおり可決されました。

次に議案第17号、広陵町用地取得事業特別会計条例の廃止についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 はい、質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第17号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第17号は原案どおり可決されました。

次に議案第18号、広陵町立広陵東幼稚園改築に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 はい、質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 4番議員！

4番議員 幼稚園建設の請負契約に対して反対いたします。

まず第1に、広陵町の入札制度の改善に当たって事務方の方々が非常に努力をされてきたと、そのような経過がうかがえるものだと思います。そういう点で予定価格の公表を行った後、入札参加者がどのような落札の状況を持っているのか、こういう点についての厳しい審査が必要だと思います。そういう点で、まず調べた結果はほとんどのところで99%を超える予定価格から見た場合に落札価格になっている、これでは適正な競争が行われているとは思えないわけであります。逆にいえば談合疑惑が強く意識されなければならないわけであります。しかしこの点について、町は談合疑惑についての意識を明確に持った形で取り組んでいるという姿勢が欠けていた、私は堂々としたこの入札結果を見れば談合疑惑は疑い切れない、こういう前提に立って町が当たっていくべきだと思います。その点での認識が非常に不足している、ここにまずこの入札結果に対する反対する理由であります。

その次に、入札の改善についてはこの議論の中でもですね、選定基準の公表も今後あわせて行っていかなきゃならない基準になってきている、あるいはまた第三者機関のチェックで3カ月から6カ月に1回意見を聞くということも前提になっている、また捜査機関との連携も密にしなきゃならない、こういうことが現在の指導指針の中でも明らかになってきているわけであります。こういうことをもちろん行政がやっていくのは当たり前のことであります。もう一つ、この談合疑惑を払拭できない状態と認識すれば、入札制度の改善の取り組みは具体的まだまだあります。一つは、たとえば金額の大きいところであれば県下1,000点以上の大手の場合にですね、11社あるというように指名が出ているのではあるというように聞いてるわけですから、そういうところについてはですね、経審に該当する場合にはすべてもう入れてしまう、実績がどうこうということでは判断するのはおかしいと思います。その上で、たとえば入札直前に抽せんによって絞っていく、こういうようなことも可能であります。あるいはまただれが入札に参加しているかわからない、会う機会を省くためにも、あるいはインターネットやその他で入札の見積もりやその他をとっていく方法、あるいはまた疑問についてもそこで答えていく方法などもあります。幾らでも改善すべきところはあります。こういう点について努力方向を明確にさせていただいてですね、この問題を解決図っていかなきゃならないと思います。町は予定価格を公表したために、具体的に町職員やまた町長から予定価格を聞き出す、あるいはまた漏らす必要がなくなったという点で、非常に職員は気楽

になっているし、明朗になったと思います。こういうような状態を考えるとですね、やはり談合疑惑についてですね、どのような認識が必要かということはおのずと出てくるだろうと思います。

また政治家との癒着の問題があります。これは企業が政治家に献金なり寄附なりするという内容です。これを行っていけば結局は天の声が発生したり、またこの癒着の中でですね、行政に圧力をかけるということが繰り返し全国の新聞紙上でも問題となっているところがあります。最近の事件でもそのことが出ています。こういうようなところの部分についてもやはり選定基準としてですね、明確にチェックをしてこの選定基準の中に入れていく、こういうことも私は必要だというように思います。何よりも私は地元業者が入札に参加し、そして地元業者の育成を図っていく上にとって、政治との癒着を断ち切ることが欠かせないと思っています。そしてその上で、自由な地元の企業の中での適正な競争を行って、そして地域の割り振りやその他も選定基準の中に入れていく場合もあるでしょう。いろいろな力を発揮してですね、入札の基準をつくり出していく、このことが前提になるわけですがけれども、そのことがまだなされていない、そして談合疑惑を繰り返していくことは、業者みずから首を絞めることになるという点についても町は明確にすべきだと思います。そしてその点をやはり対等平等の立場から直言する、これも欠かせないことだというように思いますので、町のこれからの入札のあり方についての今後の課題として私は指摘したいと思います。そういう指摘をしながらですね、この契約については町の認識が談合疑惑ということに踏み込んで判断ができない、この点について間違っているというように思いますので反対いたします。

4 番議員 ほかに討論ありませんか。 1 4 番議員！

1 4 番議員 反対者がありますので、私は賛成の立場で討論いたします。

入札については町側から公正に行われ賛成すべき部分を評価したいということでございますが、一方では、談合の疑惑を持たざるを得ないということですが、ただの憶測だけで本案を否決してもいいものかどうか、議員としてよく考えていただきたいと思います。入札に伴う業者の選定については、入札要領に基づき業者の規模、経審点数等から指名され適正に入札が執行されたと思っております。本案については賛成でございます。以上でございます。

議 長 ほかに討論ありませんか。 5 番議員！

5 番議員 いま、ただの憶測だけで否決していいものかという賛成討論だったんですけども、この落札率のですね、99%を超えるこの数字をどのように判断するかという問題なんですね。そういう一般的な見方でいえば、やはり競争が行われていれば自分は本当に真剣に仕事

が取りたいのであればね、一般的にはできるだけ安くして採算とれる範囲内で安くして入札かけるわけですから、これは99%を超えるなんて本当に操作された状況ではないかと考えるのは普通なんですね。新聞なんかでね、よく出てますでしょう、記事が、一般紙ですよ。そういうときにもね、こんな数字95%を超える場合についてはね、95%という数字だったと思うんですけれども、やっぱりそういう疑いがあるんじゃないかという形で記事書いてあったこともあります、記憶にあります、ちょっと詳しくは覚えておりませんがね。だから私たちは一般的な評価としてこれはやはり精査をすべきであると、行われていたのかわかなかったのか、やはり業者の方もきちっとチェックしてですね、精査をしてほしいということを加えて言うているわけですから、事実として適正な判断で否決をしたいと思います。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論は打ち切ります。

本案について反対者がいますので起立により採決します。

議案第18号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 はい、起立多数であります。よって議案第18号は原案どおり可決されました。

次に議案第22号、平成12年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員!

4番議員 使用料が補正に上がっているということで、消費税を取っていることに対して反対します。なお、つけ加えておきますけれども、消費税はだれもが払っているじゃないかというご意見があったわけですが、私たちが消費税を反対するのは絶えずここで明確にしているように、条例によって町の判断によって消費税を取る、このことについてであります。山本議員はその他のところでも内税で実質取られるのだから同じだというようなことをおっしゃいますけれども、明確に条例でこの消費税を取っているわけですから、このことに対しての問題です。なお、つけ加えておきますと、現在の経済の状況から見ても、アメリカなどでも日本でいう経済回復の手段として消費税を引き下げることも視野に入れるべきだと、こ

のような有力な機関からの意見も上がっています。現在の景気不況の問題はいわゆる6割を占める消費が冷え込んでいる、この点であるわけですから、なお一層消費税に対する考え方を明確にして消費税を減額する、私たちは当面3%を主張しているわけですが、このような条例として改善すべきだと強く望んでおります。以上です。

議長 ほかに討論ありませんか。 はい、9番議員！

9番議員 反対討論がありましたので、賛成の立場で討論いたします。

消費税は含まれていると反対のことですが、消費税は当然のことです。今回の補正は公共下水道の接続が予定より進まなかったことにより、使用料の減額と流域下水道事業費の負担の確定に伴う補正と聞いております。よって本案について賛成でございますので、賛成討論とかえさせていただきたいと思っております。

議長 ほかに討論ありませんか。 5番議員！

5番議員 いま消費税は当然だとおっしゃいましたけれども、消費税は国の税制の中で決まっています、私たちも物を買うときに消費税を払っておりますので当然でございますが、ただ、この下水道につきましては、上水道もそうなんですけれども、町の条例、町の判断で決めることができる、そういう点におきましては当然とは言えないんじゃないでしょうか。消費税をいま大変な負担になっている消費税、とりわけ下水道、上水道、平成13年度から値上げしまして負担が大きくて、水道の使用料も本当に予想のように伸びていかない、みんな節約なさっているという状況の中でですね、やはり消費税、広陵町で取らないように条例改正もさせていただきたいというふうに思います。

議長 ほかに討論ありませんか。 13番議員！

13番議員 非常にわかりにくい議論でございます。国の消費税自身はわかっていると、理解していると、そして広陵町の条例で取っているのがいかんのだと、国の法律で定められたものを広陵町は取らんわけにはいかないということでございます。どんな形にしろ取らなくてはならないんです。これは消費税としての義務でございます。その点をね、ただ条例で広陵町が町民からいろんなもの、税金にしろ何にしろ徴収しようとするれば全部条例を定めなくてはならない、その中で内税であるのか外税であるのかだけのこと、毎回毎回この議論でよくこんな同じことばかり言うて、下水道、あるいは上水道の予算、決算すべてによろそのぐらいのことで、いつまでこんなこと言うてるのかなというようなことでございます。恐らく共産党さんのね、党员である市長さんがですね、おられるところでも同じことやっておられると思うんです。だからそのことについてね、よくこれだけのことが毎年言えるなあと私は感心し

ているわけでございます。もっと本質的な面でやるべきだと。いまの経済が悪いのは消費税があるからだ、いまの経済はデフレーション・スパイラルじゃないかと言われているんです。すなわち物価が下がっていく不景気なんです。だからいま消費税以上に物価は下がりますよ、だけど消費が伸びないということです。これは財産が非常に目減りしてるところにあるんです。大体、土地建物、土地等でですね、大体五、六百兆円、これ目減りしたであろうと言われてます。株等についても300かそのぐらいのもの300兆以上の目減りして合わせて1,000兆ぐらいの財産が目減りしている、そういうところからの不況である、だから消費不況だと言われているんじゃないんです。非常に皆物価が言われているんですけれども、本来はそうじゃない、下がっていくことの怖さをいま言われてるわけなんです。そうでしょう。(4番議員「それはデフレーションだから。’)デフレの方が怖いと、だから何とかいままでゼロ金利政策に入られました。実質ゼロ金利政策になればそのときの言われてんのは物価下落率ですね、それがゼロになるまで続けますと言うてるわけなんです、物価が上がることを期待してるような政策をいま政府はとっておられる、そういうところがございますので、別にこの消費税があるために不況になっているんじゃないということをご理解いただきたいと思います。

議長 ほかに討論ありませんか。 3番議員！

3番議員 いま消費税の問題が非常に議論されているわけですがけれども、(議長「議論されてへんがな、もう早々に終わったる、そんなもん。’)消費税がいま今回この長引く非常な不況、住民の皆さん、また国民の皆さんがいま生活が非常に困窮されている中での不況の一番の原因というのが、消費税が3%から5%に引き上げられたときからこの不況が始まったのだということは皆さんが非常に理解にされておりますし、いろいろ評論家の方々でもそういうことでの理解というのは、これは国民の皆さんが一致したことだというふうに思います。そして先ほどのこの下水道などの条例のことにつきましてですけれども、これは国の方から決まっているんだから、たとえ内税であろうと外税であろうと取って当然だというふうな議論をされているわけですが、実際にこういう条例化では取っておられないというところも全国の中ではございますので、それはよくご研究いただきたいなというふうに思います。いま消費税をどうするかということ、また消費税をやはり下げていかなければいけないんじゃないかということは、ずっと共産党は先ほど山本議員もご評価いただきましたけれども、これの条例につきましては改善されるまで日本共産党は頑張らせていただきますので、そここのところもどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決をします。

本案について反対者がいますので起立により採決します。

議案第22号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立多数であります。よって議案第22号は原案どおり可決されました。

はい、次行きます。次に議案第29号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

4番議員 消費税については先ほどのとおりです。なお消費税の問題は国民負担が大きくなっていく原因の大きな一つです。政府でもですね、消費税をとにかく当面引き上げていくということがその方向が明確にされている状況のもとではなおさら消費税引き下げは大事だというように思います。

それから下水道の会計の問題で委員会で議論しました。そしてそれは水道会計の歴史とダブってくるところがあるということを指摘したわけでありまして。というのも水道料金が毎年高くなっていく、当初は水道会計は地域全域にわたっていなかった時代がありました。そのような時代には、受益者負担の原則という立場から料金が取られるようになった歴史があります。そして現在、受益者負担という行政用語は、一般的に税以外に取るお金だというような認識です。しかし本来、受益者負担というのは平等に行政の恩恵を受けていない場合に当たって使う言葉だと、このことは現在もそのとおりであります。そういう点でこの受益者負担を安易に使われている面がありますけれども、税金の二重取りという意味で出てくる場合には大きな問題だというように思います。まず水道がそのような形で徐々にしながら、全体として広陵町でも90%、98%、99%ですか、まで普及している、下水道についてはまだその普及までは至っていないわけですが、その場合、下水道の適正な料金とは何なのかということの説明する責任があろうと思います。それをしないで将来は高く取るというのは、下水道を推進させるために住民をごまかすことにつながるというように思います。

もちろん行政の職員が意識的に動かしているという意味ではありません。制度の問題としてそのように出てくることであります。広陵町での適正な下水道は維持管理費に充てるということが明言されています。そしてそのもとに現在どのような金額かといえば213円立米、立方当たり213円が適正な料金だと言われていて、町は説明をしています。現在、料金の改定で値上げに踏み切られたわけですが、現在、立米当たり10立米までは70円、それから徐々に80円、90円というように上げていっているわけですが、もし適正料金が212円ということ、現在においてあればですね、大問題になるかと思えます。このような料金を取って果たして下水道が普及するのかと、私は普及をしないと思えます。このような点からいっても、将来の下水道の問題は国が利用する場合に当たって適切な補助金なり、あるいは制度改善をして国が責任を持ってこの下水道の維持管理に当たっていくことが強く求められるものであります。現在においても建設に当たっては国の厚い保護があったわけですが、途中から補助率は下がってきました。起債に回されてきたわけですが、このような状況の中で、下水道会計の将来に対する説明責任を明確にしながら、そして現在の料金の場合においても値上げをしない、このような方向を明確にさせる必要があるというように思えます。そういう点について、下水道料金体制のこのあまりにも適正料金と現行料金との不備の点について説明をしておらない姿勢についても、これは誤りだと言わざるを得ません。そういう点で反対いたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 9番議員！

9番議員 本案に反対者がありましたので、私は賛成の立場で討論いたします。

消費税について反対ということですが、これについては国の法律がそうであって、払うべきものは払うのが当然であると考えてところでございます。また料金の適正化ですが、使用料金が安ければ住民負担が少なく、だれもが望むところであり、しかし事業を行うには、当然それに充てる財源の確保が必要であり、それに見合う使用料金が必要となります。全体の予算を見ましても、歳入で一般会計繰入金を含める割合が大きい状況であり、今後増えることも考えられることから、これからもより一層下水道の経営に全力を尽くしていただくことをお願いいたしまして賛成いたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 3番議員！

3番議員 消費税の考え方につきましては、先ほどのことと重複いたしますので省かせていただきますが、下水道の現在、先ほどの補正のときにでもやはり下水の普及率が当初の予定よりも遅れてきているということにつきましては、今回の会計のことにつきまして、やはり下

水をいかに普及させていくか、普及率を上げていくかということをやはり根本的に考えていただかなければならないのじゃないかと、そしてやはり個人の方が下水を引かれる場合に、工事費等またそれから後の維持管理費というのが非常に重くのしかかってくるということは、下水を引かれる場合に非常に躊躇される一因ではないかというふうに思います。本当に前の下水道の建設につきましては、国からの補助金がだんだん少なくなってくる中で、受益者の負担というのが増えてくる、そしてまた今度の維持管理の料金も増えてくるということにつきましては、非常に住民の方々の負担が増える中で、国の方の予算というのを本当にもっと増額してもらうためにも、どういうふうな形にしていくのかということをやはり町の方としては真剣に考えていただいて下水道の普及のためにも努力をしていただきたい、そういうことでもう少しこの予算につきましても考え直していただきたい、またそういう形での予算になっていないということで反対をいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決をします。

本案について反対者がありますので起立により採決します。

議案第29号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立多数であります。よって議案第29号は原案どおり可決されました。

次に議案第33号、平成13年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 はい、質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 4番議員！

4番議員 反対いたします。まず消費税については先ほどから言っているのを省略させていただきます。省略じゃなくて同様の内容でございます。さらに水道会計の問題でやはり具体的に指摘し、改善していただかなきゃならない問題点というのが出てきています。一つは有収率を上げるという問題であります。有収率を上げるという点でドレンの放出を絞った結果、1%程度の有収率アップの要因になったと、このようにおっしゃっていただいたわけでありまして。しかし現実には今年度予算も90%の有収率を目標にされた予算になっています。これはやはり改善されなきゃ利用者の負担につながっていくわけでありまして。この有収率を参

考にどの程度まで上げることを目標にするのかという点で、香芝市が96%という点を例に挙げたわけですが、業界ではこの96%というのは異常な数字であるという認識で一致しているんだと、香芝の水道会計に何か問題があるかのようなものだったと思います。またそれでも90%は少ないと、努力する方向だという答弁もいただいています。そういう中であって、老朽管の漏水というのがあることは明白であります。そしてまた消防やその他で使う費用もあります。何にどこで原因があるのかという点をきちんとつかむ必要があると思うんです。そういう点でドレンの放出を絞ったという点では一つ前進をしたと、漏水管の調査でも昨年500万、今年度また500万の予算で調査をしていただく、こういう中であって老朽管の放水がどれだけあるのかと、その他で有収率がなぜ上がらないのかということの検討する中でですね、私は行政の責任としてその部分を負担すべきだと、利用者に負担させるというのは筋違いではないかと、このように考えます。そしてその目標設定を95%とすれば、5%の分については一般会計からの補填はやむを得ない、これは論理的に成り立つ話であります。企業会計だから独立採算制だということの部分に引っかからないわけですから、こういうところについても手だてをとるべきだというように思います。

さらに給水分担金についての議論も行いました。7年か8年間は給水分担金を収益的収支に入れてきました。そして一般企業会計では、企業会計の原則では加入金等については収益的収支に収益金として納める、これが会計原則になっているわけであります。しかし水道会計ではこのことをやらない、広陵町ではやってきたわけですが、それは結局料金を高く取るという設定のやり方なのであります。唯一この給水分担金を3条予算に入れない理由として安定的な収入とならない、こういうことが明らかになりました。それはそのとおりだと思います。しかしその安定的な収入にならないから4条予算にやりくりするというのは、この根本的な考え方のところで住民負担をさせていることにつながってしまうわけであります。やはり給水分担金はどう見ても資本ではありません。このような明確な加入金に対する態度というのは改める必要があると思います。こういうことによって水道料金を引き上げる要因になるわけです。こういうようなことで私たちは水道会計の改善を求めているわけですが、さらに追加して議論をしていただいたのは井戸の問題であります。現在では6,000トンが現在の浄水場の自己水稼働能力だということで、そのところまでについては今後も努力していくという回答がありましたので、この点については井戸をどうするのかということを考えていただきたい。井戸を掘る場合については、これは施設負担ということで一般会計からの支出が適当なわけであります。そういう点も指摘しておきたいと思

います。

それから料金が上がる下がるの問題でいえば、償却資産の問題についてもですね、この点についての改善の余地は十分にある。だから一般会計からの繰り入れの部分を多くし、それを償却に入れないということが必要だと思いますので、施設についての老朽管の問題についてもですね、これは料金でやるかどうかの判断は個々によって違って来るだろうと思うんです。要は漏水が激しく発見されたときについてはですね、一般会計でやると、ずばり、こういう考え方に基づく施設の整備が必要だというように思います。

それから水道局が持っている土地であります。現在水道局の前の駐車場に使っている部分、それと的場の箸尾水源池があるということなんですけれども、これらはですね、水道が負担をして持っているという点は不合理だと思います。値上げを抑えるという趣旨からいってもですね、町が持って水道に貸し与える、あるいはまた不必要なところは町が買い上げる、こういう体制をとるべきです。このことが水道料金の値上げを抑えていく要因であり、町民の生活を守っていく、その視点であります。こういうことを強く要望することとともに、この予算についてもそれに基づいた改善策を必要だというように思いますので、今回の水道特別会計予算は反対です。なお反対をしてですね、中身については賛成だというような形で指摘されるわけですが、反対がこの議会で通った場合については、反対されている方々のところの改善されたものを集約して、もちろん町が改めて予算計上するわけです。私たちはそのような場合に、予算計上する場合に、町長がどういうところで議会の意見を組み入れたのかと、このことによっては私たちが全体として議論していた中で、一つ、二つ、三つのこれはそのときの町民の重大な関心事にある場合についてはですね、否決された後、改善点が出てきた場合については大胆に賛成する場合もあり得るわけです。私たちは町民の利益をどこに置くのかということ視点を絶えず明確に指定をしています。そういう点で町の予算というのは非常に難しい予算であることは確かです。国とは違って限られた予算の範囲内で編成していくわけですから、その場合の町民の理解度の問題がそのもとにあります。私たちはそういう点で反対をし、他の議員諸公が反対した場合に予算が執行できないというのではなく、直ちにこれは予算の組み替えをやって議会に再提案をしてくるわけですから、そのときにそれぞれの協議を重ねて改善点が出てくるという場合についての賛成は十分にあり得るということもこの場で指摘しておきたいと思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。 1 番議員！

1 番議員 寺前さんのいつも反対討論を聞くとですね、それええかなと納得する反面もあるし、

また根本的な矛盾、よくその言葉を使われますけれども、矛盾を感じながら私は聞くのであります。たとえば水道で持っている土地の話がいま出ました。的場の水道、それを一般会計で買って、その浮いた金を水道料金等に還元したらいいのではないかと、またたとえばそれをですね、水道会計が一般会計に売ったとしましょう、そうすれば何らかの形でそんなむだな金どこで何に使うんだというような形で反対されるでしょう。そうした一つ一つ、いまはしないでしょ、いまは言うたからしないでしょ。しかしそれがきちっと乗ったらそういう形でむだなことは買うなど、何に使うんですか、見通しを明らかにせよと、このようなことは必ず言われると思うんですが、本当に矛盾を感じながらその場その場の反対討論ではないかなと私は思うのであります。本案について反対者がありますので、私は賛成の立場で討論いたします。水道事業につきましては財政運営の厳しい中、職員が一丸となって努力されていることについては異論のないとこだと思っています。ただいまの反対の中で、共産党さんの論理は町が条例で取る消費税については反対で、店で買ったときの消費税についてはそうでないということですが、消費税はすべてにかかっているものであり払うのは当然であると考えます。

また有収率の問題であります。有収率の問題についてもやはり水道のこともドレンの流出量を調査し、有収率を1%上げたと、1%上げるということは大変厳しいのであります。この有収率についても、たとえば100%数値を出してその差額を一般会計で補填せよとおっしゃってんのか、いま香芝町の96%の差、その6%を一般会計で補填されているのかというような……。(4番議員「私は95%、案を出したのは95%。」)その差をですね、有収率のそれで漏れた水をですね、一般会計で取れというような話がありますが、それは一般会計から出すという出金するということは税金ですから、そういう金はほかのところへ使っただいた方が結構かなと思うんです。水道事業というのは公営企業ですから、使用する人、すなわち受益者負担にさせていただくのが公平性の原理からして当然であると考えています。有収率については、やはり水道の事業で1%アップ努力していただいたわけです。まだ寺前議員の言われるように95%も大きな数字であります。本当に5%と口では言うんですが大変努力されてるんです。(4番議員「努力してないちゅうてんねん。」)(議長「寺前さん、ちょっと聞いてください。」)平成12年度から本格的に調査されて委員会で説明を受けたとおりであります。今後なお一層努力していただき、有収率の向上に努めていただきますようお願いいたします。以上です。

議長 ほかに討論ありませんか。 5番議員！

5 番議員 まず一つはですね、土地を一般会計で買ったらまた反対するんだろうとおっしゃいましたけど、現にですね、12年度でしたか13年度でしたか、開発公社の方の土地を一般会計で買ったときに反対しておりませんので、一方的にですね、決めつけたような中身で言っていたのは大変に問題があります。

それからですね、有収率なんですけれども、以前には95%、94%だったことがあるんです。それが最近になって90%ということで、いろいろ調査していただいてもまだ改善されないということなんですけれども、その有収率を上げるということは根本的に重要な問題です。その部分で改善されないのであれば、その分を一般会計からという提案なんですけれども、一般会計から繰り入れるということについては、この水道事業の根本的な姿勢を考えていただきたいんですね。この前も言いましたように、地方公営企業の3条の部分でですね、基本原則では常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営させなければならないということでね、法律でうたわれているわけなんです。ですからその立場に立てばですね、大変水道料金高くなりまして、皆さんが本当に節水に節水を重ねておられる状態でありますから、そのような実態に見合った負担軽減のために一般会計から繰り入れることは当然のことなんです。だからその点についても山田議員、もう少し勉強していただきたいと思います。

それから後はそういう一般会計からのお金はほかのところに使ったらいいんじゃないかということなんですけれども、本当に税金の使い方につきましては、本当に小さい額でも住民の皆さんのために使うということが根本ですから、いろいろな知恵を出し合って税金を大切に使うことについて大いに研究し、今後も私たちも提案していきたいと思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。 13番議員！

13 番議員 最後ですので、最後の賛成討論をさせていただきます。

先ほどからいろいろと一般会計、今回も一般会計から補填と、この前からいろいろ聞いてましたら、各特別会計に一般会計から補填、一般会計から補填と、これは非常に安易な方法じゃないかと思うんです。と申しますのは、役場の職員さんにしたら一番楽な方法だと思うんですよ。足らなくなったら一般会計から補填すりゃいいじゃないかと、一番簡単な方法であり、またそれだけの財源があるのかどうかというような問題がございます。一般会計も打ち出の小づちではないと思うんです。これは国においても同じことでございます。ただ国においては打ち出の小づちがあるんです。これは日銀でございます。日銀が国債の引き受けをやれば、無制限に国債の引き受けをやればこれは打ち出の小づちでございます。幾らでも印

刷してるんでからね、ここが無制限にやればできる、ただそこだけなんです。あとは皆それぞれの制限でやられておる。特にこれからは僕は感じるのは、そういうばらまきな考え方がかえって間違っているんじゃないかと、やはりそれぞれの分、それ相応の負担をやっていかなくてはならない、これからは各地方機関もそれをどういうふうに町民の皆様に訴えていくかということが非常にこれから僕は大事になると思うんです。安易な方法です。ばらまきで、いやその分は一般会計から負担しなさい、足らん分は一般会計でしたらよろしいやないかと、そうじゃなしにやはりみんなでどういう具合に負担していくかということについて内容をはっきりと申し上げてやはりやっていかなくてはならない。広陵町の水道料金でも果たしてはたから考えてそのぐらい高いのか、公共の福祉というのはどういう意味なのか、この辺はね、やはり断水もしないようにしてやると、ただ値段的に高い安いじゃないんです。やはりそういう断水もさせない、それが一番の公共の福祉なんです。だからそれを取り違えておられるんじゃないかと、値段の問題だけで言っている問題ではないということをおし上げておきたい。以上でございます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 はい、討論がないようですので、討論を打ち切り採決をいたします。

本案について反対者がいますので起立により採決いたします。

議案第33号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第33号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 2 : 39 休憩)

(P.M. 2 : 58 再開)

議 長 それでは休憩を解き再開します。

次に日程4番、議員提出議案第2号、広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例については、松野さんから提出され所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について提案趣旨の説明をお願いします。 松野さん！

5 番議員 では広陵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の提案をしたいと思います。

この条例の変えるところは、第2条の第2項「満3歳に達する日の属する月の末日までの者」を「小学校就学前の者」に改めるということでございます。いま県の補助制度も受けて広陵町は3歳未満まで乳幼児医療費が助成されているわけなんですけれども、この経過といいましたら、前の一般質問でも言いましたように、まずは広陵町の議会での5歳児未満までの医療費の無料化ということで決議がなされた後で広陵町がそれに議会にこたえるという形で3歳未満、条例化しまして、その後そういう実態が県内で幅広く広まりまして、それを受けて県の助成条例ができたわけです。そういう経過を踏まえていけば、やはり議会としてもリーダーシップをとってですね、乳幼児の医療費の就学前までの無料化という形でいま提案していくことは大変時宜を得た妥当な提案というふうに思います。皆さんのところにも資料として、これは共産党の方の中央委員会が発行しています議会と自治体というこういう雑誌の中から資料として提供させていただいております。これは県レベルでのいろいろな制度なんですけど、全国的にも本当にこの医療費の無料化の拡充は行われている状態がこれで理解してもらえらると思います。そして今回、条例改正するに当たりまして、財源、大体一般質問の中で答弁ありましたように、2,000万から2,500万あればこれは制度実現できるわけなんです。私の方といたしましては、先ほどの一般会計での討論の中で提案しましたように、財源としましてたとえばですけども開発負担金、条例化してきっちり広陵町の財源として確保していく、あるいは同和事業の見直しをして、そして徐々に削減をする中で財源をつくっていく、あるいはまた毎年毎年3億近い繰り越しが出るわけですから、繰り越しでも十分に財源はできる、さらにですね、先ほどの討論の中でありましたけれども、落札率が99%を超えるのが大部分でございますが、これが適正な入札で適正な競争入札されるとすれば、大変大きな金額が財源として浮いてくるということになります。財源については問題ないところであることは明白の事実であります。今回予算の修正案を出させていただこうということで準備に取りかかったわけなんですけれども、先ほども説明いたしましたように、いまの広陵町の議会のシステムでいけば一般会計をさわることは至難のわざといえますか、不可能だということが明かであります。これは事務局の方でもそれは難しいということをおっしゃっていただきましたが、またこの点は今後改善をして、本当に議会の方がいろんな修正案、改正案、あるいはその予算についてもですね、修正案出せるような力量のある、そして中身のレベルの高いそういう議会になっていくために改善をしていくことを今後も提案していきたいと思っております。ご賛同の方、よろしく願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 ちょっとね、質疑いたしたいと思います。

後ほど都合3号、4号もちょっと見比べながらしてんですけどね、時の流れの経過、経緯からすると一番最初これ条例改正が一番最初に出てきております。まず2号ですね、先に条例変えてしまうと、こういうことですね。順位からいうと3号、4号、いままでの流れです、先に県なり国なり言うてですね、それからそれらいろいろの補助をもうて、それからこの条例を変えようというなら理解できるんですが、今回これあれですか、これだけを変えてほんで先ほど何か予算はちょっと何か先ほどから聞くと何か立てられるんはできないとか、そういう返事だったんですけど、その辺はどうなんですか。予算とですね、この条例と先ほど言うてる予算の立てられへんかったら変更案でもいいんです、そのようなものはどのように計画されておるんですか。何か聞いたら何千万円というんじゃ、そういうことも口頭で出てるんですけどね、予算案のその一つ、こういうふうな考えてますというのも一緒に出すべきではないでしょうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

議 長 はい、答弁願います。 5番議員！

5番議員 まず一つ、条例改正案が先にあって、後から意見書あるのはおかしいんじゃないかということなんですが、これは私の方がこうやってすべきだということでしたのではなくて、事務局の方で手続的にやっていただいたことですので、同じ議会の中ですから、順番はどういうことでもいいと思いますが、広陵町の内容からまたそういう前提踏まえて、また県、国という形に流れを持っていただいているのだというふうに解釈しています。

それからですね、もう一つは予算修正案なんですけれども、先ほども言いましたようにね、予算修正しようと思ったら交付税から、それからどっちにしてもこの乳幼児医療費のこの部分だけ修正案出すという手段もあるんですけども、そうしますと言うたらほかの問題点指摘している部分どうなんだということも出てくるでしょうから、本当に全般的に修正をしなければならなくなるわけですね。そうすると補助金、交付税内訳、詳細にですね、出していただかないと到底できないわけです。そういう資料は残念ながらいまのところ資料が出てくるのが大変遅いですし、それから議案そのものもですね、大変出てくるのが遅くて1週間広陵町あるわけなんですけれども、1週間の間でですね、資料をそういう詳細に出してもらって、そして組み立てていくということは現実の問題、時間的な問題としても大変無理があると、それを坂口議員はご理解していただきたいと思います。(12番議員「よしわかった、

賛成。）」

議長 松野さん、議案の順序は受付順になっているそうです。こっちで勝手にしたんではないそうです。（5番議員「事務上の手続でやったんだから一緒に出しているからね。」）おい、おい、おい、またそれ言うたら……。はい、そういうことです。ほかに質疑ありませんか。

はい、13番議員！

13番議員 この予算を伴う条例の改正でございますけれども、ちょっと町当局にお聞きしたいんですけどね、条例のみを改正すると予算が伴ってないんですね、これ。条例だけを改正してというのはこれ可能なかどうか、ちょっとこの点、お願いいたしたいと思います。

議長 はい、助役！

助役 それでは私の方からお尋ねでございますので、お答えさせていただきたいと思えます。

当然予算の提出件は長にあります。したがって必ず整合性を図ってもらわなきゃならんと、そのために必ず調整が要ると私はそういう理解をしております。したがって、そういう手続を省きまして議案だけを出されましても条例改正だけを出されましても、それは予算を伴わないということで実行が不可能だというふうに思うわけでございますので、その辺のご理解をお願いいたしたいと思えます。

議長 はい、ほかに質疑、質疑です。

（なしの声あり）

議長 討論でどうですか、続いて。はい、討論ありませんか。 はい、13番議員！

13番議員 本案に反対の立場から討論させていただきます。

中身をいいますと少子化対策の一環、これも含めてということで、別の方の意見書の方には出ておるわけでございますが、なるほど少子化対策、非常に現在子供が減っていると、これに対しては何らかのことをしなくてはならないということは、これは国民みんなが考えていることだと思うんです。ただこれがその対策、それは総合的にいろんなこういう形でというやはり少子化対策全般の中の問題としてとらえなくてはならないと、ただ医療費を小学校までしたら、ただそのためそれがあるから皆さんが子供をお産みにならないのかというような問題でございます。ですからこれからの福祉につきましては、先ほどは老人福祉関係についていろいろ議論があったわけです。そちらもたくさんやれ、小さい方もたくさんやれ、金は一体どないするんだと、そしたら2,500万ほどの金だからその分は何とかほかのどこやりくりしたらいいじゃないかというような意見でございますが、非常に安易な財政論では

私はなかりかと思ひます。なおかつ先ほど町当局から答弁のありましたように、予算の伴ってない一方的な条例改正はやはり差し控えるべきだと、私はそのように思ひますので、本案に反対いたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。 4番議員！

4番議員 条例改正と予算というのは常識的な話であつて、いまわざわざその予算の伴ってない条例改正には反対だということを言うけれども、議員から提案する場合というのは予算を伴ってない場合はあり得るわけです。これが可決されたら直ちに執行者はそれに基づいて予算措置をしなきゃならない、当たり前の話ですからですね、この問題を同時にしなければだめだというのは議員から出る案に対する無知です。当然条例が議会で通れば執行者はそのための予算措置は当然です。現在でいえば予算措置なされてないんだからそれはできないのは当たり前の話なんです。何の矛盾もないんです。だから予算が伴ってないからというて予算が伴ってたら条例を出す必要ないんです。そういう立法技術的な技術論でですね、反対をするというのはそんな暴論はないと思ひますよ。だから当然の話である、当然この議会で可決されれば、執行者は直ちに予算措置をする手続を直ちに進行させて4月1日までに間に合はす、議を開くいとまがなければ専決処分にはせざるを得ない。そしてまた費用弁償のときにも議が提案した問題についてはそのままに出している、過去にも例があります。そういう反対論というのは全く矛盾を生むことになります。そういう点で技術論の問題でここで議論をする必要は全くないと思ひます。その法律が通れば執行者はそれに適用する内容をとつていくというのは当たり前です。私たち自身がさらにその能力を持ってですね、ビシッと決めてやつていったら職員が要らなくなりますので、職員のそういう能力の当然前提にした条例です。そういう点でこの点はまず反対理由にならないというように思ひます。

それからこの6歳未満児の問題というのは、やはり一つの時代の流れをつくっていくもんだというように思ひます。3歳未満までの医療費の無料化についてですね、やはり時間を要しました。しかし現在ではスピードが速くなっており、少子化の対策というのはあらゆるところに出てまいつております。そういう点で広陵町がどのような少子化対策をとるのかと、目玉の一つとして具体的に検討するのは当然のことであつて、私たちはこの少子化の問題について、広陵町独自で学童保育や保育所の整備などとあわせてですね、一つの柱だということで提案し可決していただきたいと思ひます。その後直ちに理事者に会つて予算措置の手続をよろしくお願ひしときます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 はい、討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がありますので起立により採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

次に日程5番、議員提出議案第3号、乳幼児医療費無料化の拡充を求める意見書については、寺前君から提出され所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 寺前君！

4番議員 広陵町独自で6歳未満の就学時前の医療費の無料化という点はですね、これは県、国挙げてやらなきゃならない問題だという認識しています。その中であって、道中の中での広陵町が先行してやってほしいというのがこの前に出された問題です。広陵町でも5歳児未満までの医療費の無料化についてはですね、議会で議決していただいている経緯があります。先進的な役割を果たしていただいているわけですので、今回もこの国に対して、特に現在公明党の国会議員の坂口大臣がおられるところですので、この方あてにですね、ぜひ、21世紀の社会を見通すとき、少子化が大きな影を落としていると言っても過言ではありません。子供を産まない一番大きな問題は、子育てに大きな出費が必要で家計を圧迫するからと言われています。少子化対策を視野に入れた子育て支援事業の一つとして、県、市町村で乳幼児医療費無料化を実施している自治体も増えています。政府におかれましては、このような自治体の取り組みを一層推進するために、小学校就学前までの乳幼児医療費無料化を国の制度として位置づけていただきますように強く要望しますという内容で国に対して積極的に声を上げようという議会の役割の大事な一つですので、ご賛同のほどをよろしくお願いします。

議長 はい、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

はい、13番議員！

13番議員 幾らでも金があれば幾らでも何でもできるわけでございます。いま日本の国で、国民が一体何を求めて、最大何を求めているのかというのは経済対策なんです。この不況を

何とかしてくれと、テレビでも見ておられますとインタビューしたらほとんどはこの不況を何とかしてほしいと、そこに最大の金を持っていくというのがいまの現在のことではなかろうかと思うんです。乳幼児自身、福祉の方もかなりお金は出ております。乳幼児の方をするんなら老人福祉はここまでお互いにどこまで辛抱していただくかということではなかろうかと思うんです。出すだけ出してばらまきはもう終わったんです、そういう時代は。そういうことを考えまして本案には反対いたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がおりますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

次に日程6番、議員提出議案第4号、乳幼児医療費無料化の拡充を求める意見書については、片岡さんから提出され所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について提案の趣旨の説明をお願いします。 片岡さん！

3番議員 それでは先ほどは国の方に対しましての提案をさせていただいたわけですが、今回のこの私の拡充を求める意見書は、奈良県の方に対しまして拡充を求める意見書でございます。

趣旨に対しましては、先ほど国の方の対しましてと同じなわけですが、奈良県の現状から申しますと、いま奈良県の方では三つの町村が6歳までの医療費の無料化を行っております。そしてそのほかにも4歳までの医療費の無料化を行っているところもあるわけですが、だんだんとやはり子育てに対しましては、親御さんが子供さんを育てやすいように、そして子供さんを育てることがあまり負担にならないように、特に医療という命を守るという内容のところでは負担にならないようにということをやはり全体的に考えていかなければいけないときになってきていると思います。これは平群町と明日香では入院、通院とも6歳までが無料ということになっておりますし、十津川村では通院は6歳までのときで、ま

た入院につきましては小学校の入学までというふうな形でいま行われているところでございます。また、これは非常にこういう奈良県だけではなくて、中学までの医療費の無料化をされているところも全国的にはございます。そして広陵町でもやはり若い方が非常に前の町の参加の計画のときに出されておりましたように、若い方が定着をしにくい町だというふうに言われてます。その中の一つにやはり福祉に対しての不安感がある、そういうことで、この中学までの医療費を無料化されたこれは岐阜県の笠松町というところなんですけれども、何よりも町内の子育て真っ最中の若い家庭にとって負担がなく、医療機関で治療が受けられることは、アトピーに悩む人、ぜんそくで苦しむ子供を持つ人、子育ての初心者にとって心強い支援となっているということで、若い人が移ってくる町になりたい、そのようなことでやられているわけです。そのような奈良県も県ごとに実施していただきまして、奈良県の方に若い人が移ってこられるような町に、県になっていただきたい、そういうふうに思いまして、奈良県の方でもこのような子育て支援、また医療費の6歳までの医療費の無料化をぜひとも実施をしていただきたい、このように意見書をこの議会としても提出をしていただきたい、このように思いまして提案をさせていただいております。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 1番議員！

1番議員 ちょっと教えていただきたいと思います。明日香村では小学校就学前までの医療費無料化を実施したと、小学校就学前というのは何歳になるんでしょうか。それから上牧町では小学校就学前までの歯科医療費の無料化を実施されていますと、これは少し違うのではないかと、違うのではないかと思っているんですが、正しければ正しい、間違っていると思いますといえども間違えて、まず質問です。

議長 ただいまの質疑に対し提案者より（1番議員「分からねば私が答えます。」）提案者、答えていただけますか。 3番議員！

3番議員 ただ上牧の場合は、歯科は小学校入学までということで行われております。また明日香では、小学校の通院、入院とも6歳到達の属する月末までというふうに行われて……。

（1番議員「6歳までということ。」） はい、6歳に、6歳到達、そうですね。（1番議員「それいつからこれ実施実施してんの、この明日香は。」）（5番議員「去年ぐらいいかな。」）去年ですね、平成11年の4月の2日のとこの条例改正に伴いまして行われているというふうに認識しております。

議長 はい、続いて。 1番議員！

1 番議員 私が持っているのはですね、平成12年8月1日現在の資料です。というのは、いま上牧町のことを聞かせていただきました。上牧町の場合はですね、3歳以上の方が歯科のみと、ですからゼロから3歳まではですね、2歳満まではこの歯科はないということなんです。だから無料化は実施されてないということですね。それからいま明日香村のことも言われました。明日香村の場合はですね、満5歳までということになってんですが、あなたの持っているのはいつの資料ですか。(4番議員「平成11年4月2日。’)古いわな。古いわな。11年やろ。(3、4、5番議員「12年4月。’)4月やろ、おれ12年8月やからちょっと長いわな、最近やな。(4番議員「そんな専門的なことそっちで聞いたらええのや、もう。’)だから間違ってることをまずこうしたことはきちっとですね、やはり上牧町とか明日香村の例を出されてですね、皆さん方これが正しいのかなとやはりこうした数字というのはきちっと出さんとですね、やはり我々も理解できないんです。我々もこれが僕が持っていなかったらこんなもんかなあとってこれを賛成するわけですけどね。(5番議員「違うんです。歯科の場合はね。’)そういうことでお答えいただいたらいいわけですから、それについて私が言うてんのはどうなのか。

議 長 はい、答えてもらえますか。 はい、3番議員！

3 番議員 そうです。アドバイスをいただき、ちょっといま教えていただいたところもあるわけですけども、3歳児未満までの歯科の場合につきましては、条例が二つに分かれているということで、全体的にしましたら、5歳までは無料になれるという県からの、県の条例が3歳未満の場合は適用されるということで理解をしております。

1 番議員 きちんと出してくれよ。それが広陵町の歯科が全部見れるのか、県の条例で。そんないいかげんな書き方したらあかんちゅうねん。

議 長 ほかに質疑ありませんか。質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。 はい、13番議員！

13 番議員 先ほども同じような文書でございますので、先ほど申しましたように、県もやはりかなり厳しい予算の状況になっておる中でございます。その中で先ほどここにもありました、特に出てきておりますのは、乳幼児の無料医療制度については所得制限を撤廃していただくとともに、きょうまでは低所得者にどれがしろこれがしろという話ばかりがあったわけでございます。ここにいたらもう所得制限を撤廃しろというような意見書でございます。また私自身、歯科医が上牧町で歯科医療が6歳未満ですか、6歳に達するまでの人には無料化されていると、これ間違ってるんじゃないかと私は思うんです。こういう制度を行うこと

がね。北欧の方ではあるものすごく社会保障の進んでる国で歯科はですね、歯の虫歯については保険の対象にならない、本人が管理すべきことを怠っているから、それはみんなの負担ではやらないというような制度もつくられておるわけでございます。ですから、やはり今後そこが一番これからいろんな制度について、一番大事な本人がなすべきことを怠った場合とかそういうものが非常にこれからはこういうお金が厳しい状況の中ではいろいろとなってくると思うんです。ですから、何もこれ上牧町を自慢したもんじゃないと、私は例に出して自慢するようなもんじゃないと思います。それと先ほど申しましたように、所得制限を撤廃せよということは高額所得者の人も全部一律にせよということは、先ほどからいろいろ議論している低所得者を優遇せよという議論とは全く矛盾していくんじゃないかと、そのように考えますので、私は反対いたします。

議長 ほかに討論ありませんか。 5番議員！

5番議員 賛成の立場で討論をいたします。まず所得制限を撤廃するという事なんですけども、やはりいまの若い世代は本当に共働き多いですね、男性1人の収入ではなかなか厳しい実態があります。若い世代がいま大変な少子化なんですけども、その一番大きな原因が子育てにお金がかかるということなんですね。そういう部分でいえばですね、特に若年層ほど貧富の差も少ないわけ、ほとんどないといいますかね、少ないわけですね。そういう部分とそれから根本なんですけども、少子化対策という観点で私の方は提案しておりますので、そういう子育て応援の一つの施策としてお考えいただきたいというふうに思います。

それから歯は自分で管理できるからいいんじゃないかといいますけど、歯の質もありますし、小さい子供はやっぱり生活習慣の中ですね、やっぱり一番歯科に行く頻度が高いのがこういう乳幼児期なんです。だからそういう意味でですね、上牧町では歯科だけを無料化しているというそういう経過があるわけなんです。そういう点で、いま自分で管理すれば絶対に虫歯にならないという問題でもやっぱりありませんし、それはですね、歯科の保健衛生指導をね、もっともっと強化していただいて歯科にかかる子供さんを少なくしていく努力とあわせてですね、早期に虫歯を治療して、ひどくならないうちに治療すればそれだけ医療費も軽減できるわけですから、大変医療費を浮かす対策としても実効性があるというふうに思います。

それから先ほど山田議員が明日香がどう、上牧ですか、制度どうのこうのということをおっしゃってましたけれども、ちょっとそこまできっちりとしてない、言うてないということになったかもしれませんが、3歳児未満までの医療費の無料化にさらに上乘せして3歳から

6歳ですか、就学前までの歯科だけの医療費の無料化の条例がある、このような状態だというふうに認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

議長 次に日程7番、議員提出議案第5号、広陵町で30人学級実現を目指す決議については、松野さんから提出され所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 松野さん！

5番議員 では広陵町で30人学級実現を目指す決議についての説明をさせていただきたいと思えます。

これはですね、山田議員が総務委員長のときだったんですけども、この広陵町議会としましても、この30人学級の意見書を政府の方に出しております、送付しております。ですからそのときに賛同されてる議員さんもたくさんおられるわけなんです。それから繰り返し確認していることですが、広陵町の教育長も30人学級を都度都度要望しているということでご努力いただいていることも、本当に感謝してるところでございます。そういう中でですね、今回はですね、それらの前提を踏まえまして、広陵町として、今回教育制度の改革もあったわけなんですけれども、20人学級とか30人学級とか、いろいろな柔軟な対応が少人数学級を容認する法案も可決されたところなんですけれども、そういう部分を大いに広陵町も取り入れながらですね、それとあわせて、広陵町としてもやはり一番子供たち、将来の広陵町を担っていく子供たちが大切に育てられる、責任ある成人に育つように大切に育てられていくことが大切だと思いますので、たとえばですね、愛知県の方ではね、少人数授業の試みが割と早期にされているということなんです。これ教育新聞をコピーしたんですけども、名古屋の方では名古屋市では、小学校1年生で1学級当たりの児童数が40人近

い学校に非常勤講師を配置して30人編成の授業を実施する方針を固めたということで、初年度は市内260校のうち16校で実施するというので、少人数授業の効果について今後も調査をし、順次拡大をしていきたいというふうにやってるんですね。ですから今回の決議は、そういう方向性を確認する決議なんです。中身をお読みいただいたらご理解いただけるんですけども、そういうことで、いままさにこんだけやらなきゃいけないということではなくって、いままでの経過を踏まえて、さらに教育委員会としても努力をしていただきたいという方向性だけの決議ですので、当然どなたの議員さんも賛同していただける内容だと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 1番議員！

1番議員 この少人数学級につきましては、きのうの国会で与党3党で可決された法案であります。しかし少人数学級についてはですね、やはり民主、共産、社民の野党は反対されたのであります。ですから共産党さんのいま壇上で述べられてることとですね、中央でやられてるのは格差があるのではないかということも1点述べさせていただいて、それをどう思っておられるのか。それから30人学級をすれば、この広陵町においては教室が当然足りません。いま敷地内もいっぱいあります。特に真美ヶ丘についてはそうではありますが、それについてはどのような考えを持っておられるのか、二つ質問いたします。

議長 はい、質問に対し提案者より説明してください。 松野さん！

5番議員 まず教室の方からいきますけども、教室足りないということなんですけども、これは一遍にできることでもないかもしれません。ですからいま徐々に愛知県では小学校の低学年を30人学級ということでやってるんですね。ですから全部やったら幾らかかって何教室足りないのかということもまず洗い出してですね、その中で、じゃ今年度はこの学年をやっていこう、来年度はこの学年やっていこうという長期的な計画をつくっていただければいいのではないかなというふうに思います。そしていま空き教室が出ている学校も広陵町にはあるんじゃないかと思しますので、やりやすい部分からですね、計画的に実行していただくことを提案したいと思います。

それからですね、これは決議ですからね、そういう方向性を示す。それから少人数学級の容認法案の問題なんですけれども、これは文部省の方では第7次でしたか、30人学級をしていくということが確認されているんです。ところが今回はその30人学級の枠を変えないで40人を出してきたからね、だからいまままで文部省言っていたことから後退するわけですわ。だからそういう点で反対しました。代案として私共産党とそれから民主党、社民党の

野党3党で、改正案提案しています。そこにはきっちりと30人学級明記しています。それについて公明の皆さん、自民党の皆さんが反対された、こういう経過がありますので、何ら矛盾しないものでありますからご理解いただきたいと思います。

議長 ほかにも質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

はい、1番議員！

1番議員 この案については反対であります。それはきのうの国会でもありましたように、30人学級については、民主、共産、社民の野党3党が代案として、国が国立学校での学級規模の標準とする40人を30人に引き下げる改正案を出しましたが、公明、自民、もう一つ保守で否決したのでありますから、上の方で決まりましたので、この案についても反対であります。

議長 ほかにも討論ありませんか。討論ありませんか。 4番議員！

4番議員 まず30人学級についての広陵町議会での意見書は通っているわけです。山田議員もその当時賛成をされています。そしてそのことを指摘しているにもかかわらずですね、今回は公明党さんは上に忠実な政党みたいで、共産党は自主独立で進んでるということからいってもですね、非常に矛盾がある。現実には山田議員の考え方が30人学級を促進してほしいという気持ちがあるにもかかわらずですね、国会で共産党などが提案した30人学級の提案をですね、公明党などが否決したから反対だというのは、本来自分の意志で意見を述べる、絶えず山田議員が言っているですね、点から矛盾すると思います。広陵町の町民がよくなるための努力が足りない証明をされた一例だと思いますので、反対の理由にならないと思います。

議長 ほかにも討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がおりますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 賛成少数であります。よって本案は否決されました。

議長 お諮りします。お手元に配付いたしておりますとおり、各委員長から議長あてに所管の事務について調査、研究の申し出があります。このことについて委員長からの申し出の

とおり、閉会中の継続審査に付することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

続いてお諮りします。議会運営委員長から議会運営に関する事項については、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の審査に付することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の審査に付することに決しました。

次に、議会広報の研修については、奈良県町村議会議長会主催の研修会に毎年議員を派遣しています。よって平成13年度においても、議員2名以内の派遣をすることとし、時期及び人選については議長に一任願いたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって議会広報研修は行うものとし、時期及び人選については議長に一任されました。

議 長 以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

平成13年第1回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 3 : 45 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成13年3月23日

広陵町議会議長 中 山 正

署 名 議 員 坂 口 友 良

署 名 議 員 山 本 悦 雄